

令和7年度文部科学省委託調査

研究開発評価に関する実態調査・分析業務

報告書

2026年3月



本報告書は、文部科学省の令和 7 年度科学技術総合研究委託事業による委託業務として、公益財団法人未来工学研究所が実施した令和 7 年度「研究開発評価に関する実態調査・分析業務」の成果を取りまとめたものです。

研究開発評価に関する実態調査・分析業務
報告書

目次

1. 調査の概要	3
1.1 調査の目的	3
1.2 調査の内容	3
1.2.1 研究開発評価に関する調査・分析	3
1.2.2 「研究開発評価に関する実態調査・分析業務」の総括	5
1.2.3 文部科学省研究開発評価人材育成研修の開催	5
1.3 調査の方法	6
1.3.1 文献ウェブ調査	6
1.3.2 インタビュー調査	6
1.3.3 検討会議の開催	6
1.4 調査の体制	7
2. 研究開発評価に関する調査・分析	8
2.1 アメリカ合衆国（米国）	8
2.1.1 国・地域における研究開発評価制度の体系とその内容	8
2.1.2 主要機関における研究開発評価システムの体系とその内容	26
2.1.3 評価疲れについての各国・地域の現況	41
2.1.4 その他の特徴的動向	43
2.2 カナダ（加国）	54
2.2.1 国・地域における研究開発評価制度の体系とその内容	54
2.2.2 主要機関における研究開発評価システムの体系とその内容	68
2.2.3 評価疲れについての各国・地域の現況	82
2.2.4 その他の特徴的動向	82
2.3 スウェーデン王国（スウェーデン）	88
2.3.1 国・地域における研究開発評価制度の体系とその内容	88
2.3.2 主要機関における研究開発評価システムの体系とその内容	90
2.3.3 評価疲れについての各国・地域の現況	106
2.3.4 その他の特徴的動向	107
2.4 大韓民国（韓国）	112
2.4.1 国・地域における研究開発評価制度の体系とその内容	112
2.4.2 主要機関における研究開発評価システムの体系とその内容	123
2.4.3 評価疲れについての各国・地域の現況	131

2.4.4	その他の特徴的動向.....	131
2.5	「研究開発評価に関する実態調査・分析業務」の総括.....	134
2.5.1	調査・分析結果の比較.....	134
2.5.2	文科省評価指針の改定に向けた示唆.....	144
3.	文部科学省研究開発評価人材育成研修の開催.....	158
3.1	開催概要.....	158
3.1.1	趣旨・目的.....	158
3.1.2	日程・会場.....	158
3.1.3	対象者及び募集方法.....	158
3.1.4	参加者.....	159
3.1.5	受講理由.....	161
3.1.6	プログラムの構成.....	161
3.2	開催結果.....	163
3.2.1	講義内容に対する評価及び意見.....	163
3.2.2	プログラム評価演習に対する評価及び意見.....	169
3.2.3	研修全体に対する評価及び意見.....	171
3.2.4	今後とりあげてほしいテーマなど.....	172
3.3	今後に向けての示唆.....	173
3.3.1	講義について.....	173
3.3.2	演習について.....	173

1. 調査の概要

1.1 調査の目的

文部科学省では、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 28 年 12 月 21 日内閣総理大臣決定）（以下、「大綱的指針」という。）が改定されたことを受け、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成 29 年 4 月 1 日文部科学大臣決定）（以下、「評価指針」という。）の改定を行った。

評価指針は、文部科学省の所掌に係る研究開発の評価を遂行する上での基本的な考え方をまとめたガイドラインであるが、平成 29 年度以来、改定がなされていない状況である。評価指針の最終改定時から研究開発評価の周辺状況は変化しており、現在の研究開発評価を巡る状況や研究開発評価の実態と課題を把握する必要があると考えられる。

このため、本調査では、諸外国の研究開発機関や資金配分機関にかかる研究開発評価に関して、諸外国の種々の取組の具体的、詳細な状況等について、文献調査や現地における担当者からの直接の聞き取り調査を行うものである。

さらに、我が国の研究開発機関や資金配分機関の実務担当者等を対象に研究開発評価人材育成研修を行い、研究開発評価を取り巻く状況や研究開発評価の実態を共有するとともに研究開発評価の更なる普及を図る。

これらの結果を報告書に取りまとめ、文部科学省及び研究開発機関等において今後の研究開発評価に関する実務・施策の企画立案に資するものとする。

1.2 調査の内容

1.2.1 研究開発評価に関する調査・分析

以下大きく 3 項目についての調査・分析を実施した。

なお、調査対象国及び機関は、次表のとおりである。これらは、後述の検討会議の助言を受けて選定したものである。

表 1-1 調査対象

国等	特徴	調査対象機関
米国	<ul style="list-style-type: none">現在の評価制度は、研究開発評価を含め、「政府業績成果現代化法(GPRAMA)」の下、事業等の循環的な改善を図る仕組み。GPRAMA と調和させた「エビデンスに基づく政策基盤形成法(EBPM 法)」により、政策立案から実施、評価に至るまでの組織としての業務マネジメント能力の向上に向けた様々な取組を義務付け。GPRAMA や EBPM 法等に基づく評価活動を支援するための規定を大統領府行政管理予算局(OMB)が通達や覚書といった行政文書として整備。通達文書 OMB Circular No. A-11 では対象となる機関や方針の詳細を、OMB M-21-27 などの覚書では評価のための実践的なガイダンスを提供。	全米科学財団(NSF)

カナダ	<ul style="list-style-type: none"> 財務管理法第 42.1 条に基づき研究開発評価を含む政策評価を実施。「各省庁は、所掌する進行中のプログラムの妥当性と有効性を 5 年ごとにレビューする」ことを規定。 具体的な運用にあたっては、財務委員会事務局による「結果に関する方針」に基づいて実施。 	自然科学・工学研究会議 (NSERC) カナダ国立研究会議 (NRC)
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> スウェーデンでは、4 年毎に「研究・イノベーション政策法」を公表し、長期的な資金配分の優先順位の設定と、モニタリングと評価を実施。同法は、Vinnova がデータ分析、ステークホルダー対話等を通じて策定、スウェーデン議会の審議を得て、政策として採択されるものであり、政策の進捗状況等のモニタリングは Vinnova やその他関係機関が実施する。 また、Vinnova では、政府が実施する「戦略的イノベーションプログラム (SIP)」のメタ評価、SIP9 年間評価 (方法論報告書) 等を公表している。 	イノベーション・システム庁 (Vinnova) スウェーデン研究会議 (Vetenskapsrådet, VR)
韓国	<ul style="list-style-type: none"> 科学技術政策、特に科学技術や学術の振興を第一義的な目的とする政策の評価は、「国家研究開発事業等の成果評価及び成果管理に関する法律 (研究成果評価法)」に基づき実施。機関評価、プログラム評価、プロジェクト評価について規定。 評価の実施に関して必要な事項は、多くの場合、別途大統領令で規定。その代表的なものとして、「国家研究開発事業等の成果評価及び成果管理に関する法律施行令 (研究成果評価法施行令)」がある。 	韓国科学技術企画評価院 (KISTEP)

(1) 研究開発評価制度に関する調査・分析

検討会議における助言を踏まえ、大きく以下の 2 点の調査分析を実施した。その際、特に、「研究開発課題の評価 (プロジェクト評価)¹⁾」については分野特性への配慮や事前・中間・事後評価の重み付けに、「研究プログラムの評価」については自己評価、外部評価、第三者評価の区分に着目して調査分析を実施した。

1) 国・地域における研究開発評価制度の体系とその内容

各国・地域政府当局が提示する研究開発評価に関わる法令、規程、ガイドライン等 (研究開発評価に対する要求事項) を調査し、政策評価や機関評価等と関係を含めて、研究開発評価がどのように制度化されたり、義務づけられたりしているのかを体系的に明らかにした。

それらの要求事項において、「研究プログラムの評価」及び「研究開発課題の評価 (プロジェクト評価)」の枠組みや考え方、具体的な手法や評価フロー等の詳細について、規定しているものはあるか、規定しているとすればそれは具体的にどのようなものかに加え、近年注目されている事項があれば合わせて調査を行った。

¹⁾ 大綱の指針における「研究開発課題の評価」は、評価論において一般的に「プロジェクト評価」と呼ばれており、諸外国においても基本的にはこの呼称を用いている。本報告書では、特に断らない限り、この両者を無差別に用いている。

2) 主要機関における研究開発評価システムの体系とその内容

各国における代表的な資金配分機関を事例としてとりあげ、国レベルにおける評価制度の枠組みの中でどのような研究開発評価システムの体系を構築しているのか調査を実施した。特に、機関独自に策定しているガイドライン等がある場合、その詳細について取りまとめを行った。

(2) 評価疲れについての各国・地域の現況

大綱的指針における「評価疲れ」について、各国の研究開発評価及び関連する政策評価等の評価に係る実施状況や重複状況を確認し、各国・地域における「評価疲れ」の実態を調査分析した。なお、「評価疲れ」の主体には、評価事務局、評価者、被評価者が考えられ、これら主体の違いを意識した上でとりまとめを行った。

(3) その他の特徴的動向

以上に加え、1) 評価における生成 AI の活用、2) 経済安全保障と評価との関係、3) 社会的インパクトの取り扱い、4) EBPM やエビデンスに基づく法人運営といった観点からも動向調査を行い、そこから得られる示唆についてとりまとめを行った。

1.2.2 「研究開発評価に関する実態調査・分析業務」の総括

今年度を含めた3年間(令和5～7年度)の「研究開発評価に関する実態調査・分析業務」の成果を踏まえ、今後「評価指針」の改定があった場合の見直しの方向性について検討を行った。

その際、昨年度詳細な調査を行った国際的動向(「研究評価に関するサンフランシスコ宣言(DORA)」、「研究評価の改革に関する合意」、「同合意を推進するための有志連合(CoARA)」等)も踏まえ、これらの動向と調和的な見直しの方向性を検討した。

また、米国のみならず、欧州やカナダの研究開発評価研究者・実務家が例年多く参加する国際会議「AAAS Annual Meeting 2026」に参加し、最新動向の情報収集を行った。

これらの調査結果は、検討会議にてその詳細を共有するとともに、議論を行った。

1.2.3 文部科学省研究開発評価人材育成研修の開催

委託業務の目的を実現するため、文部科学省研究開発評価人材育成研修を実施した。研修の内容や実施形式、具体的な対象者については、検討会議において検討の上決定した。

1.3 調査の方法

1.3.1 文献ウェブ調査

これまで当研究所が実施、蓄積してきた調査研究の実績をベースに、調査対象国・地域及び機関の公式資料等をウェブサイト等から収集し、情報の整理及び分析を実施した。また、関連する評価研究等における成果があれば、合わせて検討の素材として活用した。

1.3.2 インタビュー調査

文献ウェブ調査からでは明らかにすることのできない評価内容や詳細な運用の実態等について把握するために、2026年2月12日から14日にかけて米国アリゾナ州フェニックスで開催された国際会議「AAAS Annual Meeting 2026」に参加し情報収集を行った。

1.3.3 検討会議の開催

調査・分析及び研修の実施に必要な事項について検討し助言を得ることを目的として、有識者からなる検討会議を設置した。

検討会議のメンバー構成は、次のようなものである。

伊地知寛博 成城大学 社会イノベーション学部 教授
畠田 敏行 大学改革支援・学位授与機構 研究開発部 教授
前波 晴彦 自然科学研究機構 共創戦略統括本部 特任准教授
祐野 恵 京都大学 学際融合教育研究推進センター 特定准教授

検討会議は、次のような日程、議事で、全4回開催した。いずれもオンラインでの実施であり、すべての回にメンバー全員が参加し、検討を行った。なお、第4回では、文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会分科会長である水本哲弥氏（独立行政法人日本学術振興会上席参与）をゲストとして招聘し、意見交換を行った。

表 1-2 検討会議の開催概要

日時	議事
2025年11月27日(木) 16:15～18:00	1)委員紹介 2)調査の概要及び進め方について 3)次回以降の予定について
2025年12月12日(金) 10:30～12:30	1)研修の詳細について(スケジュールなど) 2)「総括」に向けた検討(各国の調査経過報告含む) 3)次回以降の予定について
2026年2月26日(木) 10:00～12:00	1)海外事例調査に関する中間報告 2)研修の振り返り 3)次回以降の予定について

2026年3月16日(月) 10:00~12:00	1)調査・分析に関する最終報告 2)「総括」に向けた議論
------------------------------	---------------------------------

1.4 調査の体制

本調査は、以下の体制で実施した。

田原敬一郎	公益財団法人未来工学研究所政策調査分析センター	主任研究員
安藤 二香	公益財団法人未来工学研究所政策調査分析センター	主任研究員
大竹 裕之	公益財団法人未来工学研究所政策調査分析センター	主任研究員
野呂 高樹	公益財団法人未来工学研究所政策調査分析センター	主席研究員
多喜沢操児	公益財団法人未来工学研究所政策調査分析センター	研究員

2. 研究開発評価に関する調査・分析

2.1 アメリカ合衆国（米国）

2.1.1 国・地域における研究開発評価制度の体系とその内容

(1) 評価制度の全体像と研究開発評価の位置付け²

米国連邦政府における評価制度は、2011年にオバマ政権下で成立した政府業績成果法現代化法（GPRAMA³）を法的な根拠の1つとして運用されている。これは、クリントン政権下の1993年に成立した政府業績成果法（Government Performance and Results Act: GPRA）を改正したものである。

GPRAは、個々の連邦政府機関に5年以上を対象とする戦略計画（strategic plan）の策定と少なくとも3年ごとの更新を求めるとともに、その下での年度ごとの業績計画（performance plan）及び業績報告書（performance report）の作成を義務付けるものであった。これは、各機関による目標および業績指標の設定と実績測定、報告を通じて、政策・プログラムの達成状況を継続的に把握する業績測定型の枠組みであり、自己評価的な性格を持ちながらも、大統領府行政管理予算局（OMB）や政府説明責任局（GAO）、議会、国民への説明責任と接続された制度であったといえる。

GPRAはその後、ブッシュ政権時に大統領のイニシアチブで導入された「プログラム評価・査定ツール（PART）」、「マネジメント・スコアカード」、「業績予算」といった仕組みを併用することにより、予算と行政活動との連結を重視するものへと変質していった。一方、「GPRA・PARTの結果、多くの業績指標と、重複する複数の業績マネジメント・システムができたが、その結果、議会・省庁・国民の誰も評価結果を使っていない」、「業績指標のほとんどはプロセス重視でアウトカム・ベースではない。省庁横断的な目標がない。業績情報は変革をもたらすために使われていない⁴」といった問題点が指摘されていた（新日本有限責任監査法人 [2]、未来工学研究所 [3]）。

GPRAMAは、こうした背景の中、「政府全体の業績をどう改善するか、あるいはそのためのシステムをどう改革するか」という視点で見直されたものであり（南島 [4]）、業績評価結果を予算編成に反映させるというよりも、諸改革と法制化を通じて、業績評価から得られる情報をマネジメントに活用することがより重視されるようになった（新日本有限責任監査法人 [2]）。戦略計画も大統領任期と連動する形で少なくとも4年間を対象とするものへと変更された。

GPRAMAの主なポイントをまとめると次のとおりである。

² 未来工学研究所 [1] をもとに、最新動向を踏まえて加筆修正

³ GPRA MODERNIZATION ACT OF 2010 :

< <https://www.congress.gov/111/plaws/publ352/PLAW-111publ352.pdf> > [2026/3/19 取得]

⁴ ジェフリー・ジェンツ首席業績担当官（CPO）による2009年10月29日上院委員会での議会証言

表 2-1 GPRAMA の概要

ポイント	概要
戦略計画関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大統領の任期にあわせて 4 年間以上とする。 ・ 大統領就任年の翌年 2 月第 1 月曜までに各機関の公式ウェブサイトで公開、大統領と議会に通知。関係する議会の委員会と各機関との間で 2 年毎に協議を実施(重大な外部環境の変化がある場合、適宜見直し) ・ 機関の目標・目的並びに関連する政府横断的な優先目標の達成に向けて、他機関とどのように連携するか、議会からの指摘をどのように組み込んでいるかの記載を新たに要求。 ・ (GPRAMA に引き続き)目標・目的の設定や修正に用いたプログラム評価の説明と、今後のプログラム評価の予定を記載。
年次業績計画関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年次業績計画には、政府横断的な取組に係る連邦政府業績計画 (federal government performance plan) と、機関ごとに策定する機関業績計画 (agency performance plan) がある⁵。 ・ 連邦政府業績計画については OMB が各機関と調整の上設定した機関横断型の優先目標 (Cross-Agency Priority Goals: CAPs⁶) に対し、現年度、次年度の業績目標を設定。また、業績目標の達成に貢献する機関や諸活動を特定するとともに、全体の進捗状況やそれら個別の機関、活動の貢献を測定もしくは評価するための業績指標を 4 半期ごとの目標とともに設定。目標達成に係る調整の責任者についても指定。 ・ 機関業績計画については現年度、次年度の業績目標を設定するとともに、それらが機関の目標・目的もしくは連邦政府業績計画で設定された業績目標に対しどのように貢献するかを記載。また、設定した業績目標のうち、機関としての優先目標 (Agency Priority Goals: APGs) を 2 年毎に特定。その他、特に貢献度の高いプログラムや 4 半期ごとのマイルストーン、目標の責任者、バランスのとれた一連の業績指標、データの正確性・信頼性、主なマネジメント上の課題等を記載。
年次業績報告書関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算年度終了後遅くとも 150 日以内に提出。 ・ 目標達成状況に関するレビューを 4 半期ごとに実施するとともに、オンラインによる公開を義務付け。 ・ 次の事項を明記: 業績目標を達成し成功しているかどうかについての検証及び過去 5 年間の実績; 達成できた業績と関連させて、現会計年度の業績計画を評価; (業績目標が未達の場合) 未達の理由、設定された業績目標を達成するためのプラン及びスケジュール; (業績目標が未達かつ業績目標が非実用的又は実行不可能である場合) そのような事態に陥った理由; データの正確性及び信頼性をどのように確保しているかの解説; 対象となる期間中に完了したプログラム評価の成果の要約、等。

出所: GPRAMA 及び新日本有限責任監査法人[2]をもとに未来工学研究所作成

⁵ これらは、後述の業績報告書とあわせ、「大統領予算教書 (補足説明報告書)」の一部として公表される。
⁶ Cross-Agency Priority Goals (CAP Goals) という名称は、GPRAMA の条文上の用語ではなく、OMB Circular No. A-11 や Performance.gov 等で用いられる運用上の呼称である。GPRAMA 上は、これに相当する目標を Federal Government priority goals (連邦政府優先目標) として規定している。

米国の評価制度に関して、もう1つ重要な法律が2019年1月にトランプ政権下で成立した「エビデンスに基づく政策形成基盤法（Foundations for Evidence-Based Policymaking Act of 2018：EBPM法⁷）」である。ここでいう「エビデンス」とは、狭義には「統計目的で実施される統計活動の結果として生成される情報⁸」のことを指すが、実際の評価制度の運用においては「信念や命題が真または妥当であるかどうかを示す利用可能な事実または情報の総体」として広義に解釈され⁹、基礎的事実把握、政策分析、プログラム評価、業績測定等を含むものとなっている¹⁰。同法は、連邦政府のエビデンス構築活動、オープンガバメントデータ、機密情報保護と統計の効率化を制度化し、連邦政府におけるデータ管理とエビデンス構築機能の強化を促すことを狙いとしている。

EBPM法では、全米科学財団（NSF）やアメリカ航空宇宙局（NASA）を含む主要連邦政府機関に対し、「エビデンス構築計画（evidence-building plan）」を策定し、機関の戦略計画に組み込むことを要求している¹¹。この計画は別名「ラーニング・アジェンダ（Learning Agenda）」と呼ばれており、各機関が関係者と協議を行いつつ自らプログラム、政策、規制に関わる政策関連の優先的な問いを特定し、それらに答えるために必要なデータ、方法、分析アプローチ、実施上の課題等を整理することを求めるものである。これは、単なる評価計画にとどまらず、政策形成・事業改善に向けた組織的な学習課題を明示化する仕組みとして位置づけることができる。

2025年1月に発足した第2次トランプ政権においても、GPRAMAやEBPM法に基づく戦略計画、業績計画、業績報告、エビデンス構築計画等の制度的な枠組みは廃止されおらず、2025年8月に公開された「Circular No. A-11」（OMBが各連邦政府機関等の長に向けた通達文書として毎年度更新している予算作成及び執行に関する実務的なガイダンス）にも引き続き反映されている。ただし、同年版のA-11には、第2次トランプ政権の方針を反映し、GAOの位置づけ、予算権限の取消し（rescissions）や予算執行の繰延べ（deferrals）等の予算執行管理、行政措置リストの提出、人員・FTE見積り、DEI・気候関連記述の削除、報告削減等に関する更新が行われており、制度の外形的継続と運用上の方向転換を区別して捉える必要がある。この文書の詳細については後述する。

次図は、GPRAMAやEBPM法等に基づく米国の評価制度（業績マネジメントシステム）の全体像を示したものである。このうち、「エビデンス、評価、分析及びレビュー」に記載の内容については、(2) 研究開発評価に関する規定等の整備状況で解説する。

⁷ EBPM法 < <https://www.congress.gov/bill/115th-congress/house-bill/4174/text> > [2026/3/19 取得].

⁸ 米国法典第44編第3561条(6) (44 USC § 3561(6)) による定義

⁹ OMB Circular A-11 (2025)

¹⁰ 連邦政府機関の長に向けた覚書（2019年7月10日） < <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2019/07/M-19-23.pdf> >, [2026/3/19 取得].

¹¹ エビデンス構築計画の直接の根拠は、EBPM法第101条により新設された米国法典第5編第312条（5 U.S.C. §312）であり、同計画は米国法典第5編第306条（5 U.S.C. §306）に基づく戦略計画に組み込まれる。

図 2-1 米国の評価制度の全体像

出所: OMB Circular No. A-11 (2025), Page 2 of Section 200 をもとに未来工学研究所作成

2001年のジョージ・W・ブッシュ政権以降、こうした法律をベースにしつつ、評価を含む行政のマネジメントに関し、政権として重視する方針が「大統領のマネジメント・アジェンダ (President's Management Agenda: PMA)」の中で示され、公表されている。第2次トランプ政権においても、2025年12月8日に「アメリカ国民への約束を果たす：納税者が求める政府を実現する¹²⁾」と題するPMAが公表されたが、その分量はわずか2ページであり、歴代政権のものとは比べると極めて簡素なものにとどまっている。

バイデン＝ハリス政権時と比較すると、同政権のPMAは、「公平で有効で説明責任ある政府がすべての人に成果を届ける」というビジョンの下、1) 連邦職員、2) 行政サービス・顧客経験、3) 政府運営の3つの優先事項として掲げ、それぞれの戦略を通じて複数年にわたって政府横断的な目標を実装する構成であった¹³⁾。これに対し、第2次トランプ政権におけるPMAは、OMBメモと添付の1ページのフレームワークからなり、大統領令・指令に基づくマネジメント改革上の優先目標として、1) 政府縮小・無駄排除、2) 米国民に対する説明責任、3) 成果提供・米国製品の購入 (Buy American) の3つを設定し、その下に8つのゴールと各ゴールに対応する取組項目 (Objectives) を列挙する構成になっている。前者が政府能力の形成と政策学習に重心を置く体系的な管理改革ビジョンであるのに対し、後者は大統領方針を連邦政府全体に徹底するための簡潔な優先目標体系として位置づけられる。

¹²⁾ 第2次トランプ政権によるPMA < <https://www.performance.gov/trump47pma/> > [2026/3/19 取得]

¹³⁾ バイデン＝ハリス政権によるPMA < <https://bidenadministration.archives.performance.gov/pma/> > [2026/3/19 取得]

表 2-2 バイデン＝ハリス政権と第 2 次トランプ政権における PMA の比較

比較項目	バイデン＝ハリス政権	第 2 次トランプ政権
目的・ビジョン	公平で有効で説明責任ある政府をつくり、すべての人に成果を届けること	選挙で国民から負託された改革方針を実行し、官僚制から政府運営の主導権を取り戻すこと
文書構成	3 つの優先事項と、その下での詳細な戦略を44ページにわたって提示。複数年の機関横断型優先目標 (CAP Goals) 及び Performance.gov を通じて今後具体的な進捗管理を行うことを計画	OMB メモ本文とフレームワーク(各1ページ)で構成。大統領令・指令に基づく3つの優先事項とその下での8つのゴール、ゴールごとの取組項目(3~6)の一覧を提示
優先事項	1) 連邦政府職員の強化とエンパワーメント、2) 卓越した、公平で安全な連邦サービスと顧客体験 (CX) の提供、3) より良い再建 (Build Back Better) に向けた政府運営機能の管理	1) 政府を縮小し無駄を排除する、2) 国民に対する説明責任を確保する、3) 成果を届け、米国製品を優先する

出所: 未来工学研究所作成

両者の最も本質的な違いは、官僚制への信頼の置き方である。バイデン＝ハリス政権では、連邦政府職員は政府能力の源泉であり、したがって、採用を強化し、職員を支え、働き方を改善し、労使関係を含めて政府を「モデル雇用主」にすることが改革の中心に置かれている。一方、第 2 次トランプ政権では、大統領アジェンダの実行を妨げる可能性のある対象であり、不要職の削減、低業績者の排除、職員の成果責任、大統領方針への整合、政治任命者による補助金統制が中心に据えられている。

エビデンスに対する捉え方も対称的である。バイデン＝ハリス政権では、連邦政府のデータマネジメント及びデータサイエンス能力を高め、EBPM と科学的インテグリティの文化を育てることが明記され、機関横断型優先目標 (CAPs)、各機関の戦略計画、機関優先目標 (APGs)、Performance.gov 上の指標・成果を通じて、PMA の進捗を学習、把握するとされている。第 2 次トランプ政権における PMA は、連邦法上の要請に基づき OMB が優先目標を調整するという点では制度的には同じ系譜にあるが¹⁴、その焦点は EBPM 法型の「学習する政府」ではなく、大統領令・指令に基づく大統領マンドートの実行と官僚機構の統制に置かれている。

なお、米国では、GPRAMA で求めている定型的な評価以外にも、多様なチェック・アンド・バランスの仕掛けが組み込まれている。たとえば、政府説明責任局 (GAO)、議会調査サービス (CRS)、国立科学・工学・医学アカデミー等によってアドホックに評価が行われるほか、米国における主要なシンクタンクも、政府のプログラムと政策オプションに関するアセスメントを実施するなどしている (Wessner [5])。

¹⁴ 第 2 次トランプ政権 PMA は、合衆国法典第 31 編第 1120 条 (31 U.S.C. §1120) に基づく連邦政府優先目標 (Federal Government priority goals) の更新・公表要件を満たすものとして OMB が発出したものであり、制度形式としては GPRAMA 以降の連邦政府業績管理制度の枠内に位置づけられる。ただし、その内容面では、大統領令・指令により設定されたマネジメント改革上の objectives を priority goals として整理したものであり、バイデン＝ハリス政権 PMA のようなラーニング・ジェンダや政府能力形成を前面に出した構成とは性格が異なる。

(2) 研究開発評価に関する規定等の整備状況

前述のように、米国における研究開発評価を含む評価制度は GPRAMA や EBPM 法等に基づいて運用されているが、これらの実施を支援する多様な規定等が整備されている。次表は、このうち主なものを一覧化したものである。

表 2-3 研究開発評価に関する主な規定等の一覧

名称	性格	概要
OMB Circular No. A-11	通達	連邦政府機関の長に向け、OMB が予算編成・執行に関するガイドラインとしてまとめたもの
OMB 長官(代理)による覚書 (OMB M-19-23; OMB M-21-27 等)	覚書	ラーニング・アジェンダからプログラム評価に至るまで4段階でガイダンスを整理

出所:各種資料をもとに未来工学研究所作成

まず、第一に挙げられるのが前述の「Circular No. A-11」である。これは、各連邦政府機関等の長に向けた通達文書として、OMB が予算作成に関するガイダンスや予算執行に関するインストラクションを提供するものであり、最新のものは 2025 年 8 月に公表されている。Circular No. A-11 は、GPRAMA や EBPM 法等を前提に、大統領の示すビジョンや優先事項の実現に資する予算編成・執行を行うための実務的なガイドラインとなっている。なお、ここでいう各連邦政府機関が踏まえるべき大統領の優先事項とは、前述の PMA のような行政管理一般に関わるものだけではなく、OMB と大統領府科学技術政策局 (OSTP) が関係連邦政府機関等の長に宛てて例年 8 月頃に公表する「研究開発予算優先事項¹⁵⁾」なども想定されている。

また、OMB では、OMB 長官 (代理) による覚書として、2019 年 7 月 10 日に関連するガイダンス (OMB M-19-23) のとりまとめを行っている。ここでは、「EBPM 法の要件を満たすには、継続的かつ集中的な努力が必要」であり、「(その) 実施は必然的に既に実施中の活動を基礎とし、場合によっては新たな方法でこれらの活動の調整を必要とすることを認識している」との問題意識の下、次のようなことに取り組むこととしている。なお、この覚書自体が下記第 1 段階のガイダンスに対応するものとなっている。

- 関連するデータ・情報政策のガイダンスと、OMB Circular No. A-11 (毎年度の予算作成に関するガイダンスと予算執行に関する指示を提供) のような関連する OMB ガイダンスを整合させること
- 4 つの段階に分けて反復的かつ補足的なガイダンスを提供すること
 - 第 1 段階：ラーニング・アジェンダ、人事及び計画策定
 - 第 2 段階：オープン・データ・アクセス及びマネジメント

¹⁵⁾ 最新のものは次の通り：Fiscal Year (FY) 2027 Administration Research and Development Budget Priorities and Cross-Cutting Actions (September 23, 2025).
<<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2025/09/M-25-34-NSTM-2-Fiscal-Year-FY-2027-Administration-Research-and-Development-Budget-Priorities-and-Cross-Cutting-Actions.pdf>>
[2026/3/19 取得]

第3段階：統計目的のためのデータ・アクセス¹⁶

第4段階：プログラム評価

さらに、2021年1月27日の「科学的インテグリティとEBPMを通じて政府に対する信頼を回復することに関する大統領覚書」を受け、2021年6月30日には、OMB M-19-23や第4段階のガイダンス（OMB M-20-12）等を拡張したガイダンス（OMB M-21-27）が発表された。バイデン政権最末期の2025年1月15日には、第2段階のガイダンスとして、OMB M-25-05がOMB M-13-13を置換する形で発出されている。

こうしたEBPM法の実施に関するOMB M-19-23やM-21-27については、少なくとも現時点で明示的に撤回または置換されたことは確認できない。OMB M-25-05についても、2025年4月に発出された第2次トランプ政権下のAIガイダンス（OMB M-25-21）において、データ資産の共有・公開に関するガイダンスとして参照されている。これらのことから、ラーニング・アジェンダや年次評価計画、評価基準、人員・計画体制等に関するOMBガイダンスとしては、なお有効なものとして扱うのが妥当である。ただし、制度的基盤としてのこれらのガイダンスは継続している一方、第2次トランプ政権のPMAでは、前述のようにEBPM法型の政策学習や科学的インテグリティは前面に出ておらず、政権のマネジメント改革上の重点は大きく転換していることに留意が必要である。

(3) 研究開発評価に関する規定等の詳細

1) OMB Circular No. A-11

a. 規定の概要及び構成

OMB Circular No. A-11は、付録を含めて7パート290セクションで構成され、その分量は1,000ページ弱に及ぶものとなっている。このうち、パート6「プログラム及びサービス提供の改善のための連邦政府業績フレームワーク」が評価に直接的に関わる部分である。主にプログラム評価及び機関評価に関わるものであり、その構成は次のようなものである。なお、2024年度版と基本構成は変わっていないが、全体が再編・統合・簡素化され、新政権の方針が反映された内容となっている。

¹⁶ EBPM法実施の第3段階である「統計目的のためのデータ・アクセス」については、M-19-23でその実施領域が予告された後、単一のOMB文書としてではなく、CIPSEA 2018/Evidence Act Title IIIの実施として、主にOMB M-23-04による標準申請手続（SAP）の設定、SAPポータルへの運用、統計機関・統計単位の基本的責任に関するTrust Regulation等を通じて具体化されている。関連する既存ガイダンスとしては、統計目的のための行政データの提供・利用に関するOMB M-14-06も存在する。

表 2-4 OMB Circular No. A-11 PART6 の構成

第 200 条	概要
第 210 条	公表及び各機関の提出スケジュール
第 220 条	PMA、機関横断型優先目標 (CAPs) 及びマネジメント・イニシアチブ
第 230 条	機関の戦略計画策定
第 240 条	機関の業績計画の策定及び報告書の作成
第 250 条	各機関の優先目標 (APGs)
第 260 条	データ駆動型業績レビュー及び戦略的レビュー
第 270 条	プログラム及びプロジェクト・マネジメント
第 280 条	カスタマー・エクスペリエンスのマネジメントとサービス提供の改善
第 290 項	評価とエビデンス構築活動

出所: OMB Circular No. A-11 (2025) をもとに未来工学研究所作成

b. 規定の詳細

以下では、本通達における主な内容について紹介する。各条項の冒頭では、改訂箇所の手紙が掲載されている。なお、全編にわたって Q&A 形式でまとめられていることに 1 つの特徴がある。

ア) 第 200 条 概要

第 200 条では、関連する法や行政文書の解説、各機関における責任体制のあり方、用語の定義や目標体系、タイムライン等についてまとめられている。2025 年度版では、大統領令第 14215 号「すべての行政機関に対する説明責任の確保¹⁷⁾」を踏まえ、適用対象・適用範囲が更新された。同大統領令は、独立規制機関を含む行政部門全体について、大統領による監督・統制と国民に対する説明責任を強化することを目的とするものであり、重要規制に対する情報・規制問題室 (OIRA) による審査、独立機関の長に対する業績基準・管理目標の設定、OMB による予算配分の確認・調整等を求めている。これを受けて、合衆国法典第 5 編第 306 条(f)上の機関を対象としつつ、合衆国法典第 44 編第 3502 条第 5 号上の独立規制機関についても Part 6 の遵守対象であることが明記された。これにより、戦略計画、業績マネジメント、評価計画等の連邦業績マネジメントの枠組みについて、独立規制機関を含む行政部門全体への適用がより明確化された。

なお、2024 年度版から盛り込まれた組織の健康 (組織のミッションを支え、プログラムやサービスを提供し、ステークホルダーのニーズと優先事項を継続的に満たすために、集団としてパフォーマンスを向上させる能力) や業績に関わる概念・定義 (業績測定のアプローチ

¹⁷⁾ Executive Order 14215 “Ensuring Accountability for All Agencies” (February 18, 2025)
 < <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/02/ensuring-accountability-for-all-agencies/> >
 [2026/3/19 取得]

チの一種として「有効性（Effectiveness）」を位置付け）、そして、進化する職場環境においてそれら进行评估するためのフレームワークは、2025年度においても維持されている。

イ) 第 230 条 機関の戦略計画策定

第 230 条では、機関の戦略計画の目的、対象期間、年次業績計画（APP）との関係、戦略目標・戦略目的と業績目標・指標の関係、戦略計画に含めるべき内容等について解説されている。2024年版では、戦略計画の策定やエビデンスの調整に役立つツールとして、OMB M-21-27 から引用する形でロジックモデルが紹介されていた。

2025年版においても、戦略計画を、各機関が新政権の任期開始時に長期的な目標、実施方策、成果達成上の課題・リスクへの対応を示す文書として位置づける基本構造は維持されている。また、戦略計画上の長期的な戦略目標・戦略目的を、年次業績計画における業績目標、機関優先目標（APGs）、関連指標へ落とし込む関係も引き続き示されている。

一方、2025年版では、2024年版に見られたロジックモデルの明示的な紹介は見当たらず、第 230 条の構成は再編・簡素化されている。その代わりに、EBPM 法に基づくエビデンス計画及び能力アセスメント（Capacity Assessment）を、戦略計画とあわせて位置づけることが明確化されている。エビデンス計画は、政権または機関長の優先事項に関わる政策上の問いを特定し、それに対応するエビデンス形成活動を整理する行動志向の計画として位置づけられ、能力アセスメントは、各機関の統計、評価、研究、分析活動の範囲、質、方法、有効性、独立性を評価する文書として、戦略計画とは独立した文書として作成・公表することが求められている。

さらに、2025年版では、事業リスク・マネジメント（ERM）を戦略計画及び業績計画に統合することが新たに強調されている。ERM は、機関の戦略目的の達成に影響を及ぼし得るリスクを特定・評価・管理する体系的なプロセスであり、ミッション遂行、業務運営、法令遵守、公共の信頼等に関わるリスクを対象とする。第 230 条では、リスク選好、リスク許容度、リスクのポートフォリオ的把握、ガバナンスといった ERM の主要概念も示されており、戦略・業績マネジメントとリスクマネジメントを一体的に運用する方向が明確化されている。

また、2025年版では、次期の機関戦略計画について、2026年2月に公表される計画が少なくとも2026年度から2030年度までを対象とすること、2025年中にOMBによるレビューや各機関からのドラフト提出を段階的に行うことが示されている。これにより、第 230 条は、従来の戦略計画策定ガイダンスに加え、新政権下における FY2026-2030 戦略計画の策定プロセスを具体的に示すものとなっている。

ウ) 第 240 条 年次業績計画の策定及び報告書の作成

第 240 条では、年次業績計画（APP）及び業績報告書（APR）の目的や内容、機関戦略計画との関係、予算要求または議会による歳出承認との関係、業績目標・業績指標の設定・

変更、機関優先目標（APGs）や省庁横断優先目標（CAP Goals）との関係、業績データの正確性・信頼性の確保等について解説されている。

2024年版では、GPRAMAに基づく組織の業績マネジメントに用いられるエビデンスについて、EBPM法上の定義を置き換えるものではないとしつつ、「信念や命題が真実又は妥当であることを示す、入手可能な事実又は情報の集合体」として、より広義に捉えていた。また、エビデンスには量的なものだけでなく質的なものも含まれ、基礎的なファクト・ファインディング、業績測定、政策分析、プログラム評価等の多様な情報源や構成要素からもたらされる可能性があること、さらに、最も強力なエビデンスは単一の研究ではなく、質の高い信頼できる情報源のポートフォリオから得られるものであることが示されていた。あわせて、OMB M-19-23の図を引用し、これらの情報源がどのように組み合わせられてエビデンスの構成要素となるかが説明されていた。

2025年版では、第240条全体が再編・統合・簡素化されており、2024年版に見られたエビデンス概念の広義の説明やOMB M-19-23の図示は、第240条の中では前面に出ていない。ただし、業績情報やその他のエビデンスが予算判断に資するべきであること、業績目標の達成に必要な人的資本、研修、データ及びエビデンス、情報技術、スキルセット等を年次業績計画の中で説明すべきこと、業績データの正確性・信頼性を検証・確認すべきことなどは引き続き示されている。したがって、2025年版では、エビデンスの概念的整理は後景化しているものの、業績計画・業績報告におけるエビデンス利用の要請自体は維持されている。

2025年版の特徴として、第1に、年次業績計画と予算との接続がより明確に示されている。APPに含まれる業績情報及びその他のエビデンスは、予算過程における他の要素を補完しつつ、各機関の予算判断に資するものとされている。また、APPに記載される業績目標の目標値は、各機関の最終予算提出において想定される資源水準と整合する必要がある、政権の優先事項、OMBガイダンス、Passback（OMBによる予算査定結果の内示¹⁸）等とも整合させることが求められている。特に、FY2027のAPPについては、FY2026-2030機関戦略計画に示される目標・目的の枠組みに沿って策定されることが明記されている。

第2に、業績目標・業績指標の変更について、各機関が年次APPサイクルの中で、政策優先事項の変化やデータ駆動型業績レビューから得られた分析・知見を踏まえ、業績目標または関連指標を修正、削除、追加できることが示されている。この点は、業績管理を固定的な目標管理ではなく、政策環境や運営上の知見に応じて更新される管理サイクルとして位置づけるものといえる。

第3に、APP及びAPRの構成について、機関概要、ミッション、戦略目標、戦略目的、戦略レビューに基づく進捗要約、業績目標、実施戦略、実績値、主要管理課題、低優先度プログラム活動、業績データの正確性・信頼性等を含めることが整理されている。業績目標については、戦略目標・戦略目的との整合、省庁横断優先目標への貢献、機関優先目標への指定の有無、達成に必要な人的資本・データ・エビデンス・情報技術・マイルストーン・関係組織等を説明することが求められている。

¹⁸ Passbackとは、各省庁が提出した予算要求に対し、OMBが審査を行ったうえで、大統領予算案に盛り込む金額、方針、条件等を各省庁に通知する手順を指す。

第4に、2025年版では、連邦政府における業績及び説明責任を改善することを目的として制定された2024年連邦機関業績法（Federal Agency Performance Act of 2024¹⁹）を踏まえ、年次業績報告において、データ駆動型戦略レビューから得られた分析に基づき、各戦略目的に関する進捗状況を要約することが明確化されている。各機関は、直近年度における戦略目的の進捗、計画水準に対する成果、関連組織・プログラム活動・規制・政策等の貢献、目標達成可能性、達成を妨げるリスクや障害等を整理することが求められている。

第5に、政権交代年における業績計画・報告の扱いも整理されている。大統領選挙により政権交代が生じる場合、各機関は、退任政権下の業績報告と、新政権下で行われる計画策定を分離することが求められる。また、FY2025中に廃止又は削除された業績目標・指標については、FY2026 APPに基づき削除されたものについて、FY2025 APRで報告する必要はないとされている。これは、新政権の政策優先事項に合わせて業績目標・指標を整理する余地を明確化するものといえる。

なお、日本における研究開発評価の文脈では、政策・施策とプロジェクトとの中間にある政策階層としてプログラムを位置づけ、それを対象とする評価をプログラム評価と呼ぶことが多い。しかし、米国のA-11やOMBガイダンスにおけるプログラム評価（program evaluation）は、特定の政策階層に限定された評価を意味するものではなく、業績測定、政策分析、ファクト・ファインディング等とは異なる様式のエビデンス構築活動の一類型として用いられている点に留意する必要がある²⁰。

エ) 第260条 データ駆動型業績レビュー及び戦略レビュー

第260条では、「データ駆動型業績レビュー（Data-Driven Performance Reviews）」と「戦略レビュー（Strategic Reviews）」、及び後者と関連して実施される「事業リスク・マネジメント（ERM）」について解説している。

2024年版では、データ駆動型業績レビューは、機関の業績向上のための優先事項について、少なくとも四半期に一度、データに基づく進捗レビューを機関のリーダーに課すものとして位置づけられていた。これにより、目標を進展させるために必要な人材、資源、分析を結集させるとともに、継続的な学習と改善を行う組織文化の確立を企図していた。また、戦

¹⁹ 同法では、連邦機関の業績目標に関する戦略レビュー要件の見直しや、業績改善官（Performance Improvement Officer）を支援する副業績改善官（Deputy Performance Improvement Officer）の設置等を定めている。<https://www.govinfo.gov/app/details/PLAW-118publ190?utm_source=chatgpt.com> [2026/3/19 取得]

²⁰ プログラム評価のガイダンスであるOMB M-20-12では、評価及びプログラム評価について、「1つまたは複数のプログラム、政策、組織の有効性と効率性を評価する（assess）ために、体系的なデータ収集と分析を行うプロセス」として定義している。そのため、評価は、プログラム、政策、または組織のレベルを超えて行われる場合があること、また、重要な点として、形成的評価、インパクト評価、プロセス/実施評価等異なる種類があること、プログラム、政策、または組織の実施や設立に関する問いや特定の戦略の有効性や影響に関する問い、有効性の変動に関連する要因についての問い、プログラムを取り巻く文脈要因の理解に関する問いなどの検証に用いられること、これらは、現在のプログラム、政策、組織運営に関する意思決定に対し重要な参照情報を提供するものであること、などが述べられている。なお、本定義の最後では、「評価は学習と改善のためだけでなく、説明責任を果たすためにも使用されるべき」ことが強調されている。<<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2020/03/M-20-12.pdf>> [2026/3/19 取得]

略レビューは、機関の戦略計画で設定され、年次業績計画で更新される戦略目標・戦略目的について、毎年の進捗状況をレビューし、その結果を戦略的意思決定、予算編成、短期的な機関の行動、年次業績計画及び年次業績報告書に反映するものとされていた。ERM については、OMB Circular No. A-123「事業リスク・マネジメント及び内部統制に関する経営者の責任」に従い、事業上のリスク評価と管理を行うものとして整理されていた。

2025 年版では、これらの基本構造を維持しつつ、2024 年連邦機関業績法を反映し、第 260 条全体が再編・統合・簡素化された。特に、各機関が実施すべきデータ駆動型レビューとして、①機関優先目標 (APGs) に関する四半期レビュー、②省庁横断優先目標 (CAP Goals) に関する四半期レビュー、③機関戦略計画の目標・目的に関する年次のデータ駆動型戦略レビューが明示されている。APG については、各機関の長及び最高執行責任者 (COO) が、少なくとも四半期ごとに、目標リーダー等とともに進捗をレビューすることが求められる。CAP Goals については、指定された目標リーダー及び OMB が、少なくとも四半期ごとに進捗レビューを行う。さらに、機関の長及び COO は、業績改善官 (PIO) の支援を受け、少なくとも年 1 回、機関戦略計画に定める目標・目的に向けた進捗を評価するデータ駆動型戦略レビューを実施することが求められている。

2025 年版では、戦略レビューにおいて検討すべき事項も具体化されている。各機関は、各戦略目標・戦略目的について、直近年度における進捗、入手可能な最新のエビデンス及び業績情報、目標達成の見込み、プログラム評価、研究、政策分析その他のエビデンス構築活動、追加的なエビデンスの必要性、関係組織・プログラム活動・規則・政策等が計画どおり貢献しているか、予算・規制・法制度上の制約を含むリスク、達成困難な目標に対する改善方策等を検討することとされている。また、外部環境の変化、プログラム需要、執行上の課題、サービス提供改善や管理課題への対応から得られた教訓も考慮することが求められている。

戦略レビューの結果は、次期の年次業績計画その他の運営計画に反映されるほか、必要に応じて、大統領予算又は議会向け予算説明資料に盛り込むべき行政措置、予算上・立法上・政策上の提案の検討にも用いられる。エビデンスが不足し、特定の戦略目的の進捗を十分に判断できない場合には、各機関は、エビデンスの強度を明示しつつ可能な限り進捗状況を説明し、OMB と協議のうえ、評価、研究、データ収集への費用対効果の高い投資や、情報ギャップを埋めるための行政措置を検討することとされている。

ERM については、2025 年版では、戦略レビューとの関係がより明確に整理されている。リスクマネジメントは、組織の目標・目的の達成を妨げる課題または脅威を指揮・統制するための調整された活動であり、ERM は、機関全体の視点からミッション遂行上のリスクを戦略的に把握・優先順位付け・管理するためのアプローチである。各機関は、戦略レビューのプロセスを活用し、ERM によるリスク分析を調整することが推奨されている。具体的には、年次戦略レビューの一部としてリスク・プロファイルを作成し、ミッション及びミッション支援業務から生じるリスクを特定し、戦略目的の達成に向けて機関が直面するリスクをポートフォリオの観点から分析し、その結果を機関の計画及び実施戦略の見直しに反映することが想定されている。

また、2025年版では、戦略レビューの成果の公開報告についても明確化された。各機関は、2024年連邦機関業績法に基づき、年次戦略レビューの評価結果の要約を年次業績報告書（APR）に掲載することが求められる。各戦略目標・目的について、計画された業績水準に対する実績と進捗、関係組織・プログラム活動・規則・政策等の重要な貢献、目標達成の見込み、達成可能性を低下させるリスク又は障害を記載する必要がある。さらに、大統領交代年には、新政権の政策・優先事項に沿った新たな戦略目標・目的を策定するため、前政権下の機関戦略計画に基づく戦略目標・目的が新政権の方針に整合しないと各機関が判断する場合には、それらについて報告する必要はないとされている。

オ) 第 290 条 評価とエビデンス構築活動

第 290 条は、EBPM 法の文脈に沿って、各機関における評価責任者等の役割、ラーニング・アジェンダ、年次評価計画、能力アセスメント、評価基準、評価方針、関連する OMB の役割等について解説するものである。

2024年版では、ラーニング・アジェンダ（エビデンス構築計画）は、当該機関のプログラム、政策、規則に関連する政策上の問いを特定し、それに取り組むための体系的な計画として位置づけられていた。具体的には、短期的・長期的に重要な戦略上の問い、すなわちプログラム、政策、規制が個々に、あるいは組み合わせてどのように機能するかなど、機関がそのミッションをどのように果たすかに関する問い、及び人事、助成金申請、内部プロセスなど省庁の業務に関する業務上の問いに答えるためのエビデンスを開発する戦略を特定し、優先順位を付け、確立しようとするものとされていた。OMB は、これらの問いについて、現在の政権の優先事項、長年の課題、将来生じ得る優先事項に関わるものが含まれることを期待しており、また、こうした問いに答えるため、プログラム評価、業績測定、政策分析、基礎的な事実探索など、多様な種類のエビデンスを用いることを期待していた。

また、2024年版では、ラーニング・アジェンダを作成するプロセス、すなわち利害関係者の参加、利用可能なエビデンスの検討、問いの作成、エビデンス活動の計画と実施、結果の普及と利用、作成されたエビデンスに基づく問いの精緻化は、集団的な学習と継続的改善のプロセスであり、結果として得られる文書そのものと同等又はそれ以上に有益であり得るとされていた。このため、ラーニング・アジェンダは、少なくとも毎年見直される柔軟で反復的な文書であるべきであり、すべての機関に有効な単一のアプローチや形式は存在しないとされていた。

評価計画については、提出年度の翌年度に各機関が実施する予定の重要な評価活動を記載するものとして、EBPM 法により策定が義務づけられていた。この計画には、ラーニング・アジェンダの優先的な問いに答えるために役立つ「重要な」評価と、法令で義務付けられているその他の「重要な」評価を含めるべきであり、法定の評価の定義と各機関の「重要性」の定義を満たす活動のみを含めるべきであるとされていた。何が「重要」かについては各機関が定義し、その基準を示すことが求められていた。その際、機関のミッションに対するプログラムや資金の流れの重要性、資金規模や対象者の規模、プログラム、対象者又はプ

プログラムが解決しようとする課題に関する重要な知識ギャップをどの程度埋めることができるか、といった要素を考慮すべきとされていた。

2025年版では、第290条全体が再編・統合・簡素化されているが、EBPM法に基づく基本的な制度枠組みは維持されている。すなわち、EBPM法は、連邦政府におけるエビデンス構築、オープン・ガバメント・データ、機密情報保護及び統計効率を推進する法律として位置づけられ、評価責任者、最高データ責任者、統計官の設置を定めたものとして説明されている。第290条の主たる対象は、1990年最高財務責任者法（Chief Financial Officers Act of 1990）の対象となる主要な連邦機関、すなわちCFO Act機関である。ただし、2025年版では、非CFO Act機関及び独立規制機関に対しても第290条のガイダンスに従うことを強く推奨している。

2025年版の最も大きな変更は、FY2027計画サイクルから、従来のラーニング・アジェンダと年次評価計画の必要要素を、2つの別文書ではなく、単一のエビデンス計画に統合し、年次で更新することとされた点である。合衆国法典第5編第312条(a)(5 U.S.C. § 312(a))に基づき、各機関は、機関のプログラム、政策、規則に関連する政策上の問いを特定し、それに対処するための体系的な計画としてラーニング・アジェンダを戦略計画に含める必要がある。また、合衆国法典第5編第312条(a)(5 U.S.C. § 312(b))に基づき、各機関は年次業績計画にあわせて、翌年度に実施する評価活動を示す年次評価計画を作成する必要がある。2025年版は、この法定要件を踏まえつつ、FY2027以降は両者の必要要素をエビデンス計画に統合する運用を示している。

FY2027エビデンス計画には、3～5件の優先的な問いを設定し、各問いについて、対象となる政策・論点・優先領域、政権又は機関長の優先事項との整合、エビデンスを構築・活用する必要性、利用予定のデータ、分析方法、12か月以内の完了時期、実施手順、意思決定への活用方法、プログラムを対象とする場合には連邦プログラム・インベントリ（Federal Program Inventory）に対応する連邦支援一覧（Federal Assistance Listing）の名称及び番号等を記載することが求められている。また、当該エビデンス活動がEBPM法上の評価に該当する場合には、評価で扱う具体的な問い及び評価のために収集・取得する情報についても記載することが求められる。さらに、エビデンス構築またはエビデンス活用の際に想定される課題も記載することとされている。

エビデンス計画は、既存の職員及び資源の範囲内で実施される活動を反映するものとされ、FY2027エビデンス計画については、2025年9月に予算要求とあわせて優先的な問いをOMBに提出し、必要なFTEや資金等の資源を予算要求に反映することが求められている。OMBが優先的な問いを承認した後、各機関はOMBが示すテンプレートを用いてエビデンス計画を作成し、最終承認を受けたうえで、大統領予算と同時に公表することとされている。エビデンス計画は、機関戦略計画の独立した構成要素であり、Evaluation.govにも掲載される。

2025年版では、能力アセスメントについても、EBPM法に基づき、各機関の統計、評価、研究、分析活動の範囲、質、方法、有効性、独立性を評価するものとして位置づけられている。各機関は、ドラフトを2025年12月にOMBに提出し、エビデンス計画と同様に、機

関戦略計画の独立した構成要素として、大統領予算と同時に公表することが求められている。

評価基準については、2025年版でも、関連性及び有用性、厳密性、独立性及び客観性、透明性、倫理性の5つが示されている。評価は、重要な問いに答え、意思決定者が利用可能な形で提示される必要があり、信頼できる設計・方法・実施・報告に基づく必要がある。また、評価は、関係者及び国民から客観的と受け止められるよう適切な独立性を確保し、計画、実施、報告において透明であり、専門的・倫理的基準に沿って実施されなければならないとされている。加えて、第290条では、評価の質を確保するための実務上の先導事例 (leading practices) も示されている。

なお、2024年版では、第290条の末尾に、4年間の戦略計画とエビデンス計画のサイクルを示す図が OMB M-21-27 から引用され、ラーニング・アジェンダ、年次評価計画及びその他のエビデンス構築活動から生み出されたエビデンスが、ラーニング・アジェンダの更新と次年度の年次評価計画の作成にどのように用いられるかが示されていた。2025年版では、このような4年間サイクルの図示や、ラーニング・アジェンダを中心とする反復的学習プロセスの詳細説明は後景化し、エビデンス計画としての年次更新、優先的な問いの絞り込み、予算要求との接続、12か月以内の活動完了時期、Evaluation.gov への掲載といった、より実務的・年次管理的な運用が前面に出ているといえる。

c. 特記事項

本ガイダンスでは、業績報告書に記載されるデータの正確性、完全性及び信頼性に関する情報を示すことが求められている。2024年版では、年次業績報告書に含まれる送付状に、提示された実績データの完全性及び信頼性に関する機関長の評価、並びに必要な場合には完全性、信頼性及び質を改善するための機関計画を記載しなければならないとされていた。また、そのための有効な手段として、ピアレビュー等の外部評価の活用が指摘されていた。

2025年版においても、業績データの正確性及び信頼性を確保するという基本的な考え方は維持されている。各機関は、年次業績計画及び年次業績報告書において、業績データの正確性及び信頼性を検証・確認するための手続を説明することが求められている。また、業績データに限界がある場合には、その限界を明らかにし、必要に応じて改善方策を示すことが想定されている。

さらに、2025年版では、2024年連邦機関業績法を踏まえ、年次のデータ駆動型戦略レビューの結果を年次業績報告書に反映することが明確化された。これにより、年次業績報告書には、単に業績指標の実績値を示すだけでなく、各戦略目標・目的について、計画された業績水準に対する進捗、関連する組織・プログラム活動・規則・政策等の貢献、目標達成の見込み、目標達成を妨げるリスク又は障害等を整理して記載することが求められている。

以上を踏まえると、2025年版では、2024年版で重視されていた業績データの完全性・信頼性に関する説明責任を維持しつつ、データ駆動型戦略レビューを通じた分析結果を年次

業績報告書に反映することにより、業績報告を単なる実績値の記録ではなく、戦略目標の進捗、リスク、改善方策を含む管理・説明責任の手段として位置づけていると整理できる。

2) OMB M-21-27

a. 規定の概要及び構成

OMB M-21-27 は、OMB 長官代理による覚書として、2021 年 6 月 30 日に連邦政府機関の長に向けて出されたものであり、「エビデンスに基づく政策形成：ラーニング・アジェンダと年次評価計画」を主題とするものである。

その構成を示すと次のようなものである。28 ページと比較的コンパクトな内容になっている。

表 2-5 OMB M-21-27 の構成

<ul style="list-style-type: none">・ エビデンスに基づく統治・ EBPM 法からの機会<ul style="list-style-type: none">➤ エビデンスを構築し活用するためのリーダーシップ➤ 政府全体にわたる学習とエビデンス文化の構築・ 戦略的エビデンス構築<ul style="list-style-type: none">➤ ラーニング・アジェンダと年次評価計画の概要➤ エビデンス計画プロセス➤ 戦略的エビデンス構築計画・ 機関における重要な機能としての評価・ エビデンス構築の制度化<ul style="list-style-type: none">➤ 評価政策➤ 調査、評価、統計及びその他の分析のための能力アセスメント➤ 評価のための資源➤ 進捗状況のモニタリングと報告・ 結論 ・ 付録 A: エビデンスの構成要素と方法論的アプローチの概要・ 付録 B: 定義(「OMB M-20-12「EBPM 法の実施第 4 段階: プログラム評価の基準と実践」)より)・ 付録 C: FY21 および FY22 における EBPM 法の成果物のタイムライン・ 付録 D: 各機関のための実施リソース

出所: OMB M-21-27 をもとに未来工学研究所作成

b. 規定の詳細

以下では、本ガイダンスのポイントをいくつか紹介する。

まず、前述の OMB Circular No. A-11 でも触れたロジックモデルの活用があげられる。本ガイダンスでは、エビデンスの構築にあたっては、それがどのように利用されるか、機関内外のプログラムやマネジメント、規制、運営上の意思決定にどのように役立つのかを考えるべきであるとしているが、「政府全体にわたる学習とエビデンス文化の構築」の項で触れられているように、ロジックモデルはこうしたことを考える上での基盤となりうるツールであることが次図のように示され、重視されていることが分かる。

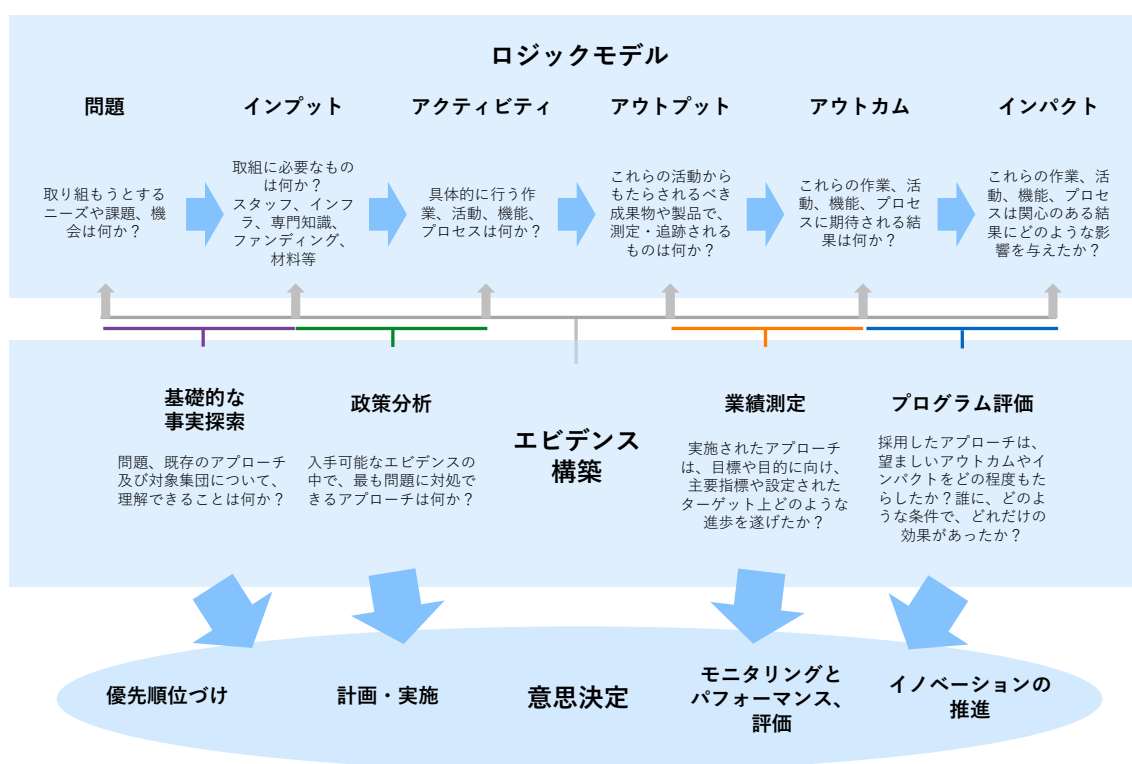


図 2-2 ロジックモデルに基づくエビデンス構築と意思決定への活用

出所: OMB M-21-27 をもとに未来工学研究所作成

また、「エビデンス計画プロセス」の項では、エビデンスが構築、共有、適用され、新たな優先事項が出現するに従って、ラーニング・アジェンダとその関連活動を適応させる必要性が述べられている。

次図は、4年間の戦略計画とエビデンス計画のサイクルを表したものである。ラーニング・アジェンダや年次評価計画、これらの計画に含まれないその他の関連するエビデンス構築活動を実施することで新たなエビデンスが生み出されると同時に、これらの反復によりエビデンスの基盤が豊かになっていく。OMB では、こうして蓄積された基盤と毎年度新たに生み出されるエビデンスをもとに、ラーニング・アジェンダの更新と次年度の年次評価計画の作成を行っていくことを理想として掲げている。

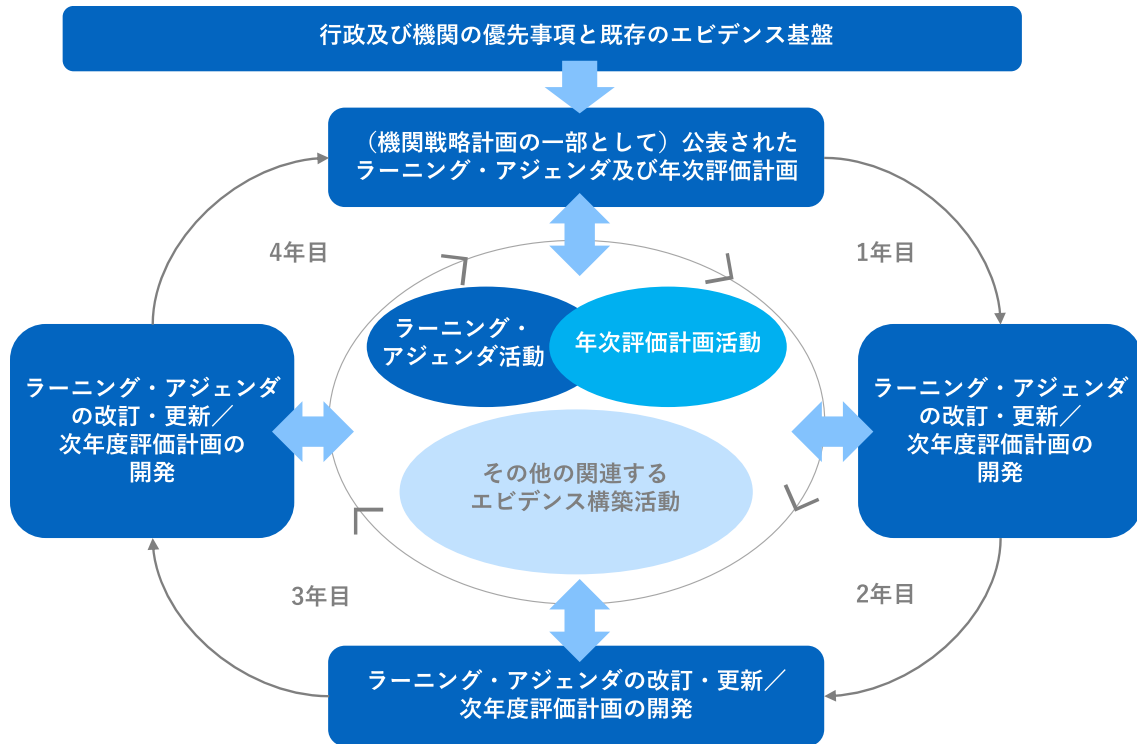


図 2-3 エビデンスのサイクル

出所: OMB M-21-27 をもとに未来工学研究所作成

c. 特記事項

OMB M-21-27 では、EBPM 法に基づく活動を各機関が実施していくうえで、追加的なリソースや支援が必要であることを認識し、その支援の一環として、各機関の利用を推奨するリソースを付録 D に示している。

そのうちの 1 つが、連邦政府職員専用のウェブサイトである MAX 上に設けられた、OMB エビデンス・チームが運営する「OMB エビデンス及び評価コミュニティ」のページである。同ページは、エビデンス及び評価に係る実践コミュニティを構築することを企図したものであり、一般には公開されていないが、各機関によるラーニング・アジェンダ、年次評価計画、キャパシティ・アセスメント、評価方針、プログラム評価及びエビデンス構築活動を支援するため、機関文書の例、ツールキット、参照資料、研修情報等を含む精選された資料のライブラリが用意されているとされる。

このような支援リソースの重要性は、前述の 2025 年版 A-11 の下でも失われていない。もっとも、2025 年版 A-11 第 290 条では、従来のラーニング・アジェンダと年次評価計画の必要要素を、2027 会計年度計画サイクルから単一のエビデンス計画に統合し、年次で更新する運用が示されている。このため、M-21-27 で示されたラーニング・アジェンダ及び年次評価計画に関する支援リソースは、現在も各機関のエビデンス構築活動を支える参考資

料として位置づけられる一方、実際の計画策定・報告に当たっては、2025年版 A-11 第 290 条に示されたエビデンス計画の構成、提出時期、予算要求との接続等を踏まえる必要がある。

以上を踏まえると、実効的なエビデンス構築活動や評価を実施していくためには、ガイダンス文書の整備だけでは不十分であり、各機関における実務経験の共有、文書例・ツールキット・研修資料の活用、評価責任者等の相互研鑽を通じて、継続的に能力形成を図ることが重要である。特に、2025 年版 A-11 がエビデンス計画を予算要求や年次の意思決定とより直接に接続させていることを踏まえると、こうした実践コミュニティは、単なる情報共有の場にとどまらず、各機関が限られた資源の中で優先的な問いを設定し、実行可能なエビデンス活動へ落とし込むための実務的支援基盤として重要性を持つ。

2.1.2 主要機関における研究開発評価システムの体系とその内容

(1) 全米科学財団 (National Science Foundation: NSF)

1) 調査対象機関の概要

全米科学財団 (National Science Foundation: NSF) は、「科学の進展を促進すること、国民の健康、繁栄及び福祉を向上させること、国防を確保すること」などを目的として、1950 年に議会により設立された独立連邦機関である。NSF は、医療科学を除く基礎科学及び工学の幅広い分野における基礎研究を支援するとともに、科学・技術・工学・数学 (STEM) 教育及び人材育成への支援も行っている。NSF の投資は、米国の大学等で行われる基礎研究に対する連邦政府支援の約 25% を占めている。2026 会計年度の NSF 予算は 87.5 億ドルである²¹。

NSF では、研究・教育分野ごとに設置された部局として、生命科学局 (BIO)、コンピュータ・情報科学・工学局 (CISE)、工学局 (ENG)、地球科学局 (GEO)、数理・物理科学局 (MPS)、社会・行動・経済科学局 (SBE)、STEM 教育局 (EDU) の 7 つが置かれている。また、2022 年には約 30 年ぶりの新部局として、技術・イノベーション・パートナーシップ局 (Technology, Innovation and Partnerships: TIP) が設置された。TIP は、全分野の科学・工学における利用志向・橋渡し型研究を推進し、重要・新興技術の加速、米国内のイノベーション地理の拡大、競争力ある人材基盤の形成を目的としている。

このほか、NSF 長官直轄室 (Office of the Director) には、統合活動室 (Office of Integrative Activities: OIA) や国際科学・工学室 (Office of International Science and Engineering: OISE) 等が置かれている。OIA や OISE は、個別分野に限定されない部局横断的な活動や国際連携に関する支援を担う部署であるが、NSF では近年、組織再編が進められており、OIA についても新たな組織構造を反映するため公式情報の更新が進められている。

²¹ Senate Appropriations Committee, “Congress Approves FY 2026 Commerce, Justice, and Science Appropriations Bill” <https://www.appropriations.senate.gov/news/majority/congress-approves-fy-2026-commerce-justice-and-science-appropriations-bill> [2026/3/19 取得]

評価に関しては、従来、統合活動室（OIA）の評価・アセスメント能力セクション（Evaluation and Assessment Capability: EAC）が、NSF の評価・エビデンス構築活動を支援していた。現在の NSF 公式サイトでは、評価関連機能は、助成管理室（Office of Award Management: OAM）内の評価・アセスメント能力ユニット（Evaluation and Assessment Capability Unit）として整理されている²²。OAM は、NSF の主要オフィスの一つであり、助成のライフサイクル全体に加え、機関業績管理及びエビデンス構築を支援する組織である。評価・アセスメント能力ユニットは、タイムリーで実用的な分析の提供と、NSF 全体におけるエビデンス生成・活用能力の向上を通じて、エビデンスに基づく意思決定を支援している。

また、2025 年以降の重要な変化として、NSF の外部諮問委員会の多くが廃止された点が挙げられる。NSF は、2025 年 2 月 19 日の大統領令「連邦官僚機構の縮小を開始する²³」を踏まえ、2025 年 4 月 15 日付で、生命科学局、業務・運営、コンピュータ・情報科学・工学局、サイバーインフラ、工学局、環境研究・教育、地球科学局、統合活動室、国際科学・工学室、数理・物理科学局、社会・行動・経済科学局、STEM 教育局に関する 12 の連邦諮問委員会を廃止したと公表している。一方、アラン・T・ウォーターマン賞委員会、国家科学賞大統領委員会、天文学・天体物理学諮問委員会、技術・イノベーション・パートナーシップ諮問委員会、科学・工学における機会均等委員会（CEOSE）については、法令上必要とされる委員会として継続するとされている。

この外部諮問委員会の廃止は、NSF における外部専門家の関与のあり方に影響を及ぼし得る重要な変化である。ただし、これは、後述する訪問委員会（Committee of Visitors: COV）そのものの廃止を意味するものではない。

2) NSF におけるプログラム評価

a. NSF における代表的なプログラム評価制度：COV による外部評価

連邦政府の評価制度では、GPRAMA に基づく戦略計画、年次業績計画、年次業績報告、データ駆動型レビュー等に加え、各機関がそのミッションや事業特性に応じて、独自のプログラムレビューや評価の仕組みを整備している（未来工学研究所 [1]）。NSF において、その代表的といえるものが、訪問委員会（COV）によるプログラム評価（外部評価）である。

COV は、NSF が支援する研究・教育プログラムの運営や審査プロセスについて、外部専門家の判断を活用して点検する仕組みである。現在 NSF が公開している COV に関する情報によれば、COV レビューは、科学・工学分野における研究及び教育の実施又は支援を主たる目的とし、助成、協力協定又は契約を推薦又は授与するプログラム及び室を対象として、概ね 4 年ごとに実施される。

²² OAM Evaluation and Assessment < <https://www.nsf.gov/oam/evaluation> > [2026/3/19 取得]

²³ Commencing the Reduction of the Federal Bureaucracy < <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/02/commencing-the-reduction-of-the-federal-bureaucracy/> > [2026/3/19 取得]

COV は、外部専門家の判断に基づき、主として 2 つの領域についてレビューを行う。第 1 は、プログラム運営の質及びインテグリティの評価である。第 2 は、研究提案の採否に関するプログラムレベルの技術的及び管理的事項である。COV は、個別研究課題の成果そのものを評価する仕組みというより、NSF のプログラム運営や助成審査・採択プロセスが適切に機能しているかを確認する外部レビュー制度として位置づけられる。

昨年度調査時点では、COV について、各プログラムを約 4 年ごとに審査すること、研究提案の審査過程の健全性・効率性及び NSF の投資成果の質・効果を検討すること、COV が勧告や指摘を含む報告書を提出し、NSF がそれに対して書面で回答すること、さらに COV の結果が各局・室ごとの外部諮問委員会にフィードバックされること等が NSF のウェブサイト上で説明されていた。

これに対し、現在 NSF のウェブサイトで公開されている COV に関する説明は、以前に比べて簡素化されている。現行の公開情報では、COV が約 4 年ごとに実施されること、外部専門家がプログラム運営の質・インテグリティ及び研究提案の採否に関する技術的・管理的事項について判断を提供すること、COV に関する記録は合衆国法典第 5 編第 1009 条(b) (5 USC 1009(b)) に基づき閲覧・複製可能であることが中心的に示されている²⁴。他方、従前記載されていた COV 報告書に対する NSF の書面回答や、COV 結果の組織内での活用プロセス等については、現在の公開ページ上では明示的には確認しにくくなっている。

b. ラーニング・アジェンダに基づくプログラム評価

EBPM 法では、各連邦政府機関に対し、戦略計画とあわせてラーニング・アジェンダを策定するとともに、年次業績計画とあわせて年次評価計画を作成することを求めている。これに対し、前述の 2025 年版 OMB Circular No. A-11 第 290 条では、2027 会計年度の計画サイクルから、両者の必要要素を単一の「エビデンス計画 (Evidence Plan)」に統合し、年次で更新する運用が示されている。以下では、この変更を踏まえ、最新の FY2026–2030 戦略計画²⁵及び FY2027 年次エビデンス計画²⁶に基づき、NSF における評価・エビデンス構築活動の現状を整理する。

FY2026–2030 戦略計画では、同計画を NSF の業績管理フレームワークの基本文書として位置づけ、3 つの戦略目標と 8 つの戦略目的を設定している。3 つの戦略目標は、1) トランスフォーマティブな研究及びイノベーションへの投資を通じて、米国の卓越性及び国家安全保障を確保すること、2) STEM 人材の強化を通じて、科学技術における米国のリーダーシップを前進させること、3) 能力の最適化と業務の近代化を通じて、NSF のインパクトを加速することである。これらの目標の下で、NSF は、研究投資の成果・インパクト、重要・新興技術、研究セキュリティ、研究インフラ、STEM 人材、地域・組織間の STEM

²⁴ NSF ウェブサイト committees of Visitors < <https://www.nsf.gov/about/performance/cov> > [2026/3/19 取得]

²⁵ NSF FY 2026-2030 Strategic Plan < <https://www.nsf.gov/about/performance/strategic-plan/nsf-fy-2026-2030> > [2026/3/19 取得]

²⁶ FY2027 Annual Evidence Plan < <https://nsf.gov-resources.nsf.gov/files/FY-2027-Annual-Evidence-Plan.pdf> > [2026/3/19 取得]

能力、NSF 職員の能力、助成管理やメリットレビューを含む業務運営の近代化等を重点領域としている。

ア) 評価課題・優先的な問いの選定

同戦略計画では、戦略目標及び戦略目的に向けた進捗を評価し、政策、サービス提供、業務運営に関する意思決定に活用するため、戦略的学習目標 (strategic learning goals) 及び優先的な問い (priority questions) が設定されている。ここで示される戦略的学習目標は、NSF が 2026–2030 会計年度の期間を通じて、どのような領域でエビデンスを構築し、意思決定に活用しようとしているかを示す上位の枠組みである。

FY2026–2030 戦略計画では、3 つの戦略的学習目標が掲げられている。第 1 は、NSF の米国研究・イノベーション投資の成果及びインパクトをどのように測定・評価できるかである。第 2 は、STEM 人材を強化するための投資を通じた進捗をどのように測定・評価できるかである。第 3 は、メリットレビュー・プロセスの近代化に向けた NSF の組織能力及び有効性をどのように評価し、高めることができるかである。

このうち、FY2027 年次エビデンス計画では、2027 会計年度に実施する具体的なエビデンス活動と対応する優先的な問いとして、1) NSF 投資の機関レベルの成果及びインパクトを体系的に測定・追跡するためのデータ及び方法、2) 科学技術界 (science and technology enterprise) 全体における研究セキュリティ上のリスクの特定・軽減、3) メリットレビュー改革による申請者負担の軽減及び NSF の業務効率改善、の 3 点を取り上げられている。すなわち、FY2027 年次エビデンス計画は、FY2026–2030 戦略計画に示された戦略的学習目標のすべてを網羅的に年度計画化したものではなく、そのうち 2027 会計年度に優先して取り組むエビデンス活動を具体化したものと位置づけられる。なお、STEM 人材投資の進捗測定・評価については、FY2027 年次エビデンス計画において具体的に言及されていないものの、FY2026–2030 戦略計画上の戦略的学習目標として引き続き重要な位置を占めている。特に、NSF の戦略目標 2「STEM 人材の強化を通じて、科学技術における米国のリーダーシップを前進させること」と対応しており、重要・新興技術分野における人材育成、STEM 職業への移行・定着、地域・組織間の STEM 能力向上等に関する投資の進捗を、今後どのように測定・評価するかが課題となっている。

表 2-6 FY2026–2030 戦略計画における戦略的学習目標と
FY2027 年次エビデンス計画で具体化された優先的な問い

戦略的学習目標	FY2027 年次エビデンス計画で具体化された優先的な問い・エビデンス活動
NSF の米国研究・イノベーション投資の成果及びインパクトをどのように測定・評価できるか	NSF 投資の機関レベルの成果及びインパクトを体系的に測定・追跡するためには、どのようなデータ及び方法が有効か。対応するエビデンス活動は、NSF Impact Framework (NIF)
	NSF は、科学技術界全体における研究セキュリティ上のリスクを、どのようにより適切に特定し、軽減できるか。対応するエビデンス活動は、研究セキュリティ上のリスクの特定及び軽減

戦略的学習目標	FY2027 年次エビデンス計画で具体化された優先的な問い・エビデンス活動
STEM 人材に関する NSF 投資の進捗をどのように測定・評価できるか	FY2027 年次エビデンス計画のサマリー表では、対応する個別の優先的な問いまたはエビデンス活動は示されていない
メリットレビュー・プロセスの近代化に向けた NSF の組織能力及び有効性をどのように評価し、高めることができるか	NSF のメリットレビュー改革は、申請者の負担軽減及び NSF の業務効率改善にどの程度有効であったか。対応するエビデンス活動は、負担軽減に関するメリットレビュー評価

出所：FY2026-2030 戦略計画及び FY2027 年次エビデンス計画をもとに未来工学研究所作成

イ) 最新計画における重点の変化

FY2025 年次評価・エビデンス計画では、ブリッド型労働、メリットレビュープロセスにおける採択率の差異、「広範囲の影響」基準の実施、農村地域におけるプレ K-12 STEM 教育・人材育成、NSF 地域イノベーションエンジン等の個別課題が優先課題として取り上げられていた。また、FY2026 年次評価計画も、特定の評価課題を年度単位で示す形式であった。

これに対し、FY2026-2030 戦略計画では、個別評価課題を列挙するのではなく、戦略目標に対応する戦略的学習目標を設定し、NSF が中期的にどのような領域でエビデンスを構築し、意思決定に活用しようとしているかを示す構成となっている。具体的には、研究・イノベーション投資の成果及びインパクトの測定、STEM 人材投資の進捗測定、メリットレビュー・プロセス近代化の評価という 3 つの領域が、NSF の戦略的なエビデンス構築課題として位置づけられている。

このため、最新計画における重点の変化は、単に評価課題の内容が入れ替わったというよりも、評価・エビデンス構築の枠組みそのものが、個別課題中心の年度計画から、戦略目標に紐づく中期的な学習目標と、その年度に具体化される優先的なエビデンス活動を組み合わせる形へと移行している点にある。特に、FY2027 年次エビデンス計画では、研究投資の成果・インパクト測定、研究セキュリティ、メリットレビュー改革という、NSF 全体の投資判断、研究インテグリティ、業務効率化、説明責任に直結する論点が前面に出ている。

ウ) FY2027 年次エビデンス計画におけるエビデンス活動

FY2027 年次エビデンス計画では、FY2027 に NSF が重点的に取り組むエビデンス活動として、3 つの優先的な問いと、それに対応する鍵となるエビデンス活動が示されている。同計画の Section I では、優先的な問い、鍵となるエビデンス活動、関連する政権優先事項が一覧化されており、Section II では、それぞれのエビデンス活動について、概要、優先事項との整合、関連トピックが記載されている。

この構成は、前述の 2025 年版 OMB Circular No. A-11 第 290 条において、2027 会計年度の計画サイクルから、従来のラーニング・アジェンダと年次評価計画の必要要素を、単一のエビデンス計画に統合し、年次で更新する運用が示されたことと整合している。すなわち、

FY2027 年次エビデンス計画は、単に評価活動を列挙する文書ではなく、政権または機関の優先事項に対応する優先的な問いを設定し、それに答えるためのエビデンス活動を、業績管理、予算編成、プログラム運営、業務上の意思決定に接続する文書として位置づけられる。

FY2027 年次エビデンス計画に掲載された優先的な問いは、前述のように、1) NSF 投資の機関レベルの成果及びインパクトを体系的に測定・追跡するためのデータ及び方法、2) 科学技術界全体における研究セキュリティ上のリスクの特定・軽減、3) メリットレビュー改革による申請者負担の軽減及び NSF の業務効率改善、の 3 件である。これらは、いずれも FY2026-2030 戦略計画の戦略目標と接続しており、研究投資の成果把握、研究インテグリティ及び国家安全保障、業務運営の近代化・効率化という NSF 全体の重要課題に対応したものとなっている。

表 2-7 FY2027 年次エビデンス計画における優先的な問い、
鍵となるエビデンス活動及び関連する政権・機関の優先事項

優先的な問い	鍵となるエビデンス活動	関連する政権・機関の優先事項
NSF 投資の機関全体における成果及びインパクトをより適切に測定・追跡するためには、どのようなデータ及び方法が有効か	NSF インパクト・フレームワーク (NIF)	<ul style="list-style-type: none"> • NSF 戦略目標 1: トランスフォーマティブ研究及びイノベーションへの投資を通じて、米国の卓越性及び国家安全保障を確保する • 大統領令 14332「連邦助成における監督の改善」 • 大統領令 14303「ゴールド・スタンダード・サイエンスの回復」
NSF は、科学技術界全体における研究セキュリティ上のリスクを、どのように適切に特定し、軽減できるか	研究セキュリティ上のリスクの特定及び軽減	<ul style="list-style-type: none"> • NSF 戦略目標 1: トランスフォーマティブ研究及びイノベーションへの投資を通じて、米国の卓越性及び国家安全保障を確保する • 大統領令 14303「ゴールド・スタンダード・サイエンスの回復」 • 2022 年 CHIPS 及び科学法 • 2025 年 11 月大統領府科学技術政策局 (OSTP) 情報提供依頼「米国科学界の加速」
NSF のメリットレビュー改革は、申請者の負担軽減及び NSF の業務効率改善にどの程度有効であったか	負担軽減に関するメリットレビュー評価	<ul style="list-style-type: none"> • NSF 戦略目標 3: 能力の最適化と業務の近代化を通じて、NSF のインパクトを加速する • NSF 目的 3.2: ゴールド・スタンダード・サイエンスを通じて説明責任ある機関運営を確保し、連邦資金の効果的な利用を維持する • 大統領令 14303「ゴールド・スタンダード・サイエンスの回復」

出所: NSF FY2027 Annual Evidence Plan をもとに未来工学研究所作成

第 1 のエビデンス活動である NSF Impact Framework (NIF) は、NSF 投資の成果及びインパクトを機関横断的に測定するための枠組みである。NIF は、経済成長を支える NSF 投資について、その成果や投資リターンを文書化、追跡、評価するプロセスの効率性・有効性を高めることを目的としている。また、インパクト報告に伴う受給者の行政負担を最小化

することも重視されている。この活動は、大統領令 14332「連邦助成における監督の改善²⁷⁾」が求める連邦助成の監督強化、説明責任、資金の効果的活用と整合している。また、NIFの開発に当たっては、大統領令 14303「ゴールド・スタンダード・サイエンスの回復²⁸⁾」が掲げる透明性、再現可能性、厳密性等の原則を踏まえることが示されている。

第2のエビデンス活動は、研究セキュリティ上のリスクの特定及び軽減である。NSFは、研究者及び研究機関が研究セキュリティ上の課題にどのように直面しているか、また、NSFの要件、ガイダンス、支援がリスク軽減能力の構築にとって有効な手段となっているかを把握するため、複数のデータソースを活用する。具体的には、「米国の研究エコシステムにおけるコミュニティ全体の保護 (Safeguarding the Entire Community in the U.S. Research Ecosystem: SECURE)」プログラムを通じて収集される研究セキュリティに関する分析、研修・アウトリーチデータ、リスクモデリング成果、実務者からのフィードバック、Research on Research Security (RoRS) プログラムのポートフォリオ、研究セキュリティ関係者との対話等が用いられる^{29), 30), 31)}。SECURE プログラムは、米国研究エコシステム全体における研究セキュリティを支援する NSF の取組であり、RoRS プログラムは、米国研究界 (U.S. research enterprise) を保護するため、研究セキュリティ上のリスク、実践、政策に関する理解を深める学際的・エビデンスベースの研究を支援するものである。なお、この活動は、2022 年 CHIPS 及び科学法³²⁾が NSF に求めた研究セキュリティ上のリスク軽減能力の整備と関連している。また、2025 年 11 月の大統領府科学技術政策局 (OSTP) による情報提供依頼「米国科学界の加速³³⁾」において、研究セキュリティを強化しつつ研究者のコンプライアンス負担を抑える方策が問われていることとも整合している。

²⁷⁾ IMPROVING OVERSIGHT OF FEDERAL GRANTMAKING (August 7, 2025)

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/08/improving-oversight-of-federal-grantmaking/?utm_source=chatgpt.com> [2026/3/19 取得]

²⁸⁾ Restoring Gold Standard Science (May 23, 2025) < https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/05/restoring-gold-standard-science/?utm_source=chatgpt.com > [2026/3/19 取得]

²⁹⁾ NSF-backed SECURE Center will support research security, international collaboration (July 24, 2024)<https://www.nsf.gov/news/nsf-backed-secure-center-will-support-research-security?utm_source=chatgpt.com > [2026/3/19 取得]

³⁰⁾ The Research on Research Security Program (RoRS)
<https://www.nsf.gov/funding/opportunities/rors-research-research-security-program?utm_source=chatgpt.com> [2026/3/19 取得]

³¹⁾ SECURE プログラムについて、NSF は、SECURE Center が研究セキュリティ上のリスクに関する情報・報告書の共有、研究セキュリティ研修、研究コミュニティと政府資金配分機関との橋渡しを担うと説明している。また、NSF の FY2026–2030 戦略計画でも、SECURE プログラムは、研究セキュリティ関連の情報、ツール、リソースを研究コミュニティに提供する取組として位置づけられている。RoRS プログラムについて、NSF は、米国研究界 (U.S. research enterprise) を保護するため、研究セキュリティ上のリスク、実践、政策に関する理解を深める学際的・エビデンスベースの研究を支援するプログラムと説明している。FY2027 Annual Evidence Plan でも、SECURE プログラムと RoRS プログラムは、研究セキュリティ上のリスク特定・軽減に関する Activity B のデータ源として明記されている。

³²⁾ U.S. Congress, Public Law 117-167, commonly known as the CHIPS and Science Act of 2022, enacted August 9, 2022. < <https://www.govinfo.gov/app/details/PLAW-117publ167/summary> > [2026/3/19 取得]

³³⁾ Notice of Request for Information; Accelerating the American Scientific Enterprise < <https://www.federalregister.gov/documents/2025/11/26/2025-21150/notice-of-request-for-information-accelerating-the-american-scientific-enterprise> > [2026/3/19 取得]

第3のエビデンス活動は、メリットレビュー・プロセス評価である。NSFは、メリットレビューを通じて、研究提案が公正、競争的、透明かつ詳細に審査されることを確保している。一方で、近年及び今後予定されているメリットレビュー改革は、審査プロセスを近代化・効率化し、科学技術界における負担を軽減するとともに、公的資金のより効率的な使用と説明責任の向上を図ることを目的としている。同評価では、行政データ及び顧客経験データを活用し、追加的なデータ収集を最小限に抑えながら、提案提出から採否通知までの平均期間、1提案当たりのレビュー時間、審査に付されず返却された提案件数等を分析する。また、申請者の負担軽減については、資金提供機会や財政支援方針上の要件の数・複雑性の削減、提案書作成に要する時間、過去の申請者経験調査から得られた満足度・負担データ等を用いて検討する。この活動は、大統領令14303「ゴールド・スタンダード・サイエンスの回復」に示された厳密性・透明性等の原則を、NSF自身の業務運営にも適用するものとして位置づけられている。

エ) 事例①：NSF 投資の成果・インパクト測定

ここでは、FY2027年次エビデンス計画における優先的な問いの1つ「NSF投資の機関全体における成果及びインパクトをより適切に測定・追跡するためには、どのようなデータ及び方法が有効か」を取り上げ、これに対応する鍵となるエビデンス活動（Activity A: NSF Impact Framework (NIF)）の概要を紹介する。

NSFインパクト・フレームワーク（NIF）は、NSFの投資がどのような成果及びインパクトをもたらしているかを、全機関的に把握するための測定枠組みである³⁴。NSFは、基礎研究、研究インフラ、STEM人材育成、重要・新興技術、研究成果の公開・活用等、幅広い投資を行っているが、その成果やインパクトは短期的・直接的なアウトプットだけでは捉えにくい。このため、NIFは、NSF投資の成果を多面的に測定し、機関の意思決定、資源配分、業績目標の設定、説明責任の向上に資するデータを提供することを目的としている。

表 2-8 Activity A : NSF Impact Framework (NIF) の概要

背景・目的	NSFは、幅広い科学・工学分野における研究・教育・人材育成・イノベーション活動に投資しているが、その成果やインパクトは多様であり、単一の指標だけでは把握しにくい。NIFは、こうしたNSF投資の成果を全機関的に測定・追跡するための共通枠組みを提供することを目的としている
分析対象	NSFの研究・イノベーション投資全体。ただし、FY2027段階では、特定のNSFプログラムまたはポートフォリオを対象としてNIFを試行することを想定
データ・情報源	NSFが保有する行政データ、助成・研究成果に関するデータ、研究成果の公開状況、特許等の技術的成果、プログラム・ポートフォリオ情報、その他NSF投資

³⁴ NIFについて、現時点で独立した詳細報告書が公表されているわけではなく、主にFY2027年次エビデンス計画及びFY2027 Annual Performance Plan and FY2025 Annual Performance Reportにおいて説明されている。後者では、NIFは、NSF投資の成果及びインパクトを評価するための全機関的な測定枠組みとして位置づけられており、NSFのリーダーシップに対して、資金をより効果的に活用するためのデータを提供し、将来の業績目標の開発にも資するものとされている。FY2027 Annual Performance Plan and FY2025 Annual Performance Report < <https://www.nsf.gov/about/performance/annual-performance-reports/fy-27-app-and-fy-25-apr> > [2026/3/19 取得]

	の成果・インパクトを把握するために利用可能なデータ
技術的 アプローチ	FY2026 に、行政データ等を収集・分析し、NIF を多面的な測定枠組み及びツールとして設計する。FY2027 には、特定の NSF ポートフォリオにおいて NIF を試行し、NSF 投資の成果及びインパクトを測定・追跡するための有効なデータ及び方法を検証する
期待される成果	NSF 投資の成果及びインパクトをより体系的に把握するための測定枠組みを構築し、NSF リーダーシップが資金配分、業績目標、研究・イノベーション投資方針を検討する際に利用可能なデータを提供する
利用・普及	NIF によって得られた知見は、NSF の業績管理、将来の業績目標の開発、投資ポートフォリオの見直し、研究・イノベーション投資の効果的配分、対外的な説明責任の強化に活用

出所：NSF FY2027 Annual Evidence Plan をもとに未来工学研究所作成

このエビデンス活動の特徴は、個別プログラムの成果評価ではなく、NSF 全体の投資ポートフォリオを対象に、成果及びインパクトを測定する共通枠組みを構築しようとしている点にある。NSF の投資は、論文、データセット、研究インフラ、人材育成、特許、スタートアップ、重要・新興技術の発展など、多様な経路を通じて成果を生み出す。このため、NIF は、単一の成果指標ではなく、複数のデータ及び方法を組み合わせて、NSF 投資の多面的な価値を把握するための基盤的なエビデンス構築活動として位置づけられる。

また、FY2027 年次業績計画では、NIF の開発が FY2026-2030 戦略計画の戦略目標 1「トランスフォーマティブ研究及びイノベーションへの投資を通じて、米国の卓越性及び国家安全保障を確保すること」に対応する業績目標としても整理されている。具体的には、FY2026 に NIF を多面的な測定枠組み及びツールとして設計し、FY2027 に特定の NSF ポートフォリオで試行することが示されている。これにより、NIF は、年次エビデンス計画上のエビデンス活動であると同時に、NSF の業績管理上の取組としても位置づけられている。NIF の具体的な内容を把握するうえでは、FY2027 年次業績計画に示された関連指標も参考となる。例えば、NSF は、研究成果の公開・活用状況を把握する指標として、NSF Public Access Repository³⁵に登録されたジャーナル論文、会議論文、データセット等の件数を追跡している。また、NSF 支援に由来する特許件数や、重要・新興技術に関わるスタートアップ、パートナーシップ等も、NSF 投資の成果・インパクトを示す周辺指標として位置づけられ得る。したがって、NIF は、これらの個別指標を単に並列的に集計するものではなく、NSF 投資の成果・インパクトを全機関的かつ多面的に測定するための枠組みとして整備されつつあるものと理解できる。

オ) 事例②：メリットレビュー・プロセス評価

同様に、FY2027 年次エビデンス計画における優先的な問いの 1 つ「NSF のメリットレビュー改革は、申請者の負担軽減及び NSF の業務効率改善にどの程度有効であったか」については、対応する鍵となるエビデンス活動として、「メリットレビュー・プロセス評価」(Activity C: Merit Review Process Assessment) があげられている。

³⁵ NSF Public Access Repository < <https://par.nsf.gov> > [2026/3/19 取得]

NSF のメリットレビューは、研究提案を公正、競争的、透明かつ詳細に審査するための中核的な仕組みである。一方で、申請・審査・採択に至るプロセスは、申請者、レビューア、NSF 職員に一定の事務的・時間的負担を生じさせる。近年及び今後予定されているメリットレビュー改革は、このプロセスを近代化・効率化し、科学技術界 (science and technology enterprise) における負担を軽減するとともに、公的資金のより効率的な使用と説明責任の向上を図ることを目的としている。

表 2-9 Activity C: Merit Review Process Assessment の概要

背景・目的	メリットレビュー改革の実施状況を踏まえ、これらの近代化の取組が、申請者の負担軽減及び NSF 内部の業務効率改善にどの程度寄与しているかを評価する
分析対象	NSF のメリットレビュー・プロセス全体。具体的には、研究提案の提出から審査、採否通知、助成管理に至る一連のプロセスを対象とし、申請者の負担、審査・採択プロセスの効率性、NSF 内部の業務処理上の改善状況等を分析
データ・情報源	NSF の行政データ及び顧客経験データを中心に活用。追加的なデータ収集は最小限に抑える方針。具体的には、提案提出から資金配分決定の通知までの平均期間、1 提案当たりのレビュー時間、審査に付されず返却された提案件数等の業務データに加え、過去の申請者経験調査から得られた満足度・負担データ及びそれに基づく提言を利用
技術的アプローチ	行政データ及び顧客経験データを分析し、NSF のプロセス効率化の状況の評価。効率性については、提案提出から資金配分決定の通知までの平均期間、1 提案当たりのレビュー時間、審査に付されず返却された提案件数等を利用。申請者負担については、資金提供機会の数及び複雑性、財政支援方針上の要件、提案書作成プロセスに要する時間等を分析。また、過去の申請者経験調査で得られた満足度・負担データ及び提言も確認
期待される成果	メリットレビュー改革が、申請者の負担軽減及び NSF 内部の業務効率改善にどの程度有効であったかを把握。評価結果は、今後のプロセス改善、プログラム・イニシアティブ、申請者レベルの能力構築支援等に資することを期待。また、他の助成機関及び研究機関にとっても参考となるモデルとなる可能性
利用・普及	評価結果は、メリットレビュー・プロセスの継続的な見直し、申請・審査・助成管理プロセスの近代化、申請者負担の軽減、NSF 内部の業務効率改善に活用。また、FY2026-2027 機関優先目標である、科学技術界における負担軽減と整合し、NSF の業務改革及び連邦資金の説明責任向上に資する

出所: NSF FY2027 Annual Evidence Plan をもとに未来工学研究所作成

この評価活動の特徴は、メリットレビューを、単なる審査制度ではなく、NSF 全体の業務効率、申請者・レビューアの負担、助成管理の近代化、連邦資金の説明責任に関わる基幹的な業務プロセスとして捉えている点にある。評価対象は、個別の研究提案の採否判断の妥当性そのものではなく、提案審査プロセス全体が、効率的かつ申請者にとって過度な負担とならない形で運用されているかという点に置かれている。

また、FY2027 年次エビデンス計画では、この評価において、行政データ及び顧客経験データを分析し、追加的なデータ収集を最小限に抑える方針が示されている。この点は、評価活動自体が新たな事務負担を生まないよう配慮しつつ、既存データを活用して業務改善に資する知見を得ようとするものといえる。

さらに、この評価活動は、申請者の行政負担軽減という対外的な課題と、NSF 内部の業務効率改善という対内的な課題を同時に扱っている。したがって、メリットレビュー・プロセス評価は、FY2027 年次エビデンス計画における評価・エビデンス構築活動が、個別プログラム評価にとどまらず、機関全体の業務改革や組織運営の改善にまで広がっていることを示す事例として位置づけることができる。

3) NSF におけるプロジェクト評価³⁶

NSF におけるプロジェクト評価、特に採択審査は、メリットレビュー・システムと呼ばれる共通の仕組みに基づいて行われている。その具体的な運用は、NSF の提案・助成方針及び手続ガイド (Proposal & Award Policies & Procedures Guide: PAPPG) に規定されている³⁷。PAPPG は、研究提案の準備・提出、審査、採択後の助成管理、成果報告等に関する基本的な方針及び手続を定める公式文書であり、メリットレビュー・システムを含む NSF のプロジェクト評価・助成管理の基礎文書として位置づけられる。以下では、この PAPPG をベースの1つとしながら解説する。

NSF では、すべての提案について、全米科学理事会 (National Science Board: NSB) が承認した2つのメリットレビュー基準、すなわち「知的メリット (Intellectual Merit)」と「広範な影響 (Broader Impacts)」を用いて評価することを基本としている。プログラムによっては、これらに加えて追加的な審査基準が設けられる場合もある。

「知的メリット」とは、提案された活動が、当該分野または複数分野における知識及び理解を前進させる潜在性を指す。「広範な影響」とは、提案された活動が、社会に便益をもたらす、特定の望ましい社会的成果の達成に貢献する潜在性を指す。PAPPG では、審査に当たり、提案された活動が創造的、独創的または潜在的にトランスフォーマティブな概念をどの程度提示し、探求しているか、実施計画が十分に合理的かつ体系的であり、成功を評価する仕組みを含んでいるか、実施主体が十分な能力を有しているか、必要な資源が確保されているか等を、両基準に共通する考慮事項として示している。なお、NSF における「トランスフォーマティブ (transformative)」研究とは、NSB による2007年報告書 [6] に基づき導入された概念である。科学、工学または教育における重要な既存概念に対する理解を根本的に変えるもの、または新たなパラダイムや分野の創出につながるものであり、これを実現するためのアイデア、発見もしくはツールを含む研究として定義されている。

a. メリットレビュー基準の形成と改訂

現在のメリットレビュー基準の原型は、1997年の見直しを契機として形成されたものである。NSF では、1981年以来用いてきたレビュー基準について、NSF の事業がより幅広い教育イニシアチブやセンター・プログラムを含むものとして拡大してきたこと、また、政府業績成果法 (GPRA) により、組織目標・戦略と投資成果との関係が重視されるようにな

³⁶ 未来工学研究所 [1] をもとに加筆修正。

³⁷ PAPPG (CURRENT VERSION: NSF 24-1) < <https://www.nsf.gov/policies/pappg> > [2026/3/19 取得]

ったことを背景として見直しが行われた。この際、「広範な影響」が独立した採択審査基準として導入された。

その後、2007年の改訂では、提案された活動が創造的、独創的または潜在的にトランスフォーマティブな概念を提示・探求するものであるかという観点、メリットレビューにおいて「積極的に考慮される事項(positive consideration)」として明示された。現在のPAPPGでは、この観点は、知的メリット及び広範な影響の両基準に共通して考慮される要素の1つとして位置づけられている。

現在用いられている基準は、2013年1月から導入された見直し後の枠組みを基本としている。この見直しでは、知的メリットと広範な影響の関係をより明確化し、提案された研究活動の科学的価値だけでなく、社会的成果への貢献も一体的に評価する方向が強化された。その見直し作業は、NSBが2010年2月に設置した「メリットレビューに関する特別委員会(Task Force on Merit Review)」を中心に進められ、その過程では、民間シンクタンクによる主要な利害関係者からのインプット分析や外部有識者からなる訪問委員会(COV)報告書の分析、パブリックコメントなどが行われた³⁸。このように、現在の基準は非常に緻密な分析と幅広い利害関係者を巻き込んだ議論を通じてまとめられたものであり、改訂の際の強力なエビデンスとなっている。

b. 標準的なメリットレビュー・プロセス

標準的なメリットレビューのプロセスは、大きく1) 提案の準備・提出、2) 提案の審査・処理、3) 採択後の助成処理という3つの段階からなる。

第1段階では、NSFが資金提供機会を公表し、申請者はResearch.govまたはGrants.govを通じて提案を提出する。NSFは、資金提供機会の公表から提案締切まで、少なくとも90日間を確保することとしている。

第2段階では、提出された提案について、まずNSFのプログラムオフィサーが、PAPPG及び各公募の要件に照らして、提案が完全であり、形式要件に適合しているかを確認する。要件を満たさない提案は、審査に付されず返却される場合がある。形式要件を満たす提案については、通常、NSFのプログラムオフィサーが、当該提案分野の専門家である外部レビューアを選定し、アドホック・レビュー、専門家パネル、またはその組合せにより審査が行われる。プログラムによっては、サイトビジットが実施される場合もある。また、RAPID、EAGER、RAISE等、一部の提案類型では外部レビューを行わず、NSF内部で審査される場合もある。

レビューアは、知的メリット及び広範な影響の2基準に基づき、提案内容を評価する。外部レビューアからの評価は、NSFのプログラムオフィサーが採択推薦を行う際の重要な情報となる。ただし、NSFの採択判断は、レビュー結果の単純な点数順ではなく、提案の質、プログラム目標、ポートフォリオ全体の構成、研究分野やアプローチの多様性等も踏まえて行われる。なお、レビューアの選定においては、専門分野の補完性に加え、組織タイプ、レ

³⁸ この改訂のプロセスについては、遠藤 [7] に詳細が紹介されている。

ビューアの多様性、年齢分布、地理的バランス等が考慮される。NSF は、申請者に対し、採択または不採択の判断を原則として 6 か月以内に通知することを目指している。

第 3 段階では、採択が推薦された提案について、予算、契約、助成管理に関する確認・調整が行われ、最終的に助成が行われる。この期間として約 30 日間で費やされる。

NSF では、助成後のプロジェクト実施について、研究代表者及び受給機関が主要な責任を負う。NSF は個々の研究成果の解釈や発見そのものに責任を負うものではなく、受給者がプロジェクト活動を実施し、その成果を公表・普及する責任を負う。

c. 近年のメリットレビュー改革と負担軽減に向けた動向

近年の重要な変化として、NSF は FY2026-2030 戦略計画及び FY2027 年次業績計画において、提案・メリットレビュー・助成管理のライフサイクル全体を近代化し、申請者及び受給者の行政負担を軽減することを重視している。FY2026-2027 の機関優先目標 (APG) では、2027 年 9 月 30 日までに、資金提供機会を合理化し、提案要件及びガイダンスを簡素化することで、NSF 助成の申請者及び受給者の負担を軽減し、公的資金のより効率的な使用と説明責任の向上を図ることが掲げられている。

また、FY2027 年次エビデンス計画では、前述のように、メリットレビュー改革が申請者の負担軽減及び NSF の業務効率改善にどの程度有効であったかを検証する「メリットレビュー・プロセス評価」が、優先的なエビデンス活動の一つとして位置づけられている。

レビューア数についても、近年見直しが行われている。従来の説明では、通常、少なくとも 3 名の外部レビューアによる審査が想定されていたが、2025 年 12 月の PAPPG 補足通知³⁹では、フルプロポーザルについて、例外を除き少なくとも 2 名のレビューアによる審査を受ける必要があり、そのうち 1 名は NSF 職員による内部レビューでもよいことが明確化された。この変更は、メリットレビュー・プロセスの近代化及び申請・審査プロセスの効率化の一環として理解できる。

d. 途上評価および事後評価等

プロジェクト実施中及び終了時の評価については、NSF では、すべての個別課題について外部者による中間評価や事後評価を一律に実施する仕組みは採られていない。工学研究センター (Engineering Research Centers: ERC) 等の大規模拠点型プログラムや協力協定に基づく取組では、継続審査、サイトビジット、マイルストーン確認等が行われる場合があるが、標準的な助成課題では、研究代表者及び受給機関による報告が、進捗把握と説明責任の中心となる。

NSF は、すべての支援課題についてプロジェクト報告書の提出を求めている。PAPPG では、年次プロジェクト報告書、最終年次プロジェクト報告書、一般向けプロジェクト成果報

³⁹ Policy Notice: Implementation of Policy Changes to Proposal and Award Policies and Procedures Guide (PAPPG) 24-1, Supplement 1 < https://www.nsf.gov/policies/document/pappg24-1-supplement-1?utm_source=chatgpt.com > [2026/3/19 取得]

告書 (Project Outcomes Report for the General Public) 等が定められている。これらの報告書は、NSF のプログラムオフィサー及び管理部門が、支援課題の進捗状況や資金の使用状況を把握するために用いられるとともに、GPRA 及びその後の業績管理制度に基づく NSF の議会向け年次業績報告にも活用される。報告内容は、成果、研究生産物、参加者・組織、インパクト、変更・問題、特別要件等の項目で構成され、政府全体の研究業績報告標準である研究業績進捗報告書 (Research Performance Progress Report: RPPR) と整合するものとされている。

なお、一般向けプロジェクト成果報告書は、研究成果を一般国民に向けて説明するための公開報告であり、専門的な学術成果報告というよりも、プロジェクトの目的、成果、意義を簡潔に示す性格を持つ。そのため、論文リストや技術的詳細を網羅的に記載する文書ではなく、公開情報としては比較的短い記述にとどまる場合が多い。

最新の動向として、2026年1月のPAPPG補足通知では、NSFのResearch.gov Project Reports及びPublic Access Repository (PAR)を、NSFのゴールド・スタンダード・サイエンス実施計画に整合させるための更新が示された。具体的には、Project Reportsにおいて、PAR IDをジャーナル論文、会議論文、データセット、ワークショップ報告書等の永続的識別子リンクとして自動入力すること、PARから著者最終稿及び出版版メタデータを自動入力すること、Project Reportsへのデータセットの直接入力を禁止すること等が示されている。これは、プロジェクト報告を、研究成果の公開アクセス、機械可読性、永続的識別子、透明性とより強く接続する方向の見直しであるといえる。

e. GCR プログラムにおけるプロジェクト評価⁴⁰

ここでは、研究開発分野の特性に配慮した採択審査に加え、NSFの標準的な個別助成課題では一般的ではない中間的な進捗評価を、フェーズ移行の判断に組み込んでいる事例として、「Growing Convergence Research (GCR) プログラム」を取り上げる。

ア) GCR プログラムの位置づけ

GCR プログラムは、複雑な研究課題、とりわけ切実な社会的ニーズまたは深い科学的課題に対応するための「コンバージェンス研究」を支援するNSF横断型のプログラム (NSF-wide program) である。現行のGCR募集要項であるNSF 24-527では、参加部局として、数理・物理科学局 (MPS)、社会・行動・経済科学局 (SBE)、コンピュータ・情報科学・工学局 (CISE)、地球科学局 (GEO)、工学局 (ENG)、生命科学局 (BIO)、STEM教育局 (EDU)、統合活動室 (OIA) が示されている。

GCRにおけるコンバージェンス研究とは、特定の説得力ある問題に駆動される研究であり、かつ、複数分野にまたがる知識、理論、方法、データ、研究コミュニティ、言語等を深く統合する研究を指す。通常の学際研究と異なり、GCRが重視するコンバージェンス研究では、研究開始時点から、知的に多様な研究者及びステークホルダーが集まり、研究課題を

⁴⁰ 未来工学研究所 [1] をもとに執筆。

共同で設定し、分野やセクターを超えた効果的なコミュニケーション方法を発展させ、共通のフレームワークを採用し、必要に応じて新しい科学的語彙を形成することが求められる。

GCR プログラムは、こうしたコンバージェンス研究の最も初期段階の基盤を育成し、成長させることを目的としている。対象となるのは、既存の NSF プログラムや募集では十分に支援されていない、NSF の局または部門の境界を横断する統合的なチーム研究である。提案者は、異なる分野のどの要素を統合するのか、それらをどのように深く統合するのか、また当該研究が既存の NSF プログラムでは支援されにくい理由を明確に説明する必要がある。

イ) 2 段階支援とフェーズ移行評価

GCR プログラムは、フェーズ I とフェーズ II から成る 2 段階の支援構造を採っている。提案者は、研究計画全体として 5 年間の計画を提示し、その中でフェーズ I、すなわち 1～2 年目と、フェーズ II、すなわち 3～5 年目を明確に区分して記述する。現行募集要項では、フェーズ I の予算総額は最大 120 万ドル、フェーズ II の予算総額は最大 240 万ドルとされている。採択されたプロジェクトは、まずフェーズ I として 2 年間の資金提供を受ける。

GCR の特徴は、フェーズ I 終了前後に、フェーズ II への移行可否を判断するための評価が行われる点にある。各チームの進捗は、2 年目の終わり頃に実施される reverse site visit において評価される。この際、研究チームは進捗報告書を作成し、レビューアまたはサイトビジターからなるパネルに対してチームとして発表を行う。フェーズ I の 2 年間で卓越した進捗を示し、かつ、コンバージェンス研究の最前線をさらに前進させるための計画を明確に説明できるチームのみが、資金の利用可能性を前提として、最長 3 年間のフェーズ II 資金を受ける資格を得る。

この仕組みは、採択時点で 5 年間の支援を機械的に確定するものではなく、2 年間の実施状況を踏まえて次段階への移行を判断するステージゲートとしての性格を有している。一方、GCR におけるフェーズ移行評価は、過年度の採択実績をみると、多くのプロジェクトがフェーズ II に移行していたことから、少なくともこれまでの運用実態としては、選別・打ち切りに重点を置くというより、一定の進捗を示したチームを次段階へ展開させるための形成的評価の性格が強かったと考えられる⁴¹。ただし、現行の募集要項上はフェーズ II 支援が保証されるものではなく、移行可否は reverse site visit における進捗評価及び資金の利用可能性に依存する点に留意が必要である。

ウ) GCR 固有の採択審査基準

GCR プログラムでは、NSF 全体に共通するメリットレビュー基準、すなわち「知的メリット」及び「広範な影響」に加えて、GCR 固有の審査基準が設けられている。これは、GCR

⁴¹ 未来工学研究所 [8] では、GCR プログラムによって採択された 108 件のプロジェクトのうち、フェーズ I で終了したものは 7 件であり、約 94% がフェーズ II に進んでいる実態を明らかにしている。

が通常の学際研究ではなく、特定の重要課題に対して、複数分野の深い統合を通じて新たな研究フロンティアを開くことを目的としているためである。

現行の NSF 24-527 では、GCR 固有の追加審査基準として、以下の観点が示されている。

表 2-10 GCR プログラム固有の審査基準

項目 ^注	GCR において追加される審査基準
目的の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> この提案の動機となるビジョンは、新しいコンバージェンス研究の成長に投資することを正当化するに足る十分な説得力と野心を持っているか このプロジェクトは、基礎的な科学的理解を変革し、新たな研究の展望を開く可能性があるか
プログラムとの関連性	<ul style="list-style-type: none"> 提案された研究は本募集にふさわしいか 提案されたアイデアは、学問分野を超えて深く統合され、NSF の他のプログラム、募集、または助成制度によって支援される研究とは著しく異なるか
目標の新規性	<ul style="list-style-type: none"> 研究計画の 2 つのフェーズに概説された目標は、新しいパラダイムやアプローチを開発し、提案のきっかけとなった問題への対処に向けて科学を前進させるのに十分な新規性があるか
アプローチの妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 提案された研究活動は、革新的で将来性があり、コンバージェンス研究の発展にふさわしいか これらの活動は、コンバージェンスを構築し、現在進展を妨げている科学的・技術的課題に取り組むのに適しているか
研究計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 提案されたマネジメント計画は、効果的なコンバージェンス・チームを育成し、意図されたコンバージェンスと研究成果を促進するために適切か
研究体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 集まったプロジェクト参加者とパートナーのチームは、計画されたプロジェクトにとって適切かつ不可欠なものか パートナー組織と参加者は有意義に統合されているか

注) 項目名は未来工学研究所による

出所: PROGRAM SOLICITATION (NSF 24-527), Additional Solicitation Specific Review Criteria,をもとに未来工学研究所作成

これらの追加審査基準から分かるように、GCR では、単に複数分野の研究者が参加していることだけでは十分ではない。審査では、1) 取り組む問題が十分に具体的かつ説得力を持つか、2) 既存の NSF プログラムでは支援しにくい新たな統合的研究であるか、3) 2 段階の研究計画が新しいパラダイムやアプローチの形成につながるか、4) 研究活動が科学的・技術的ボトルネックの解消に適しているか、5) チームのマネジメント計画がコンバージェンスの形成に資するか、6) パートナー組織及び参加者が形式的ではなく実質的に統合されているかが問われる。

2.1.3 評価疲れについての各国・地域の現況

米国連邦政府においても、評価、業績測定、報告、監査、助成管理等に伴う行政負担は継続的な課題となっている。ただし、近年の米国の対応は、評価や業績管理を単純に縮小するというよりも、評価・エビデンス構築を、政策・プログラムの改善、資源配分、業務運営上の意思決定に接続し直す方向に特徴がある。すなわち、「評価のための評価」を抑制し、限

られた評価資源を、機関にとって重要な学習課題や意思決定課題に集中させることで、評価負担と評価の有用性のバランスを取り直そうとしている。

第一に、米国では、評価・エビデンス構築を戦略計画、年次業績計画、予算編成、プログラム運営と接続する制度設計が進められている。EBPM 法の下では、各機関はラーニング・アジェンダを通じて中期的な学習課題を設定し、年次評価計画を通じて当該年度に実施する評価・エビデンス活動を整理してきた。さらに、2025 年版 OMB Circular No. A-11 第 290 条では、2027 会計年度の計画サイクルから、ラーニング・アジェンダと年次評価計画の必要要素を単一のエビデンス計画に統合し、毎年度更新する運用が示されている。これは、評価関連の計画文書を増やすのではなく、機関の優先的な問いとそれに対応するエビデンス活動を一体的に整理することで、評価計画の重複や分散を抑えようとするものと理解できる。

第二に、米国のエビデンス計画では、すべての施策やプログラムを網羅的に評価対象とするのではなく、機関の戦略目標や業務上の優先課題に照らして、優先的な問いを設定する点が重視されている。NSF の FY2026-2030 戦略計画では、研究・イノベーション投資の成果及びインパクトの測定、STEM 人材投資の進捗測定、メリットレビュー・プロセス近代化の評価といった戦略的学習目標が示されている。一方、FY2027 Annual Evidence Plan では、そのうち当該年度に具体的なエビデンス活動として取り組むものとして、NSF Impact Framework (NIF)、研究セキュリティ上のリスクの特定及び軽減、メリットレビュー・プロセス評価が位置づけられている。ここでは、評価対象を機械的に広げるのではなく、機関全体の意思決定や業務改善に直結する問いに評価資源を集中させる考え方が見られる。

第三に、米国の対応では、評価活動そのものが新たな負担を生まないように、既存データや行政データを活用し、追加的なデータ収集を最小限に抑えることが重視されている。たとえば、NSF のメリットレビュー・プロセス評価では、提案提出から資金配分決定の通知までの平均期間、1 提案当たりのレビュー時間、審査に付されず返却された提案件数等の行政データに加え、過去の申請者経験調査等の顧客経験データを活用することが想定されている。また、NSF Impact Framework (NIF) においても、既存の提案・助成データ、研究進捗報告、NSF 内に置かれた主要統計機関である全米科学・工学統計センター (NCSES⁴²) が作成する統計、外部データ等を活用し、受給者に対する追加的なインパクト報告負担を最小化することが意識されている。このように、評価負担を抑えるためには、評価の頻度や様式を単に減らすだけでなく、既存データを再利用できるデータ基盤を整備し、評価に必要な情報を通常業務の中から取得できるようにすることが重要となる。

第四に、米国では、評価制度自体や業務プロセスを評価対象とする動きも見られる。NSF の FY2027 年次エビデンス計画におけるメリットレビュー・プロセス評価は、個別研究プ

⁴² NCSES は、米国及び国際的な科学・工学活動に関する客観的データの収集、解釈、分析、提供を担う組織である。NSF 内の一部門であるが、単なる内部分析部署ではなく、連邦統計制度上の主要統計機関として位置づけられている。NCSES では研究開発、人材、STEM 教育、科学技術イノベーション等に関する各種統計調査・分析を実施し、Science and Engineering Indicators 等の基礎資料を提供している。NCSES < https://nces.nsf.gov/about?utm_source=chatgpt.com > [2026/3/19 取得]

プロジェクトの成果評価ではなく、申請・審査・助成管理のプロセスが、申請者の負担軽減及びNSF内部の業務効率改善にどの程度寄与しているかを検証するものである。これは、評価を受ける側の負担を所与とするのではなく、評価・審査・報告の仕組みそのものを改善対象として捉えている点で重要である。NSFはまた、FY2026-2027の機関優先目標として、資金提供機会の合理化、提案要件及びガイダンスの簡素化を掲げており、科学技術界における行政負担の軽減を明示的な業績目標としている。

第五に、米国における評価・エビデンス構築は、説明責任の確保だけでなく、学習と改善のための仕組みとして位置づけられている。ラーニング・アジェンダやエビデンス計画は、何を評価するかを網羅的に列挙する文書ではなく、機関が今後の政策・プログラム改善や資源配分のために、何を知ることが必要なのかを明確化する文書である。この点で、評価は、過去の実績を測定するためだけのものではなく、将来の意思決定の質を高めるための学習プロセスとして設計されている。

2.1.4 その他の特徴的動向

(1) 評価における生成AIの活用

米国連邦政府における現時点の公式資料を見る限り、生成AIの活用は、評価分野だけに限定して制度化されているわけではない。むしろ、連邦政府機関全体におけるAI利用、AI調達、リスク管理、プライバシー、説明可能性、セキュリティ、透明性、人的監督等に関する横断的な方針の中で位置づけられている。したがって、評価における生成AI活用を考える際にも、単に評価作業の効率化ツールとして捉えるのではなく、政府機関によるAI利用の一類型として、リスク管理、説明責任、機密保持、データガバナンスと一体的に設計する必要がある。

1) 連邦政府におけるAI利用方針

連邦政府全体のAI利用に関しては、2025年4月にOMBがM-25-21「イノベーション、ガバナンス及び公衆の信頼を通じた連邦政府におけるAI利用の加速⁴³」を公表している。M-25-21は、前政権下のM-24-10を廃止・置換する文書であり、現行の連邦政府AI利用方針の中心的文書の一つである。同メモは、連邦政府機関に対し、AIの責任ある採用・利用・開発を促進する一方で、プライバシー、市民的権利、市民的自由を保護し、差別その他のリスクを軽減するための適切なセーフガードを確保することを求めている。また、各機関にChief AI Officerを置き、AI利用事例の棚卸し、コンプライアンス計画、報告等を継続することも求めている。

⁴³ Office of Management and Budget, Memorandum M-25-21, “Accelerating Federal Use of AI through Innovation, Governance, and Public Trust,” April 3, 2025. < <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2025/02/M-25-21-Accelerating-Federal-Use-of-AI-through-Innovation-Governance-and-Public-Trust.pdf> > [2026/3/19 取得]

この方針は、評価活動にも直接関係する。評価部門が生成 AI を用いて、行政データ、自由記述、報告書、評価資料等を処理する場合、それは連邦政府機関による AI 利用に該当する可能性がある。そのため、評価目的であっても、利用目的、対象データ、出力結果の利用方法、リスクの程度、人的確認の方法、プライバシー・機密保持上の措置を明確にする必要がある。とりわけ、評価結果が給付、規制、助成、監督、採択、資源配分等の判断に影響する場合には、AI の出力をそのまま判断根拠とするのではなく、人間による検証、説明可能性、誤りの検出、異議申立て・見直しの仕組みを組み込むことが求められる。

2) AI 調達と評価・モニタリング

生成 AI を評価業務で用いる場合、外部ベンダーの AI システムやクラウドサービス、分析ツールを調達することも想定される。この点について、OMB の M-25-22「政府における AI の効率的な調達の推進⁴⁴」は、AI 調達において、契約段階からリスク、説明可能性、データ・モデルの文書化、透明性、継続的な性能モニタリング、テスト及び評価、プログラム評価を考慮することを求めている。

このことは、評価に用いる AI システムについても、単に導入時の機能や価格だけでなく、利用後の性能確認、出力の妥当性、データ保護、モデル変更時の影響、ベンダーによる AI 利用の開示、監査可能性を確認する必要があることを意味する。評価業務では、行政内部の非公開情報、研究提案、個人情報、自由記述回答、機密性の高いプログラム情報を扱う場合があるため、AI 調達における契約条項やデータ取扱条件は、評価の信頼性と機密保持に直結する。

3) 連邦政府機関における生成 AI 利用の拡大

GAO [9] は、2025 年に、連邦政府機関における生成 AI 利用及び管理状況を調査している。同報告によれば、GAO が確認した 11 機関の AI 利用事例は、2023 年の 571 件から 2024 年には 1,110 件へとほぼ倍増し、生成 AI の利用事例は 32 件から 282 件へと約 9 倍に増加していた。生成 AI の潜在的な便益として、文書作成、情報アクセスの効率化、プログラム状況の追跡等が挙げられている一方で、誤情報、国家安全保障上のリスク、環境面のリスク等も指摘されている。

この動向は、評価業務にも示唆的である。評価は、資料探索、文書読解、インタビュー記録、自由記述、事例整理、進捗報告書、既存研究レビュー等、大量のテキスト情報を扱うため、生成 AI の適用余地が大きい。一方で、評価結果は政策判断、予算配分、制度改善、助成管理に用いられるため、生成 AI の誤要約、文脈誤認、根拠のない推論、出典の捏造、バイアス、機密情報の流出は、評価の信頼性を損なうリスクとなる。したがって、生成 AI は、

⁴⁴ Office of Management and Budget, Memorandum M-25-22, “Driving Efficient Acquisition of Artificial Intelligence in Government,” April 3, 2025. < <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2025/02/M-25-22-Driving-Efficient-Acquisition-of-Artificial-Intelligence-in-Government.pdf> > [2026/3/19 取得]

評価者を代替するものではなく、評価者が確認・判断する前段階の作業補助として位置づけることが適切である。

4) NSF における生成 AI 利用の制約：メリットレビュー

NSF では、生成 AI の利用について、特にメリットレビュー・プロセスに関する明確な注意喚起を行っている。NSF は、レビューアが、提案書、レビュー情報、関連記録を、NSF が承認していない生成 AI ツールにアップロードすることを禁止している。これは、メリットレビューに関する情報の機密保持義務が、生成 AI ツールの利用にも及ぶためである。NSF は、公開インターネット上の生成 AI ツールに提案情報を入力することは、提案内容、レビュー情報、応募者情報、レビューアの身元等の機密性を損ない、メリットレビューの完全性及び NSF への信頼を毀損するおそれがあると説明している。

一方で、NSF は、提案者が提案書作成に生成 AI を用いること自体を一律に禁止しているわけではない。提案者には、提案書作成に生成 AI を用いた場合、その範囲及び方法をプロジェクト記述の中で示すことが推奨されている。また、提案者及び受給者は、生成 AI の支援を受けた内容を含め、提案書及び研究成果報告の正確性、真正性、研究公正上の責任を負うとされている。

この方針は、評価における生成 AI 活用にも重要な示唆を与える。評価者が、未公開の研究提案、審査資料、個人情報、機微な行政データ、未公表の評価結果を生成 AI に入力する場合、機密保持、個人情報保護、知的財産、研究公正上の問題が生じる。したがって、評価業務に生成 AI を利用する場合には、入力可能な情報の範囲、利用可能なツール、承認手続、出力結果の検証方法を明確にする必要がある。

5) NSF 年次エビデンス計画にみる自然言語処理の活用可能性

NSF の FY2027 年次エビデンス計画では、NSF Impact Framework (NIF) の開発において、自然言語処理 (natural language processing: NLP) を用いて定性的報告情報を分析・統合する可能性が示されている。NIF は、NSF 投資の成果及びインパクトを全機関的に測定する枠組みであり、提案・助成データ、研究進捗報告、NCSES 統計、外部データ等の既存データを活用し、受給者に対する追加的な報告負担を最小化することを重視している。

ここで示されているのは、生成 AI そのものの利用ではなく、自然言語処理を含むデータ分析手法である。しかし、評価・エビデンス構築において、膨大な定性的報告、進捗報告、成果記述を機械的に分析・統合し、投資の成果やインパクトを把握しようとする方向性は、生成 AI 活用とも接続し得る。重要なのは、AI や NLP を、評価判断そのものを自動化するためではなく、既存データの探索、分類、要約、パターン抽出、評価者の仮説形成を支援するものとして位置づけていることである。

(2) 経済安全保障の観点

米国において、日本でいう「経済安全保障」に相当する課題は、必ずしも単一の政策分野や制度名の下で整理されているわけではない。むしろ、国家安全保障、研究セキュリティ、重要・新興技術、サプライチェーン強靱化、産業競争力、外国からの不当な影響の排除、連邦研究開発投資の保護といった複数の政策領域を横断する課題として扱われている。特に研究開発政策においては、米国の科学技術上の優位性を維持・強化することと、開放的な研究環境を維持しつつ外国からの不当な干渉・情報流出・利益相反を防ぐことが、経済安全保障上の重要課題として位置づけられている。

この点で米国の特徴は、経済安全保障上の課題を、研究開発投資の重点化や規制・管理の問題にとどめず、業績管理、エビデンス構築、助成管理、研究機関のコンプライアンス、研究者への支援・研修等と結びつけて制度化している点にある。すなわち、経済安全保障は、個別のリスク対応に限定されるものではなく、連邦政府機関がどのような研究開発投資を行い、その成果をどのように把握し、どのようにリスクを管理し、どのように研究現場の負担と開放性とのバランスを取るかという、研究開発システム全体の運営課題として扱われている。

第一に、米国では、研究開発投資そのものが国家安全保障及び経済競争力の基盤として位置づけられている。CHIPS 及び科学法は、半導体製造能力の強化に加え、NSF 等を通じた研究開発、人材育成、重要・新興技術への投資を拡充し、米国の科学技術上のリーダーシップを維持・強化することを目的としている。NSF の FY2026-2030 戦略計画においても、戦略目標 1 として「トランスフォーマティブな研究及びイノベーションへの投資を通じて、米国の卓越性及び国家安全保障を確保すること」が掲げられている。これは、基礎研究や研究インフラへの投資が、単なる学術振興ではなく、米国の国家安全保障、経済競争力、技術的優位性を支えるものとして位置づけられていることを示している。

第二に、米国では、研究セキュリティが経済安全保障上の重要な柱として制度化されている。国家安全保障大統領覚書第 33 号「米国政府支援研究開発に関する国家安全保障政策」(NSPM-33) では、連邦政府が支援する研究開発を外国政府による干渉や不当な利用から保護するため、研究資金、所属、外国との関係等に関する開示要件の標準化、研究機関における研究セキュリティ・プログラムの整備、リスクに応じた管理、透明性及び研究インテグリティの確保を求めている⁴⁵。また、CHIPS 及び科学法は、NSF に研究セキュリティ・政策機能を整備させ、研究機関や研究者がセキュリティリスクを理解し、軽減するための仕組みを設けている。NSF では、研究セキュリティ戦略・政策担当の体制整備、SECURE Center、Research on Research Security (RoRS) プログラム、研究セキュリティ研修等を通じて、

⁴⁵ NSPM-33 は、2021 年 1 月 14 日に発出された大統領覚書であり、米国政府が支援する研究開発を、外国政府による干渉や不当な利用から保護することを目的とするものである。

< https://trumpwhitehouse.archives.gov/presidential-actions/presidential-memorandum-united-states-government-supported-research-development-national-security-policy/?utm_source=chatgpt.com >
[2026/3/19 取得]

研究セキュリティを個別の違反对応ではなく、研究コミュニティ全体の能力形成の問題として扱っている。

第三に、NSF の評価・業績管理制度においても、経済安全保障に関わる観点が明示的に組み込まれている。FY2027 年次エビデンス計画では、優先的な問いの一つとして、「NSF は、科学技術界全体における研究セキュリティ上のリスクを、どのようにより適切に特定し、軽減できるか」が設定されている。これは、研究セキュリティを単なるコンプライアンス事項ではなく、エビデンス構築の対象として位置づけるものである。同計画では、SECURE プログラムを通じて得られる分析、研修・アウトリーチデータ、リスクモデリング成果、実務者からのフィードバック、RoRS プログラムのポートフォリオ、研究セキュリティ関係者との対話等を活用し、研究セキュリティ上のリスクの特定及び軽減に関する知見を構築することが想定されている。

第四に、NSF は、研究セキュリティを強化しつつ、研究現場の過度な負担を避けることも重視している。NSF の FY2027 年次エビデンス計画における研究セキュリティ関連活動は、研究者や研究機関がどのようなリスクに直面しているか、また NSF の要件、ガイダンス、支援がリスク軽減能力の構築に有効であるかを把握しようとするものである。また、NSF の研究セキュリティ研修や SECURE Center は、研究機関や研究者が自らリスクを理解し、対応できるようにするための支援基盤として位置づけられている。これは、経済安全保障上のリスクを、単に規制や禁止によって管理するのではなく、透明性、情報共有、研修、リスク評価、研究機関側の能力形成を通じて管理しようとするアプローチである。

第五に、米国の評価・業績管理制度では、経済安全保障に関わるリスク対応と、科学技術上の開放性・国際協力とのバランスも意識されている。NSPM-33 及びその実施ガイダンスは、研究セキュリティを強化する一方で、米国の研究システムの強みである開放性、透明性、国際協力を不必要に損なわないことを重視している。NSF の研究セキュリティ関連ページでも、研究セキュリティの必要性と国際協力の便益が併記されており、すべての国際連携を一律にリスク視するのではなく、外国からの不当な影響、利益相反、開示漏れ、外国人材招致プログラム等の具体的リスクに焦点を当てている。この点は、経済安全保障を理由に研究活動全体を萎縮させるのではなく、リスクに応じた管理と研究開放性の維持を両立させようとする姿勢を示している。

第六に、米国では、経済安全保障に関わる政策課題が、個別機関の計画・評価体系に落とし込まれている点が重要である。NSF の場合、戦略計画では国家安全保障と研究・イノベーション投資が結びつけられ、年次エビデンス計画では研究セキュリティ上のリスク特定・軽減が優先的な問いとして設定され、業績管理ではメリットレビューや助成管理プロセスの近代化、申請者負担の軽減、ゴールド・スタンダード・サイエンスに基づく説明責任の強化が扱われている。すなわち、経済安全保障は、抽象的な政策スローガンとしてではなく、戦略目標、優先的な問い、エビデンス活動、業務改善、助成管理上の要件として具体化されている。

(3) 社会的インパクト

米国連邦政府において、「社会的インパクト」という表現が、すべての政策分野に共通する統一的な評価概念として制度化されているわけではない。むしろ、各機関のミッションやプログラム特性に応じて、成果、アウトカム、便益、社会的成果、公共的価値、広範な影響、投資インパクト等の概念を用いながら、政策・プログラムが社会にどのような変化をもたらすかを把握しようとしている。

1) NSFにおける「広範な影響」と社会的インパクト

NSF のメリットレビューにおける「広範な影響」は、研究プロジェクトが持つ社会的インパクトを、採択審査の段階から明示的に考慮する制度的枠組みである。ただし、NSF は、研究者に対して特定の社会的成果を一律に求めているわけではない。「広範な影響」は、研究そのものを通じて達成される場合もあれば、研究プロジェクトに直接関連する活動、またはプロジェクトを補完する活動を通じて達成される場合もある、としている。したがって、NSF の考え方では、社会的インパクトは、研究成果の外部的な付加価値としてのみ位置づけられるのではなく、研究の設計、実施、普及、人材育成、教育、社会との接続を含む広い活動の中で形成されるものと捉えられている。

NSF の「広範な影響」の特徴は、社会的インパクトを単一の指標や定型的な成果類型に還元していない点にある。NSF は、望ましい社会的成果の例として、STEM 人材の育成、科学リテラシーの向上、教育・アウトリーチ、研究成果の社会実装、産学官連携、社会的厚生向上、国家安全保障への貢献等を挙げることがあるが、これらは限定列挙ではない。研究分野やプロジェクトの性格に応じて、どのような社会的成果が妥当かを提案者が説明し、レビューアがその妥当性を判断する構造になっている。

この点は、社会的インパクトを過度に標準化しないという NSF の制度設計上の特徴である。研究開発、とりわけ基礎研究においては、社会的インパクトが長期的、間接的、非線形に発現することが多い。そのため、短期的な成果指標だけで社会的インパクトを評価しようとすると、基礎研究や探索的研究の価値を過小評価するおそれがある。NSF の「広範な影響」は、研究が社会に便益をもたらす可能性を審査上考慮しつつも、その具体的な現れ方を一律に規定しないことで、研究分野ごとの多様性を確保している。

NSF では、「広範な影響」は単なる付属的項目ではなく、「知的メリット」と並ぶ正式なメリットレビュー基準として位置付けているが、これは研究の科学的価値を代替するものではない。社会的インパクトが重視されるからといって、科学的・技術的な妥当性や独創性が軽視されるわけではない。むしろ、NSF の制度設計は、優れた科学的・技術的貢献と、社会への広範な便益を、相互に補完する 2 つの評価軸として扱っていることに留意する必要がある。

2) エビデンス計画と社会的インパクト

近年の NSF では、社会的インパクトの把握は、個別提案の「広範な影響」審査にとどまらず、機関全体の投資成果を測定する課題としても位置づけられている。FY2027 年次エビデンス計画では、NSF 投資の機関レベルの成果及びインパクトを体系的に測定・追跡するためのデータ及び方法が優先的な問いとして設定されており、これに対応するエビデンス活動として NSF Impact Framework (NIF) が位置づけられている。

NIF は、NSF 投資がもたらす成果及びインパクトを、全機関的かつ多面的に把握するための枠組みである。FY2027 年次エビデンス計画では、NIF の設計にあたり、雇用創出、特許、将来のイノベーションにつながり得る知識の創出、科学投資の経済的・社会的インパクト等を含む共通的な測定対象が例示されている。

このように、NSF では、社会的インパクトを、個別研究者の提案書上の説明責任だけに委ねるのではなく、機関全体の投資ポートフォリオとしてどのような成果・インパクトを生んでいるかを把握する課題としても扱っている。これは、社会的インパクト評価を、個別プロジェクト評価と機関レベルの業績管理・エビデンス構築の双方に接続しようとする動きといえる。

3) 社会的インパクトと業績管理

米国連邦政府の業績管理制度では、成果やインパクトは、単なる活動量やアウトプットではなく、政策・プログラムがどのような結果を生み出したかを把握するための概念として扱われる。OMB Circular No. A-11 においても、業績は、組織の目標や目的に対する進捗を把握し、サービス提供やプログラム改善、資源配分に活用するための情報として位置づけられている。すなわち、社会的インパクトは、単に外部向けに成果を説明するためのものではなく、機関の戦略、予算、業績目標、評価・エビデンス活動と接続されるべきものと理解されている。

NSF の場合、FY2026-2030 戦略計画では、変革的な研究及びイノベーションへの投資を通じて、米国の卓越性及び国家安全保障を確保すること、STEM 人材の強化を通じて米国のリーダーシップを前進させること、能力の最適化と業務の近代化を通じて NSF のインパクトを加速することが戦略目標として掲げられている。ここでは、研究投資の社会的インパクトは、単なる個別成果ではなく、国家的な研究能力、技術的優位性、人材育成、経済成長、国家安全保障、業務運営の改善と結びつけられている。

一方で、社会的インパクトの評価には固有の難しさがある。第一に、基礎研究のインパクトは、長期的・間接的に発現することが多く、短期の評価期間内で把握しにくい。第二に、社会的インパクトは、複数の研究、政策、制度、民間投資、社会的条件が組み合わさって生じるため、個別プロジェクトへの帰属が難しい。第三に、社会的インパクトを定量指標に過度に還元すると、測定しやすい成果だけが重視され、測定しにくい重要な成果が軽視されるおそれがある。第四に、社会的インパクトの説明を研究者に過度に求めると、提案・報告の負担が増大し、形式的な記述が増える可能性がある。

NSF の近年の取組は、こうした課題に対して、社会的インパクトを一律の短期指標に押し込むのではなく、複数のデータ、複数の方法、複数の時間軸を組み合わせて把握しようとする方向にある。「広範な影響」は個別提案レベルで社会的便益の可能性を問う仕組みであり、NIF は機関レベルで投資成果・インパクトを多面的に把握する枠組みである。両者を組み合わせることで、NSF は、研究の社会的意義を採択段階から意識しつつ、実際の成果・インパクトについてはポートフォリオ単位で把握しようとしている。

(4) EBPM やエビデンスに基づく法人運営

米国連邦政府における EBPM は、個別政策の効果検証にとどまらず、機関の戦略、業績管理、予算編成、プログラム運営、業務改善を支える経営・運営基盤として位置づけられている。特に近年の制度運用を見ると、エビデンスは、政策評価部門だけが作成するものではなく、機関全体が何を達成しようとしているのか、どの課題について学ぶ必要があるのか、どのデータを用いて意思決定するのかを明確にするための仕組みとして扱われている。この点は、日本における法人運営、とりわけ研究開発法人、資金配分機関、大学、研究支援機関等においても重要な示唆を持つ。

第一に、米国では、エビデンス構築が戦略計画と一体化されている。EBPM 法の下では、各機関はラーニング・アジェンダを通じて中期的な学習課題を設定し、年次評価計画を通じて当該年度に取り組む評価・エビデンス活動を整理してきた。さらに、2025 年版 OMB Circular No. A-11 第 290 条では、2027 会計年度の計画サイクルから、ラーニング・アジェンダと年次評価計画の必要要素を単一のエビデンス計画に統合し、毎年度更新する運用が示されている。これは、エビデンス構築を個別の評価作業としてではなく、機関の戦略目標を実現するための継続的な学習・改善プロセスとして位置づけるものである。

NSF の FY2026-2030 戦略計画でも、戦略目標、戦略目的、業績指標、戦略的学習目標が一体的に整理されている。そこでは、研究・イノベーション投資の成果及びインパクトをどのように測定・評価できるか、STEM 人材投資の進捗をどのように測定・評価できるか、メリットレビュー・プロセスの近代化に向けた組織能力及び有効性をどのように評価し高めることができるかが、機関としての学習課題として掲げられている。すなわち、エビデンス構築は、外部への説明責任のためだけでなく、NSF 自身が戦略を遂行し、資源配分や業務運営を改善するための内部マネジメント手段として位置づけられている。

第二に、米国の制度では、エビデンスに基づく法人運営の中核に「優先的な問い」の設定がある。すべての事業や活動を同じ粒度で評価するのではなく、機関として意思決定上重要な問いを設定し、その問いに答えるために必要なデータ、分析、評価を計画する。この点は、日本の法人評価や研究開発評価において、評価項目や指標があらかじめ固定され、年度ごとに実績値を記入する運用に陥りがちな状況とは異なる。米国型のエビデンス計画では、何を測るかよりも先に、何をやる必要があるのか、何を改善したいのか、どの意思決定に使うかが重視されている。

NSFのFY2027年次エビデンス計画は、この考え方を具体的に示している。同計画では、NSF投資の機関レベルの成果及びインパクトを体系的に測定・追跡するためのデータ及び方法、科学技術界における研究セキュリティ上のリスクの特定・軽減、メリットレビュー改革による申請者負担軽減及び業務効率改善が、優先的な問いとして設定されている。これらはいずれも、個別プログラムの成果測定に閉じるものではなく、NSF全体の投資判断、研究セキュリティ、助成管理、業務改革、説明責任に関わる問いである。ここから、エビデンスに基づく法人運営とは、個々の事業評価を積み上げるだけでなく、法人全体の経営判断に関わる問いを設定し、それに答える仕組みを整えることだといえる。

第三に、エビデンスに基づく法人運営では、評価・分析の専門機能を組織内に位置づけることが重要である。NSFでは、助成管理室(OAM)内に評価・アセスメント能力ユニットが置かれ、エビデンスに基づく意思決定を支援するため、タイムリーで実用的な分析の提供や、NSF全体におけるエビデンス生成・活用能力の向上を担っている。これは、評価を各部署任せにするのではなく、機関横断的にデータ、分析、評価手法、能力形成を支える専門機能が必要であることを示している。

第四に、エビデンスに基づく法人運営では、業績測定と評価を区別しつつ接続する必要がある。業績指標は、法人の活動や成果の傾向を継続的に把握するうえで不可欠である。しかし、指標の増減だけでは、なぜその結果が生じたのか、どの施策が有効だったのか、どの条件で成果が出やすいのか、どの制度設計を見直すべきかは分からない。米国の制度では、業績管理によって継続的に進捗を把握しつつ、重要な問いについては評価・分析を通じて原因や改善策を検討するという関係が意識されている。

NSFの例でも、FY2027年次業績計画では業績目標や指標が設定される一方、FY2027年次エビデンス計画では、それらの目標達成や業務改善を支えるためのエビデンス活動が整理されている。たとえば、メリットレビュー・プロセス評価は、単に審査期間や返却件数を測定するだけでなく、メリットレビュー改革が申請者負担の軽減やNSF内部の業務効率改善にどの程度有効であったかを検証しようとするものである。このように、業績測定は評価の代替ではなく、評価すべき問いを発見し、改善に結びつけるための基盤として位置づけられるべきである。

第五に、法人運営におけるエビデンス活用では、既存データの再利用とデータ基盤の整備が不可欠である。NSFのNIFでは、提案・助成データ、研究進捗報告、全米科学・工学統計センター(NCSES)が作成する統計、外部データ等を活用し、受給者に対する追加的なインパクト報告負担を最小化することが意識されている。また、メリットレビュー・プロセス評価でも、行政データ及び顧客経験データを活用し、追加的なデータ収集を最小限に抑える方針が示されている。これは、エビデンスに基づく運営を進める際に、新たな報告負担を積み増すのではなく、通常業務の中で蓄積されるデータを再利用可能な形に整備することが重要であることを示している。

第六に、エビデンスに基づく法人運営は、説明責任だけでなく、組織学習の仕組みとして設計する必要がある。日本では、法人評価や政策評価が、外部に対する説明、監督機関への報告、予算要求上の資料作成として受け止められがちである。しかし、評価結果が法人内部

の意思決定、事業見直し、重点領域の選定、支援方法の改善、人材配置、外部連携方針に結びつかなければ、評価は形骸化し、現場の負担感だけが残る。米国のラーニング・アジェンダやエビデンス計画は、機関が何を学び、その学びをどの意思決定に使うのかを明確化する仕組みであり、法人運営においてもこの発想が重要である。

第七に、エビデンスに基づく法人運営では、評価対象を個別事業だけに限定せず、組織プロセスそのものを評価対象に含める必要がある。NSF がメリットレビュー・プロセス評価を年次エビデンス計画に位置づけていることは、採択審査や助成管理といった法人の中核業務そのものが、評価・改善の対象となることを示している。日本の研究開発法人や資金配分機関においても、研究課題の成果だけでなく、公募・審査・採択・モニタリング・成果把握・フォローアップ・社会実装支援といった業務プロセスが、研究者や現場にどのような負担を生み、どの程度効果的に機能しているかを評価する必要がある。

第八に、エビデンスに基づく法人運営では、トップマネジメントと現場の双方がエビデンスを使う構造をつくる必要がある。エビデンスが経営層だけの管理ツールになると、現場には統制や監視として受け止められやすい。他方、現場だけが改善活動としてエビデンスを使っても、予算、組織、人材、制度の見直しに結びつかなければ効果は限定的である。米国の制度から得られる示唆は、戦略計画、業績管理、エビデンス計画を通じて、経営層の意思決定と現場の改善活動を接続する必要があるという点である。

以上を踏まえると、EBPM やエビデンスに基づく法人運営とは、単に評価書を充実させたり、指標を増やしたりすることではない。法人として何を達成しようとしているのか、そのために何をやる必要があるのか、どのデータを用いて意思決定するのか、評価結果をどのように事業改善や資源配分に反映するのかを明確にすることである。米国連邦政府及び NSF の事例は、エビデンスを、政策評価や業績測定のパラダイムに閉じ込めるのではなく、法人全体の戦略、業務運営、助成管理、負担軽減、説明責任、組織学習を支える基盤として位置づける必要性を示している。

【参考文献】

[1] 未来工学研究所, 2.2. アメリカ合衆国 (米国), 研究開発評価に関する実態調査・分析業務 (2024 年度文部科学省委託調査), 2025 年 3 月.

[2] 新日本有限責任監査法人, 「アメリカの政府業績成果現代化法 (GPRAMA) 等の運用から見た我が国の政策評価の実施及び会計検査」に関する調査研究 (平成 26 年度会計検査院委託業務報告書), 2015 年 2 月.

[3] 未来工学研究所, 2.1. アメリカ合衆国 (米国), 海外の評価及び追跡調査等に関する最新動向調査 (2022 年度 NEDO 委託調査), 2023 年 3 月.

[4] 南島和久, 米国 GPRAMA にみる制度改革への視座 —日本への示唆と業績マネジメント—, 評価クォーターリー, 38, pp.45-60, 2016 年 7 月.

[5] Wessner, Charles W., RIO Country Report 2015: United States (EUR 28134 EN), 2016. doi:10.2791/089107

[6] NSB, Enhancing Support of Transformative Research at the National Science Foundation, May 7, 2007. < <https://www.nsf.gov/reports/nsb/board/enhancing-support-transformative-research-national-science> > [2026/3/19 取得]

[7] 遠藤悟, 米国国立科学財団 (NSF) の評価基準の改訂—基礎科学研究活動が潜在的に持つ社会的インパクトに関する新たな概念の提示—, 科学技術動向, 2013 年 3・4 月号 : pp.13-19, 2013 年.

[8] 未来工学研究所, 2.2. アメリカ合衆国 (米国), 研究開発評価に関する実態調査・分析業務 (2023 年度文部科学省委託調査), 2024 年 3 月.

[9] U.S. Government Accountability Office, Artificial Intelligence: Generative AI Use and Management at Federal Agencies, GAO-25-107653, July 29, 2025.

< <https://www.gao.gov/products/gao-25-107653> > [2026/3/19 取得]

2.2 カナダ（加国）

2.2.1 国・地域における研究開発評価制度の体系とその内容

(1) 評価制度の全体像と研究開発評価の位置付け

カナダは10の州（provinces）と3つの準州（territories）からなる連邦立憲君主制国家で、コモンウェルス（英連邦王国）の国である。連邦政府の主な役割は、国全体の経済の安定を図り、支えることであり、国防、外交、国内外の通商と貿易、移民、銀行及び金融制度、刑法、漁業などを管轄し、さらに航空、船舶、鉄道、通信、原子力エネルギーなどの産業を監督している。一方、州及び準州政府は、連邦政府と同様に省庁を持ち、教育、財産権や公民権、裁判所、病院、州内の天然資源、社会保障、医療及び地方自治体制度などの分野を管轄する^{46,47}。

また、カナダでは、連邦及び州政府が、財政及び税制、知的財産権、労働移動性、競争政策、外国投資及び貿易などの科学、技術及びイノベーションを支える枠組み条件を共同で担当している。実際には、連邦政府は、地方の管轄地域であっても、国レベルでの研究政策の設定と実施を担当している。州及び地域は、研究政策の実施及び特定の要件に合わせてカスタマイズされた研究プログラムの提供に重点を置いている。

連邦レベルでは、2015年にトルドー政権が発足して以来、科学・技術および産業に関わる政策は、イノベーション・科学・経済開発ポートフォリオとして、イノベーション・科学・経済開発大臣がそれを所掌し、イノベーション・科学・経済開発省（ISED）を筆頭に、16の連邦機関と4機関がポートフォリオに関連する体制となっている⁴⁸。連邦政府における中心機関はISEDで、カナダ全土における知識基盤型経済の構築と、政府の雇用と成長に関する政策の推進に向け、政策の枠組みを提供する。政策執行機関としては、カナダ最大の政府系研究開発機関であるカナダ国立研究会議（NRC）があり、基礎研究から応用技術開発まで幅広く担当し、ファンディング機能も有する。また、研究分野ごとに3つの資金配分機関（NSERC：自然科学・工学、SSHRC：人文・社会科学、CIHR：保健医療）が存在し、Tri-Councilと呼ばれている。カナダ研究調整委員会（CRCC）は、連邦政府の研究優先事項を推進し、3つの資金配分機関とカナダ・イノベーション基金の政策及びプログラムの調整を担い、上級戦略フォーラムを提供している。また、学際的かつハイリスク・ハイリターンで変革的な研究の推進に向けたニューフロンティア研究基金（NFRF）を指揮している。高等教育は主に、州及び準州政府の管轄下にある。

⁴⁶ カナダ政府公式サイト、Structure of government. < https://www.canada.ca/en/government/system/how-government-works/structure.html?utm_source=copilot.com > [2026/2/4 取得]

⁴⁷ クイーンズ大学図書館 < <https://guides.library.queensu.ca/basic-legal-concepts/canada-system-government> > [2026/2/4 取得]

⁴⁸ イノベーション・科学・経済開発ポートフォリオ < <https://ised-isde.canada.ca/site/ised/en/our-organization/innovation-science-and-economic-development-portfolio> > [2026/3/24 取得]

表 2-11 イノベーション・科学・経済開発ポートフォリオ

イノベーション・科学・経済開発ポートフォリオ
<p>[目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 企業や非営利団体がアイデアをより迅速に新しい製品やサービスに変えることを支援することで、科学技術を通じてイノベーションを促進する • より多くの分野のより多くの企業がより多くの市場に輸出することを奨励することにより貿易と投資を支援し、カナダ企業がより多くの外国直接投資を引き付けるのを支援する • 資本、情報、サービスへのアクセスを提供することで中小企業の成長を支援する • 地域の強みと情報インフラに基づいた地域経済発展への新たなアプローチを推進することにより、地域開発を促進する
<p>[構成機関]</p> <ul style="list-style-type: none"> • カナダ産業発展銀行(BDC) • カナダ知的財産庁(CIPO) • カナダ宇宙庁(CSA) • カナダ通信研究センター(CRC) • カナダ競争局(COBU) • カナダ著作権委員会(CB) • デスティネーション・カナダ(DC, 旧カナダ観光局) • カナダ保険緊急事態対応準備機構(HERC) • カナダ・イノベーション・科学・経済開発省(ISED) • カナダ計測局(MC) • カナダ国立研究会議(NRC) • カナダ自然科学・工学研究会議(NSERC) • 消費者庁(OCA) • 破産監督官事務所(OSB) • カナダ社会・人文科学研究会議(SSHR) • カナダ企規格審議会(SCC) • カナダ統計局(StatsCan)
<p>[関連機関]</p> <ul style="list-style-type: none"> • カナダ・イノベーション基金(CFI) • カナダ学術会議(CCA) • ゲノムカナダ • ピエール・エリオット・トルドー財団

出所:ISED ウェブサイトより⁴⁸

カナダにおける評価は、法的には財務管理法⁴⁹に基づいて実施されている。特にプログラム評価については、同法第 42.1 条において、「カナダ財務委員会によって発行された指令に別段の定めがある場合を除き、各省庁は、所掌する進行中のプログラムの妥当性と有効性を 5 年ごとにレビューする」ことが定められている。

具体的な評価は、2016 年 7 月 1 日以降、「結果に関する方針」に基づいて実施される^{50,51}。カナダでは、(プログラム) 評価と業績測定が並行した形で実施され、それぞれ異な

⁴⁹ 財務管理法 < <https://laws.justice.gc.ca/eng/acts/F-11/index.html> > [2026/2/4 取得]

⁵⁰ Evaluation in the Government of Canada < <https://www.canada.ca/en/treasury-board-secretariat/services/audit-evaluation/evaluation-government-canada.html> > [2026/2/4 取得]

⁵¹ 結果に関する方針 < <https://www.tbs-sct.canada.ca/pol/doc-eng.aspx?id=31300> > [2026/2/4 取得]

る政策が存在したが、データ照合等の負担の解消も含め、同方針では 2 つを統合することとした。

また、連邦レベルでの評価では、プログラム、イニシアチブ、ポリシーのパフォーマンスを体系的かつ中立的に評価するための証拠を収集および分析すること、また、プログラムを改善する方法を検討することを目的に実施され、意思決定や説明責任のみならず、組織内のイノベーションと学習を促進することが期待されている。

(2) 研究開発評価に関する規定等の整備状況

カナダ政府は、「結果に関する方針」に基づく評価を支援するために、詳細な要件を定めた「結果に関する指令⁵²」を定めるとともに、評価に携わる人材に求められる評価能力⁵³について、役職（評価責任者、評価ディレクター、評価専門家（ジュニア、中間、上級））ごとに定めている。

その他、プログラムのインパクトについて専門家によるシナリオに基づく反事実的評価を体系的に収集する手法を定めた「迅速なインパクト評価（RIE）ガイド⁵⁴」（事例含む）や、有効で信頼性の高いパフォーマンスデータを収集・使用することを支援するための「プログラムのモニタリング、評価、報告のためのデータリンク⁵⁵」、「ジェンダーに基づく分析プラス（GBA+）を評価に統合する：入門書（2019）⁵⁶」などを作成している。これらの政策文書やリソースとして公開されているものからは、評価はプログラム、イニシアチブ、政策が機能するか、なぜ、どのように機能するか、体系的かつ中立的にエビデンスを収集し、意思決定や改善、説明責任に役立てることが目的であり、専門的な知識が求められること、そして、初級、中級レベルの評価担当者の理解増進にも努めていることがうかがえる。

表 2-12 カナダ連邦政府の評価に関する指針等

政策文書	結果に関する方針 (2016)	管理と支出の意思決定、および公的報告における成果の重要性を強調しながら、パフォーマンス情報と評価に関するカナダ連邦政府各省庁の説明責任に関する基本的要件を定めている。
	結果に関する指令 (2016)	連邦政府省庁職員の役割と責任の特定を含む、成果に関するポリシーの実施をサポートするための要件を概説。
	評価能力	評価に携わる人材に求められる評価能力を説明。
リソース	プログラムのモニタリン	プログラム担当者、政策アナリスト、評価担当者、業

⁵² 結果に関する指令 < <https://www.tbs-sct.canada.ca/pol/doc-eng.aspx?id=31306> > [2026/2/4 取得]

⁵³ 評価能力 < <https://www.canada.ca/en/treasury-board-secretariat/services/audit-evaluation/evaluation-government-canada/evaluation-competencies.html> > [2026/2/4 取得]

⁵⁴ 迅速なインパクト評価ガイド < <https://www.canada.ca/en/treasury-board-secretariat/services/audit-evaluation/evaluation-government-canada/guide-rapid-impact-evaluation.html> > [2026/2/4 取得]

⁵⁵ プログラムのモニタリング、評価、報告のためのデータリンク < <https://www.tbs-sct.canada.ca/pol/doc-eng.aspx?id=32808> > [2026/2/4 取得]

⁵⁶ ジェンダーに基づく分析プラス（GBA+）を評価に統合する：入門書（2019） < <https://www.canada.ca/en/treasury-board-secretariat/services/audit-evaluation/evaluation-government-canada/gba-primer.html> > [2026/2/4 取得]

グ、評価、報告のためのデータリンク	績測定実務者がデータリンク手法を通じて成果活動を強化し、測定・評価・報告を改善するための指針。
迅速なインパクト評価(RIE)ガイド	RIE 手法の概要と、RIE の最適な活用方法を提示。また、3 省庁で実施された 3 つのパイロットプロジェクトの事例を紹介。
ジェンダーに基づく分析プラス(GBA+)を評価に統合する：入門書(2019)	特に初級・中級レベルの評価者を対象に、カナダ政府の評価のあらゆる段階に GBA+を統合し、コミットメントと指示を裏付けるためのアドバイスを掲載。考慮すべき主要なポイント、事例、方法論的アプローチの概要も提示。
結果に関するポリシー：評価とは何か	評価の目的、実施者・主体、実施方法、評価とパフォーマンス測定の関係について概説。
結果に関するポリシー：連邦政府における評価と内部監査の違いは何か	評価と内部監査は、経営上の意思決定を支援する強力なツールであり、両者の違いを理解することで、それぞれのツールを効果的に活用し、質の高い意思決定に貢献できるよう、2 つの機能を比較して説明。
プログラム評価とサポート評価	国家財政委員会事務局で公認されている正式な評価について説明することで、正式な評価のために内部レビュー、内部評価、プログラム主導の評価によって情報を抽出すること、すなわち裏付けとなる評価との違いを説明。
理論に基づく評価アプローチ：概念と実践	連邦政府プログラムの妥当性と効率性について、中立的かつ証拠に基づいた評価を行う上で、評価が引き続き重要な役割を果たすよう、国家財政委員会事務局は、連邦政府の評価担当者が利用できる「ツールボックス」を拡充することの重要性を認識し、本文書では理論に基づく評価アプローチの主要な概念をいくつか取り上げ紹介。
評価 101 の背景	評価に不慣れなあらゆるレベルおよび役職の個人に、カナダ政府の評価における主要な政策要件、アプローチ、ツール、方法、および活動の概要を提供。
結果機能に関する能力調査	評価に関する人的資源、財源、契約サービス、および大規模な省庁や機関から提出された評価レポートの使用状況をまとめたもの。
2009 年評価方針の評価	2013～2014 年度にかけて国家財政委員会事務局が 2009 年評価方針の評価を実施し、評価の主要な結果、結論、勧告をまとめたもの。
2009 年評価方針の評価の勧告に応じた管理行動計画 ⁵⁷	新たな評価方針を策定するにあたり、国家財政委員会事務局が取り組むべき事項5点を示したもの。

出所：ウェブサイト⁵⁰および「研究パートナーシップに関する国家安全保障ガイドライン⁵⁸」を基に未来工学研究所が作成

⁵⁷ 2009 年評価方針の評価の勧告に応じた管理行動計画

< <https://publications.gc.ca/site/fra/9.853403/publication.html> > [2026/2/4 取得]

⁵⁸ 研究パートナーシップに関する国家安全保障ガイドライン

< <https://science.gc.ca/site/science/en/safeguarding-your-research/guidelines-and-tools-implement-research-security/national-security-guidelines-research-partnerships> > [2026/2/4 取得]

カナダでは研究開発評価に特化した包括的な評価指針は特になく、「結果に関する方針」に基づいて研究開発プログラムも評価される。研究開発特有の補足的な関連指針としては、「研究パートナーシップに関する国家安全保障ガイドライン」がある。これは、研究パートナーシップ（共同研究プロジェクト）の開発、評価、資金提供に国家安全保障上の配慮を組み込むことを目的に作成されたものであり、研究者、研究機関、政府助成機関が、外国政府や軍事関与等による研究に対する潜在的なリスクを特定し、軽減することを支援するものである。また、研究開発プロジェクトの評価については、基本的には資金配分機関においてプログラムの目的ごとに規定されている。また、一部のプログラムでは、Tri-Council による三機関合同学際ピアレビュー委員会で申請書を審査する場合があります。Tri-Council 合同によるピアレビュー・ガイド⁵⁹や、履歴書の審査に関するガイドライン⁶⁰もある。Tri-Council は研究評価に関するサンフランシスコ宣言（DORA）の署名機関でもあり、ガイドラインはより包括的で多様性のある総合的なアプローチに対するコミットメントに沿ったものとされる。

(3) 研究開発評価に関する規定等の詳細

前述の通り、カナダでは研究開発評価に特化した規定等は安全保障上のリスク軽減を対象としたものに限られるため、ここでは「結果に関する方針」、「プログラムのモニタリング、評価、報告のためのデータリンク」、「迅速なインパクト評価ガイド」について取り上げる。

1) 結果に関する方針

a. 規定の概要及び構成

「結果に関する方針」は、各省庁が成果情報と評価を適切に管理し、説明責任と政策改善を強化するための中核的ルールを定めたものである。前述の通りプログラム評価と業績測定を統合し、成果重視の行政運営を制度的に支える役割を担う。

表 2-13 「結果に関する方針」の構成

<ol style="list-style-type: none"> 1. 施行日 (Effective date) 2. 法的根拠 (Authorities) 3. 目的と期待される成果 (Objectives and expected results) 4. 要件 (Requirements) 5. 他機関の役割 (Roles of other government organizations) 6. 適用範囲 (Application) 7. 参考文献 (References) 8. 問い合わせ先 (Enquiries) <p>付録 A: 定義集 (Appendix A: Definitions)</p>

出所: 「結果に関する方針⁵¹」より

⁵⁹ ピアレビュー・ガイド < <https://cihr-irsc.gc.ca/e/52544.html> > [2026/3/24 取得]

⁶⁰ 三機関合同履歴書の審査に関するガイドライン < https://sshrc-crsh.canada.ca/en/funding/forms-and-online-application-tools/tri-agency_cv-guidelines.aspx > [2026/3/24 取得]

b. 規定の詳細

ア) 目的と期待される成果

本方針では、「政府全体の結果の達成を改善すること」及び「政府が達成しようとするまたは達成した結果、それらを達成するために用いた資源についての理解を向上させること」が目的とされており、期待されることとして以下の4点があげられている。

- 各部門は、達成目標と成功の評価方法を明確に定めている。
- 各部門は自らの実績を測定・評価し、得られた情報を用いてプログラム・政策・サービスの管理と改善を行う。
- 成果に基づき資源を配分し、結果を最適化する。これには国家財政委員会への提出、資源調整レビュー、および各省庁による内部配分が含まれる。
- 議員及び国民に対し、各省庁が達成した成果と、その達成に投入された資源に関する透明性が高く、明確で有用な情報が提供される。

イ) 要件

ここでは、大きく5つの要件が示されている。

まず、国家財政委員会委員長の責務としては、必要に応じて資源調整レビューを開始または実施することができるとされる。

次に大臣の責務として、担当する省庁および機関全体について、国家財政委員会に初期の省庁成果フレームワーク、または事務次官が推奨する中核的責務の変更について提示し、承認を得る。また、国家財政委員会委員長から要請があった場合、国家財政委員会に対し成果を報告する。

事務次官の責務として、部門における主要な責務、成果、成果指標を定めた部門の成果フレームワークを策定し実装することや、部門の業績測定および評価をモニタリングするための上級職委員会(業績測定および評価委員会)の選定、堅牢かつ中立的な評価機能の確立、5年間の部門評価計画の承認と国家財政委員会への提出、評価報告書と概要のウェブ公開等を担う。評価の対象として、5年間の平均実支出額が年間500万カナダドル以上の進行中の助成金および寄付金プログラムすべてが含まれるが、プログラム目録(Program Inventory)を整備し、評価範囲を明確化するとともに、評価が予定されていないプログラムの特定やその根拠を示すことが求められる。モニタリングと報告については、別途項目立てがなされている。

小規模な省庁やエージェンシーの事務次官は、評価の必要性を判断するために、年次評価計画の策定を確実に実施する責任を負う。

財務長官は、中核的責任の変更の承認や、部門の成果および成果指標の変更の承認、必要に応じて業績測定責任者や評価責任者、評価スペシャリストの能力の確立、必要に応じた中

中央主導の評価の実施、小規模省庁および機関の指定に関する国家財政委員会委員長への勧告等を担う。

これらを実施するための具体的な要件については、「結果に関する指令⁶¹」で定められている。その付録 C「評価基準」には、評価は必要な知識と能力を持ち、評価開始時に書面で明確にされた役割と責任を負う評価者または評価チームによって実施されること (C.2.2.1.2) や、評価の開始時に明確に述べられた目的と目標を持ち、評価利用者のニーズを満たすこと (C.2.2.1.3)、評価対象となる政策、プログラム、優先事項、ユニット、またはテーマに関連するリスクと複雑さを考慮して計画されていること (C.2.2.1.4)、必要性、有効性、効率性を主要な評価項目として使用することを考慮して計画されていること (C.2.2.1.5)、評価の開始時に文書化かれ、有効で信頼性の高いデータの収集と分析を可能にする、明確で堅牢なアプローチ、設計、および方法論を備えること (C.2.2.1.8)、主要な利害関係者との十分かつ適切な協議を行うこと (C.2.2.1.9)、調査結果と結論を裏付けるために、複数の定量的および定性的な証拠を含めること (C.2.2.1.10)、評価報告書では、評価の限界を特定し、読者に調査結果と結論の信頼性を伝えること (C.2.2.6.4)、調査結果、結論、および提言の論理的な流れを提示すること (C.2.2.6.6)、特定された主要な問題や懸念に対処することを目的とした、明確で実行可能な提言を含めること (C.2.2.6.8)、担当プログラムの担当者または関連マネージャーが作成した管理上の対応策および行動計画を含めること (C.2.2.6.9) などが示されている。

ウ) その他の政府機関の役割

ここでは、関連する他の主要な政府機関とその責務が示されている。

国家財政委員会事務局は、政府全体の業績測定および評価機能のリーダーシップを提供することや、必要に応じて、中央主導による部門支出の評価の実施と報告書の公表や、コンプライアンス上の問題を国家財政委員会副委員長または委員長に提起すること、各部門と連携した政策実施の支援、データ収集と報告のプロセスが効率的であることの保証を担う。

また、公共事業・調達省は、プログラム・インベントリまたは利用可能な最低レベルでコード化された財務データを収集し、中央機関と共有できるようにする中央財務管理レポートシステムを維持する役割を担う。

エ) 適用範囲

本方針および関連文書は、財務管理法第 2 条に定義される全ての部門に適用されるが、小規模部門および機関は、本方針の適用が除外される。小規模部門および機関とは、年間 3 億カナダドル未満の歳出予算額の組織、もしくは、国家財政委員会により小規模部門または機関として指定された組織である。基準額が 3 億カナダドルを超過または下回った組織は、安定性と移行期間を考慮し、3 年連続して閾値を超過または下回らない限り、大規模または小規模部門・機関として再定義されない。

⁶¹ 結果に関する指令 < <https://www.tbs-sct.gc.ca/pol/doc-eng.aspx?id=31306> > [2026/2/20 取得]

また、議会の代理機関としてみなされるもの（会計検査院、情報・プライバシー委員会事務局、選挙管理委員会事務局等）や、議会関連機関（総督府長官室、上院、下院、議会図書館等の職員）、王立企業に対する適用方針が示されている。

2) プログラムのモニタリング、評価、報告のためのデータリンク

a. 規定の概要及び構成

「プログラムのモニタリング、評価、報告のためのデータリンク⁵⁵」は、プログラム担当者、政策アナリスト、評価者、業績測定者が測定、評価、報告を改善できるように財務省が作成したガイダンスである。

表 2-14 「プログラムのモニタリング、評価、報告のためのデータリンク」の構成

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 目的 (Effective date)2. データリンクとは何か (Authorities)3. 考慮事項 (Objectives and expected results)4. データリンクを計画と報告に統合するための推奨手順は何か (Requirements) <p>付録 A: データリンクによる分析の完了例</p> <p>付録 B: カナダ統計局のデータ連携サービスとリソース</p> |
|--|

出所: 「プログラムのモニタリング、評価、報告のためのデータリンク」より

b. 規定の詳細

ア) 目的

業績測定、評価、報告を改善することを目的とし、データリンクを利用することで、プライバシーを保護しながら、効果を測定するための高品質なデータへのアクセスを確保できるとされる。特に、「結果に関する指令」で規定されるように、有効で信頼性の高い業績データを収集し、使用することを支援すること、また、各省庁がジェンダーと多様性に対するプログラムの影響に関する政府全体の報告を支援できるようにすることが掲げられている。

イ) データリンクとは何か

マネジメントするプログラムのデータを他のデータソースと組み合わせることで、元のデータセットのみで可能な場合よりも詳細な分析を可能とするものである。効果的にプログラムをマネジメントするために、各省庁では個人、企業からプログラム関連のデータを収集する。カナダ統計局では、これらの個人及び企業に関する所得や地理データなどの個人情報およびその他の情報を他の政府機関等から収集しており、これらデータの連携を進めることで、ジェンダーと多様性に関するプログラム分析の可能性が大幅に拡大すると同時に、新たなデータ収集の負担を最小限に抑えることができるとされる。

ウ) 考慮事項

「結果に関する指令」に準拠するには、プログラム開発の早い段階で計画を検討する必要がある。そのため、プログラムのリーダーが早い段階で、データ管理を担う省庁のリーダーおよび、業績測定責任者、評価責任者に相談し、省庁およびプログラムに必要なデータを定義することを推奨している。また、ジェンダーと多様性の影響に関する報告は個人情報扱うため、プライバシー法の要件の考慮や、データは特定の個人に関するプログラム・マネジメントではなく、プログラム全体の測定と評価のために使用されることを明確にする必要性が記されている。

エ) データリンクを計画と報告に統合するための推奨手順は何か

ここでは、計画段階（フェーズ 1）と、収集、分析、報告（フェーズ 2）の 2 段階に分けて手順が示されている。

フェーズ 1 では、まず、政策またはプログラムのロジックモデル、またはセオリー・オブ・チェンジを確認し、多様なグループの人々へのインパクトを示すためにどのような問いに答える必要があるかを決定する。次に、分析に必要なデータと方法論、すなわち、どのような定量的データと定性的データの組み合わせがエビデンスとして最適か、アイデンティティや社会経済的考慮は分析目的に必要なか、結果を示すために必要な情報は何か、純影響（net impacts）を測定するためにどのような方法を適用するかを決定する。また、新たにデータを測定する前に、既存のデータの活用とデータリンクについて検討する。データ収集が必要な場合は詳細な計画を策定するが、その際にも既存の情報源からリンク可能なデータ等についても検討し、重複を排除する必要性が示されている。すなわち、プログラムではまず、すでに収集されているデータを活用し、プログラムの介入とその影響を分析することが求められている。

フェーズ 2 では、カナダ統計局と協力し、データ収集、共有、分析を行う。その結果は、プログラムの報告と評価に組み込まれ、新たな政策やプログラムの権限、予算案の提案を支援することを含め、プログラムの将来の方向性を示すものとされる。

3) 迅速なインパクト評価(RIE)ガイド

a. 規定の概要及び構成

本ガイドは、RIE 手法の概要と、カナダ政府における RIE の最適な活用方法を示したものであり、3 つの連邦省庁で実施されたパイロットプロジェクトの結果にフォーカスを当てている。パイロットプロジェクトでは混合手法アプローチを採用しているため、決定的なモデルとして捉えるべきではないとした上で、各省庁が自らニーズや要件に合わせて RIE 手法を適応させることを推奨している。RIE はロウ博士 (Dr. Andy Rowe) によって開発されたものであり、パイロットプロジェクトの支援も実施している。

表 2-15 「迅速なインパクト評価（RIE）ガイド」の構成

要約: 迅速なインパクト評価とは何か 用語集 1.0 イントロダクションと概要 2.0 迅速なインパクト評価を使用する時 3.0 対照事実 4.0 迅速なインパクト評価の実施: 実践ガイド 5.0 迅速なインパクト評価の利点と課題 6.0 結論 付録 A: 迅速なインパクト評価フローチャート 付録 B: パイロットプロジェクト

出所: 「迅速なインパクト評価 (RIE) に向けたガイド⁵⁴」より

b. 規定の詳細

ア) イントロダクションと概要

RIE は、プログラムのインパクトに関する専門家の評価を体系的に収集する方法であり、主に 3 つのステップから成る。

<RIE の 3 つのステップ>

1. 評価者が、次のプログラム概要を作成する。
 - ステークホルダー・グループ間の合意形成
 - 堅牢かつ適切な評価の問いの特定支援
 - 結果の正統性 (legitimacy) と活用可能性の増加
2. 評価者が、3 つの専門家グループと体系的に連携し、シナリオベースの反事実的介入のインパクトと比較した介入のインパクト評価を得る。
3. 専門家の評価を分析し、重み付けし、組み合わせて、プログラムの全体的なインパクトの推定値を生成する。

RIE の基礎は、シナリオに基づく反事実的分析であり、評価者は関係団体と協議の上、評価対象の介入策に代わる代替案を策定する。その目的は、プログラムの実施方法が異なっていた場合に生じ得た事象を記述することにある。代替案は、妥当性、実現可能性、合法性を備えている必要がある。専門家は評価対象プログラムの成果と反事実的分析の成果を評価する。

RIE は、準実験的または実験的なデザインが適切な場合に、それらを置き換えるというものではなく、他の評価手法を補完する追加のエビデンスを提供することとされるが、実験的なデザインが採用できないプログラムは少なくない。そこで、反事実的分析では、プログラムが異なる方法で実施された場合に生じ得たことと比較して、プログラムがもたらしたインパクト、差異の評価を可能にするものである。

イ) 迅速なインパクト評価を使用する時

パイロットプログラムでは、比較的単純な状況で RIE が用いられたが、プログラムや対事実が複雑で、十分に理解されていない場合は効果的でない可能性があるが、その場合でもインパクトの推定値を生成することは可能とされる。また、前述の通り、準実験的、実験的、比較ケーススタディなど、他の評価手法を利用できない場合には特に有効であるとされる。

また、外部の視点に関心がある場合も有効で、例えば国際的に実施されているプログラムを評価する場合などが挙げられている。多様なステークホルダーと連携することで、評価者がプログラムへの理解を深めることや、特定のグループが認識している以上にプログラムの長所、短所に関する情報を提供することが可能であり、プログラムのインパクトに関する評価が相反する場合も有用であるとされる。

更に、プログラムの設計段階や更新段階など、潜在的な介入策について複数のオプションを比較評価する際にも有効であり、プログラム実施後に得られた教訓を引き出し、その後に活かすことが可能とされる。

多くの評価では混合手法が採用されるため、RIE は他の手法と組み合わせて用いることが合理的であると考えられている。

ウ) 対照事実

シナリオベースの対象事実について、専門家は実際のプログラムと同様の方法で評価を行う。そのため、適切な対照事実の選択は最も重要なステップの一つである。評価にあたっては、1つ以上の反事実的状況を考えることができる。代替状態をモデル化したもののみならず、現状維持のシナリオや、プログラムが実施されなかった場合のシナリオを含めることが有益な場合があり、（政府による政策評価ではない）他の評価では、複数の可能な設計を比較することに重点が置かれる場合がある。

プログラム設計段階に複数の仮説的アプローチを比較することも可能にするため、政策提案のエビデンスとして複数のオプションを検討する際にも活用可能である。また、長年にわたり確立されているプログラムと代替案を比較し、変更がどのような影響を与えうるかを判断することも可能である。

適切な反事実を決定するには、プログラムの設計段階に検討されたプログラムのオプションリストの参照や、プログラムの調査研究と評価のレビュー、類似のプログラムとの比較、他の所管が実施している事項の考慮が役立つとされる。重要なのは、実現可能で妥当性があり、合法的であることである。例えば、他で実施されている同じ目標を持つプログラムがあった場合に、割り当てられた資金が 10 倍である場合や、カナダでは違法であった場合は有意義な比較にはならない。ステークホルダーとの慎重な協議により決定することが必要で、後になって反事実的評価に疑問を抱き、評価の正統性と重要性に疑問を抱く可能性がある。

エ) 迅速なインパクト評価の実施:実践ガイド

RIE を完了するには、通常 2～6 ヶ月かかるとされる。実践ガイドでは、4 つのフェーズごとに説明がなされている。

<4 つのフェーズ>

フェーズ 1：評価計画の作成

フェーズ 2：プログラム概要の作成

フェーズ 3：プログラムの増分インパクトの評価収集

フェーズ 4：結果の分析と報告

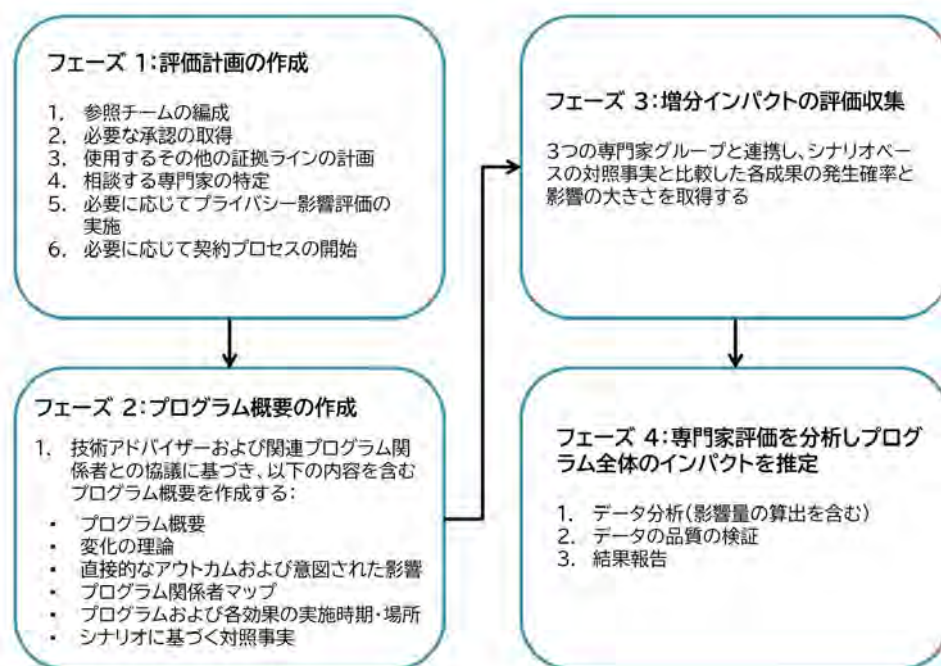


図 2-4 迅速なインパクト評価のフローチャート

出所:「迅速なインパクト評価(RIE)ガイド」より

まずフェーズ 1 の評価計画の策定では、評価を開始する前に契約と契約方法を検討する必要がある。契約とは、評価の内容に応じて技術アドバイザーや分野別専門家、ワークショップのファシリテーターと契約することであり、迅速な契約締結や、専門家との連携によって RIE にかかる期間が変わってくる。ワークショップのファシリテーターについては、評価対象となるプログラムと概念を専門家等が十分に理解していることを確認するため、ワークショップを通じて協議することが推奨されていることから必要となる。専門家グループについては、プログラムのステークホルダー・グループ(プログラムの受益者、主要な意思決定者、プログラムマネージャー、スタッフ、実施パートナー)、分野の専門家(研究者、学者、業界リーダー、その他関連分野の知識を持つ人々)、技術顧問(大学の名誉教授またはプログラムの中核となる分野の経験豊富な実務家)がある。評価における主要なリス

クとして、プログラム中心主義的なバイアスがあるため、幅広い視点を提供することが目標とされる。プログラムの概要やデータ収集にプログラム内部の情報源のみを使用すると見落とされる見解や視点がある可能性があるため、評価に際しては外部の専門家を活用することとしているが、時間などの制約により政府内部の専門家を活用しなければならない場合もある。

フェーズ 2 のプログラム概要の策定では、プログラム関係者や技術アドバイザーと協力し、プログラム概要を作成する。これは、評価全体の基盤となるため、場合によっては 75% ものリソースと労力を費やすことになることとされる。プログラム概要には、少なくとも以下の内容を含める必要がある。

<プログラム概要に含める内容>

- プログラムのプロファイル：簡単な説明。
- セオリー・オブ・チェンジ：プログラムの活動とアウトプットがアウトカムにどのように影響を与えるのか、主要な変化のメカニズムを明示。
- 直接的なアウトカムと意図されたインパクト：プログラムの結果として直接的に生じる効果（即時的、あるいは中間的なアウトカムの可能性がある）。
- プログラム・ステークホルダー・マップ：プログラムのステークホルダーのリスト。各ステークホルダーが代表する利益を明記する。
- プログラムと各効果の時間と場所：プログラムに複数のサイトがあり、実装、結果、関係者が場所や時間によって異なる場合は、それらを特定する。
- シナリオベースの反事実的仮説：増分インパクト分析の比較として実装され、使用されたプログラムの代替案。

プログラム概要の重要な部分は、インパクトとアウトカムに焦点を当てることであり、セオリー・オブ・チェンジは特に重要とされる。当初のロジックモデルや国家財政委員会に提出した書類には記載されていないものも含め、あらゆる結果を考慮することが重要であり、意図しない結果を特定することは RIE において大きなメリットになりうる。

フェーズ 3 の増分インパクトの評価収集では、プログラム概要に記載されている直接的なアウトカムの可能性と規模について各専門家グループから必要な情報を収集する。必要に応じて、評価に関連するその他の問い、例えばプログラムの費用対効果や、政策目標やプログラムの目的をよりよく達成するために改善する方法等を含めることも有益とされる。そして、関連資料を準備し、全ての専門家グループから、プログラムがアウトカムの創出に影響を与える確率と効果の大きさについての評価を収集する。RIE では、専門家をファシリテートされたワークショップに関与させることを推奨しているが、外部の専門家がプログラムと対照事実の両方を理解し、評価の妥当性を高める機会となること、また、専門家間の交流を促進し、懸念事項や混乱事項を明確にするのに役立つとされる。一方で、一部の専門家が他の専門家の決定に影響を与える機会を生み出す可能性があるため、ファシリテータ

一の役割が重要となる。また、設定した各アウトカムがプログラム全体の効果にどの程度重要かを専門家に評価してもらうことは、評価結果を解釈する上で有用である。

フェーズ4の結果の分析と報告では、スプレッドシートを使用して実行することができ、高度な統計ツールは不要とされる。まず、各専門家グループの確率と大きさの平均評価を計算する。次に、プログラムに起因するインパクトについて計算するとともに、シナリオベースの反事実的仮説に基づく予想される変化についても同様に計算する。各結果の増分インパクトまたは限界変化は、プログラムによるアウトカムの期待変化から、反事実によるアウトカムの期待変化を差し引くことで算出する。プログラムの全てのステークホルダー・グループからの評価を得るために、すべてのサブグループの結果に対する増分影響を計算する。そして、全体的なインパクトを計算し、得られた情報の妥当性と信頼性を検証し、評価結果を報告する。

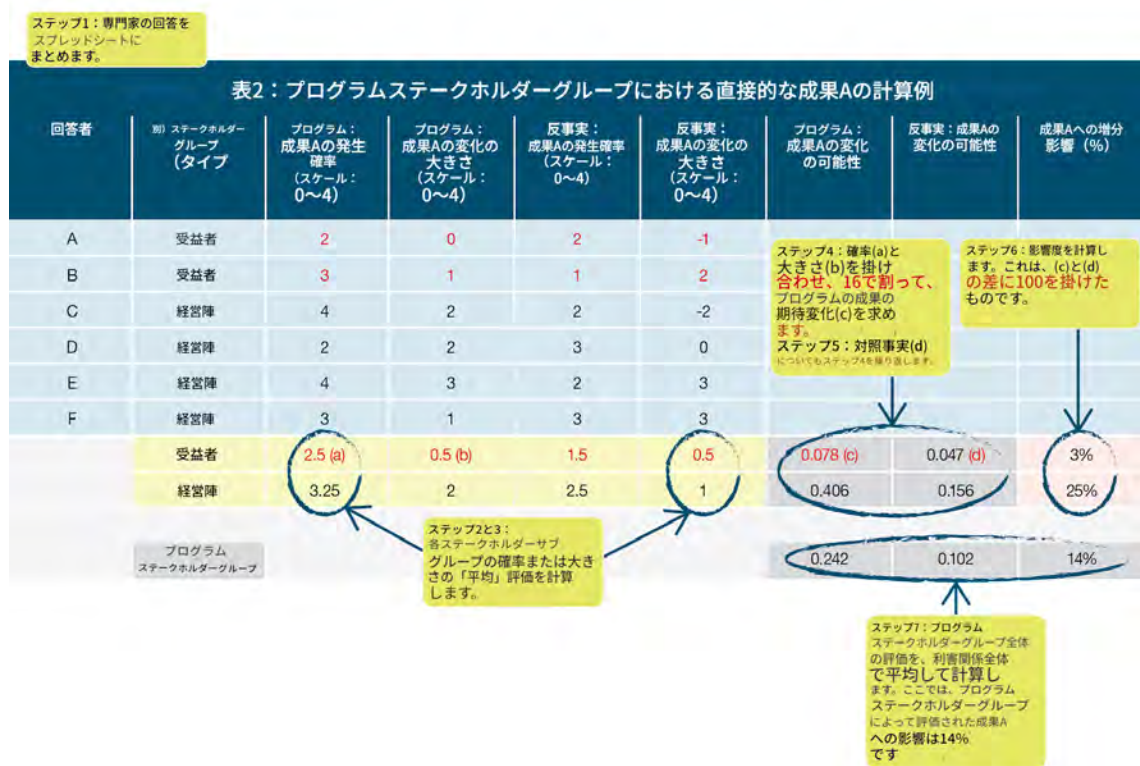


図 2-5 計算例

出所：「迅速なインパクト評価(RIE)ガイド」より

オ) RIE の利点と課題

RIE 利点として、対照事実のインパクトにより、明確な評価を提供することや、外部の専門家を含めることによりバイアスをコントロールすること、参加型プロセスにより、全てのステークホルダーの参画を促し、プログラムの全体像の把握や、他の評価の基礎を築くことができること、他の評価方法を補完できる代替のエビデンスを提供すること、(比較的)迅速かつ柔軟に実施できることが挙げられている。

一方、課題として、プログラムのパフォーマンスに関するデータの直接的な観察と収集ではなく、専門家による影響の評価に依存していること、技術アドバイザーの選定が時に困難な場合があること、対照事実の設定が重要だが、馴染みのない評価者にとっては学習期間を要すること、特にプログラムが複雑すぎて説得力のある対照事実を開発できない場合や、専門家が合理的に評価できない場合など、複雑な文脈においては実用的ではないこと、そして、読者が報告内容を明確に理解できるようにすることが挙げられている。

カ) 結論

RIE は、評価者のツールとして重要な追加要素となり得るものであるが、あらゆる状況に適しているわけではないことを改めて示した上で、専門家がプログラムのインパクトをどのように評価しているかの明確な洞察を提供し、多様な視点や見解の活用を支援することができ、評価の補助や、包括的なアプローチとして、あるいは、より広範な複合手法評価の一部として活用することを推奨している。

2.2.2 主要機関における研究開発評価システムの体系とその内容

(1) カナダ自然科学・工学研究会議 (NSERC)

1) 調査対象機関の概要

国立自然科学・工学研究会議 (Natural Sciences and Engineering Research Council of Canada: NSERC) は、1978年に設立された自然科学・工学の研究と教育を支援する連邦政府の資金配分機関であり、カナダ連邦政府の省公社として議会から直接資金を受けるとともに、イノベーション・科学・経済開発大臣を通して、議会への報告の義務を負っている⁶²。NSERCはカナダ研究調整委員会 (CRCC) の優先事項を推進するため、カナダ保健研究機構 (CIHR)、社会科学・人文科学研究評議会 (SSHRC)、カナダ・イノベーション基金 (CFI) と連携して取り組む。

NSERCでは長期戦略計画として「NSRC 2030：発見・イノベーション・包摂⁶³」を策定している。プログラムは大きく、1) 発見的研究 (Discovery Research)、2) 研究パートナーシップ (Research Partnerships)、3) 研究教育および人材開発 (Research Training and Talent Development) の3カテゴリーで構成されている。これらの研究および教育への資金提供に対し、2025-2026年度は14億8,191万9,695カナダドル(約1,694億円、1\$=114.34円)の支出が予定されている。また、組織内で提供される人事、財務、情報管理等の内部サービスに係る支出計画は2億4,701万316カナダドル(約28億2433万円)で、

⁶² NSERC 部門計画 (Departmental Plan) 2025-2026 < <https://nserc-crsng.canada.ca/en/plans-priorities-and-performance/2025-26-departmental-plan-glance/2025-26-departmental-plan> > [2026/2/20 取得]

⁶³ NSRC 2030：発見・イノベーション・包摂 < <https://nserc-crsng.canada.ca/en/about/planning-and-performance-reporting/nserc-2030-discovery-innovation-inclusion> > [2026/3/18 取得]

合計 15 億 662 万 1,011 カナダドル (約 1,722 億円) となっている。職員数は約 530 名 (2026 年 3 月現在) である⁶⁴。

NSERC のガバナンス構造は次の通りである。理事長および民間、公共部門から任命される最大 18 名で構成される理事会では、NSERC の戦略とハイレベルの方向性を策定し、業績を審査・評価する。また、理事長に助言を行う。理事会は幅広い分野への資金配分について助言を行うが、研究申請の審査は各種選考委員会が実施し、通常、理事会メンバーは審査には関与しない。ただし、例外的に特定の助成金について最終承認を求められる場合がある。また、理事会は必要に応じて選考委員会およびパネルの活動を監督する責任を負う 3 つの常設委員会から助言を受ける。利益相反に関しては、独立した組織である利益相反倫理委員会事務局⁶⁵に助言を求めることができる。また、Tri-Council である CIHR、NSERC、SSHRC は、共同で 2 つのパネルを設置している。一つは、研究倫理パネル (Interagency Advisory Panel on Research Ethics)⁶⁶であり、一つは責任ある研究行為パネル (PRCR: The Advisory Panel on Responsible Conduct of Research)⁶⁷である。研究倫理パネルでは、人間を対象とする研究の倫理的実施を促進するための取組を担うものであり、3 機関による声明「人間を対象とする研究の倫理的実施 (TCPS)」を策定し、推進している。また、責任ある研究行為パネルは、責任ある研究行為を促進する環境を育成、支援するため、RCR フレームワークと称する「三機関連携枠組み: 責任ある研究実施 (Tri-Agency Framework: Responsible Conduct of Research)」を定めるとともに、3 機関の方針違反の申し立てに対処する。3 つの常任委員会、すなわち、発見的研究委員会、研究パートナーシップ委員会、公平性・多様性・包摂性委員会は、理事会が定める具体的な決定事項およびその他のガイドラインに従い、発見とイノベーションを支援する資金提供の機会、および関連する政策課題について、理事会および副理事に助言を行う。また、必要に応じて業務報告を理事会に行う。委員会は選考委員会として活動し、主要な助成金や賞について、副理事または理事に勧告を求められる場合がある。選考委員会⁶⁸は、助成金や奨学金、賞の申請につて、品質評価と資金提供に関する勧告を行う。また、審査活動に関連する事項について NSERC に助言を行う。

NSERC では、カナダ保健研究機構 (CIHR)、社会・人文科学研究会議 (SSHRC)、カナダ・イノベーション基金 (CFI)、ゲノムカナダとともに、2019 年 11 月 13 日に研究評価に関するサンフランシスコ宣言 (DORA) に署名している^{69,70}。

⁶⁴ NSERC の職員数 <<https://careers-carrieres.nserc-crsng.gc.ca/en/>> [2023/3/18 取得]

⁶⁵ 利益相反倫理委員会事務局 <<https://ciec-ccie.parl.gc.ca/en/Pages/default.aspx>> [2026/2/20 取得]

⁶⁶ 研究倫理パネル <<https://ethics.gc.ca/eng/home.html>> [2023/3/17 取得]

⁶⁷ 責任ある研究行為パネル <<https://rcr.ethics.gc.ca/eng/home.html>> [2023/3/17 取得]

⁶⁸ 選考委員会 <<https://nserc-crsng.canada.ca/en/funding/review-committees>> [2023/3/18 取得]

⁶⁹ サンフランシスコ宣言 DORA (NSERC サイト) <<https://nserc-crsng.canada.ca/en/san-francisco-declaration-research-assessment-dora>> [2026/3/18 取得]

⁷⁰ カナダ政府の研究助成機関 5 機関が研究評価に関するサンフランシスコ宣言 (DORA) に署名 <<https://current.ndl.go.jp/car/39532>> [2026/3/18 取得]

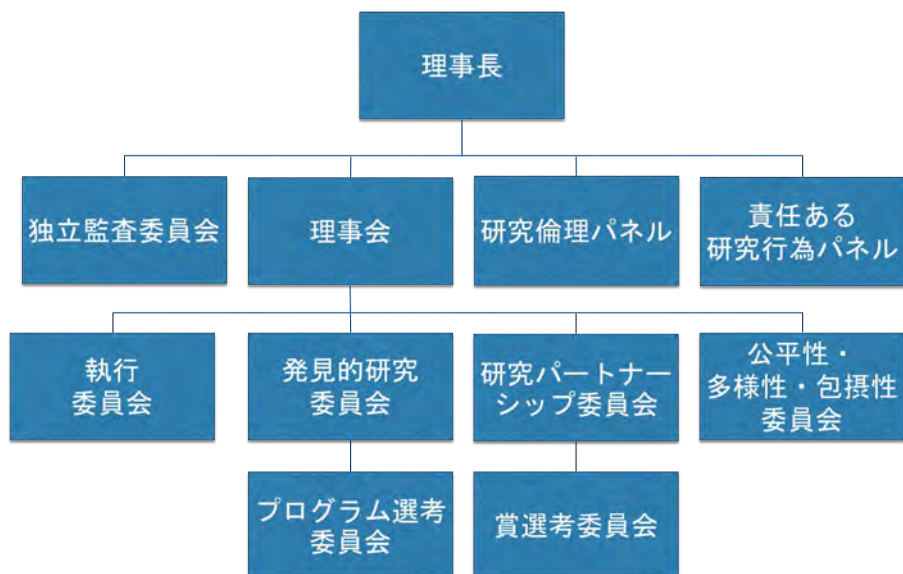


図 2-6 NSERC のガバナンス構造

出所: NSERC ウェブサイト⁷¹を元に未来工学研究所が作成

2) NSERC におけるプログラム評価

長期戦略計画である NSRC 2030 では、以下のことが示されている⁶³。

進捗の追跡と成果の測定

NSERC は、以下の取り組みを通じて、将来のビジョンに向けた着実な進展を図る：

- 科学・工学研究コミュニティ、先住民の権利保有者、その他のステークホルダーと定期的に対話し、NSERC が目標に向かって順調に進んでいるかを評価するとともに、必要に応じて方針を修正できる柔軟性を維持する。
- 意思決定を支援し、コミュニケーションや情報共有を促進するため、データ管理および分析能力を強化する。
- 5年サイクルでプログラムの有効性と影響をモニタリングおよび評価する。
- NSERC の年次統合計画策定作業など、既存の組織プロセスや報告枠組みを活用して戦略的イニシアチブの実施を推進、モニタリングする。これについては、毎年「部門成果報告書」を通じて公表される。

(NSRC 2030 より)

5年サイクルのプログラム評価は前述の通り、財務管理法第 42.1 条で定められたものであり、NSERC でも適用されていることが確認できる。部門成果報告書は、機関レベルの評価であるが、複数のプログラムや各種の活動を通じて達成を目指す部門別成果指標が設定され、その実績が示されている。

⁷¹ NSERC ガバナンス < <https://nserc-crsng.canada.ca/en/about/governance-executive-team-and-advisory-groups/governance> > [2026/3/18 取得]

表 2-16 NSERC の部門別成果指標および実績

部門別成果	指標	ターゲット	達成日	2022-23 結果	2023-24 結果	2024-25 結果
カナダの自然科学・工学研究が国際的に競争力を持つ	OECD 諸国におけるカナダの自然科学・工学の論文被引用スコア	18 位	2025/3/31	18 位	16 位	17 位
	ファンディングにおける国際共同研究の割合	47%	2025/3/31	51%	24%	45%
カナダが自然科学・工学における高技能人材のプールを持つ	奨学金およびフェローシップを通じて支援した研究研修生の数	6,800 人	2025/3/31	7,163 人	6,848 人	7,087 人
	研究研修生を支援するための助成金として割り当てられた資金	\$420M	2025/3/31	\$526M	\$528M	\$557M
	新たに資金援助を受けた受給者のうち、女性であると自己認識している人の割合	36%	2025/3/31	37.5%	38.3%	39.3%
	新たに資金援助を受けた受給者のうち、目に見える少数派であると自己認識している人の割合	31%	2025/3/31	35%	32%	33.4%
	新たに資金援助を受けた受給者のうち、自らを先住民と認識している人の割合	2.0%	2025/3/31	2.4%	2.4%	3.0%
	新たに資金援助を受けた受給者のうち、自身を障害者であると認識している人の割合	3.5%	2025/3/31	4.2%	5.7%	7.9%
	過去に資金援助を受けた大学院生およびポスドク研究員のうち、現在の職務における主な活動として研究開発を挙げている者の割合	80%	2025/3/31	83%	n/a*	84%
カナダの自然科学・工学研究の知識が利用される	研究プロジェクトに対するパートナーの数	2,500 人	2025/3/31	2,644	2,534	2,858
	カナダ国民にとって社会的および／または環境的成果を報告しているプロジェクトの割合	60%	2025/3/31	62%	72%	68%
	資金提供を受けたプロジェクトのうち、カナダ国民にとっての経済的成果を報告しているプロジェクトの割合	50%	2025/3/31	64%	58%	54%
	研究プロジェクトに対する非学術機関からの資金提供	\$280M	2025/3/31	\$323M	\$356M	\$480M

*: 結果は 2 年毎に発表される。

出所: 2024-2025 部門成果報告書 (NSERC) ⁷²より未来工学研究所作成

⁷² 2024-2025 部門成果報告書 < <https://nserc-crsng.canada.ca/en/plans-priorities-and-performance/2024-25-departmental-results-report/2024-25-departmental-results> > [2026/3/18 取得]

また、助成金およびプログラムの評価報告書が別途、ウェブサイトで公開されている⁷³。例えば2024年度に公開されたI2I助成金（Idea to Innovation Grants）の評価報告書「2.0 評価について」には、「結果に関する指令」に従い、助成金の有効性、必要性、効率性について検討するとともに、助成金実施における教訓やベストプラクティスの特定、技術成熟度の様々な段階における当該助成金の貢献など、将来の助成金交付を支援するために関心のあるトピックにも焦点をあてていることが記載されている。また、評価にあたっての問いや、方法論、評価結果、結論と提言が記載され、付録として助成金のロジックモデルや、各評価の問いに対応する指標とデータソースを含む評価マトリクス、詳細な方法論、成功事例等が添付されている。

表 2-17 I2I 助成金の評価における問い

アウトカム領域	問い
実施と効率性	1. プログラムの設計および実施の仕組みは、有望な技術の開発と、その成功裏な商業化への移行を、どの程度効果的かつ効率的に支援しているか？
有効性	2. 助成金は、各 I2I 資金提供オプションに関連する直近の成果の達成に、どの程度寄与しているか？
	3. 助成金は、パートナーによるイノベーションの移転・導入、および市場（新規または既存のカナダ企業）への成功裏な展開に、どの程度寄与しているか？
必要性	4. カナダのイノベーション・エコシステムにおける技術移転の支援において、I2I プログラムはどのような位置づけにあるか？

出所：I2I 助成金の評価：最終報告書⁷⁴を基に未来工学研究所作成

表 2-18 I2I 助成金の評価の方法論

目的	方法等
I2I 助成金の採択者と不採択者の経験およびプロジェクト成果を比較する	準実験的調査 <ul style="list-style-type: none"> 採択者 497 名、不採択者 232 名を対象に調査を実施 回答率：採択者が 24%、不採択者が 20%
I2I 助成金の特定の構成要素や背景をさらに精査・理解する	インタビュー <ul style="list-style-type: none"> 内部関係者 11 名（I2I プログラムスタッフ、NSERC 上級管理職、SC メンバーなど） 外部関係者 25 名（ILO、パートナーなど）
I2I 助成金の長期的なインパクトを検証する	事例研究 <ul style="list-style-type: none"> 技術の商用化がすでに実現しているか、あるいはその途上にあることから、成功例と見なされた助成対象プロジェクト 6 件を対象に実施 文書調査、ウェブサイトの分析、研究者・ILO・研修生・パートナーへのインタビュー
より広い文脈における研	文献レビュー、環境分析

⁷³ 評価報告書 < <https://nserc-crsng.canada.ca/en/about/planning-and-performance-reporting/evaluation-reports> > [2026/3/18 取得]

⁷⁴ I2I 助成金の評価：最終報告書 < <https://nserc-crsng.canada.ca/en/program-evaluation/evaluation-idea-innovation-i2i-grants-final-report/evaluation-idea-innovation#a11-01> > [2026/3/18 取得]

目的	方法等
究の商業化を支援するための助成金の検討	
管理データや入手可能な文書の精査	I2I 助成金の管理データ <ul style="list-style-type: none"> 助成金申請統計、実績分析データおよび財務情報、研究者・ILO・パートナーからの進捗報告書および最終報告書 ロジックモデル 過去の評価報告書 助成金申請要領 等

出所: I2I 助成金の評価: 最終報告書⁷⁴を基に未来工学研究所作成

3) NSERC におけるプロジェクト評価

NSERC では、プロジェクトの事前評価（採択審査）を選考委員会にて行う⁶⁸。委員は、個人、高等教育機関、その他の組織、専門学会、学術団体、NSERC 委員会、および候補者本人から NSERC への推薦が提出され、NSERC 職員が委員および委員長と協議、検討し、上級管理職が委員会メンバーの推薦を承認する。委員は 3 年ごとの交代制で、ボランティアであり、ピアレビュー／メリットレビュー制度を通じて実施される。

プログラムごとに選考手順と選定基準が設定されるが、NSERC ではピアレビュー・マニュアルを作成しており、「ディスカバリー・グラント」および「研究ツールおよび機器グラント」の 2 種類が公開されている⁷⁵。これは、評価グループと選考委員会が行うべき活動を概説し、これらの活動に関連する方針、ガイドライン、成果物を記述したものであり、毎年更新される。なお、プロジェクトレベルで途上評価や終了時評価、追跡評価は行っておらず、プログラムレベルで行われる途上評価に際し、追跡調査が行われている。

(2) カナダ国立研究会議 (NRC)

1) 調査対象機関の概要

カナダ国立研究会議 (National Research Council Canada : NRC) は、1916 年に設立されたカナダ連邦政府機関であり、国立研究会議法に基づき設置され、イノベーション・科学・経済開発大臣を通して、議会への報告の義務を負っている⁷⁶。NRC のミッションは、「カナダの現在および将来の経済、社会、環境の課題に対して、知識を深め、最先端の技術を応用し、他のイノベーターと協力して、創造的で適切かつ持続可能な解決策を見出すことによって、影響を与えること⁷⁷」であり、研究開発実施機関としての顔と、イノベーションのた

⁷⁵ ピアレビュー・マニュアル < <https://nserc-crsng.canada.ca/en/peer-review-manuals> > [2026/3/18]

⁷⁶ NCR Corporate < <https://nrc.canada.ca/en/corporate> > [2026/3/18]

⁷⁷ NRC について < <https://nrc.canada.ca/en/corporate/about-nrc> > [2026/3/21 取得]

めの資金配分機関としての顔を持つ。12の研究センターと5つの事業部門にまたがるビジネスユニットがあり、カナダ全土24カ所に施設を有する⁷⁸。

NRCでは長期戦略計画として「カナダのイノベーションを支える研究—NRC 2024-2029年戦略計画⁷⁹」を策定している。NRCにおける研究とイノベーションの優先事項として、気候変動と持続可能性、健康とバイオものづくり、デジタル技術と量子技術、基礎研究が挙げられている。これらは、政府の優先事項および産業界のニーズ、NRCの卓越した専門分野が交わる領域となっている。また、組織の優先事項として、健康と安全、ビジネスイノベーションへの支援、包括的なイノベーション、研究の卓越性、組織の卓越性を掲げている。2025-2026年度部門計画⁸⁰によると、支出計画は、中核業務である「科学とイノベーション」の支出が15億6,569万1,658カナダドル（約1,789億円、1\$=114.34円）、内部サービスが1億9,658万7,307カナダドル（約225億円）、合計17億6,217万8,965カナダドル（約2,014億円）が予定されている。人事計画についてはフルタイム換算人員として、科学とイノベーションが3,411.0名、内部サービスが1,066.2名、合計4,477.2名となっている。

NRCのガバナンス構造は次の通りである⁸¹。最高経営責任者である理事長の下、最高デジタル研究責任者、最高科学責任者（2026年3月現在、最高デジタル研究責任者と兼務）、最高財務責任者を配置するとともに、各部門に担当副理事を置く。部門は大きく8つあり、デジタル技術、新興技術、エンジニアリング、生命科学、交通・製造の5つの技術別の研究部門と、産業イノベーション部門、人事や法務、財務などの内部サービスに関する部門に大きく分かれる。評議会は、戦略的方向性を検討し、組織の運営状況を監督するとともに、理事長および上級幹部の業務に対して提言を行う役割を担う。上級執行委員会は、運営管理や戦略的方向性、財務方針を統括する主要な内部意思決定機関であり、上級幹部で構成される。

⁷⁸ NRC 2024-2025 年度報告書 < <https://nrc.canada.ca/en/corporate/planning-reporting/2024-2025-annual-report/nrc-glance-2024-2025-annual-report> > [2026/3/18 取得]

⁷⁹ Research powering innovation for Canada - NRC 2024-2029 Strategic Plan < <https://nrc.canada.ca/en/corporate/planning-reporting/research-powering-innovation-canada-nrc-2024-2029-strategic-plan> > [2026/3/19 取得]

⁸⁰ NRC 2025-2026 年度部門計画 < <https://nrc.canada.ca/en/corporate/planning-reporting/national-research-council-canadas-2025-26-departmental-plan#planned-spending-and-hr> > [2026/3/19]

⁸¹ NRC Organizational structure < https://nrc.canada.ca/en/corporate/corporate-overview?utm_source=copilot.com > [2026/3/21]

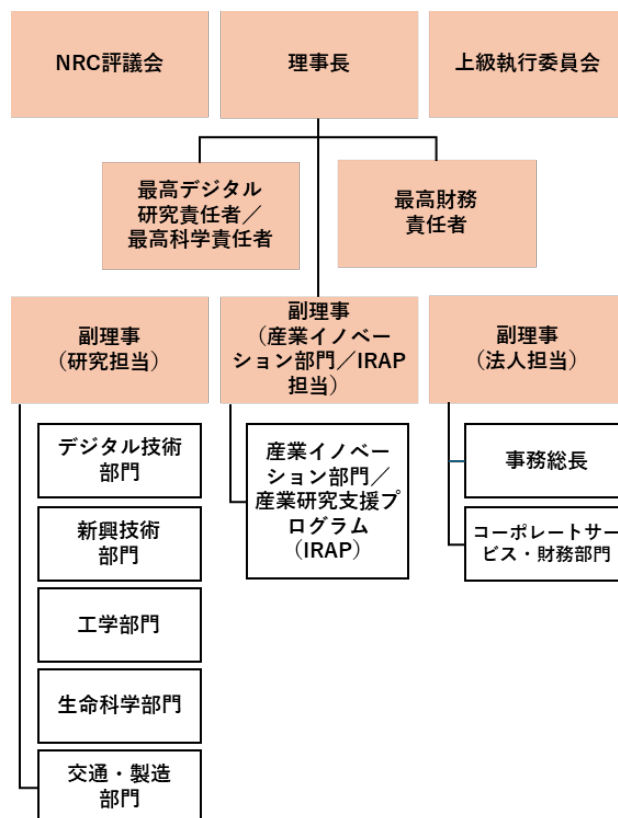


図 2-7 NRC のガバナンス構造

出所: NRC ウェブサイト⁸¹より未来工学研究所が作成

2) NRC におけるプログラム評価

NRC では、財務管理法 第 42.1 条を実施根拠に、「結果に関する方針」や NRC 独自の評価計画に基づき、5 年毎に途上評価を実施している。研究センター、部門、プログラム、イニシアチブについて、妥当性、成功率、費用対効果を理解するために評価を実施しており、その結果は上級幹部に対し、戦略計画、業務管理、リスク管理の改善に関する提言を提供する⁸²。

例えば、2018-2019 年度に発足した共同科学技術イノベーションプログラム (CSTIP : Collaborative Science, Technology and Innovation Program) の評価については、2018 年度から 2022 年度までの 5 年間を対象とした初めての評価を取りまとめた報告書が公開されている⁸³。CSTIP は、NRC を卓越した研究と協働の中心に位置づけるために設立されたプログラムである。5 年間で 1 億 5,000 万カナダドルの連邦資金と、年間 3,000 万カナダドルの継続的資金を投じ、協調的かつハイリスク・ハイリターンな研究を促進し、カナダが直面する最も差し迫った公共政策上の課題に対処する具体的な科学技術のブレイクスルーを

⁸² NRC の評価 (Evaluation) < <https://nrc.canada.ca/en/corporate/planning-reporting/evaluation> > [2026/3/21 取得]

⁸³ 共同科学イノベーションプログラムの評価 2023-2024 < <https://nrc.canada.ca/en/corporate/planning-reporting/evaluation-collaborative-science-technology-innovation-program-2023-24> > [2023/3/21 取得]

実現することを目指す。G&C 資金⁸⁴ (Grant and contribution funding) を活用し、外部の協力者と NRC の研究者が連携するための 3 つの構成要素 (サブプログラム) からなる。

表 2-19 共同科学技術イノベーションプログラム (CSTIP) の構成

構成要素	内容
1. 共同研究開発イニシアチブ (これまでの G&C 資金: 1 億 700 万カナダドル)	クラスター支援プログラムおよびチャレンジ・プログラムで構成される。NRC の全国的な研究者・施設ネットワークと、産業界、学界、政府の協力者を結集させ、多様な科学分野にわたる具体的な研究目標に取り組む。
・クラスター支援プログラム (これまでの G&C 資金: 3,200 万カナダドル)	カナダの 5 つのグローバル・イノベーション・クラスターの目標を支援する。
・チャレンジ・プログラム (これまでの助成金・委託費: 7,500 万カナダドル)	カナダ国民に影響を与える社会的、経済的、環境的課題に対処するための破壊的技術の開発を支援する。
2. アイデア創出基金 (これまでの助成金・委託費: 960 万カナダドル)	「ニュー・ビギニングス」および「スモール・チーム」イニシアチブを含むアイデア創出基金は、外部パートナーと協力する NRC の科学者による探索的かつ変革的な研究を支援する。
3. アウトリーチ・イニシアチブ (これまでの助成金・委託費: 120 万カナダドル)	科学、技術、工学、数学 (STEM) 分野における NRC のアウトリーチ、関与、および卓越した研究への支援を拡大することを目的としており、特に過小評価されている多様性グループに焦点を当てる。

出所: 共同科学イノベーションプログラムの評価 2023-2024⁸³ を基に未来工学研究所が作成

当該評価報告書は、特にチャレンジ・プログラムに焦点を当てて評価を実施している。2018 年 4 月から 2023 年 2 月までの間に、外部協力者に対して、219 件の助成金と 44 件の拠出金が提供され、計 7,500 万カナダドルが提供された。内訳は、85% が学術機関で、5% が産業界であった。NRC 参加の 14 の研究センター全てが参加した。この期間中に実施されたチャレンジ・プログラムは以下のとおりである。

< 評価機関 (2018-19 年度～2022-23 年度) 中に実施されたチャレンジ・プログラム >

- 住み慣れた場所での暮らしの継続
- 応用量子コンピューティング
- 北極・北極圏
- デザインのための人工知能
- 細胞・遺伝子治療のための破壊的技術ソリューション
- 高スループットかつ安全なネットワーク
- IoT: 量子センサー

⁸⁴ 助成金 (Grants) は、事前に定められた資格要件およびその他の受給資格基準を満たす必要があるが、通常は監査の対象とはならない。CSTIP の下では、助成金は主に学術機関や非営利団体との連携に活用される。一方、拠出金 (Contributions) は、資金提供契約に明記されたより厳格な履行条件に従う必要があり、また受領者による監査の対象となる。CSTIP の下では、拠出金は通常、複数の協力者を伴うより複雑なプロジェクト、産業界との連携、および基礎的な投資 (機器の購入など) に使用される。(共同科学イノベーションプログラムの評価 2023-2024⁸³ より)

- クリーン燃料用材料
- パンデミック対応

また、チャレンジ・プログラムのガバナンスは以下のとおりである。

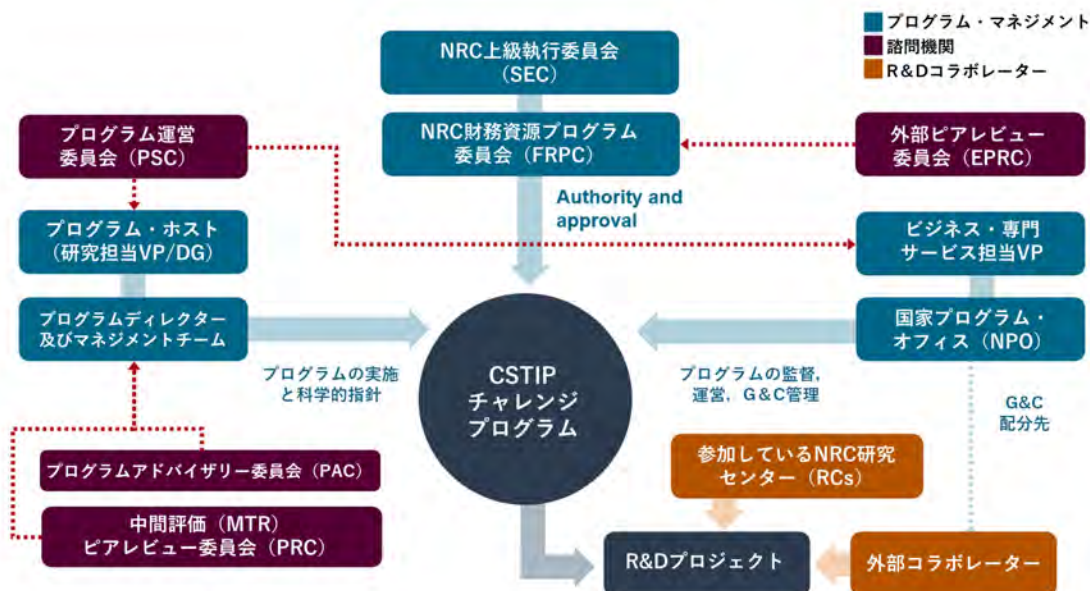


図 2-8 チャレンジ・プログラムのガバナンス

注: 上記は、典型的なチャレンジ・プログラムのガバナンス構造を示している。諮問委員会の数や構成員については、プログラムによって多少の違いがある。

出所: 共同科学イノベーションプログラムの評価 2023-2024⁸³を基に未来工学研究所が作成

評価は、NRC の監査評価室 (OAE: Office of Audit and Evaluation) が主導し、複数のエビデンスから得られた定性的データと定量的データの両方を取り入れた混合手法を採用した。また、評価全体を通して、ジェンダーに基づく分析プラス (GBA Plus) の視点が適用されている。評価手法は以下の通り。

表 2-20 チャレンジ・プログラムの評価手法

手法	エビデンス
文書レビュー	内部文書および外部文書 <ul style="list-style-type: none"> • 内部文書を精査し、背景情報を提供するとともに、NRC および TB(国家財政委員会)の方針に照らしてプログラム管理の実践状況进行评估し、プログラムモデル、ガバナンス、プロセス、コントロール(パフォーマンス監視システムやレビューを含む)の有効性を評価する上で、他の証拠を補完した。主要な業務プロセスと手順、ツールとテンプレート、ガイドライン、品質保証のアプローチと方法論を特定し、レビューするために手順書が用いられた。 • 外部文書は、カナダおよび国際的なミッション指向型イノベーション政策とイニシアチブに関する背景情報を提供するために、比較分析研究の一環として主に検討された。
データレビュー	管理、財務、プログラム、プロジェクト、実績に関するデータ

手法	エビデンス
	<ul style="list-style-type: none"> 企業データは、nBoss および SAP システム⁸⁵、G&C および O&M (Operations and Maintenance)の資金追跡ツールから取得され、CSTIP の管理データ、プロジェクトおよび資金受給者に関する情報、プログラムプロジェクト追跡ツール、プログラムおよびプロジェクト管理ワークブック、財務および人事データも含まれている。 CSTIP およびチャレンジプログラムレベルの主要業績評価指標 (KPI) を含む業績モニタリング・データもレビューされた。 利用可能なチャレンジ・プログラムのプロジェクト完了報告書 (n=44) もレビューし、資金提供を受けた外部協力者からのフィードバックを得た。
インタビュー	<p>合計 73 名: NRC 職員 (n=56)、外部関係者 (n=17)</p> <ul style="list-style-type: none"> チャレンジ・プログラムのモデル、ガバナンス、プロセス、管理の有効性、および意思決定に役立てるための情報の利用に関する個人的な経験、意見、専門知識を収集するために、個人およびグループインタビューを実施した。 対象者の 42%は女性で、ジェンダーバランスを含む多様な視点を取り入れる努力がなされた。
ケーススタディ	<p>3つのチャレンジ・プログラムについて実施。以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象プログラム: 第1、第2ラウンドのプログラムから1つずつ、また異なるスポンサーシップ携帯が含まれるよう選定された。 <ul style="list-style-type: none"> HTSN(高スループットかつ安全なネットワーク): 研究センター主催、第1ラウンドプログラム PRCP(パンデミック対応): 部門主催の緊急対応プログラム AIP(住み慣れた場所での暮らしの継続): 部門主催、第2ラウンドプログラム 文書およびデータのレビュー ケーススタディ固有のインタビュー (n=29、上記インタビューに含まれる) 非無作為抽出されたプロジェクトのサンプル (n=11) のレビュー
比較分析	<p>4つの比較対象プログラムについて実施。以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 広範なオンライン検索と NPO(国家プログラム・オフィス)および NPBS(国家プログラム・ビジネスサービス部)との複数回の協議を経て、目標、資金調達モデル、プログラム構成、その他の特徴に基づき、使命指向型研究を支援する国内2件と海外2件のイニシアチブが選定された。 プログラム文書のレビュー インタビュー (n=6、上記インタビューの人数には含まれていない)

出所: 評価報告書⁸³⁸³を基に未来工学研究所が作成

当該評価は、CSTIP の枠組みとプロセスに関する初回の評価だったが、プログラムの規模の大きさを考慮し、外部資金受給者への負担増を避けるため、評価チームは可能な限り入手可能なデータに依拠したこと、また、次回の評価では、外部の利害関係者とのより広範な協議やフィードバック、関連する業績情報を活用すべきと報告書には記されている。

評価の問いは以下の通り。

<評価の問い>

⁸⁵ 複数の文書から、nBoss は NRC の内部プロジェクト・業績管理システムと推察される。SAP はカナダ連邦政府が採用している財務管理、人材管理、調達などを管理するシステム。

1. CSTIP 共同研究開発プログラムは、カナダに利益をもたらし、NRC との連携および NRC 内部の連携を強化する画期的な研究を促進するという当初の目標を支援しているか？
 - a. プログラムモデルは、意図された目標を支援しているか？
 - b. 目標達成に向けた進捗は、効果的かつ効率的なプロセスと管理体制によって支えられているか？
2. プログラム管理者は、情報に基づいた意思決定を行うために必要な情報にアクセスできているか？
3. チャレンジ・プログラムのモデルは、類似する国際的およびカナダ国内のプログラムと比べてどうか？

評価結果の概要は以下の通りである。

表 2-21 チャレンジ・プログラムの評価結果概要

評価の問い・項目	評価結果の概要
プログラムモデル	<ul style="list-style-type: none"> • 社会課題への取り組みに向けた共同研究に資金を提供するための柔軟なプログラムモデルを提供している。この柔軟性は意図的に設計されたものであり、一部のプログラムは、それぞれの課題解決ミッションに合致する内部リソースと外部資金の両方を活用できるようになっている。このモデルは、G&C の提供を通じて、主に学术界の外部研究者との連携を強化する上で効果的である。 • NRC との共同研究、論文の共著、知的財産(IP)の創出など、多くの協力者を引き付けてきた。G&C の受給者および NRC の研究者からの共同研究に関するフィードバックは好意的である。 • CSTIP への理解が深まるにつれ、このモデルは NRC 全体におけるプログラムレベルの連携強化にも効果を発揮し、CSTIP は NRC にとっての「変革プログラム」としての役割を果たした。CSTIP の利用規約の改正は、より包括的な連携を促進した。各プログラムは、ライフサイクルの様々な段階で委員会を通じて外部からの指導を取り入れた。 • 第 1 ラウンドのプログラムが 7 年間のライフサイクルの折り返し地点を 2023 年度に過ぎたことを考えると、チャレンジ・プログラム・モデルが、資金提供を受けた研究を画期的な成果へと着実に推進するための効果的な構造を提供しているかどうかを結論付けるには時期尚早である。このプログラムモデルは、プロジェクト・ポートフォリオの進展(すなわち、プロジェクトの成熟と規模拡大、または終了)を管理するための共通かつ明確な構造を提供していない。 • このモデルに対するその他の課題としては、CSTIP レベルとプログラムレベルの両方における資源配分の圧力、役割と責任の不明確さ、研究センターの参加とプログラムの成果に対する期待のばらつきなどが挙げられた。
プロセスと制御	<ul style="list-style-type: none"> • プログラムの実施を支援する上で十分であり、NPO は継続的な改善への取り組みを示してきた。プロセスは概ね効果的であり、協力者やプログラム関係者からも高く評価されているが、統合することで全体的な強化が期待できる。CSTIP の効果を高めるためには、NRC 内部の連携、技術移転、リスク評価を強化する必要がある。

評価の問い・項目	評価結果の概要
	<ul style="list-style-type: none"> • 総じて言えば、CSTIP は NPO がプロセスや管理体制を完全に整備する前に開始された。そのため、NPO はこの 5 年間、「追いつく」ことに追われ、CSTIP の共同研究開発の目標を支援するために必要な体制を構築するとともに、CSTIP の条件変更やチャレンジ・プログラムの総数の増加にも対応してきた。
情報管理	<ul style="list-style-type: none"> • プログラム管理部門は、CSTIP を運営するのに十分な情報を有している。NPO および各プログラムは、概ねプログラムの実施状況とプロジェクト活動を追跡しているが、効率性や成果達成に向けた進捗状況の追跡にはギャップがある。プログラムまたはプロジェクトレベルで追跡されている主要業績評価指標の一部は統合されておらず、全体的なパフォーマンスのモニタリングを制限している。 • 中間評価はプログラムの成果を検証する上で不可欠なものだが、これまでに実施されたレビューは、調整やこれまでの成果評価に十分な情報を提供できていない。さらに、個々のプログラムの長期的な成果（つまり、中間時点以降）を評価する計画もない。そのため、プログラム管理者や NRC 幹部は、各プログラムがそれぞれの課題にどの程度取り組んでいるかを把握できていない。
推奨事項	<p>NRC のビジネス・プロフェッショナルサービス(BPS)に対して、以下の分野において 6 つの改善勧告がなされた。</p> <ol style="list-style-type: none"> i. 優先事項、期待、組織文化 ii. 説明責任、オーナーシップ、監督 iii. プログラム評価 iv. チャレンジ機能の役割と責任 v. 持続可能性と拡張性 vi. システム統合と成果に基づく管理

出所: 評価報告書概要版⁸⁶⁸³を基に未来工学研究所が作成

3) NRC におけるプロジェクト評価

前述の通り、NRC では研究センター、部門、プログラム、イニシアチブについて、妥当性、成功度、費用対効果を理解するために評価を実施している。個々の研究プロジェクトの評価については、これらの評価の一環として業績などを調査し、分析していることがうかがえる。チャレンジ・プログラムのようなファンディング・プログラムについては、プログラムの目的に応じてプロジェクト提案書の選定基準、すなわちプロジェクトの事前評価の基準が設定されている。例えば、チャレンジ・プログラムの一つである「量子インターネットワーキング」では、以下の選定基準が示されている。

⁸⁶ 共同科学イノベーションプログラムの評価 2023-2024 年度 - 概要報告書 < <https://nrc.canada.ca/en/corporate/planning-reporting/evaluation-collaborative-science-technology-innovation-program-2023-24-summary-report> > [2026/3/22 取得]

表 2-22 量子インターネットワーキングチャレンジ・プログラムにおけるプロジェクト
の選定基準

評価項目	選定基準
1. 方法論	<ul style="list-style-type: none"> そのプロジェクトには、十分に確立された方法論があるか 主要なタスクと方法論を含む作業計画の概要など、プロジェクトの実施方法が説明されているか 作業計画と方法論は論理的で実現可能か
2. プロジェクトチームとリソース	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトチームの現メンバーの知識、経験、実績が、プロジェクト目標の達成に必要な専門知識をどのように提供するのか チームメンバー間の相乗効果と補完性 応募者チーム内で既知のスキルや知識のギャップを特定し、必要なスキルや知識を習得するための計画 上記の課題を検討した上で、不足部分を補うためにチームを拡大する必要性があれば、チームを補完するためにどのような優秀な人材(修士号、博士号、ポスドク研究員など)を求めるべきか チーム構成において、公平性、多様性、包括性がどのように考慮されたか プロジェクト期間中に発生する、プロジェクトチームメンバーのキャリアアップに役立つ機会 プロジェクトチームは、プロジェクトの全期間にわたってプロジェクトを遂行する能力と体制を備えているか プロジェクトチームは、このプロジェクトを実行するために必要な専門知識を備えているか プロジェクトチームは過去に NRC と協力した実績があるか プロジェクトの各協力者には、役割分担と求められる内容が明確に定められているか 各チームメンバー間の作業分担率はどのくらいか
3. スコープとの整合性	<ul style="list-style-type: none"> このプロジェクトは、提案募集の範囲と明確に合致しているか このプロジェクトが、CSTIP の目標を考慮に入れつつ、カナダに利益をもたらす成果をどのように生み出すか
4. ギャップへの対応	<ul style="list-style-type: none"> このプロジェクトは、技術や製品のさらなる進歩、実証、あるいは商業展開につながる可能性のある重要なギャップを埋めるものか プロジェクトに資金が提供されなかった場合、どのようなリスクがあるか
5. イノベーション	<ul style="list-style-type: none"> 提案されたプロジェクトが十分に斬新または革新的である理由 このプロジェクトが、提案された技術の明確な進歩をどのように生み出すと期待されているか 成功の指標(知的財産、出版物、HQP 育成、技術進歩など) プロジェクトが社会に影響を与えるまでの道のり。研究成果が具体的な成果や利益につながることをどのように保証するか
6. 経済的・社会的インパクト	<ul style="list-style-type: none"> あなたのプロジェクトの成果がどのような主要なステップや仕組みを通じて影響を生み出すのか、また、主な受益者は誰なのか その見積もりを裏付ける、高度な定性分析の提示 このプロジェクトがもたらす経済的または社会的影響は重大なものか、また、それらはプログラムの経済目標に合致しているか
7. NRC との連携	<ul style="list-style-type: none"> NRC の主任研究者または協力研究センターが特定されている 量子物理学、フォトニクス、半導体製造、材料およびデバイス特性評価、科学的計測および計量学などの分野における専門知識、施設、インフラストラクチャなど、NRC の専門知識を活用している

評価項目	選定基準
	<ul style="list-style-type: none"> カナダ国立研究機構(NRC)の戦略計画の実施、国家量子戦略および国防省・カナダ軍(DND/CAF)の量子科学技術戦略実施計画を支援するというNRCの使命の遂行、そしてプロジェクトの目標達成という点で実現可能である

出所: NRC ウェブサイト⁸⁷を基に未来工学研究所が作成

2.2.3 評価疲れについての各国・地域の現況

前述の通り、カナダでは以前、評価と業績測定が並行した形で実施され、それぞれ異なる政策が存在したが、データ照合等の負担の解消も含め、「結果に関する方針」では2つを統合することとした。これは、評価作業の負担という観点で評価疲れの解消に向けた取組と位置付けることができる。また、政府系助成プログラムにおける受給者の報告負担 (administrative burden / reporting burden) は議論や研究がなされている。カナダ連邦政府では各省庁に対し、行政負担基準値 (ABB : Administrative Burden Baseline) として、企業に課せられる事務手続き上の要件 (書類の記入、計画策定、報告など) の総数を集計し、公表することを義務づけている⁸⁸。また、プログラム評価において関係者の負担を最小限に抑えるよう努力が払われる一方で、評価の限界を指摘する報告書もある⁸⁹。ただし、日本のように、評価結果が使われないことに対する徒労感といった趣旨の議論ではない。

2.2.4 その他の特徴的動向

(1) 評価における生成 AI の活用

生成 AI の急速な発展や普及に伴い、カナダで連邦政府では「生成 AI の利用に関するガイド⁹⁰」を2025年6月に作成している。連邦政府機関は、業務の支援と改善のために生成 AI ツールの潜在的な活用方法を検討すべきだが、あらゆる場面でこれらのツールを使用すべきではなく、各機関は使用を開始する前に、進捗にリスク評価をする必要があるとされる。当該ガイドでは、生成 AI の概要、利用上の課題、責任ある利用のための原則、政策上の考慮事項およびベストプラクティスについて解説している。政策上の考慮事項として挙げられているものとして、個人情報の処理と公開、新たな個人情報の生成等、プライバシーに関するものや、メールや文書、画像の生成、コーディング活動のサポート、アイデア出しや調

⁸⁷ 量子インターネットワーキングチャレンジ・プログラム - 提案募集 < <https://nrc.canada.ca/en/research-development/research-collaboration/research-centres/quantum-internetworking-challenge-program-call-proposals> > [2026/3/22 取得]

⁸⁸ 例えば ISED の ABB2025 < <https://ised-isde.canada.ca/site/acts-regulations/en/ised-administrative-burden-baseline-update-2025> > [2026/3/22 取得]

⁸⁹ インパクト評価 G&C プログラムの評価: 最終報告書 < <https://www.canada.ca/en/impact-assessment-agency/corporate/transparency/accountability-performance-financial-reporting/evaluation-grants-contributions-program-report.html> > [2026/3/22 取得]

⁹⁰ 生成 AI の利用に関するガイド < <https://www.canada.ca/en/government/system/digital-government/digital-government-innovations/responsible-use-ai/guide-use-generative-ai.html> > [2026/3/23 取得]

査情報、テキスト翻訳などの文書化における情報管理がある。また、行政上の意思決定のために生成 AI にシステムの情報提供する際の考慮事項も記載されている。カナダ連邦政府では行政サービスの向上を図るため、行政上の意思決定を行う、あるいは支援する手段として AI の活用を積極的に進めており、「自動意思決定に関する指令⁹¹」を 2025 年 6 月に発行していることから、当該指令が適用されることをガイドの中でも触れている。具体的には、アルゴリズム影響評価の実施や透明性、品質保証、手続きの公平性の確保等が必要であることや、多くのテクノロジー企業の生成 AI 製品の利用規約において影響力の大きい意思決定に製品使用することを禁じていること、例えば、OpenAI は、健康状態、信用、雇用、教育機関、公的扶助サービス、法執行機関および刑事司法、移民および亡命に関する意思決定に自社モデルを使用することを許可していないことなどを説明している。

研究開発評価については、2023 年 11 月に、Tri-Council およびカナダ・イノベーション財団が外部専門家パネルに対し、助成金の審査における生成 AI の使用に関する助言の提供を要請し、「研究助成申請書の作成および審査における生成 AI 利用指針⁹²」が策定された。この中で、評価における利用については、プライバシーの侵害や知的財産の観点から禁じられている。

助成金申請の評価において、審査員は申請情報をオンラインツールにアップロードすると、プライバシーの侵害や知的財産権の保護を失う可能性があることに注意する必要がある。例えば、ChatGPT や DeepL などのオンラインツールに申請書のテキストを送信すると、これらのツールはデータを保存し、将来のツール機能強化のために再利用する可能性がある。これは、審査員が「審査委員会メンバー、外部審査員、オブザーバーのための利益相反および守秘義務契約」に違反することになる。したがって、助成金申請の評価に公開されているオンラインツールを使用することは固く禁じられている。

出所：「研究助成申請書の作成および審査における生成 AI 利用指針」より

(2) 経済安全保障の観点

ISED では、カナダの研究エコシステムを可能な限りオープンかつ必要なセキュリティで保護するため、カナダ政府・大学ワーキンググループとの協議によって、「研究パートナーシップに関する国家安全保障ガイドライン⁹³」を 2023 年に策定した。本ガイドラインでは、カナダに脅威を与える国家または団体の軍事力、安全保障力、諜報力の向上、あるいはカナ

⁹¹ 自動意思決定に関する指令 <<https://www.tbs-sct.canada.ca/pol/doc-eng.aspx?id=32592>> [2026/3/23 取得]

⁹² 研究助成申請書の作成および審査における生成 AI 利用指針 <<https://science.gc.ca/site/science/en/interagency-research-funding/policies-and-guidelines/guidance-use-artificial-intelligence-development-and-review-research-grant-proposals>> [2026/3/23 取得]

⁹³ 研究パートナーシップに関する国家安全保障ガイドライン <<https://science.gc.ca/site/science/en/safeguarding-your-research/guidelines-and-tools-implement-research-security/national-security-guidelines-research-partnerships>> [2026/3/23 取得]

ダの経済、社会、重要インフラの混乱につながる可能性のある外国からの干渉、スパイ活動、望ましくない知識移転から保護することを目的としている。全ての研究者がガイドラインを活用してリスク評価および軽減することにより、研究を保護することを推奨する。また、関連する連邦政府の研究パートナーシップ資金提供の機会に本ガイドラインは適用される。具体的には、申請はリスク評価審査プロセス⁹⁴に従って審査される。申請者はリスク評価フォームに記入し、ファンディング機関に提出する必要がある。ファンディング機関は、必要に応じて国家安全保障部門および機関と協議の上、このフォームを事務的に審査する。資金提供の承認は、追加のリスク緩和策の適用を条件とする場合がある。審査において、国家安全保障に対するリスクが高いと評価されたパートナーシップや、リスクを適切に軽減できないパートナーシップの申請には資金が提供されないこととなる。また、「機密技術の研究および懸念関係に関する方針⁹⁵」(STRAC)も適用され、助成金申請が機密技術研究分野の推進を目的としていると特定された場合、申請書とともに提出された証明書類も、国家安全保障評価と並行して、検証のためにカナダ公安省と共有される。

ガイドラインの必要性について、NESRCの理事長が動画で説明しており、ここ数年の世界情勢の変化やリスクの顕在化の中で、オープンで協調的な学術研究環境の重要性や、研究成果を守り正当に評価されるために必要であること述べられている⁹⁶。

また、ガイドライン策定に関与したカナダ政府・大学による合同ワーキンググループでは、研究の安全性を確保し、カナダ国民の利益を最大化しつつ、オープンで協働的な研究を推進するため、定期的な会合を開き、Safeguarding Your Research⁹⁷ (研究の安全確保) ポータルにおいて活動の主要な成果を発信している。

表 2-23 研究パートナーシップに関する国家安全保障ガイドラインの構成

<ul style="list-style-type: none"> ● 研究パートナーシップに関する国家安全保障ガイドラインの概要 ● 研究パートナーシップに関する国家安全保障ガイドライン <ul style="list-style-type: none"> ➤ 指導原則 ➤ 研究パートナーシップにおける国家安全保障上のリスクとは何か? ➤ 研究パートナーシップにおいて国家安全保障上のリスクとなり得る要素は何か? <ul style="list-style-type: none"> ◇ 研究分野: 何に取り組んでいるか? ◇ パートナー: 誰と一緒に働いているか? ➤ 研究パートナーシップにおける国家安全保障リスクを特定し、最小限に抑える方法 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 潜在的なリスクを特定する
--

⁹⁴ リスク評価審査プロセス < <https://science.gc.ca/site/science/en/safeguarding-your-research/guidelines-and-tools-implement-research-security/national-security-guidelines-research-partnerships/national-security-guidelines-research-partnerships-risk-assessment-form/risk-assessment-review-process> > [2026/3/23 取得]

⁹⁵ 機密技術の研究および懸念関係に関する方針 < <https://science.gc.ca/site/science/en/safeguarding-your-research/guidelines-and-tools-implement-research-security/sensitive-technology-research-and-affiliations-concern/policy-sensitive-technology-research-and-affiliations-concern> > [2026/3/23 取得]

⁹⁶ なぜガイドラインが必要なのか? < <https://science.gc.ca/site/science/en/safeguarding-your-research/guidelines-and-tools-implement-research-security/national-security-guidelines-research-partnerships/why-guidelines> > [2026/3/23 取得]

⁹⁷ Safeguarding Your Research < <https://science.gc.ca/site/science/en/safeguarding-your-research> > [2026/3/23 取得]

- ◇ 緩和策
- ◇ 実装
- 付録 A: センシティブな研究分野
 - 輸出規制の対象となる研究分野
 - 機密技術または二重使用技術
 - ◇ リスト 1 - センシティブまたは二重使用とみなされる可能性のある研究分野
 - ◇ センシティブとみなされる追加の研究分野
 - ◇ リスト 2 - センシティブな個人データの例
- 付録 B: パートナーリスク

出所: 研究パートナーシップに関する国家安全保障ガイドライン⁹³⁹³ より

(3) 社会的インパクト

カナダ政府は 2017 年にイノベーション・スキル計画を発表し、国民とイノベーションに関わるあらゆる人々を支援し、カナダを世界で最もイノベティブな国の一つとして確立し、カナダ全土にイノベーション文化を育むことを掲げている⁹⁸。2019 年にはその進捗状況を報告した「イノベーターの国家を築く⁹⁹」が公表されており、その中で、従来のイノベーション支援メカニズムがもはや成長の原動力として十分ではなく、イノベーション政策への新たなアプローチが必要であることなどが記されている。経済成長のみならず、気候変動とクリーン成長、人口動態、グローバルゼーションなどにも着目し、解決策志向のアプローチやビジネス主導、包括的アプローチなどを掲げている。基礎研究や応用研究開発への投資の衰退にも触れており、2018 年度予算では基礎研究への資金提供を過去最大規模とすることや、新たに創設されたカナダ研究調整委員会 (CRCC) が革新的な新しい研究分野を支援し、研究資金をより適切に調整すること、カナダ国立研究会議 (NRC) の再構築に向けた状況について取り上げている。

CRCC のニューフロンティア研究基金 (NFRF : New Frontiers in Research Fund) は、世界をリードする学際的で、ハイリスク・ハイリターン、変革的 (Transformative) な研究を支援するプログラムとして 2018 年に設立された¹⁰⁰。5 年間 (2018-19 年度から 2022-23 年度) で 2 億 7,500 万カナダドル (約 314 億円、1\$=114.34 円)、2023-24 年度からは年間予算が 1 億 2,400 万カナダドル (約 142 億円) に拡大されている。NFRF には、特定の目標を支援する 3 つの分野、すなわち、探索 (Exploration)、国際 (International)、変革 (Transformation) がある。このうち、変革は真の永続的な変化 (高い成果) を実現する可能性を秘めた主要な課題に取り組む大規模な学際研究プロジェクトを支援するために設計されたもので、科学的ブレークスルーにつながる基礎的なもの、社会、経済、環境、健康に影響を与える応用的なものも対象となっている。2026 年度の申請書審査のための評価指

⁹⁸ より良いカナダのためのイノベーション < <https://ised-isde.canada.ca/site/innovation-better-canada/en> > [2026/3/23 取得]

⁹⁹ イノベーターの国家を築く < <https://publications.gc.ca/site/eng/9.862789/publication.html> > [2026/3/23 取得]

¹⁰⁰ ニューフロンティア研究基金 < https://sshrc-crsh.canada.ca/funding-financement/nfrf-fnfr/about-au_sujet-eng.aspx > [2026/3/23 取得]

標（メリット指標）が公開されており、学際性、研究実践における公平性・多様性・包摂性および若手研究者の支援、ハイリスク（新規性）、ハイリワード（変革の可能性）、実現可能性の観点について考慮するよう求められている。各観点について評価基準がマトリクスで示されているが、あくまで参考として使用されるものとされる。このうち、ハイリワード（変革の可能性）については以下の通り。

表 2-24 NFRF の 2026 変革における評価指標

	非常に良い Exceptional	良い Very good	普通 Fair	悪い Poor
インパクト impact	<ul style="list-style-type: none"> 社会、経済、環境、または健康に重大な影響を与えるもの。 画期的なブレークスルー——新たな研究分野を切り拓くもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的、経済的、環境的、あるいは健康面において顕著な影響がある。 顕著なブレークスルー——新たな研究分野を切り拓くものである。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的、経済的、環境的、または健康面への影響は軽微である。 軽微なブレークスルー。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的、経済的、環境的、あるいは健康面での影響が生じる可能性は低い。 画期的なブレークスルーとは言えず、この成果は当該分野における「自然な進展」に過ぎない。
	<ul style="list-style-type: none"> その結果として生じると予想される大きな変化は、明確に定義され、具体的である。 その影響を測定するための確固たる計画がある。 変化の重要性は十分に説明されている。 	<ul style="list-style-type: none"> その結果として生じる大きな変化が明確に説明されている。 その影響を測定するための適切な手法が示されている。 変化の重要性が明確に説明されている。 	<ul style="list-style-type: none"> その結果として生じる大きな変化について、大まかに説明されている。 その影響を測定するためのアプローチは曖昧である。 変化の重要性は概略的に説明されている。 	<ul style="list-style-type: none"> その結果として生じる実質的な変化について、明確さや具体性に欠けている。 その影響を測定するための計画やアプローチが欠けている。 また、その変化の重要性が十分に説明されていない。
便益 Benefit	<ul style="list-style-type: none"> カナダおよびカナダ国民にとって大きな利益となる。 その恩恵はカナダの域を超えて広がる。 	<ul style="list-style-type: none"> カナダおよびカナダ国民にとっての利益。 カナダ国外への波及効果も期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> カナダおよびカナダ国民にとってのメリットはほとんどない。 	<ul style="list-style-type: none"> カナダやカナダ国民にとって何の利益もない。
(注:カナダにとっての利益には、国際社会におけるカナダの存在感に関連する評判上の利益が含まれる場合がある。)				
影響範囲 Reach	<ul style="list-style-type: none"> 広範かつ多様なコミュニティに影響を与える。 数多くの分野や用途に大きな影 	<ul style="list-style-type: none"> 広範なコミュニティに影響を与える。 数多くの分野や用途に影響を与 	<ul style="list-style-type: none"> 広範なコミュニティに影響を与える。 主に 1 つの分野または応用分野 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模なコミュニティに影響を与える。 分野や用途への影響は限定的で

	響を与える。	える。	に影響を与える。 • 開発された手法／方法論は、主に1つの学問分野における研究を向上させる。	ある。
可能性 Likelihood	• 重大な影響が生じる可能性は高い。	• 重大な影響が生じる可能性は十分にある。	• 大きな影響が生じる可能性がある。	• 大きな影響が現実のものとなる可能性は低い。
短期的な 便益	• 短期的な便益は大きく、明確に定義され、具体的であり、測定されることになる。	• 短期的な便益は顕著であり、明確に説明されており、測定される予定である。	• 短期的な便益については説明されており、測定も行われる予定だが、測定計画には詳細が欠けている。	• 短期的な便益について、明確さや具体性に欠けている。
トレーニング Training	• 本プロジェクトは、学生や研修生にユニークな体験を提供する。多くの学生や研修生がこの機会を最大限に活用できるよう、詳細な計画が策定されている。	• 本プロジェクトは、学生や研修生にユニークな体験を提供する。多くの学生や研修生がこの機会を活用できるよう計画されている。	• このプロジェクトでは、学生や研修生を対象とした研修の機会を提供する。	• このプロジェクトでは、学生や研修生に対する研修の機会が不十分であるか、あるいは学生や研修生の研修に関する情報が提供されていない。

出所: NRC ウェブサイトより¹⁰¹

また、プログラム評価の事例で取り上げたチャレンジ・プログラムは、イノベーション・スキル計画の取組の一部でもあり、カナダの優先課題に取り組むミッション志向型プログラムとなっている¹⁰²。

(4) EBPM やエビデンスに基づく法人運営

カナダ政府において、EBPM を明示的に掲げてはいないが、実質的に「結果に関する方針」を中心に、政策立案、評価にエビデンスを組み込む仕組みを整備している。

【参考文献】

¹⁰¹ 2026 変革：申請書審査のためのメリット指標 <https://sshrc-crsh.canada.ca/funding-financement/nfrf-fnfr/transformation/2026/merit_indicators-indicateurs_du_merite-eng.aspx> [2026/3/23 取得]

¹⁰² チャレンジ。プログラム <<https://nrc.canada.ca/en/research-development/research-collaboration/programs/challenge-programs>> [2026/3/23 取得]

[1] 未来工学研究所, 2.2.6. カナダ, 及び 2.3.6. カナダ国立研究会議 (NRC), 海外の評価及び追跡調査等に関する最新動向調査 (2022 年度国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構委託調査), 2024 年 3 月.

[2] 未来工学研究所, 3.11. カナダ: 国立自然科学・工学研究会議 (NSERC), 研究開発評価に関する海外動向調査 (2019 年度科学技術振興機構委託調査), 2020 年 1 月.

2.3 スウェーデン王国 (スウェーデン)

2.3.1 国・地域における研究開発評価制度の体系とその内容

(1) 評価制度の全体像と研究開発評価の位置付け

スウェーデンの研究開発評価は、政府関係機関一般に課される業績管理、内部統制、会計報告、予算編成等の規律の中に組み込まれ、また、研究実施機関、質保証機関、研究資金配分機関、政策分析機関等の各機関が分担ないし連携する構造である。

以下では、規定等の整備状況や主要な資金配分機関の状況から、同国の研究開発評価制度を概観する。

(2) 研究開発評価に関する規定等の整備状況

研究開発評価を含む行政一般の評価・フォローアップに関する基本的規律としては、憲法的枠組みを定める統治法¹⁰³のほか、行政機関一般の運営責任を定める行政機関令¹⁰⁴、国家予算の編成・執行・フォローアップ等を定める予算法¹⁰⁵、年次報告書・予算基礎資料の提出を定める年次報告・予算基礎資料令¹⁰⁶、内部管理・統制のプロセスを定める内部管理・統制令¹⁰⁷が挙げられる。これらにより、国会と政府の基本的役割分担、行政機関に求められる適法性・効率性・信頼できる報告・内部統制、並びに年次報告書及び予算基礎資料の提出義務が制度化されている。これらの報告・資料は政府のフォローアップ、審査及び予算編成に用いられ、さらに予算割当通知や個別の政府任務文書を通じて、必要に応じてより詳細な成果分析や評価報告が求められることがある。

¹⁰³ Kungörelse (1974:152) om beslutad ny regeringsform. < https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/kungorelse-1974152-om-beslutad-ny-regeringsform_sfs-1974-152/ > [2026/3/25 取得]

¹⁰⁴ Myndighetsförordning (2007:515) < https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/myndighetsforordning-2007515_sfs-2007-515/ > [2026/3/25 取得]

¹⁰⁵ Budgetlag (2011:203). < https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/budgetlag-2011203_sfs-2011-203/ > [2026/3/25 取得]

¹⁰⁶ Förordning (2000:605) om årsredovisning och budgetunderlag. < https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/myndighetsforordning-2007515_sfs-2007-515/ > [2026/3/25 取得]

¹⁰⁷ Förordning (2007:603) om intern styrning och kontroll. < https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/forordning-2007603-om-intern-styrning-och_sfs-2007-603/ > [2026/3/25 取得]

他方、広義の質保証・審査に関わる関連法令としては、研究公正法¹⁰⁸があり、研究者・研究実施主体の良き研究慣行に関する責任や研究不正の審査手続を定めている。また、研究機関を主とする評価については、高等教育法¹⁰⁹および規則¹¹⁰、高等教育の質保証に係る政府書簡¹¹¹に基づき、高等教育機関自身による質保証と UKÄ による外部質保証から成る国家質保証システムが構築されている。資金配分機関を主とする評価については、各機関の設置・任務法令、予算割当通知、個別の政府任務文書及び各機関のガイドライン等に基づき、資金制度、プログラム及びプロジェクトに関する評価が重層的に実施されている。また、研究・イノベーション政策に関する政府提出法案（以下では「研究・イノベーション法案」という。）や国家安全保障戦略等が、これらの取り組みについて中長期的方針を示す。

(3) 研究開発評価に関する規定等の詳細

研究・イノベーション法案¹¹²は、政府が毎選挙期間ごとに提示する研究・イノベーション・高等教育政策の基本方針文書であり、関係機関に対して中期的な計画及び目標設定の前提を与えるものである。現行法案は、2025年から2028年までを対象とする。政府は、旧法案¹¹³で示した「スウェーデンは世界有数の研究・イノベーション国であり、主導的な知識国家であるべきである」との上位目標自体は維持しつつ、従前の10年目標を見直し、①GDPに占める研究開発費の割合において上位国となる主導的な知識国家であること、②スウェーデンの研究が高い質を保持すること、③スウェーデンが世界有数のイノベーション国家であること、という、より追跡可能な中間目標に明確化した。大学への基盤的研究費配分については、計量書誌学的観点と競争的外部資金の観点から成る既存指標を継続しつつ、EU競争的資金の比重を高め、さらに戦略的採用に関する新たな指標を導入する方針が示された。他方、研究そのものの評価及び研究者のメリット評価については、CoARA¹¹⁴に言及し、質的評価と査読を中核とし、不適切な量的指標の使用を避ける方向性が示されている。

同法案に示された方針は、その後、政府決定、予算割当通知、その他の政府任務文書を通じて具体化される。例えば、同法案では、資源再配分及び制度改善に資する観点から、既存

¹⁰⁸ Lag (2019:504) om ansvar för god forskningssed och prövning av oredlighet i forskning. < <https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/lag-2019504-om-ansvar-for-god-forskningssed-och-sfs-2019-504/> > [2026/3/25 取得]

¹⁰⁹ Högskolelag (1992:1434). < https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/hogskolelag-19921434_sfs-1992-1434/ > [2026/3/25 取得]

¹¹⁰ Högskoleförordning (1993:100) < https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/hogskoleforordning-1993100_sfs-1993-100/ > [2026/3/25 取得]

¹¹¹ Kvalitetssäkring av högre utbildning Skr. 2015/16:76 < <https://www.regeringen.se/rattsliga-dokument/skrivelse/2015/12/skr.-20151676> > [2026/3/25 取得]

¹¹² Regeringens proposition (2024/25:60) Forskning och innovation för framtid, nyfikenhet och nytta. < <https://www.regeringen.se/contentassets/a70996e2f9de4222b5a6880d33c20d35/forskning-och-innovation-for-framtid-nyfikenhet-och-nytta-prop.-20242560.pdf> > [2026/3/25 取得]

¹¹³ Regeringens proposition 2016/17:50, Kunskap i samverkan – för samhällets utmaningar och stärkt konkurrenskraft. < <https://www.regeringen.se/rattsliga-dokument/proposition/2016/11/prop.-20161750> > [2026/3/25 取得]

¹¹⁴ Coalition for Advancing Research Assessment. < <https://www.coara.org/> > [2026/3/25 取得]

の戦略的研究分野（Strategiska forskningsområden：SFO）の再評価並びに国家研究プログラム（National Research Programme：NRP）の10年経過後評価を行う方針が示された。これを受けて、2025年政府決定¹¹⁵により、複数の資金配分機関に対し、旧法案及び2017年政府決定に由来する7分野の国家研究プログラムについて、共通モデルに基づく独立かつ同等な評価及び比較可能な総合分析を共同で実施する任務を与えた。さらに、2026年政府決定¹¹⁶により、資金配分機関に対し、2016年から2025年までの既存SFOの活動につき、国際的観点からの科学的質及び社会・産業への効果を評価する任務を与えた。資金配分機関の詳細と近年の動きについては後述する。

2.3.2 主要機関における研究開発評価システムの体系とその内容

主要な国の研究・イノベーション資金配分機関としては、VR（Vetenskapsrådet：スウェーデン研究会議）、Vinnova（Verket för innovationssystem：イノベーション・システム庁）、Formas（Forskningsrådet för miljö, areella näringar och samhällsbyggande：環境・農業科学・空間計画研究会議）、Forte（Forskningsrådet för hälsa, arbetsliv och välfärd：保健・労働生活・福祉研究会議）及び Statens energimyndighet（エネルギー庁）が中核を為す。2023年の政府調査報告書「研究及びイノベーション資金配分のための新たな行政機関構造」¹¹⁷も、これら5つの国家機関を、同国における主要な国家研究・イノベーション資金配分機関として図示している。

¹¹⁵ Uppdrag till Forskningsrådet för miljö, areella näringar och samhällsbyggande, Forskningsrådet för hälsa, arbetsliv och välfärd och Vetenskapsrådet att ansvara för utvärderingar av nationella forskningsprogram U2025/02083. < <https://www.regeringen.se/regeringsuppdrag/2025/10/uppdrag-till-forskningsradet-for-miljo-areella-naringar-och-samhallsbyggande-forskningsradet-for-halsa-arbetsliv-och-valfard-och-vetenskapsradet-att-lamna-forslag-om-utveckling-av-finansieringsinstrumentet-nationella-forskningsprogram/> > [2026/3/25 取得]

¹¹⁶ Uppdrag att utvärdera strategiska forskningsområden, Diarienummer U2026/00483. < <https://www.regeringen.se/regeringsuppdrag/2026/03/uppdrag-att-utvardera-strategiska-forskningsomraden/> > [2026/3/25 取得]

¹¹⁷ Ny myndighetsstruktur för finansiering av forskning och innovation. < <https://www.regeringen.se/contentassets/d495d565de554bb0952d783cdf645056/ny-myndighetsstruktur-for-finansiering-av-forskning-och-innovation-sou-202359.pdf> > [2026/3/25 取得]

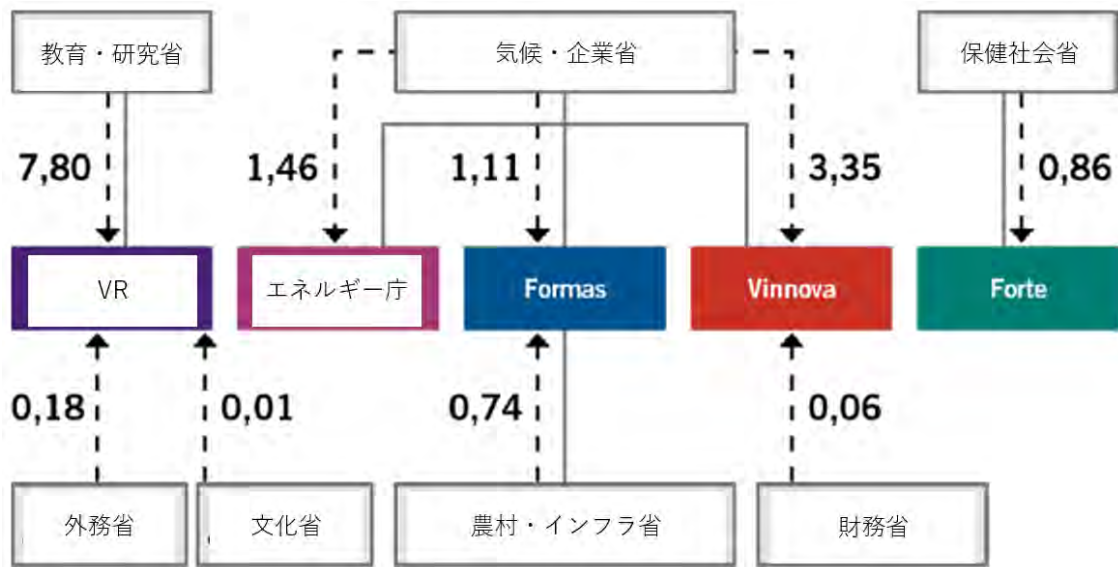


図 2-9 5つの政府系研究・イノベーション資金配分機関の管理

出所: 2023年政府調査報告書より未来工学研究所訳

以下では、イノベーション政策の専門当局である Vinnova と、国内最大の政府系研究資金配分機関である VR の 2 機関を主として取り上げる。もともと、同国の資金配分機関は、評価、分析、データ共有、政府任務の実施等において相互に連携して行動することが多く、必要に応じて他の機関にも言及する。

(1) イノベーション・システム庁 (Vinnova)

1) 調査対象機関の概要

Vinnova¹¹⁸は、気候・企業省 (Klimat- och näringslivsdepartementet) 所管の機関である。職員は約 240 名で、本部はストックホルムに置かれ、ブリュッセル、シンガポール、シリコンバレー及びテルアビブに駐在体制を有する。組織上の重点分野として、①デジタル・トランスフォーメーション、②持続可能なバリューチェーン、③将来に耐える／未来対応型社会、④新興技術と企業の四分野が掲げられている。

同機関の基本任務は、2009年の機関規程¹¹⁹により、ニーズ志向型研究の資金供与と、効果的なイノベーション・システムの発展を通じて持続可能な成長を促進することに置かれている。EU 枠組みプログラムの国内連絡機関等を担い、産学官その他の主体間の連携形成、国際協力、研究・イノベーション政策の専門的支援を行う。

¹¹⁸ Vi är Sveriges innovationsmyndighet. < <https://www.vinnova.se/> > [2026/3/25 取得]

¹¹⁹ Förordning (2009:1101) med instruktion för Verket för innovationssystem < https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/forordning-20091101-med-instruktion-for-verket_sfs-2009-1101/ > [2026/3/25 取得]

同機関がインパクトを重視する方針について、2008年の文書「VINNOVA's focus on impact」がある¹²⁰。同文書は、エフェクト・ロジック・アセスメント、モニタリング、インパクト・アセスメントに関する包括的アプローチとして参照されている。

2) Vinnova におけるプログラム評価

a. SIP (Strategiska innovationsprogram : 戦略的イノベーションプログラム)

例として、Vinnova、Formas、Energimyndigheten が共同で資金提供する SIP¹²¹をみる。同プログラムは、同国にとって戦略的に重要な分野における主体主導の協働を通じて、地球規模の社会課題に対する持続可能な解決策と国際競争力の向上に向けた条件整備を図る長期プログラム群であり、企業、大学・研究機関、公的機関その他の主体が参画する。各プログラムは最長 12 年を上限として開始から 3 年ごとに評価を受け、3 年評価は立上げ段階の点検、6 年評価は設定目標への到達状況、資金配分されたプロジェクトの結果及び初期的効果を中心とする。これに対し、9 年評価は、2023 年の方法論報告書¹²²によれば、結果や早期効果の把握、6 年評価後の行動計画のフォローアップ、終了段階への提言及び継続資金判断のための資料提供を主目的とするものであり、総括的性格と形成的性格を併せ持つ評価として設計されている。以下では最近の例として 9 年評価を詳しくみる。

9 年評価の自己評価に当たるものとして、各個別プログラムに対し自己評価票が送付され、評価上重要な設問について書面回答が求められる。これは、インタビューでは十分に引き出しにくい事項を把握するためのものであり、プログラムの運営委員会や理事会における調整を可能にするため、1.5~2 か月の回答期間が与えられている。

これに対し、評価そのものは、9 年評価では、3 機関が第三者に委託して実施した。方法報告書では、平等性と独立性を評価過程の 2 つの指針と位置づけている。

この第三者評価は、自己申告のみに依存せず、複数の資料源や手法を組み合わせる。文書調査、レジスター分析、自己評価票、半構造化インタビュー、ウェブ調査、ケーススタディ及び専門家評価が行われる。インタビューは各プログラムにつき通常 8~19 名程度を対象に、プログラム事務局、運営委員会・理事会、資金配分機関担当者及び参加組織等から聴取する。

評価観点についてみると、9 年評価の評価質問は、①資金配分プロジェクトを通じてどのような結果が生じ、プログラム及びプロジェクトが 9 年間でどのように発展したか、②当該分野の発展に対する SIP 活動の付加価値は何か、③SIP 施策全体の効果目標にどのよう

¹²⁰ Vinnova's Focus on Impact. < <https://www.vinnova.se/en/publications/vinnovas-focus-on-impact/> > 2026/3/25 取得]

¹²¹ Strategiska innovationsprogram: Samarbete för hållbar innovation. < <https://www.vinnova.se/m/strategiska-innovationsprogram/> > [2026/3/25 取得]

¹²² Nioårsutvärdering av strategiska innovationsprogram: Metodrapport. <<https://www.vinnova.se/globalassets/publikationer/2024/sip-utvarderingar/sip9-metodrapport-2024-241206.pdf>> [2026/3/25 取得]

に寄与したか、④6年評価後の行動計画をどの程度実施できたか、⑤終了段階で成功するためにいかなる提言が必要か、から成る。

なお、SIP 全体については、3 機関の委託で、17 件の個別プログラムの 6 年評価を基礎として、これらを横断するメタ評価が段階的に実施され、最終的に 2023 年の総合メタ評価^{123,124}に取りまとめられた。総合メタ評価は、2018 年の委託に基づき 2023 年に実施され、17 件の個別プログラム評価、3 件の年次メタ評価、第 3 段階資金申請書、6 年評価への対応として作成された行動計画、新旧のアジェンダ及びプログラム・ロジック、参加者ウェブ調査、各個別プログラム代表者へのインタビュー等を用いて分析している。検討対象は、参加主体の構成、参加主体・システム・社会に対する効果、追加性、SIP イニシアティブの高位目標への寄与に加え、SIP という手法がシステム・イノベーションをどの程度促進し得るか、また、将来の制度設計及び評価実務にいかなる示唆を与えるか等に及ぶ。

b. IIP (Impact Innovation : インパクト・イノベーション)

Vinnova は、Formas・エネルギー庁とともに、2024 年から次世代の戦略的イノベーション施策であるインパクト・イノベーション（・プログラム）（以下では、OECD の例に倣い「IIP」の表記を用いる。）を実施している。2030 年代の持続可能な開発目標（SDGs）達成に向け、5 つのミッション志向プログラムが展開されている。

IIP のフォローアップ及び評価は、2024 年のガイドライン¹²⁵やその解説文書¹²⁶に基づいて設計されている。ミッション志向・システム変化志向の政策運営に対応するため、個別プロジェクトの短期的成果のみを測るのではなく、プログラムの学習・適応・方向修正を支える多層的かつ形成的な枠組みが採られている。各プログラム事務局は、3 機関が示す全体的な ToC（Theory of Change : 変化理論）も踏まえつつ、各プログラム固有の柔軟な ToC を作成し、仮説の検証、分析、学習に応じて継続的に更新する。この ToC は、活動、結果・アウトカム・インパクトの目標、文脈要因、ならびに活動から望ましい変化に至る前提を図示・記述するものであり、隔年の状況報告に添付して提出する。

3 機関の ToC を次表に示す。

¹²³ Meta-utvärdering av Sveriges strategiska innovationsprogram. < <https://www.vinnova.se/publikationer/meta-evaluation-of-the-swedish-strategic-innovation-programmes/> > [2026/3/25 取得]

¹²⁴ Sex år med strategiska innovationsprogram – lärdomar i halvtid. < <https://www.vinnova.se/kalenderhandelser/2024/04/six-ar-med-strategiska-innovationsprogram--vad-kan-vi-lara-oss/> > [2026/3/25 取得]

¹²⁵ Impact Innovation, Riktlinjer för styrning, uppföljning & utvärdering samt kommunikation. << <https://impactinnovation.se/wp-content/uploads/2024/03/Riktlinjer-for-program-inom-Impact-Innovation-Beslutade-2024-03-08.pdf> > [2026/3/25 取得]

¹²⁶ Lärande genom uppföljning och utvärdering. < <https://impactinnovation.se/wp-content/uploads/2024/03/Larande-genom-uppfoljning-och-utvardering-Impact-Innovation.pdf> > [2026/3/25 取得]

表 2-25 3つの資金配分機関による ToC

<p>活動 (Aktiviteter)</p> <p>活動とは、所期の直接的成果やアウトカムに資するために実施される行為、すなわち施策、ワークパッケージ、公募その他これに類するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガバナンス 各機関の前提条件に即して、プログラム事務局との相互作用の形をどのように構築するか。 ● フォローアップ、評価及び分析 事業の内容及びそれが何をもたらしているかについて、必要な情報・知識をどのように確保するか。 ● 能力開発・事業運営の発展 目標達成のため、継続的な学習をどのように発展させ、活用するか。 ● データ収集 各機関の間で同等性のあるデータ収集の仕組みをどのように確保し、あわせて有用なデータを収集するか。 ● 準備・審査・事務処理 どのように準備・意思決定を行い、あわせて指針や支援を提供するか。 ● 対話及びコミュニケーション プログラム事務局及び関連アクターとの対話の形をどのように構築するか。 適切なコミュニケーション。 ● 政策 将来の条件やルールを設計し、推進し、実施するために、成果をどのように活用するか。 <p>直接的成果</p> <p>直接的成果とは、活動が生み出す即時の成果であり、活動の終了時点で観察できるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 複雑な社会課題に対処するための共通計画 <ul style="list-style-type: none"> ○ 明確で測定可能な目標と志 ○ 多様な部門のアクターによる幅広い関与 ○ 行政的・財政的支援及び正統性 ● ミッション達成のための、調整・ガバナンス・動員に関する適切な形 <ul style="list-style-type: none"> ○ プログラム事務局間 ○ プログラム事務局と、各プログラムに関連する外部アクターとの間 ○ プログラム事務局と資金配分機関との間 ○ 資金配分機関相互間、及びそれらと他の行政機関（政府機関を含む）との間 ● ミッション実現のための、適切で妥当な政策ミックス <ul style="list-style-type: none"> ○ 可能性及び成果に関する継続的なフォローアップと評価
--

アウトカム

アウトカムとは、直接的成果から生じる変化又は便益である。これは、効果を生み出すシステムの能力に関わる。

- 複雑な社会課題に関する認知と理解の向上
- システム発展に適合した方法、作業様式及びプロセスの発展
- ミッション達成に向けた、国内外における資源の増加と関与の拡大
- 知識及び研究のフロンティアの前進
- 効果を生み出す適切な方法、作業様式及びプロセス
- ニーズと効果の統合

効果

効果とは、この取組がもたらす長期的かつより大きな変化である。

- 各プログラム事務局のミッションが、プログラム全体に明確かつ長期的な方向性を与えること
- **Impact Innovation** が、以下の分野において、世界競争力と社会的便益のための持続可能な転換を加速したこと
 - 良好で公平な健康
 - 魅力的で機能良好な社会
 - 地球の限界内における生産、消費及びバリューチェーン

出所: IIP の制度文書から未来工学研究所記

また、各プログラム事務局は、学習・振り返り・透明性確保のためのツールとして、インパクト・イノベーション・レポートを作成・公表する。10年の枠組み全体で隔年報告の積上げが予定されている。報告書には、①プログラム事務局の活動、②結果の整理と分析、③各ミッションへの前進状況、④目標未達リスクおよび必要な変更の分析を含めることが求められる。

さらに、3機関は、各プログラムの進捗について、原則として開始時から3年目、および次段階の資金が付された場合には8年目に、横断的なフォローアップを行う。プログラム事務局の活動がどのように機能しているか、実施された取組・活動が何をもたらしたか、またそれらが各プログラム固有のToCに沿って進んでいるかを確認するものであり、申請書、状況報告、ToC、事務局と担当官との対話、イノベーション・インパクト・レポート等が材料として用いられる。各プログラムの進捗を可視化し、ToCを実践に移せているかを点検することに重点が置かれている。

加えて、第一段階の終盤には、外部かつ独立の第三者による段階評価が実施される。個別プログラムに加えIIP全体および3機関の役割・運営も対象に含み、各プログラムと施策全体が適切な方向に進んでいるか、何を調整すべきかを検討し、プログラム事務局と資金配分機関の双方に勧告を与えるも。評価は2027年末に開始し2028年中に実施する計画であり、妥当性、整合性・他施策との補完関係、目標達成、効率性、効果、持続性が例示されている。この段階評価は学習のための形成的機能だけでなく、当該時点までに何が達成された

かを確認する総括的機能も併せ持ち、次段階への申請判断の基礎資料の一部とも位置付けられている。

3) Vinnova におけるプロジェクト評価

Vinnova のプロジェクト評価¹²⁷は、公募の目的、対象分野、政策的位置付けに応じて評価基準や評価プロセスを具体化する柔軟な枠組みとして設計されている。基本的な骨格として Potential（期待される効果・社会的意義）、Aktörer（参加主体の遂行能力）、Genomförbarhet（計画の現実性・信頼性）が掲げられるが、近年のミッション志向・システム変化型の公募においては、これに Relevans（政策目標・ミッションとの適合性）が加えられるなど、分野特性や政策目的に応じた評価軸の調整が行われている。

採択段階において、公募ごとに形式要件と評価基準が設定され、不完全な申請や要件未充足の申請を除外した上で、外部評価者による審査、Vinnova 担当者を含む審査会合、必要に応じた面接を経て、採否および助成率が決定される。評価観点には公募ごとに具体化されるが、上記の共通基準を基礎としつつ、ミッション志向型プログラムでは、ミッションや焦点領域との適合性、システム変化への寄与可能性、需要側の関与、実装・スケールの見通し等が重視される。また、最終決定に当たっては、単一案件の評価結果にとどまらず、プログラム全体の構成や政策目的との整合性を踏まえたポートフォリオの観点からの判断も行われる。

実施中および終了後においては、進捗報告、最終報告、必要に応じた終了後報告等を基礎とする継続的なフォローアップと評価・効果分析が行われる。長期プロジェクトについては中間評価が実施される場合があり、重要な変更が生じた場合には継続的資金供与の可否判断に用いられる。結果の把握に当たっては、新規・改良された製品・サービス、特許、出版物、新規雇用、行動変化、売上増等の多様な指標が用いられ、必要に応じて参加者アンケート等も活用される。また、2023 年に作成された「イノベーションプロジェクトの効果測定ガイド」は、効果ロジック、目標・指標設定、成果測定の手法を提示することにより、事前設計および実施中フォローアップの質の向上を支援するツールとして活用される。同ガイドの構成を次表に示す。

表 2-26 「イノベーションプロジェクトの効果測定ガイド」の構成

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. はじめに このガイドとその構成について2. 持続可能な旅の実現に向けた環境づくり 成功するプロジェクトの設計3. 効果ロジック プロジェクトが何を達成しようとするか、方法を明確にするツール4. 目標と指標 適切な項目を測定する目標の設定5. 成果の測定 さまざまな種類の成果を追跡するためのアプローチ6. さらに詳しく 知識を深めるための参考資料の紹介 |
|--|

出所:「イノベーションプロジェクトの効果測定ガイド」より未来工学研究所訳

¹²⁷ Så går det till att söka finansiering och driva projekt. < <https://www.vinnova.se/sok-finansiering/sa-gar-det-till-att-soka-finansiering-och-driva-projekt/> > [2026/3/25 取得]

プロジェクト評価の例として、再び IIP についてみると、公募の FAQ¹²⁸において、申請の審査と決定は 3 機関の確立されたルーティンに従い、外部評価者を用い、所管機関が公募基準と評価者の推薦に基づいて決定するとされている。Potential（期待される効果・社会的意義）、Aktörer（参加主体の遂行能力）、Genomförbarhet（実現可能性）の観点がいられつつ、その内容は IIP のミッション志向に即して具体化されている。Vinnova が担当する SustainGov（公共部門改革）プログラムのプロジェクト公募¹²⁹の評価の観点を、次表に示す。

表 2-27 SustainGov プログラムのプロジェクト公募の評価観点

<p>私たちは何を評価するのか？</p> <p>形式上の要件をすべて満たした申請は、潜在力、関係者、実現可能性という基準に基づいて評価されます。</p> <p>期待される効果・社会的意義</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本プロジェクトが、SustainGov の使命に貢献し、第 2 節で説明されているプログラムの 4 つの重点分野の 1 つ以上において体系的な変化をもたらす可能性がどれほど大きいのか。 ● 申請書が現在のシステム問題をどれだけ的確に説明しているか、そしてプロジェクトのアイデアがどれだけ革新的か。 ● プロジェクト完了後に成果を拡大展開できる可能性に関して、プロジェクトが関係する意思決定者とどれだけしっかりと結びついているか。 ● プロジェクトが、関連する性別やジェンダーの側面を統合することによって、平等性の向上にどれだけ貢献しているか。 ● そのプロジェクトが気候変動対策、ひいては地球の限界内での持続可能なシステム移行にどれだけ貢献しているか。 <p>参加主体の遂行能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクトパートナーは、プロジェクトを実施するための資源と能力を備えた幅広い関係者をどの程度代表しているか。 ● プロジェクトマネージャーおよびその他の主要メンバーが、プロジェクトを実行するためのスキルと能力をどの程度備えているか。 ● プロジェクトチームが、例えば権限、責任、そしてプロジェクトの方向性を変えるための取り組みを行う能力といった点で、どれほど適切に構成されているか。 ● プロジェクトチームにおける男女比の構成、そしてチーム内の男女間における権力と影響力の配分がどの程度適切か。
--

¹²⁸ Frågor och svar. < <https://impactinnovation.se/fragor-och-svar/> > [2026/3/25 取得]

¹²⁹ Impact Innovation: Genomförandeprojekt för en reformerad offentlig sektor. < <https://www.vinnova.se/e/impact-innovation-sustaingov-utlysningar/impact-innovation-en-reformerad-2025-00398/> > [2026/3/25 取得]

- プロジェクトチームは、広義の持続可能性（社会的、経済的、生態学的側面）に関する関連専門知識にどの程度アクセスできるか。
- コンサルティング費用がプロジェクト関係者の予算の 20%以上を占める場合、コンサルティングサービスの必要性はどの程度正当化されていると言えるのか。

実現可能性

- プロジェクト計画と予算の現実性、信頼性、および妥当性。
- 対象グループを含む関係者が、実施にどの程度関与しているか。
- プロジェクト計画にジェンダー平等に関する側面がどの程度適切に組み込まれているか。
- 社会的、経済的、生態学的な持続可能性がプロジェクト計画にどの程度適切に組み込まれているか。

出所: SustainGov プログラムのプロジェクト公募ページより未来工学研究所記

実施中・終了後について、IIP の一部公募では、採択後にプログラム事務局との継続的対話、共同学習フォーラムへの参加、成果要約の提出・公表等の特別条件が課されており、個別プロジェクトの知見をプログラム全体の学習およびミッション達成への寄与把握へ接続する設計が示されている。また、2024 年年次報告書¹³⁰では、終了案件の最終報告に含まれる設問を集約し、「研究・イノベーション投資および連携」と「知識発展および学習」という 2 つのカテゴリーで結果を提示している。加えて、近年では、個別プロジェクトごとの報告徴収にとどまらず、終了案件の最終報告をデータウェアハウスに基づいて集計し、研究開発投資・連携および知識発展・学習といった観点からポートフォリオ横断的に結果を把握する取組が進められている。

(2) VR（スウェーデン研究会議）

1) 調査対象機関の概要

VR¹³¹は、教育・研究省（Utbildningsdepartementet）所管の研究資金配分機関であり、同国最大の政府系研究助成機関である。本部はストックホルムに置かれ、ヨーテボリには臨床研究オフィス、ブリュッセルには Vinnova と共同運営する研究・イノベーション・オフィスを有する。職員数は約 300 人である。組織面では、3 つの分野別評議会（人文・社会科学、医学・健康、自然・工学科学）、1 つの協議会（研究インフラ）、4 つの委員会（教育科学、芸術研究、臨床治療研究、工学科学）を置いている。

¹³⁰ Vinnovas årsredovisning 2024. < <https://www.vinnova.se/publikationer/vinnovas-arsredovisning-2024/> > [2026/3/25 取得]

¹³¹ Vetenskapsrådet. < <https://www.vr.se/> > [2026/3/25 取得]

VR の任務¹³²は、全学術分野における高水準の基礎研究支援を中核とし、研究の質と刷新の促進、研究者主導研究および学際的研究の支援、研究およびその科学的質・意義の評価、研究政策分析と政府助言、研究インフラの戦略的整備、EU の研究・技術開発活動への参画促進、研究コミュニケーションの総合調整、研究倫理上の課題への注意喚起、研究データのオープンアクセス推進等に及ぶ。また、研究分野ごとの質とインパクトを全国的に把握するため、国際専門家パネル、厳選論文、計量書誌情報、統計、事例研究等を用いる国家的評価モデルによる研究成果評価¹³³を実施している。加えて、概ね 2 年ごとに「リサーチ・バロメーター」¹³⁴を公表し、研究資金、研究人材、学術出版の点から同国の研究開発を概観している。

前述の研究・イノベーション法案の概要の中でも触れた NRP (国家研究プログラム) は、10 年間のプログラム群であり、VR、Formas、Forte が分担して実施するものである¹³⁵。これらは、特定の社会課題に関する研究推進に加え、研究実施者、資金配分機関、社会の関係主体を結び付け、多分野連携、国際連携、高等教育との接続を図る仕組みとなっている。以下では、NRP を例として、VR におけるプログラムおよびプロジェクトの評価を概観する。

2) VR におけるプログラム評価

2017 年の共通政府任務¹³⁶では、各プログラムについて、責任機関の主導の下で関係研究資金配分機関が参加するプログラム委員会を置き、その補佐の下で戦略的研究アジェンダを策定し、実施に即して定期的に更新しつつ運営することとされている。また、各機関は、プログラムの実施状況を毎年政府に報告し、プログラムのフォローアップを行うこととされている。

実施前について、政府が定めたテーマに沿って、責任機関及び関係研究資金配分機関が、対象となる社会課題、知識需要・知識ギャップ、既存施策との重複・補完関係、重点化すべき領域、適切な支援手段の組合せ等を整理し、これを戦略的研究アジェンダとして具体化する。後続のフォローアップや評価の基準枠を形成するプログラム設計段階であるが、目標、想定される成果経路及び重視事項を明確化するという意味で、その後の自己評価及び外部評価の前提をなす。

¹³² Förordning (2009:975) med instruktion för Vetenskapsrådet. < https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/forordning-2009975-med-instruktion-for_sfs-2009-975/ > [2026/3/25 取得]

¹³³ Nationella utvärderingar av forskningens resultat < <https://www.vr.se/analys/sa-arbetar-vi-med-analys/nationella-utvarderingar-av-forskningens-resultat.html> > [2026/3/25 取得]

¹³⁴ Forskningsbarometern 2025. < <https://www.vr.se/analys/svensk-forskning-i-siffror/forskningsbarometern.html> > [2026/3/25 取得]

¹³⁵ Vi främjar och finansierar forskning. < <https://www.vr.se/uppdrag/framja-och-finansiera-forskning.html> > [2026/3/25 取得]

¹³⁶ Regeringsbeslut III:7 (2017-05-18), Uppdrag att inrätta nationella forskningsprogram, U2017/02404/F. < <https://www.regeringen.se/contentassets/46f505144d56422db28536427abc8b33/uppdrag-att-inratta-nationella-forskningsprogram.pdf> > [2026/3/25 取得]

実施中について、責任機関が継続的フォローアップを行い、その結果を毎年政府に報告する。自ら進捗、実施状況、課題等を把握し報告するもので、自己評価ないし自己点検を基礎とするモニタリングとなる。また、2017年開始の7本の個別プログラムについて、2022年に外部の評価者による中間評価¹³⁷が実施された。各プログラムの進捗、知識創出、関係主体との連携、社会課題との接続等の確認を行った。詳細はこの中間評価を用いたメタ評価の箇所述べる。

実施後について、前述のとおり、研究・イノベーション法案は、NRPについて10年後評価を行う方針を明示した。これを受けて、政府は2025年に、3機関に対し、2017年開始の7本の個別プログラムを対象に、共通モデルによる評価を共同実施する正式任務¹³⁸を付与した。この10年後評価では、各プログラムについて、目標達成を促進又は阻害した要因を明らかにするとともに、社会課題への寄与、科学的質、学際的・部門横断的連携、研究成果の社会的浸透・社会的波及を検討する。また、各プログラムがスウェーデンの研究・イノベーション・システムにおける他の施策をどのように補完したか、主体間にどのようなシナジーを生み出したかも分析対象とされる。さらに、個別プログラム評価に加え、制度全体を俯瞰する総括分析も予定されている。もっとも、その詳細はこれからとなるため、参考に、3機関協働で既に実施されたメタ評価についてもみる。

2022年のメタ評価は、2017年開始の7本のNRPに対して実施された中間評価を基礎資料として、NRPという資金配分手段全体の有効性と改善課題を横断的に検討した形成的メタ評価である。3機関の委託で外部の評価者により実施された。

個別プログラムの中間評価の観点とメタ評価の観点をそれぞれ次表に示す。

表 2-28 個別プログラムの中間評価の評価項目

メイン項目	サブ項目
1. プログラムの設計と実施は、期待される成果と結果を生み出すことにどのように寄与し、ひいては社会的課題の解決にどのように貢献しているか。	i) 組織とプロセス ii) 投入要素と活動
2. これらのプログラムは、スウェーデンの研究・イノベーションシステムにどのような付加価値をもたらすか。	i) 研究・イノベーション・システムの弱点を特定した ii) 関係者間で相乗効果を生み出した iii) EUプログラムへの参加を促進した iv) 各地域における研究の拠点としての地位を確立した v) ニーズ志向の視点に基づき、研究成果の活用を促進した vi) 研究・イノベーション・システムの効率性と有効性の

¹³⁷ A Formative Meta-Evaluation of Seven Swedish National Research Programmes 2017-2021. < <https://formas.se/download/18.341e587b18419cda328316ba/1667819744298/r8-2022-metautvardering-nationella-forskningsprogram.pdf> > [2026/3/25 取得]

¹³⁸ Uppdrag till Forskningsrådet för miljö, areella näringar och samhällsbyggande, Forskningsrådet för hälsa, arbetsliv och välfärd och Vetenskapsrådet att ansvara för utvärderingar av nationella forskningsprogram, U2025/02339. < <https://www.regeringen.se/regeringsuppdrag/2025/12/uppdrag-till-forskningsradet-for-miljo-areella-naringar-och-samhallsbyggande-forskningsradet-for-halsa-arbetsliv-och-valfard-och-vetenskapsradet-att-ansvara-for-utvarderingar-av-nationella-forskningsprogram/> > [2026/3/25 取得]

出所：中間評価・メタ評価についての報告書(2022)より未来工学研究所記

表 2-29 NRP のメタ評価の評価項目

メイン項目	サブ項目
刷新とイノベーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本プログラムは、特定された社会的課題において、どのように刷新と革新に寄与するか。 ・ 本プログラムは、知識のギャップや知識ニーズへの対応にどのように寄与するか。
協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本プログラムは、プログラムの枠組みの中で、学際的・多分野にわたる連携にどのように貢献しているか。 ・ 本プログラムは、セクター間の協力をどのように貢献しているか。 ・ 本プログラムおよびその活動や取り組みは、国内および国際的に同分野で行われている他の取り組みと、どのように統合・調整されているか。
活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本プログラムは、研究成果の活用をどのように貢献しているか。 ・ 本プログラムは、研究と大学教育との連携強化にどのように貢献しているか。
男女平等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本プログラムは、どのように男女平等に貢献しているか。
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本プログラムの組織体制やプロセスは、どの程度適切かつ効率的か。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本プログラムを、当該分野における国内の研究プラットフォームとしての役割を強化し、重大な社会的課題の解決に貢献するという目標を達成するために、どのようにさらに発展させていくことができるか。

出所：中間評価・メタ評価についての報告書(2022)より未来工学研究所記

評価の結果、NRP が通常の研究政策手段としては概ね適切に運用され、各社会課題に重要な研究を資金支援してきたと評価する一方で、社会課題解決志向の制度としてみた場合には、知識ギャップの特定、関係主体との連携、研究成果の社会的実装、プログラム・ロジックの明確化と指標化、継続的な振り返りの面で改善余地があると整理した。また、プログラム予算が研究アジェンダの十分な具体化に先行して利用可能となったため、一部では研究アジェンダとの結び付きが弱いまま公募が進んだことも課題として指摘された。

報告書の総括として掲げられた NRP の制度的役割についての全体像を次図に示す。

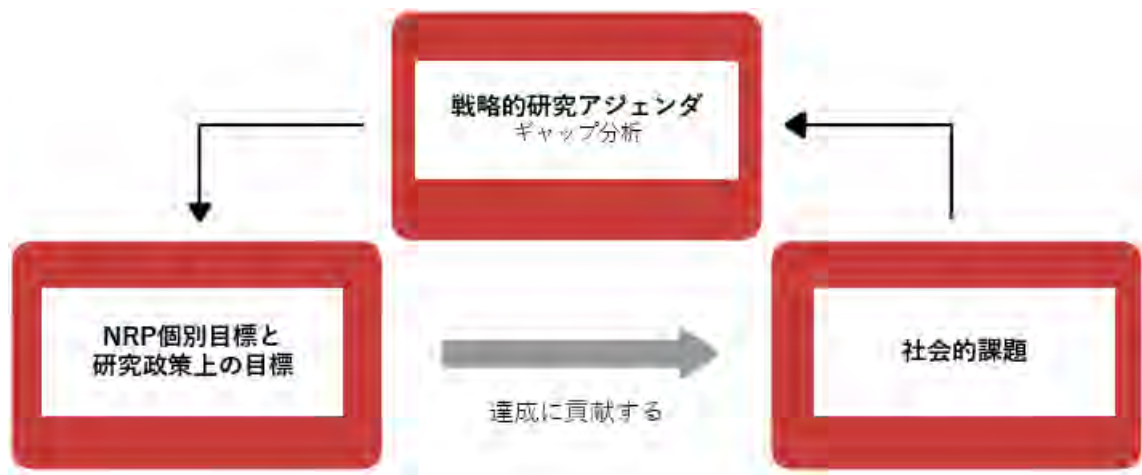


図 2-10 NRP の制度的役割についての全体像

出所: 中間評価・メタ評価についての報告書(2022)より未来工学研究所記

3) VR におけるプロジェクト評価

VR のプロジェクト評価は、一般に採択段階のピアレビューに重心を置く。申請の審査に当たり、研究分野に関する高度な専門性を有する研究者による査読を基軸とし、その設計や運用は VR が定める 8 つの基本原則¹³⁹に基づく。同原則を次表に示す。

表 2-30 「評価の質を守るための 8 つの原則」

<ol style="list-style-type: none"> 1. レビューに関する専門知識 2. 客観性と平等な扱い 3. 優れた研究実践の促進 4. 開放性と透明性 5. 目的に対する適合性 6. 効率性 7. 誠実さ 8. ピアレビューは体系的な方法で準備およびフォローアップされるものとする

出所: VR 公式サイトより未来工学研究所記

プロジェクト助成に係る基本的な評価基準¹⁴⁰は、①提案研究の科学的質、②新規性・独創性、③申請者の資質、④実現可能性、の 4 つである。前三者は 7 段階尺度、実現可能性は 3 段階尺度で評価され、これを基礎として総合評価が行われる。公募の目的や研究分野の特性に応じて、追加基準やガイディング・クエスチョンを設定し、実質的な重み付けを調整す

¹³⁹ Principles and guidelines for peer review at the Swedish Research Council. < <https://www.vr.se/download/18.12596ec416eba1fc8451336/1576832097891/Principles%20and%20guidelines%20for%20peer%20review%20at%20the%20Swedish%20Research%20Council.pdf> > [2026/3/25 取得]

¹⁴⁰ Kriterier och betygsskalor. < <https://www.vr.se/soka-finansiering/bedomning-av-ansokningar/kriterier-och-betygsskalor.html> > [2026/3/25 取得]

る。査読の基本原則自体も、ピアレビューは、公募及び研究分野に適合したものでなければならず、その規模や複雑性に応じて設計されるべきとされる。

このため、分野特性への配慮は、ピアレビュー体制、どの基準を相対的に重視するか、追加基準を置くか、どのような問いで基準を具体化するかといった運用面に現れる。たとえば、医学・健康分野の一般的なプロジェクト助成¹⁴¹では、少なくとも4名の査読者が個別に審査し、必要に応じて外部査読者を加えた上で、専門レビュー・パネルが討議・順位付けを行う。また、一般にプロジェクト助成の評価において研究計画の科学的質がより重視されることが示されている。他方、人文・社会科学分野¹⁴²では、少なくとも3名が個別査読を行い、必要に応じて外部査読を追加した上で、パネル討議に付す。評価基準自体は共通するが、理論的基礎、先行研究との関係、資料・データ、分析方法の整合性など、当該分野に即した問いで具体化される。

VRは、査読の国際性と手続的公正に配慮し、評価手順¹⁴³に反映されている。ほぼ全てのレビュー・パネルには国外の研究者が含まれ、国際的視点の導入と利益相反リスクの低減が図られている。加えて、査読者には、評価方法、利益相反、ジェンダー平等、意識的・無意識的バイアス、研究倫理、最終所見の書き方等に関する研修及び指示が与えられる。各公募・分野については、これを具体化するピアレビュー・ハンドブックが整備されており、VR職員は、規則及び手続の遵守を担保しつつ、パネル及び議長を支援する。また、審査会合の末尾には、手続全体を振り返り、委員がフィードバックを行う機会が設けられ、その結果は評価プロセスの改善に用いられる。

実施中及び実施後について、採択段階と同程度の科学的競争審査が置かれているわけではなく、報告、法令・条件遵守の確認、財務管理、及びフォローアップのための情報収集が中心となる。実施中について、一般条件上、受給機関は年次財務報告を提出しなければならない。VRは、実施中・実施後についても、フォローアップ及び評価のために必要な情報の提供を受給機関及び申請者に求めることができる。

もっとも、重点型・プログラム型の公募では、事前評価における「プログラム適合性」が重視される。例としてNRPのうちウイルス・パンデミックプログラムの、「ウイルス・パンデミック分野の知識ギャップに関するプロジェクト助成」¹⁴⁴では、国内外研究者から成るレビュー・パネルが審査を行い、少なくとも4名が個別に査読するものとされている。また、4つの基本基準に加えて、「ウイルス・パンデミックの関連性」という追加基準が置かれている。これは、当該申請が当該公募の焦点に属するかどうかを2段階で判定するもの

¹⁴¹ Projektbidrag inom medicin och hälsa. < <https://www.vr.se/soka-finansiering/utlysningar/2024-11-12-projektbidrag-inom-medicin-och-halsa.html> > [2026/3/25 取得]

¹⁴² Peer review handbook Research project grant 2026 Humanities and Social Sciences. < <https://www.vr.se/download/18.5bab3b6419b3567c2647cd1e/1770206931325/Peer%20review%20handbook%20Research%20project%20grant%20Humanities%20and%20Social%20Sciences%202026.pdf> > [2026/3/25 取得]

¹⁴³ Så går bedömningen till. < <https://www.vr.se/soka-finansiering/bedomning-av-ansokningar/sa-gar-bedomningen-till.html> > [2026/3/25 取得]

¹⁴⁴ Projektbidrag för forskning om kunskapsluckor inom virus och pandemier. < <https://www.vr.se/soka-finansiering/utlysningar/2024-11-12-projektbidrag-for-forskning-om-kunskapsluckor-inom-virus-och-pandemier.html> > [2026/3/25 取得]

であり、プログラムが設定する重点領域との整合性を明示的に採択判断へ組み込むものである。各基準の詳細の抜粋を次表に示す。なお、同プログラムの中でも通常のプロジェクト助成とネットワーク助成等、助成種別によって異なる付加的な基準や重視度の相違等があるが、今回は割愛した。

表 2-31 NRP ウイルス・パンデミックプログラムのプロジェクト助成の評価基準の例

プロジェクトの科学的質（7段階評価）

プロジェクトの研究課題および方法の質、ならびに今後の研究への発展性を評価する。

- ・ 問題の定義と提案された解決策は明確かつ説得力があるか。
- ・ 研究デザイン、研究課題、および仮説は、最高水準の科学的質を満たしているか。
- ・ 仮説は明確に定義されており、適切な文献および／または予備データに基づいているか。
- ・ 潜在的な問題点や代替戦略が特定され、提示されているか。
- ・ データ分析や統計を含む手法は、本プロジェクトに適しており、十分に説明されているか。
- ・ 提案されたプロジェクトに関する倫理的配慮が適切に記述され、対処されているか。申請者は、人間、動物、自然、および／または社会に対するリスク／価値／苦痛について十分に考慮しているか。
- ・ 研究プロジェクトに関連して sex および gender が記述されている場合、申請者は、予備データ、サンプルや研究対象集団の選択、あるいはデータ分析の一部としてなど、提案された研究の記述において sex および gender を考慮しているか。

新規性および独創性（7段階評価）

申請者が、新しい理論、概念、手法、および研究課題をいかに効果的に展開・実施しているかを評価する。

- ・ 本プロジェクトは、当該分野における現在の理解、見解、または実践を拡張あるいは再考させるものであるか。
- ・ 本プロジェクトは、独自のアイデア、予備データ、および多様な方法論を組み合わせ、当該課題に取り組むための斬新なアプローチを構築しているか。
- ・ 新しい知見、斬新な技術、あるいは研究の新たな方向性や当該分野の進展をもたらす可能性はあるか。
- ・ 目的の達成により、科学的知見、技術的能力、および／または臨床実践が向上するか。
- ・ 研究者は、当該分野の現在の知見を著しく前進させる可能性のある研究方針を提案しているか、それとも単に既存の知見に詳細を加えているだけか。

申請者の資質（7段階評価）

申請者の資質の評価は、特定の研究プロジェクトに対する関連性および申請者のキャリアの段階に基づいて行われる。

- ・ 申請者は、提案されたプロジェクトを実施するために十分な研究経験、専門知識、自立性、および科学的なネットワークを有しているか。

- ・ 申請者の学歴および業績は、そのキャリアの段階とどのように関連しているか。
- ・ 申請者は、独立した研究の系譜を文書で示すことができるか。
- ・ 出版実績は、一貫した研究の系譜を示しているか？申請者は筆頭著者として出版物を報告しているか。最も関連性が高く重要な出版物や報告書に焦点を当て、量よりも質を重視する。
- ・ 申請者は、これまでに研究プロジェクトを成功裏に遂行できることをどの程度実証してきたか。

実現可能性 (3段階評価)

助成を受けるためには、申請書の実現可能性の評価が2または3でなければならない。

- ・ 参加研究者をはじめとするプロジェクト全体を考慮した際、申請者またはプロジェクトグループには、プロジェクトを完遂するための十分な能力があるか。
- ・ 提案された研究計画に照らして、プロジェクトリーダーのプロジェクト内での活動量は十分か。
- ・ 期間を含む全体的な設計は、提案されたプロジェクトを実施する上で現実的か。
- ・ 材料、方法（統計および／または検出力計算を含む）、実験モデル、および適切な場合には患者／研究コホートは、仮説や研究課題に対して適切かつ十分に適合しているか。
- ・ 申請者は、倫理審査の承認やガイドラインなど、提案された研究に関連する法的および形式的な要件を十分に考慮しているか。

総合評価 (7段階評価)

上記の各評価基準を総合的に勘案し、申請書の科学的質に対する評価を反映した総合評価をすること。

ウイルスおよびパンデミックとの関連性 (2段階評価)

申請内容が本公募の重点分野に該当するかどうかを評価する。

- ・ 提案内容が、ウイルス、ウイルス性疾患および基礎的な疾患メカニズム、人獣共通感染症、感染伝播メカニズム、予防、感染拡大の監視または管理、あるいは医薬品・ワクチンの開発（またはその他の治療法）にどの程度関連しているか。
- ・ 当該研究は、パンデミック発生時の社会的対策、および人々の生活環境や健康、ならびに重要な社会的機能への影響と密接に関連しているか。
- ・ 当該プロジェクトは、パンデミック発生時に生じうる医療体制の備えや社会的課題に関する知見の向上に寄与する可能性を有しているか。

このように、NRPのプロジェクト公募では、通常の研究助成一般にみられる科学的卓越性の審査に加え、政策目的・重点領域との整合性をみる追加審査が入るため、事前評価における選別機能は強くなる。他方、実施中及び実施後¹⁴⁵について、公募によっては、科学コ

¹⁴⁵ Nationellt forskningsprogram om virus och pandemier. < <https://www.vr.se/uppdrag/framja-och-finansiera-forskning/forskning-om-virus-och-pandemier.html> > [2026/3/25 取得]

ーディネーターによる調整、セミナーや成果普及活動への参加等の運営上の要素が追加される場合もあるが、中間・事後評価に組み込まれた特有の評価基準としては見受けられない。したがって、基本的にはVR一般の助成条件に従って、研究遂行、報告、法令遵守及びVRによるフォローアップ情報の求めに対応すると考えられる。

2.3.3 評価疲れについての各国・地域の現況

同国では、研究開発分野に限らず行政一般において、過度に詳細な統制、報告及びフォローアップが不要な行政負担を生じさせ、現場の裁量や業務遂行を阻害し得るとの問題意識が共有されてきた。2019年の政府調査委員会報告書¹⁴⁶も、統制及び評価の必要性を認めつつ、それらが全体として行政機関の事務負担を増やし、設計いかんでは不要な行政を生み得ることを課題として整理している。

高等教育・研究分野でも、現行の研究・イノベーション政策法案は、大学・高等教育機関において研究者・教員が中核的な任務に十分な時間を充てられることの重要性を述べている。申請・案件管理面では、研究資金申請の行政負担を軽減する観点から、機関共通の申請・案件管理システムの検討を進める方針を示している。また、政府は、UKÄに対し、評価が大学等の行政負担に与える影響の把握を、行政管理庁（Statskontoret）に対し、大学・高等教育機関が一般的規制及び政府決定により負う行政的義務の影響分析を委任している。

UKÄの2024年報告書¹⁴⁷は、高等教育セクターにおける評価負担の主要因として、短い準備期間・回答期限、時期的に集中し又は相互に重複する依頼、同一の学内環境に負担が重畳すること、評価の目的・意図の不明確さを挙げている。特に、評価目的が不明確な場合には、大学側で内部計画や対応設計を行いにくく、収集した情報を自らの改善に活用しにくくなるとされる。その上でUKÄは、評価の水準・形式の見直し、目的・意図・時期の明確化、評価間の調整、並びに既存資料の一層の活用によって、同種情報の重複要求を避けるべきことを提起している。

研究資金配分機関レベルでも、負担軽減に向けた運用改善が進められている。Vinnovaの2025年年次報告書¹⁴⁸によれば、同機関はデジタルサービスを、協働、アクセシビリティ、安全性の観点から改善し、申請段階で導入していた閲覧権限共有機能を採択後のプロジェクト実施段階にも拡張したほか、一部助成案件について電子署名を導入した。また、VRの

¹⁴⁶ Med tillit följer bättre resultat – tillitsbaserad styrning och ledning i staten, SOU 2019:43. <
<https://www.regeringen.se/rattsliga-dokument/statens-offentliga-utredningar/2019/10/sou-201943/>>
[2026/3/25 取得]

¹⁴⁷ Utvärderingars inverkan på den administrativa bördan i högskolesektorn: En kartläggning. <
<http://uka.se/download/18.653ab7301938b09fa4b17c/1734421671036/Utv%20C3%A4rderingars%20inverkan%20p%C3%A5%20den%20administrativa%20b%C3%B6rdan%20i%20h%C3%B6gskolesektorn%20En%20kartl%C3%A4ggning.pdf>> [2026/3/25 取得]

¹⁴⁸ Verksamhetsår 2025 Vinnovas årsredovisning. <
https://www.vinnova.se/globalassets/publikationer/2026/vinnova_arsredovisning_2025_260212.pdf>
[2026/3/25 取得]

2025 年次報告書¹⁴⁹によれば、Vinnova と連携し、既存の申請・案件管理システム Prism の老朽化を見据え、主要な研究資金配分機関に共通する申請・案件管理システムの構想の検討を進めている。

2.3.4 その他の特徴的動向

(1) 評価における生成 AI の活用

2026 年の政府 AI 戦略¹⁵⁰及び同行動計画¹⁵¹、および Digg (Myndigheten för digital förvaltning : デジタル化推進庁) と IMY (Integritetsskyddsmyndigheten : 個人情報保護庁) が策定した、公共行政における生成 AI 利用指針¹⁵²が、行政機関一般における AI 利用の枠組みを示している。AI の活用促進、法令適合、情報保護、サイバーセキュリティ、倫理、責任体制等を重視するものとし、研究資金配分機関による評価関連実務への AI 利用も、基本的にこの枠組みの下で、自機関の審査・評価手続に即して個別ルールを定める。

VR について、応募者による申請書作成段階での生成 AI 利用は一律に禁止されておらず、AI 利用の申告も不要とされているが、申請内容の正確性及び実施可能性に関する責任は応募者が負うものとされている。他方、審査側については、VR の AI 利用ガイドライン¹⁵³及び 2026 年の査読ハンドブック¹⁵⁴において、ChatGPT 等の生成 AI を申請の科学的評価に用いてはならないと明記されている。ただし、書面コメントの言語表現を整える等の用途については、事実内容又は申請者の個人データが外部に拡散しないことを条件として、一律には禁止されていない。

Formas について、2025 年の Explore 公募¹⁵⁵等において、申請の題目、要旨及びキーワードを基礎として意味解析を行い、内容の近接する申請群を抽出し、審査パネルをボトムアップ型で編成するデジタルツール Prophy を用いるとしている。同機関は、これを EU AI Act 上の AI システムとして位置づけ、投入データを限定し、保存及び第三者共有を行わな

¹⁴⁹ Årsredovisning 2025. <

<https://www.vr.se/download/18.520d986e19c9897ed7435eb2/1773837674592/Vetenskapsra%CC%8Ade%20ts%20a%CC%8Arsredovisning%202025.pdf> > [2026/3/25 取得]

¹⁵⁰ Sveriges AI-strategi. < <https://www.regeringen.se/regeringens-politik/sveriges-ai-strategi/> > [2026/3/25 取得]

¹⁵¹ Handlingsplan för Sveriges AI-strategi. < <https://www.regeringen.se/regeringens-politik/sveriges-ai-strategi/handlingsplan-for-sveriges-ai-strategi/> > [2026/3/25 取得]

¹⁵² Riktlinjer för generativ AI inom offentlig förvaltning. < <https://www.digg.se/ai-for-offentlig-forvaltning/riktlinjer-for-generativ-ai.com> > [2026/3/25 取得]

¹⁵³ Riktlinjer kring användning av AI-verktyg. < <https://www.vr.se/soka-finansiering/att-soka-bidrag/riktlinjer-kring-anvandning-av-ai-verktyg.html> > [2026/3/25 取得]

¹⁵⁴ Peer review handbook Project grant 2026 Educational sciences. < <https://www.vr.se/download/18.520d986e19c9897ed74e466/1772542041784/Peer%20review%20handbook%20Project%20grant%20Educational%20sciences%202026.pdf> > [2026/3/25 取得]

¹⁵⁵ Explore – Innovative research for the environment, agricultural sciences and spatial planning 2025. < <https://formas.se/en/start-page/apply-for-funding/all-calls/calls/2025-04-14-explore---innovative-research-for-the-environment-agricultural-sciences-and-spatial-planning-2025.html> > [2026/3/25 取得]

いとしている。他方、査読者による AI ツールの利用については、申請評価に用いることを認めておらず、理由として、情報漏えい、秘密保持及び個人情報処理上のリスクが示されている¹⁵⁶。

Forte について、2025 年の AI 利用方針¹⁵⁷において、提出済み申請に関する内部業務に生成 AI を利用していない旨が示されている。他方、分類や各種確認作業については、効率性や品質向上の観点から、将来的な活用の可能性が認められている。また、査読者による AI 利用については、申請の評価は専門的技能を要する作業であり、AI に委ねるべきではないとされる一方、文章の明瞭化等の補助的用途については一定の有用性があり得るとされている。ただし、申請内容又は応募者の個人データを生成 AI に入力することは許容されないとされている。

Vinnova については、AI を用いて申請を審査グループに配分するツール及び査読者候補を抽出するツールの開発事例が確認されており、前者については **Formas** において試行的に利用されたことが示されている¹⁵⁸。他方、**Vinnova** の一般的な審査の説明においては、要件確認後に人手による評価が実施されることは示されているものの、生成 AI が標準的な審査実務に組み込まれている旨は示されていない。

(2) 経済安全保障の観点

2024 年の国家安全保障戦略¹⁵⁹は、イノベーション力や新興技術へのアクセス・活用能力が軍事力・経済力の均衡に影響する戦略的資産であると示し、経済安全保障の観点から、望ましくない投資・買収、違法な技術移転、及び外国勢力その他の主体による国際研究協力の不当利用への警戒を明示し、研究安全保障の強化及び国際協力に伴うリスクの評価・管理能力の向上を求めている。また、強い競争力の基盤として高品質の教育・研究・イノベーション、特に先端技術分野を重視し、国家安全保障上重要な技術への投資を促進・実装するため、政府機関・産業界・高等教育機関の連携を深めるとしている。これらは、2030 年を視野に、法令や決定、予算配分、分野別戦略といった各種手段を通じて進められる。

これを受けた研究開発分野の動きとして、ISP (Inspektionen för strategiska produkter : 戦略製品監督庁) は、2025 年から「悪化する世界情勢における研究の安全性」というウェブページ群¹⁶⁰を公開し・体系化し、大学・研究機関向けの情報発信を本格化させた。同機関は、悪化する地政学環境と新興技術をめぐる競争の激化を背景に、輸出管理、外国直接投

¹⁵⁶ The application assessment process. < <https://formas.se/en/start-page/apply-for-funding/how-it-works/the-application-assessment-process.html> > [2026/3/25 取得]

¹⁵⁷ Riktlinjer för användande av AI-verktyg. < <https://forte.se/sok-finansiering/bedomning-och-beslut/riktlinjer-for-anvandande-av-ai-verktyg> > [2026/3/25 取得]

¹⁵⁸ AI för effektiv forskningsfinansiering. < <https://www.vinnova.se/p/ai-for-effektiv-forskningsfinansiering/> > [2026/3/25 取得]

¹⁵⁹ Regeringens skrivelse 2023/24:163 Nationell säkerhetsstrategi.. < <https://www.regeringen.se/contentassets/125593e4516a49ce9b9ab942f49cca8d/232416300webb.pdf> > [2026/3/25 取得]

¹⁶⁰ Forsknings säkerhet i ett försämrat världsläge. < <https://isp.se/forsknings-sakerhet/> > [2026/3/25 取得]

資審査、国際制裁及び軍民両用品規制を、研究安全保障を支える主要な規制手段として、研究機関に対し、①経営層が責任を負い明確なポリシーと内部指針を整備すること、②AI、自律技術、バイオテクノロジー、量子技術、先端材料等の機微研究を識別・分類し体系的なリスク評価を行うこと、③研究者・事務職員への教育及び支援体制を整えること、④国際共同研究や国外資金受入れについて相手方、制裁、許認可要否等を点検する明確な審査プロセスを整備すること、⑤文書化、レビュー及びフォローアップを通じて継続的に管理すること、という基本原則を提示している。また、研究プロジェクトは時間とともに変化し得るため、個々の研究者が自らの研究が「保護に値する研究」に該当するかを継続的に評価すべきであるとする。あわせて、大学等の内部指針も、輸出管理や保護に値する研究への投資の観点を含め、研究プロジェクトを定期的に研究安全保障の観点から見直すよう職員に促すべきであるとしている。

また、VRは、2022年から、その業務において同国の外交・安全保障・防衛政策上の利益を考慮すべきことが任務として示された。同機関は、既存の安全保護業務に加えて必要な措置を継続的に分析し、2025年には国防軍との協力・知見交換の発展に向けた議論を開始した。2025年の戦略的研究分野の公募¹⁶¹は、政府の研究・イノベーション政策提案を受けて実施され、対象分野として、健康・ライフサイエンス・AI、「量子技術」「危機対応・総力防衛」「先端材料研究」等が掲げられている。同年の、画期的技術のための将来の卓越クラスター構想ネットワーク助成¹⁶²では、採択後に提出する科学報告書の記載要件として、当該技術の10～20年先の研究・社会への影響、イノベーションの可能性、連携・インフラ需要に加え、新興技術に伴う機会・課題・リスクを人文社会科学的観点から分析し、その中に安全保障政策上の側面を含めることが求められている。

責任ある国際化については、VRがUHR（Universitets- och högskolerådet：高等教育審議会）・Vinnovaとともに政府任務を担い、2024年には三機関共同で国家的支援機能の設置提案を含む最終報告を提出した。2026年には「責任ある国際化—指導的国家ガイドライン 2026」¹⁶³が公表された。高等教育・研究・イノベーションにおける国際協力について、可能な限り開かれた形を維持しつつ、必要な限り安全を確保するという基本原則の下で、リスクと機会を比例的かつ総合的に評価するための共通枠組みを示すものである。対象は研究協力に限られず、モビリティ、資金、知識移転、採用、投資、調達、研究インフラへのアクセス等の幅広い国際活動に及び、学術の質、持続可能な発展、学問の自由、研究公正を支える一方、研究者・学生の保護、スウェーデンの安全保障、民主主義的価値の維持も図る構成となっている。本ガイドラインは個別の採択審査基準や評価手法を直接定める文書ではなく、大学、高等教育機関、研究資金配分機関、関係行政機関が、それぞれの実務に即した

¹⁶¹ Strategiska forskningsområden. < <https://www.vr.se/soka-finansiering/utlysningar/2025-09-03-strategiska-forskningsomraden.html> > [2026/3/25 取得]

¹⁶² Nätverksbidrag för planering av framtida excellenskluster för banbrytande Teknik. < <https://www.vr.se/soka-finansiering/utlysningar/2025-04-22-natverksbidrag-for-planering-av-framtida-excellenskluster-for-banbrytande-teknik.html> >

¹⁶³ En ansvarsfull internationalisering – Vägledande nationella riktlinjer 2026. < <https://www.vr.se/analys/rapporter/vara-rapporter/2026-03-18-en-ansvarsfull-internationalisering---vagledande-nationella-riktlinjer-2026.html> > [2026/3/25 取得]

内部指針や判断手順を整備する際の上位枠組みとして位置付けられており、今後の整備が注目される。

(3) 社会的インパクト

社会的インパクトは、各機関の任務に応じて、社会的関連性、利用可能性、普及、協働、社会的便益、制度転換への寄与などの様々な観点で組み込まれている。VR では科学的質や社会的関連性を評価要素として並置し、主に研究の潜在的意義・長期的波及可能性の観点から位置づけることや、Vinnova ではミッション達成やシステム変化への寄与という観点で、アウトカム・インパクト志向に基づき、社会的価値の創出をプログラム全体で把握・評価すること等は、先に述べたとおりである。ここでは、Formas と Forte について概観する。

Formas では、研究助成一般について、高い科学的質と社会的関連性を備えた研究を支援するとの基本姿勢が示されており、2025 年の代表的公募である Explore 2025¹⁶⁴では、研究が最高水準の科学的質を有することに加え、持続可能な発展その他の社会的便益に寄与する可能性が求められている。また、同公募では、従前の社会的関連性とオープンサイエンスの観点が、社会への貢献に改められた。

Forte では、機関任務¹⁶⁵それ自体に、資金配分対象研究の質、有用性、社会的関連性の評価が含まれている。2026 年のプロジェクト助成¹⁶⁶では、第一段階で社会的関連性と有用性を独立項目として審査し、第 2 段階では、①現在の社会的課題との関係、②社会に対する短期・長期の便益、③関係主体との協働、④研究成果のコミュニケーションという観点から評価している。

(4) EBPM やエビデンスに基づく法人運営

同国の EBPM ないしエビデンスに基づく行政機関運営は、冒頭に述べた行政一般の枠組みに基づき、各機関がデータ、分析、報告、評価を通じて運営改善と政策実施を行う。

行政管理庁 (Statskontoret) は、国家行政および公的部門について調査、評価、フォローアップを行う機関であり、行政組織、効率化、統治、実施状況の点検を行う。ESV (Ekonomistyrningsverket : 財務管理局) は、行政横断的な経済統制、会計、報告、内部統制の制度の基盤を担っている。成長政策庁 (Tillväxtanalys) は、主に成長政策・産業政策・地域成長政策に関する分析・評価を担う専門機関である。同庁は 2023 年報告書にて、エビデンスに基づく産業政策を扱っている。また、2024 年の検討資料¹⁶⁷でも、同報告書を

¹⁶⁴ Utforska – Formas öppna utlysning. < <https://formas.se/soka-finansiering/olika-typer-av-finansiering/utforska---formas-oppna-utlysning.html> > [2026/3/25 取得]

¹⁶⁵ Vårt uppdrag. < <https://forte.se/en/about-us/our-mission> > [2026/3/25 取得]

¹⁶⁶ Projektbidrag 2026. < <https://forte.se/sok-finansiering/utlysningar/projektbidrag-2026> > [2026/3/25 取得]

¹⁶⁷ PM 2024:01 Tillväxt- och näringspolitikens samlade effekter - En förstudie. < https://www.tillvaxtanalys.se/download/18.698a59b318d0a48151a27476/1705570851104/PM_2024_01_F%C3%B6rstudie%20samlade%20effekter.pdf > [2026/3/25 取得]

踏まえて政策効果の総合把握や比較可能性の向上を論じている。さらに、2025年のイノベーション政策報告¹⁶⁸でも、エビデンスの表現を用いて政策を検討している。

【参考文献】

[1] 未来工学研究所, 2.7. スウェーデン王国, 及び 3.8 イノベーション・システム庁 (Vinnova), 海外の評価及び追跡調査等に関する最新動向調査 (2022年度国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構委託調査), 2024年3月.

[2] 未来工学研究所, 3.10. 3.10 スウェーデン:イノベーション・システム庁 (Vinnova), 研究開発評価に関する海外動向調査 (2019年度科学技術振興機構委託調査), 2020年1月.

¹⁶⁸ Hur kan Sverige bedriva en framgångsrik innovationspolitik? <
https://www.tillvaxtanalys.se/publikationer/rapport/rapportserien/hurkansverigebedrivaenframgangsrikinnovationspolitik.127793.html?utm_source=chatgpt.com >

2.4 大韓民国（韓国）

2.4.1 国・地域における研究開発評価制度の体系とその内容

(1) 評価制度の全体像と研究開発評価の位置付け

大韓民国（以下、韓国）は、人口は約 5,177 万人であり、国土面積は日本の約 1/4 である。政体は民主共和国で、大統領性を敷いている。韓国の産業構造は、日本と似通っており、電子・電気機器、自動車、鉄鋼、船舶等、産業内貿易が多くを占める¹⁶⁹。

韓国は、大統領制の下、国務総理（首相相当）が各中央行政機関を統括し、国務調整室（国務調整室・国務総理秘書室）が主要な国家政策の立案と府省間の政策調整、規制改革、政府の業務評価を担っている¹⁷⁰。現在の国家元首は李在明（イ・ジェミョン）大統領、国務総理は金民錫（キム・ミンソク）である。

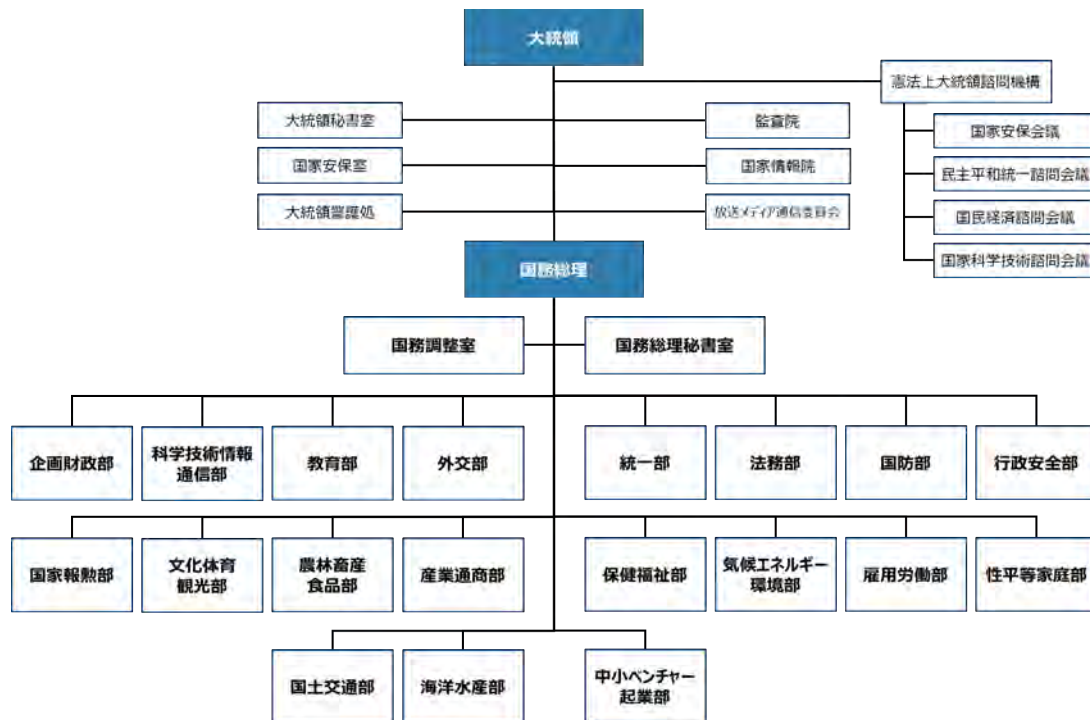


図 2-11 韓国政府組織図

出所：一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）ソウル事務所を元に未来工学研究所作成。

< https://www.clair.or.kr/basic/korea/korea_organization_chart.asp > [2026/3/25 取得]

韓国の科学技術・イノベーション政策は、大統領の下に国家科学技術諮問会議（President's Council of Advisors on Science and Technology : PCAST）と、科学技術情

¹⁶⁹ 外務省「大韓民国（Republic of Korea）基礎データ」

< <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/data.html> > [2026/3/25 取得]

¹⁷⁰ Office for Government Policy Coordination < <https://www.opm.go.kr/en/office/information.do> >

報通信部 (Ministry of Science and ICT : MSIT)¹⁷¹の科学技術・イノベーション室 (Science, Technology and Innovation Office) が中核となる。

国家科学技術諮問会議 (PCAST) は、憲法 127 条 3 項と国家科学技術諮問会議法に根拠を持つ、大統領直属機関で、大統領の下、韓国の科学技術・イノベーション政策の方向性を議論する。同会議は、科学技術政策に関する大統領の諮問に応えるために 1991 年に設置され、2004 年から大統領が議長を務める。2018 年から科学技術・イノベーション政策や研究開発予算に関する審議も担うこととなった¹⁷²。

図 2-12 は、韓国の科学技術・イノベーションシステムを示したものである。前述の PCAST は、大統領の下に位置するとともに、主要な国家政策の調整を担う国務総理の下には、科学技術・イノベーション政策の立案を支援する組織として、科学技術政策研究院 (Science and Technology Policy Institute : STEPI) がある。STEPI は、3 つの運営目標 (Management Goals) と 8 つの促進戦略を掲げている¹⁷³。3 通の運営目標とは、国のイノベーションを牽引する科学技術政策に関する研究、政策実施と効果を高める研究システム、環境の変化に調和の取れた形で対応するイノベーション管理を掲げた。また、8 つの促進戦略には、i) 変革的な環境への備えと対応に向けた研究開発政策およびシステムイノベーションに関する研究、ii) “ダブル・ニューノーマル”時代における科学技術に基づく人材・企業・地域の成長戦略に関する研究、iii) グローバルな科学技術イノベーションおよび国の科学技術外交戦略に関する研究、iv) 多様化・多面化した政策需要チャネルと三次元的な精密計画、v) 連携・融合研究による研究内容の卓越性の確保と研究インテグリティの強化、vi) 国内外のネットワーク・プラットフォームを通じた交流・協力の基盤の整備、vii) 研究成果の社会への普及と、ニーズに応じた広報体制の構築、viii) 環境保護、社会貢献、透明なガバナンス (ESG) に基づく持続可能な管理体制の強化を挙げている。なお、科学技術情報通信部の下に、韓国科学技術企画評価院 (Korea Institute of S&T Evaluation and Planning : KISTEP) は、1999 年に STEPI から独立した機関である。

科学技術情報通信部 (MSIT) は、科学技術・イノベーション政策を所掌する省庁であるが、MSIT の部門の一つに「科学技術・イノベーション室」がある。同室の下には、「科学技術・イノベーション調整室」があり、科学技術政策局、研究開発、業績評価政策局が含まれる。評価関連する担当課である業績評価政策局は、業績評価政策課、研究開発評価課、研究体制課、研究開発倫理・研究者権利保護課、科学技術情報分析課、研究開発実現可能性調査チームで構成される。同局は、国家研究開発 (R&D) プロジェクトの評価、管理および

¹⁷¹ 科学技術情報通信部の組織構成は、第 1 副大臣 (1st Vice Minister)、第 2 副大臣、科学技術・イノベーション室の 3 つの部門からなり、第 1 副大臣の下に「計画・調整室」、「研究開発方針室」(研究開発政策局、戦略技術政策局、技術革新局、科学・ICT・未来 HR 政策局)を、第 2 副大臣の下に「人工知能政策室」、「ICT 政策室」、「サイバーセキュリティおよびネットワークポリシー室」を、科学技術・イノベーション室の下に「科学技術・イノベーション調整室」(科学技術政策局、研究開発投資調整局、業績評価政策局)がある。 < <https://www.msit.go.kr/eng/contents/cont.do?sCode=eng&mPid=19&mId=25> > [2026/3/25 取得]

¹⁷² (国研)科学技術振興機構研究開発戦略センター (2023) 「海外調査報告書『科学技術・イノベーション動向報告 韓国編』」, < <https://www.jst.go.jp/crds/report/CRDS-FY2023-OR-01.html> > [2026/3/25 取得]

¹⁷³ STEPI Vision & Mission < <https://www.stepi.re.kr/site/stepien/03/1030300000002020111114.jsp> > [2026/3/25 取得]

戦略的方向性を統括しており、評価システムの強化、研究開発の質の確保、研究開発投資と国家戦略目標との整合性に重点を置いている。また、同局の活動の実施にあたっては、研究開発評価の中核的な機関である KISTEP と連携を図っている。

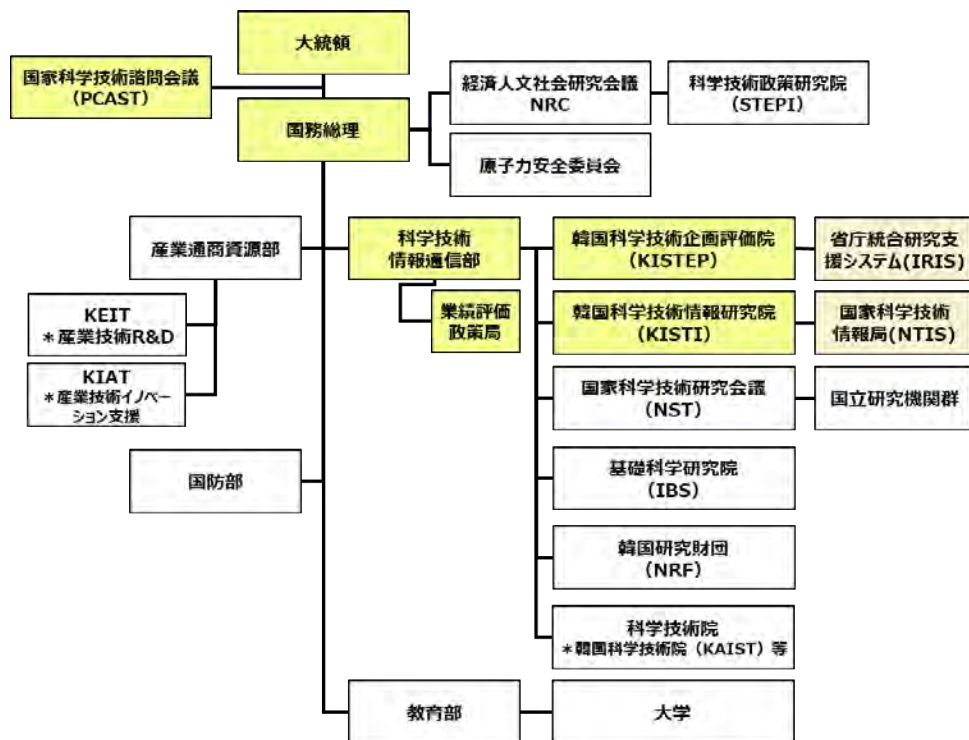


図 2-12 韓国の科学技術・イノベーションシステム

出所: 未来工学研究所作成.

国レベルでは、科学技術基本法に基づき、科学技術基本計画（5年計画）を策定しており、現行の基本計画は第5次科学技術基本計画（2023～2027年）である。現行の基本計画は、技術主権をめぐる競争、サプライチェーンの危機、気候変動、デジタルトランスフォーメーションの進化といったグローバルな課題や、少子高齢化、災害の激甚化など国家の課題に対処するために科学技術の役割がこれまで以上に重要になっているとの認識から、国家戦略技術の重点化、民間主導のイノベーション・エコシステムの構築、社会課題解決型研究開発を掲げ、実施・フォローアップにあたり、評価・モニタリングが行われている。また、当時の尹政権が発表した120国政課題のうち29の課題が組み込まれている。

また、国の研究開発プログラムは、科学技術情報通信部に限らず、複数の省庁にて実施されている。他方、基礎研究や人文・社会科学への研究資金の配分は、科学技術情報通信部の韓国研究財団（NRF）が支援している。

(2) 研究開発評価に関する規定等の整備状況

1) 科学技術政策基本法にける評価の位置づけ

韓国における研究開発評価制度について、上位レベルでは、2001年に制定された「科学技術基本法」がある。同法では、1999年に設置された国家科学技術委員会(National Science and Technology Council : NSTC)¹⁷⁴に司令塔機能を設置するとともに、また、国家の研究開発を効率的に管理・評価するための専門機関として、STEPIから分離・独立する形で2001年に韓国科学技術企画評価院(KISTEP)が、国家の研究開発を効率的に管理・評価するための専門機関(基本法20条)として設置された。併せて、「国家研究開発事業の管理等に関する規程」(大統領令)において、科学技術基本法(第11条)に基づく研究開発事業の運用ルール等を定められた。同規程では、個別の国家の研究開発課題・事業の採択・進行管理・終了後の評価(事後評価)等の段階別評価の共通化を図っている。規程が作られた当初は、プログラムレベルの事前評価(ex-ante)の十分な規程はなかったとされる。同規程は、2001年から2009年にかけて、間接経費、評価の種類、事前評価規定の導入など、管理・評価制度に関する改正が行われた。2021年に「国家研究開発革新法」(2022年1月施行)は、科学技術基本法にあった一部の研究開発管理・制裁条項(本大統領令)などを引き継ぎ、研究開発関連規程の整理・統合を図った。同法の目的は、国の研究開発の企画・配分・管理・評価を統合的に運用し、重複投資回避や省庁間調整を強化することである。

2) 研究成果評価法(国家研究開発事業等の成果評価及び成果管理に関する法律)

「国家研究開発事業等の成果評価及び成果管理に関する法律」(研究成果評価法)^{175,176}は、政府が推進する科学技術分野の研究開発活動を「成果中心」で評価し、成果を効率的に管理・活用することを目的とした。具体的には、国の研究開発評価の基本類型と手続、役割分担(各省/NSTC/財政当局等)を規定した¹⁷⁷。2006年に同法施行令・施行規則として、「成果評価実施計画」の策定、標準成果指標審議委員会、特定評価・上位評価の方法、自己評価の手続などを詳細に規定した。自己評価については、科学技術情報通信部長官が実施する上位評価(科学技術基本法11条)も含まれるほか、研究開発事業を推進するために所感

¹⁷⁴ NSTCは、後に大統領諮問会議(PCAST)に統合。

¹⁷⁵ 국가연구개발사업 등의 성과평가 및 성과관리에 관한 법률 (약칭: 연구성과평가법)

< <https://law.go.kr/LSW/lInfoP.do?lsiSeq=115324#0000> > [2026/3/25 取得]

¹⁷⁶ 研究開発評価法の目的は、「政府が推進する科学技術分野の研究開発活動を成果中心に評価し、評価結果を還元するとともに、研究成果を効率的に管理、活用することで、研究開発投資の効果と責任を向上させること」である(第1条)。なお、ここでいう「研究成果」とは「研究開発事業を通じて創出される特許・論文・標準などの科学技術的成果とその他の有形・無形の経済的・社会的・文化的成果」のことであり(第2条4)、「成果評価」とは「研究開発活動に対して成果目標及び成果指標を含む推進計画を事前に提示し、これをもとに成果達成の有無を中心に評価する活動」のことを指す(第2条5)。また、長期間大規模な予算が投入される事業や複数の中央行政機関が共同で推進する事業などについては、「特定評価」と呼ばれるより詳細な「成果評価」が実施される(第8条)。

¹⁷⁷ 2014年に改正され、成果評価の方法・対象の拡大、追跡評価(事後の「事業効果性分析」)や成果管理等が強化された。

中央行政機関の長が選定した研究開発課題やそれらを遂行する大学及び研究開発機関等の責務についても言及されている。これらから、研究成果評価法は、機関評価、プログラム評価、プロジェクト評価を網羅するものと考えられる。

2021年2月（施行 2022年6月）の研究成果評価法の改正は、国家研究開発革新法の施行と第4次国家研究開発成果評価基本計画（2021～2025）を反映し全面的な見直しを図ったものである。本改正では、成果中心の評価と成果活用の体系化を目的に改正され、成果評価の基本原則、中央行政機関による自体成果評価・特定評価・上位評価・事業効果性分析の枠組みを再整理した。また、12月には「国家研究開発評価標準指針」¹⁷⁸を公開し、国民が体感できる成果創出を重視する社会問題解決型の課題評価を導入するとともに、課題中断の根拠の明確化、評価結果の通知範囲の具体化、選定評価項目の新設・補正が行われた。

2021年以降の修正は、毎年の成果評価実施計画の策定手続、標準成果指標の審議、特定評価・上位評価・事業評価の方法、データ提出義務などを再整理した。経済・社会的波及効果（社会的インパクト）の分析も明示的に評価項目に含める方向で強化された。同法に基づく評価の実施に係る必要な事項は、「国家研究開発事業等の成果評価及び成果管理に関する法律施行令（研究成果評価法施行令）」（大統領令）が定められており、2022年6月29日施行されている。

表 2-32 は、研究成果評価法に基づくプログラム評価の項目例である。成果評価は、科学技術情報通信部長官が策定する成果評価基本計画等に基づき実施されるが、プログラム評価は、中央行政機関長を責任者とする自己評価と、自己評価結果を踏まえた科学技術情報通信部長官が実施する点検の2段階で構成される。s

表 2-32 研究成果評価法に基づくプログラム評価

タイプ	評価区分	評価手続き・項目等
一般的な プログラム評価	事前評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 研究開発事業の概要 2. 研究開発事業が最終的に達成しようとする戦略目標 3. 戦略目標を達成するための年次・段階別の成果目標及び成果指標 4. 研究開発事業の評価計画
	中間・ 途上評価	当該年度の成果評価実施計画に基づき、所管研究開発事業の「自己評価実施計画」を策定し、MIST 長官に提出
	終了時評価及 び追跡評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 研究開発事業の戦略目標に対する貢献度 2. 研究開発事業の推進成果及び過程に対する分析 3. 研究開発事業の成果管理・活用計画の推進過程及び結果 4. 研究開発事業の科学的・技術的・経済的・社会的波及効果の分析

¹⁷⁸ 国家研究開発課題評価標準指針（2021年12月改訂） [2026/3/25 取得]
<https://www.msit.go.kr/bbs/view.do?bbsSeqNo=72&nttSeqNo=3158696&sCode=user&utm> >

タイプ	評価区分	評価手続き・項目等
特定評価	—	<ol style="list-style-type: none"> 1. 長期間、大規模な予算が投入される事業 2. 事業間の重複調整又は連携が必要な事業 3. 複数の中央行政機関が共同で推進する事業 4. 国家的・社会的懸案として浮上した事業 5. 第7条第4項による点検結果、詳細な評価が必要な事業 6. その他科学技術情報通信部長官が特定評価を実施する必要があると認める事業

出所: 未来工学研究所(2024)「海外の評価及び追跡調査等に関する最新動向調査」(2022 年度国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構委託調査)より未来工学研究所作成。

近年の同法の改正事項として、2025年4月1日の改正では、中央行政機関が行う「研究開発事業効果性分析」の項目で、研究開発事業の科学的・技術的・経済的・社会的波及効果の分析が法的義務に含まれ、追跡評価に相当する分析において実施することが規定された。

プロジェクト評価については、研究成果評価法13条に「課題評価標準指針の提供」に関する事項が定められており、研究開発課題の特性を反映した成果評価標準指針を作成し、中央行政機関長に提供することになっている。

3) 政府全体の政策評価（政府業績評価法）

韓国では、全府省共通の政策・業績評価の枠組み「政府業績評価基本法」が2006年に制定され、政策・事業のパフォーマンス評価を行い、行政の効率性・説明責任を高めている。「政府業績評価基本法」は、政府全体の政策評価の基本法であり、各府省による「自己評価」、政府政策調整室、財政当局等による「重点評価／特定評価」などを規定し、その中で国の研究開発評価は「研究成果評価法による評価で代替可能」と整理され、二重評価の調整が図られている。各省庁の研究開発プログラムも省庁の事業として政策評価システムの対象となっているが、技術的専門性を有するため、研究開発評価が別途行われてきた（科学技術基本法、国家研究開発事業の成果評価及び管理に関する法律〈研究開発成果評価法〉、国家R&Dイノベーション法等）。

2021年に国家R&Dイノベーション法が施行され、これまで省庁ごとに別れていた研究開発関連規定を一本化し、共通ルールによる研究費の管理・評価・成果管理が行われる様になった。また、本法に基づいて、IRIS（研究支援・評価システム）が構築され、各研究機関と連携し、全国的に運用されている。

(3) 研究開発評価に関する規定等の詳細

1) 国家研究開発評価標準指針（2021年2月改定）¹⁷⁹

a. 標準指針の概要

国家研究開発評価標準指針は、科学技術情報通信部が、各省庁が実施する研究開発課題の評価に活用できる標準指針を策定したもので、研究成果評価法の第8条に規定されたものである。研究成果評価法施行令第9条には、各省庁は同指針の趣旨および内容を考慮し、評価指針を策定し、研究開発課題の評価を実施するとしている。

本指針の目的は、①省庁ごとに異なって適用されている評価指針の標準化および評価の優良事例の共有を通じ、全省庁の研究開発課題の評価における専門性・公正性の向上を図ること、②定性的指標の活用や定性評価の拡大等、事業評価（プログラム評価）の政策方向性を課題評価（プロジェクト評価）レベルにまで拡大適用し、国の研究開発の質的レベルを向上させること、③研究開発課題の適正な企画管理費用の確保および研究者への評価負担の軽減により、安定した研究環境を整備することを挙げた。

本指針の適用対象および活用については、適用対象は国の研究開発事業の評価対象事業に属する全省庁の課題に共通して適用される。本指針の評価の活用は、研究課題の実施した全期間（選定評価から最終評価）の評価としている。

b. 基本方針

本指針の基本方針は、①研究開発段階および課題類型別の評価の差別化、②研究者の評価負担の軽減および自律性の強化、③事業成果目標と連携した質重視の課題目標の設定、④評価情報の総合的活用を通じた定性評価の拡大、⑤評価の専門性強化および透明性の向上、⑥研究開発課題の企画・評価・管理のための予算を適正に確保することからなる。

ア) 研究開発段階および課題類型別の評価の差別化

研究開発段階および課題類型別の評価の差別化については、基礎・応用・開発等、研究開発段階に応じて重点評価方式、方法、項目等を差別化し、研究開発課題の特性に合った評価を実施する。また、表 2-33 は、課題類型別の評価体系の区分であり、創意挑戦的な研究環境を構築するため、研究過程そのものの価値を尊重する創意挑戦型と、目標達成度を中心とした定量評価を実施する「成果創出型」の2つのタイプに評価体系を区分している。創造挑戦型および成果創出型の評価対象課題出ない場合は、評価段階（基礎・応用・開発等）ごとの共通推進事項を適用することとしている。

¹⁷⁹ 科学技術情報通信部（2021）「국가연구개발 과제평가 표준지침(2021.12 월 개정)」(国家研究開発課題評価標準指針)

< <https://www.msit.go.kr/bbs/view.do?bbsSeqNo=72&nttSeqNo=3158696&sCode=user&utm> >
[2026/3/25 取得]

表 2-33 課題類型別の評価体系の区分

類型		創意挑戦型	成果創出型
評価基準		過程を尊重	成果中心
対象課題		所管省庁が指定 *自由公募型(基礎研究を含む)等	結果を現場に適用しようとする実用化を 目的とした課題
主な 内容	選定 評価	研究者の能力および創造性、挑戦性 を詳細な検討	目標達成・成果創出の可能性を中心に技 術的な明確性、実用化戦略の具体性等 を検討
	段階 評価	第 2 段階／研究開発計画コンサルテ ィング	第 2 段階／研究開発コンサルティング (企業が参加しない課題の場合、産業界 の要求事項をハネイするルートを確保)
	最終 評価	定性評価(研究成果の意義に関する 意見提示)	目標達成度等級評価(定量評価) *技術的・経済的波及効果を中心とする
その他 (成果確保 策)		次期選定時の最終評価結果との連動	課題の早期終了の拡大 追跡調査の強化

出所: 科学技術情報通信部(2021)「국가연구개발 과제평가 표준지침(2021.12 월 개정)」(国家研究開発課題評価標準指針) より未来工学研究所作成。

イ) 研究者の評価負担の軽減および自律性・責任性の強化

研究者の評価負担の軽減および自律性・責任性の強化に向けては、評価負担の軽減に係るもの、自律性・責任性に係るものとして研究責任者の適格性の評価のための能力・倫理水準、段階評価の際の研究課題の継続・研究費の増減、課題目標・指標の修正等の項目として、下記の 4 点を定めた。

- 省庁横断的な統合研究支援システムを通じた情報連携により資料提出の負担を軽減し、中核的な研究内容を中心に評価資料を簡素化
- 課題の特性を考慮し、選定評価の際、研究責任者の適格性を判断するため、研究能力および研究倫理の水準を検討
- 段階評価の際、研究遂行過程や研究成果などを踏まえ、課題の継続の可否、研究費の増減などを決定
- 段階評価の際は、次の段階の計画についてコンサルティングを中心に進め、評価結果および研究責任者との協議に基づき、課題目標・指標の修正が可能

ウ) 課題レベルの成果目標・指標の設定方法

事業成果目標と連携した質重視の課題目標の設定では、課題の成果目標と指標は、当該事業の事業類型、成果目標・指標などを考慮して設定する。基本方針として、事業（プログラム）と課題（プロジェクト）の連携の観点から、課題の目標・指標は、課題が属する当該事業類型および成果目標・指標体系を考慮して設定する。事業（プログラム）は、戦略目標に基づき、成果目標が設定され、これに伴う成果指標が設定される。課題（プロジェクト）は、事業の成果目標に基づき、課題単位の目標とこれに伴う成果指標を設定する。課題目標および成果指標は、類型化、具体化、指標化の段階を経て設定されるとした（図 2-13）。

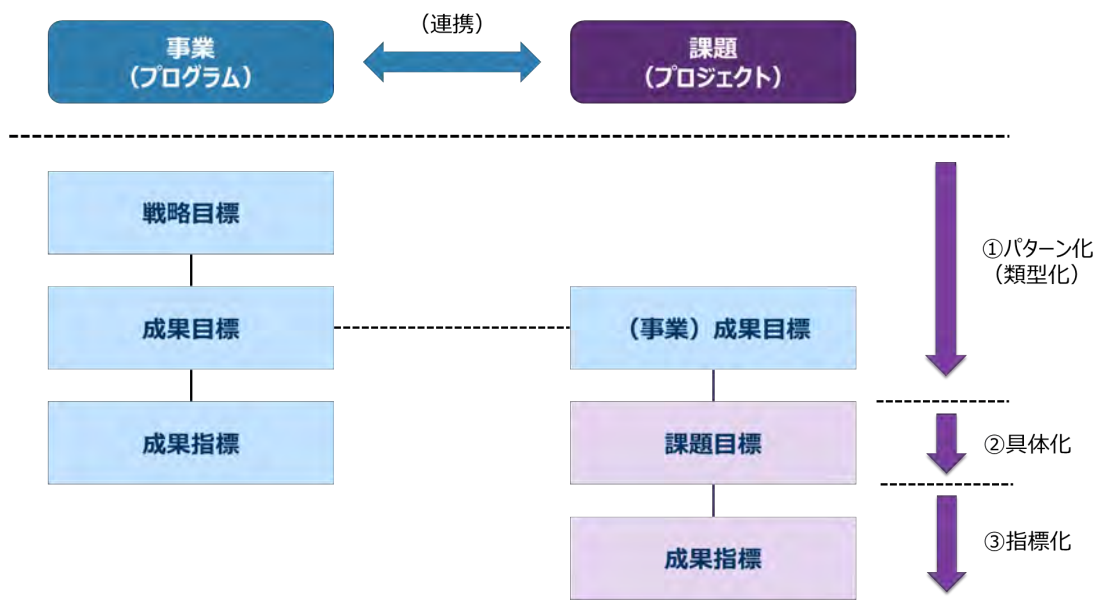


図 2-13 事業（プログラム）と課題（プロジェクト）の連携

出所: 科学技術情報通信部(2021)「국가연구개발 과제평가 표준지침(2021.12월 개정)」(国家研究開発課題評価標準指針) 参考 2「課題レベルの成果目標・指標の設定方法」より未来工学研究所作成.

課題類型は、「国家研究開発事業標準成果指標」に提示された研究開発事業類型を参照し、基本的に課題が属する当該事業類型に合致するように設定する。ただし、必要に応じて課題の特性を考慮し、標準成果指標に提示された事業類型を一部再分類（または混合）した類型として適用可能である。

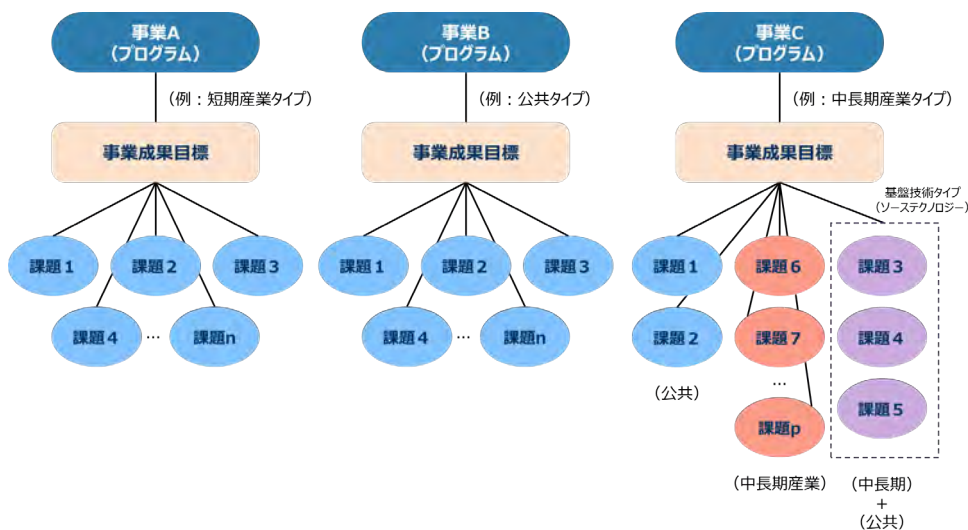


図 2-14 課題の類型化

出所: 科学技術情報通信部(2021)「국가연구개발 과제평가 표준지침(2021.12월 개정)」(国家研究開発課題評価標準指針) 参考 2「課題レベルの成果目標・指標の設定方法」より未来工学研究所作成.

課題目標は、事業の成果目標と連動する内容として具体的に設定する。まず、課題の目標については、課題を通じて到達しようとする技術水準を目標（仮称：技術目標）として設定するか、あるいは課題の遂行を通じて直接的・間接的に生み出そうとする有形・無形の成果を目標（仮称：成果物目標）として設定する。次に、課題が複数年にわたって実施される場合、最終年度に達成すべき目標に基づき、期限内に達成すべき目標を別途設定するとした。

表 2-34 課題目標の具体化

区分	定義
技術目標	研究課題を通じて具体的に達成しようとする技術、または技術水準の向上度合いを提示した目標（例：太陽光発電技術の効率を5%向上させる）
成果物目標	研究開発を通じて創出される特許・論文などの科学技術的成果物、および有形・無形の経済的・社会的・文化的成果物の達成度を示す目標 （例：特許3件の登録、技術移転3件など）

出所：科学技術情報通信部（2021）「국가연구개발 과제평가 표준지침(2021.12 월 개정)」(国家研究開発課題評価標準指針) 参考2「課題レベルの成果目標・指標の設定方法」より未来工学研究所作成。

課題成果の指標は、「国家研究開発事業標準成果指標」を活用し、客観的に測定できるようにするとともに、定性指標を50%以上とすること（2023年まで）について、A) 技術目標の達成の可否は、定性指標の一環である定性指標によっても判断可能であること、B) 定性指標は、検証が可能となるよう測定方法を客観化して設定すること等を挙げた。これら課題目標および成果指標は、当該分野の専門家による評価を通じて検証し、段階的な評価を通じて必要に応じて課題目標・成果指標を調整可能とするとした。定性指標の客観化策では、数値を用いた測定が困難な場合は等級を活用する案や、統計的な測定が困難な技術目標出会っても数値を活用して具体的に設定すること等を挙げた。なお、成果目標の達成の可否については、「国家研究開発事業標準成果指標」で提示された成果分野に対して、下記の質的指標を活用する。

《5大成果分野の主要な定性的成果指標の例》

- (科学的成果) 学術分野のばらつきを補正した標準化された影響力指数、被引用指数など
- (技術的成果) 標準特許、3極特許、特許の潜在的価値（発明振興会 SMART、特許情報院 K-PEG など）、国際標準の採用など
- (経済的成果) ロイヤリティ、売上高への寄与、輸入代替効果、原価削減への寄与、雇用創出など
- (社会的成果) 雇用維持期間、研修満足度、地域雇用の拡大、政策の活用度など
- (インフラ成果) 設備の共同利用率、サービス満足度、試験・認証の合格状況など

また、課題の特性を考慮して、目標を設定し、究極の課題目標を提示するとともに、その達成の可否を評価する。評価にあたっては、論文・特許等の画一的な成果目標・指標の設定

は避けるとした。課題目標および指標を含む成果計画は、研究開発課題責任者が研究開発計画書に提示することになっている。

最後に、量的成果指標を最小限に抑え、成果の質的な優秀性を判断できる質的指標の設定を拡大する。

エ) 評価情報の総合的な活用による定性評価の拡大

定性評価について、単純な計算式に基づく定量評価を避け、評価者の専門的な判断に基づいた定性評価を中心とした評価を実施する。指標ごとの目標達成度など、定量評価が求められる場合には、定性評価と定量評価を並行して推進することとした。また、成果情報、研究者情報、研究実績などのデータを十分に提供し、評価者は当該情報を総合して定性評価を実施する。成果情報（成果物の登録情報等）については、統合情報システムを通じて、評価委員に提供する。継続的に優れた成果を創出している研究者に対しては、選定評価時に優遇措置を設けるとした。また、課題ごとの特性および評価の目的に応じて、定性評価の結果は、加重値および尺度に基づき計量化（点数化）が可能であるとした。

オ) 評価の専門性の強化および透明性の向上

評価の専門性の強化および透明性の向上にあたっては、課題の特性を考慮して評価団を構成し、評価委員の専門性と公正性の両方を考慮しつつ、専門性を優先して選定することとした。評価にあたっては、責任評価委員制の導入、評価委員に対する評価、優秀な評価委員への優遇などを通じて、評価の質と継続性を維持することを挙げた。また、評価委員が適切に評価を行えるよう、評価委員への事前情報の提供強化、十分な検討時間の確保、オンライン評価などの拡充等を示した。評価結果に対する受容性を高めるため、評価委員名簿および評価結果のフィードバック、評価結果等の公開を拡大することとした。

カ) 研究開発課題の企画評価管理費の適正な確保

研究開発課題の企画評価管理費の適正な確保に向けて、国の研究開発事業を実施する省庁は、「企画評価費支給基準の一般原則」に基づき、企画評価費の支給基準を策定すること、研究管理専門機関は、企画評価費を業務目的に合わせて効率的に使用しなければならないことを規定した。

2.4.2 主要機関における研究開発評価システムの体系とその内容

(1) 韓国科学技術企画評価院（KISTEP）

1) 調査対象機関の概要

韓国科学技術企画評価院（KISTEP）は、科学技術情報通信部の傘下の機関で、科学技術基本計画の作成支援や国の研究開発プログラムの事前フィージビリティ調査、政府の研究開発予算の配分・調整の支援、研究開発プログラムの評価（研究開発プロジェクトの評価、科学技術水準調査、技術予測調査等を含む）を一括して担う中核機関である。KISTEP のビジョンは、戦略的な科学技術計画と研究開発評価を通じて、経済成長と公共の福祉に貢献するグローバルな機関を目指している。また、KISTEP は、創造的イノベーションの鍵として、①国の科学技術・イノベーション能力の強化に向けた将来の課題と戦略の特定、②国の研究開発システムの基盤の構築と推進、③革新的な成長エンジンの育成によるイノベーション・エコシステムの創出を掲げている¹⁸⁰。

¹⁸⁰ KISTEP ホームページ < <https://www.kistep.re.kr/menu.es?mid=a20102000000> > [2026/3/25 取得]

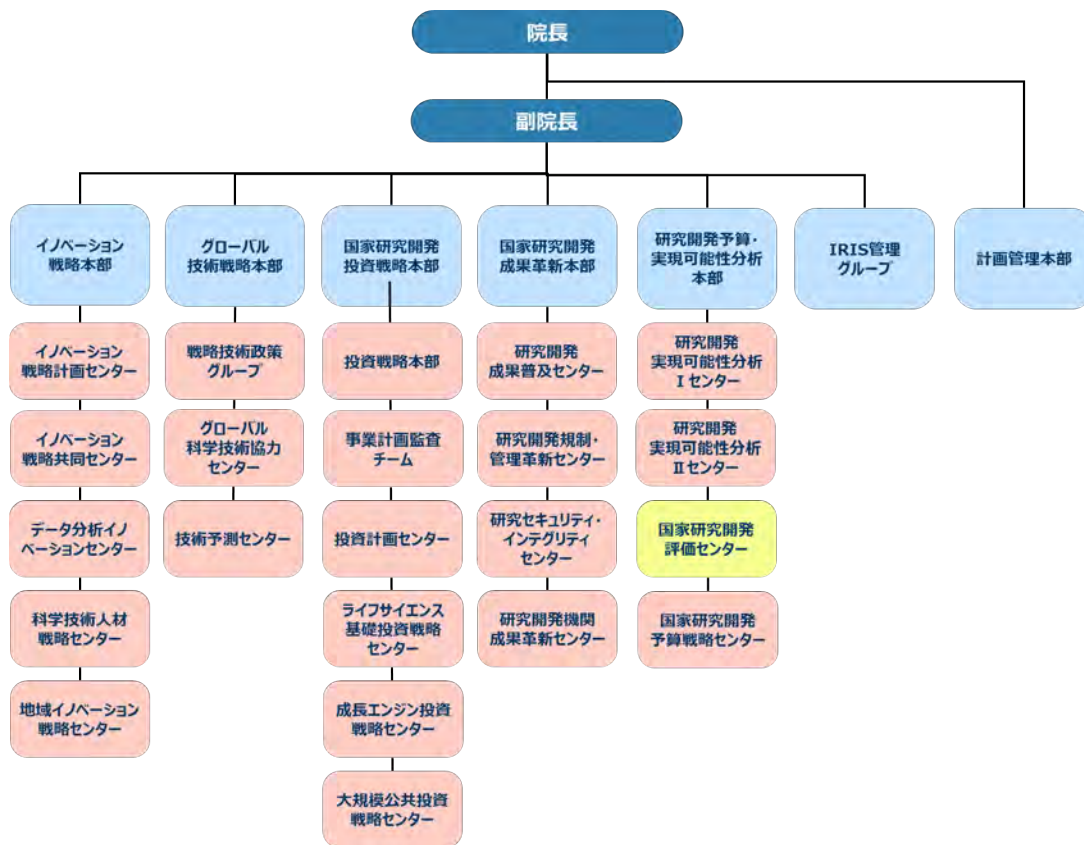


図 2-15 KISTEP のガバナンス構造¹⁸¹

出所: 未来工学研究所作成

研究開発評価に関わる部署は、研究開発予算・実現可能性分析本部（国家研究開発評価センター）を中心に、国家研究開発成果革新本部の研究開発成果普及センター、研究開発規制・管理革新センター、研究セキュリティ・インテグリティセンター、研究開発機関成果革新センターが関わる。各センターの主な役割は、表 2-35 のとおりである。

表 2-35 KISTEP の評価関連部署及び主な役割

部署名	主な役割	評価との関係
研究開発評価センター	国家研究開発事業の成果評価・中間評価の企画運営、自己評価指針の策定、各省庁の自己評価計画の点検、上位点検、特定評価方法論の整備	国家研究開発プログラムの評価の中核
研究開発成果普及センター	研究成果の管理・活用実態調査、成果流通制度の運営、優秀成果 100 選の選定支援、成果活用政策の立案	評価結果の成果管理・活用・普及を担う
研究開発規制・管理革新センター	国家研究開発制度・規程の整備、研究管理専門機関の運営制度、課題管理や研究支援体制の制度改善	評価制度のルール設計・運用基盤

¹⁸¹ KISTEP ホームページ < <https://www.kistep.re.kr/menu.es?mid=a20104000000> > [2026/3/25 取得]

部署名	主な役割	評価との関係
研究セキュリティ・インテグリティセンター	研究セキュリティ・インテグリティに関する制度設計、実態調査、教育、人材育成、関連規程の改善	評価の横断基準・遵守基盤
研究開発機関成果革新センター	大学・研究機関の研究支援体制や組織運営の評価、機関レベルの評価設計・改善	機関評価の中核
研究開発実現可能性分析センター（I・II）	新規・継続 R&D 事業の予備妥当性調査、審査方法論の高度化、案件分析 （※「研究開発予備的実現可能性調査の基盤強化に関する研究」 ¹⁸² では設立型研究開発プロジェクト（Establishment-type R&D プロジェクト）の評価項目に係る分析手法を提案した）	事前評価の中核

出所：未来工学研究所作成

2) KISTEP におけるプログラム評価

KISTEP では、官民セクターの研究開発投資および成果を調査・分析し、それらに基づき政府の研究開発プログラム評価を実施している。KISTEP で実施しているプログラム評価では、通常のプログラム評価である、①韓国の国家 R&D プログラムおよび活動の調査・分析に加え、②国家 R&D プログラムおよび政府資金による研究機関の評価、③政府の R&D プログラムの成果の促進および国家知的財産戦略の策定、④複合科学技術イノベーション指数（COSTII）¹⁸³の公表等に関わっている¹⁸⁴。

KISTEP が研究開発プログラムの評価に関わる法的根拠は、科学技術基本法第 12 条、国家研究開発事業成果評価管理法（研究成果評価法）第 7 条および第 12 条等に規定され、体系的な評価システムが構築されている。なお、研究成果評価法に基づくプログラム評価（表 2-32）では、一般的プログラム評価と特定評価の 2 つに区分され、KISTEP は特定評価（특정평가）を中心に、特定テーマや事業群の深堀評価を実施している。

¹⁸² KISTEP (2025) 「2025 年 R&D 事業の予備妥当性調査における一貫性向上のための調査体制の改善方向に関する研究（2025 년 R&D 사업 예비타당성조사 일관성 제고를 위한 조사체계 개선방향 연구）」
<https://www.kistep.re.kr/reportDetail.es?mid=a10305060000&rpt_no=RES0220260037&rpt_tp=831-003> [2026/3/25 取得]

¹⁸³ KISTEP-COSTII（COmposite Science and Technology Innovation Index）（科学技術イノベーション総合指数）は、評価モデルを構築することで、OECD 加盟国間の科学技術イノベーション能力を比較し、それによって各国の科学技術イノベーション能力に関する現状を正確に把握・監視する目的で策定している。評価結果は、韓国の科学技術イノベーション能力における強みと弱みを明確にし、科学技術の強化に適切な政策の方向性を示すものである。< <https://www.k2base.re.kr/costii/en/home.do> > [2026/3/25 取得]

¹⁸⁴ KISTEP Government R&D Program Evaluation
< <https://www.kistep.re.kr/menu.es?mid=a20204000000> > [2026/3/25 取得]

表 2-36 KISTEP プログラム評価活動

区分	評価活動
韓国の国家 R&D プログラムおよび活動の調査・分析	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の政府の研究開発プログラムに関する調査・分析の実施 OECD マニュアルに準拠した官民双方の R&D 活動に関する調査の実施
国家 R&D プログラムおよび政府資金による研究機関の評価	<ul style="list-style-type: none"> 業績評価のための指標の開発・提供、メタ評価、詳細評価、および政府資金による研究機関の評価の実施 国家評価システムを改善するための業績評価モデルを含む評価手法の開発
政府の R&D プログラムの成果の促進および国家知的財産戦略の策定	<ul style="list-style-type: none"> 国家研究開発成果の優秀性を認定するための「国家 R&D 業績トップ 100」の選定 研究成果の管理・活用に関する基本計画の策定、研究開発成果の活用状況の検証、成果の管理・分配を専門とする機関の調査 知的財産および規制改革に関する戦略の策定
複合科学技術イノベーション指数(COSTII)の公表	<ul style="list-style-type: none"> OECD 加盟 30 カ国の STI 能力を比較し、韓国のイノベーション能力向上のための政策措置を提案

3) KISTEP におけるプロジェクト評価

KISTEP のプロジェクト評価については、個別プロジェクトの評価を各省庁の専門機関と同様な形で行われていない。他方、後述の国家研究開発業績評価では、プロジェクト及び分野ごとの個別評価、プロジェクトの自己評価と連動した個別評価等を実施するケースがある。

国家研究開発評価センターでは、国の研究開発プログラム評価の一環で、事業評価、特定評価、評価実施計画の策定、国家研究開発課題評価標準指針の運用・履行実態調査、標準指針の現場への定着支援を中心的に行っている。

4) 評価事例：国家研究開発業績評価¹⁸⁵

KISTEP では、国家研究開発業績評価（以下、業績評価）を実施している。業績評価は、第 4 次国家研究開発成果評価基本計画（2021-2025 年）に基づき、2024 年度の実施計画の策定及び成果評価システムの改善や、戦略計画の検討、成果計画及び成果報告書の適切性の検討、業績評価システムのアップデート、個別評価（自己評価と連動した個別評価等）を行うため実施している。

業績評価では成果評価実施計画において、年度別・評価分野別の実施計画の策定、国家研究開発評価全体にわたる制度改善を図るための検討を実施している。戦略計画の見直しにあたっては、新規プロジェクトや中間評価対象プロジェクトの目標・指標の妥当性の検討を行っている。成果目標・指標の見直しでは、過年度の実績（達成状況）及び未達要因を記録した省庁別実績報告書の妥当性の検証を図っている。業績評価システムの推進と基盤強化

¹⁸⁵ KISTEP 「2023 年度業績評価方針の策定、運用および実施（2023 년 성과평가 정책수립·운영 및 성과평가 실시 최종보고서）」, 2024 年 2 月 22 日。 [2026/3/25 取得]

に向けて、「国家研究開発プロジェクト評価標準ガイドライン」の効果的な運用に向けた実施状況に関する調査・分析を実施している。また、評価専門委員会においては、国家科学技術諮問委員会の運営委員会に提出される議題について事前審査を行っている。特定評価では、国家研究開発プロジェクトの政策との連携、上位計画との整合性、予算投入状況、実施体制の適切性、成果の有効性について包括的な検討・分析を行い、研究開発投資の有効性・効率性を高めるための改善策を策定している。

表 2-37 業績評価における検討内容

項目	検討内容
成果評価実施計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 「第 4 次国家研究開発成果評価基本計画(2021～2025 年)」の進捗状況の分析や政策研究を通じて政策環境の変化を反映し、<u>年度別・評価分野別の実施計画を策定するとともに、国家研究開発評価全体(プロジェクトおよび機関)にわたる制度改善を推進する。</u>
戦略計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 2023 年度の新規プロジェクト、2024 年度に中間評価の対象となるプロジェクト、および各省庁から追加の要請があったプロジェクトについて、<u>プロジェクト目標、成果目標、指標の妥当性を検討する計画を策定し、当該検討を実施する。</u>
成果目標および指標の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 実績計画の見直し: 経済財務部の研究開発予算プロジェクトの実績計画における <u>2023 年度の実績指標および目標値を見直すとともに、2024 年度研究開発実績計画の作成指針を策定し、その遵守状況を検証する。</u> 実績報告書の見直し: 2022 年度のプロジェクト成果に基づき、<u>実績目標の達成状況および未達要因を分析・記録した省庁別実績報告書の妥当性を検証する。</u>
業績評価システムの推進と基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト評価システムの運用: 全省庁における「<u>国家研究開発プロジェクト評価標準ガイドライン</u>」の効果的な運用に向けた実施状況に関する調査・分析を行う。 成果評価情報システム: 透明性の向上、成果情報の活用、および評価政策の質の向上を図るため、<u>国家 R&D 成果評価情報の登録および開示を行う。</u> 成果評価功労賞、満足度調査: 国家 R&D 成果評価における功労者への表彰、イベントの開催、および成果評価専門家への調査を通じて、<u>評価の基盤を強化する。</u> 成果評価専門家委員会: 関連分野の専門家で構成される<u>評価専門家委員会を設置・運営し、国家科学技術諮問委員会の運営委員会に提出される議題について事前審査を行い、意見を収集する。</u> 成果評価フォーラム: 「<u>国家 R&D 成果評価フォーラム</u>」を開催・運営し、<u>第 4 次成果評価基本計画に基づき、省庁別・プロジェクト別の実施目標と成果を検証するとともに、政策およびプロジェクト実施における改善点を議論する。</u> 標準業績指標: 国家課題の実施に向けた業績目標および指標の設定方法に関する指針の提供、ならびに第 4 次業績評価基本計画(2021～2025 年)に関連する指標を開発し、<u>業績目標および指標の設定方法を更新・改善するため、国家 R&D プロジェクトの標準業績指標第 6 次改訂を推進する。</u>
特定評価	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト(グループ)・分野別特定評価: <u>国家研究開発プロジェクトの政策との連携、上位計画との整合性、予算投入状況、実施体制の適切性、成果の有効性について包括的な検討・分析を行い、研究開発投資の有効性・効率性を高めるための改善策を策定する。</u> プロジェクト自己評価と連動した具体的評価: <u>国家研究開発プロジェクトの自己評価結果に基づき、詳細な評価を必要とするプロジェクトについて具体的評価を実施する。</u>

項目	検討内容
	<ul style="list-style-type: none"> 材料・部品・機器関連プロジェクトの具体的評価: 材料・部品・機器に関連する特定プロジェクトについて、重点項目に焦点を当て、個別戦略との整合性を評価する分野別評価を実施する。

業績評価結果を踏まえ、プロジェクト評価システムの運用においては、効果的かつ効率的な業績評価システムの推進・運用に寄与するとともに、国家研究開発プロジェクト評価標準ガイドラインに対する現場の理解を深め、専門機関の評価委員会の運用を拡大するとした。また、成果評価情報システムでは、プロジェクトおよび機関のライフサイクル全体を通じた成果評価情報を体系的に収集・管理し、評価業務を支援することや、成果評価情報の開示を通じて研究開発評価の透明性確保に寄与するとした。

5) 評価事例：特定評価の新たな方法論の開発

a. 特定評価のカスタマイズの必要性

KISTEP が実施する「特定評価 (특정평가)」は、国家の研究開発事業の効果を最大化するために行われる代表的な評価制度とされる。

2025 年に実施した「戦略的かつ挑戦的な研究開発のためのカスタマイズされた特定評価手法の開発 (2024 년 하반기 국가연구개발사업 특정평가 보고서 다부처 공동추진 사업군)」(以下、特定評価手法開発報告書)¹⁸⁶は、戦略的かつ挑戦的な研究開発の特定評価を実施するためにカスタマイズされた評価手法を提案し、それによって評価結果の一貫性と業務効率を向上させることを目的としたものである。また、当該研究では、評価課題と手法を連携・体系化することで、評価戦略の策定を支援する体制を構築することを目的としている。本事例は、省庁間協力の実質化、事業推進上の課題解消、目標達成支援策の提示したものである。

当該研究の目的・背景について、科学技術分野における多様な政策的要請に対応するため、特定評価の実施にあたり、評価トラックごとに異なる評価対象、手続き、目的などに効果的に対応できるオーダーメイド型評価方法論の開発が必要になっている状況である。特定評価トラックが国家戦略技術、革新・挑戦型研究開発、課題事業の深層分析、予備妥当性調査事業 (事前評価等) の計画変更、事業の再検討等、評価の目的に沿った評価手法の開発が必要になっているとの問題意識から方法論の開発を実施することになった¹⁸⁷。

¹⁸⁶ KISTEP 「戦略的かつ挑戦的な研究開発のためのカスタマイズされた特定評価手法の開発 (2024 년 하반기 국가연구개발사업 특정평가 보고서 다부처 공동추진 사업군)」, 2026 年 2 月 24 日。
<https://www.kistep.re.kr/reportDetail.es?mid=a10305060000&rpt_no=RES0220260051&rpt_tp=831-001> [2026/3/25 取得]

¹⁸⁷ 当該研究は、特定評価の方法論の開発としているが、既存の特定評価で用いられている評価視点である適切性、体系性、効率性、有効性を活用しつつ、特定評価の実施を支援する運営的・設計的な枠組みを構築することを目的としている。(「戦略的かつ挑戦的な研究開発のためのカスタマイズされた特定評価手法の開発」報告書より)

b. 特定評価の特徴とオーダーメイド型評価の推進

特定評価手法開発報告書では、特定評価について、事業（プログラム）評価の一環として、プログラム評価の主要な特性を有しているとした。事業評価は、政策や事業の成果を体系的に分析し、改善の方向性を導き出す手続きであり、科学的かつ分析的なアプローチが求められる。評価は、明確な戦略と手順に従って体系的に実施されなければならない、同一の資料と方法を使用した場合に類似した結果が導き出されるほど、信頼性を確保しなければならない。また、適切性、効率性、有効性等の核心的な論点を中心に評価が行われ、政策決定者に実質的に役立つ情報が提供できるよう、利用者視点から設計されなければならないとした。

これらから研究開発事業の特定評価は、事業評価の原則に基づきつつも、「研究成果評価法」に基づき、科学技術政策の特性と R&D 事業の複合的な構造を反映するように設計されていると位置づけた。

この上で、国の研究開発事業の評価環境がここ数年で急速に変化しているとし、「2024年度国家研究開発成果評価実施計画」を通じて、特定評価の対象事業を前述のとおり、国家戦略技術分野の事業、革新挑戦型事業、課題事業の深層分析、事前評価事業の計画変更、事業再検討の5つに分類した。

表 2-38 特定評価の評価トラック

項目		目的	対象	評価方法
カスタマイズ評価	国家戦略技術	最終ミッション達成支援	国家戦略技術プロジェクト	段階別マイルストーン基準、達成度確認等
	革新挑戦型	世界最高水準の研究成果の創出支援	革新・挑戦型研究開発事業	事業管理体制等、プロセス重視の評価
	重点事業詳細分析	事業ごとの課題解決及び成果向上	課題発生事業(群)・分野	課題解決を中心とした事業改善事項の導出
事業調整型評価	事業計画の変更	急激な環境変化の反映と予算活用の効果性の向上	事業計画の変更が必要とされた予備妥当性調査事業	予備妥当性調査方式に準じた評価
	事業再検討	事業の終了・調整意見の提示	成果不振及び浪費的要素のある事業	事業の継続の可否等、事業妥当性に関する評価

出所: KISTEP「戦略的かつ挑戦的な研究開発のためのカスタマイズされた特定評価手法の開発」より未来工学研究所作成。

当該報告書では、オーダーメイド型の特定評価方法論の核心は、トラックごとに達成すべき政策的目標と評価の目的を定義し、これに合致する評価項目・評価手順・評価方法を体系的に構築することにある。そのためには、まず各評価トラックに関連する政府の政策、制度的役割、導入の背景を検討し、当該トラックが遂行すべき政策的目標を明確に規定しなければならないとした。このような定義は、すなわち評価の目的と評価の重点を設定する基準となり、自然と評価項目やアプローチの視点、評価方法の設定にもつながることになる。

他方、トラックごとの評価は、評価の視点を細分化した評価項目を構成する必要がある。有効性の観点から、あるトラックでは成果・業績目標の達成度分析が核心となる場合があり、

別のトラックでは事業目標の達成可能性等が重点的に検討される場合がある。例えば、国家戦略技術の特定評価トラックでは、プロジェクト選定のための審査基準（案）として以下の基準を挙げることができる。

表 2-39 「国家戦略技術プロジェクト」選定のための主な審査基準（案）

区分		主な内容
プロジェクト 推進の必要 性	戦略性	• 戦略的に国家レベルでの支援が必要かどうか
	緊急性	• 緊急の対応が必要であり、事前の準備が整っているため、迅速に着手できるか
	代表性	• 国家戦略技術分野の事業の中で、プロジェクトとして推進すべき象徴性
	波及効果	• 期待される成果が明確であり、国家戦略技術の確保への寄与度
ガイドライン への反映の 有無	企画	• 国家戦略技術体系との連携性・整合性 • 明確な任務目標の設定の有無（成功・失敗の可否を測定可能な目標、マイルストーンの設定） • 既存事業との連携・調整案の妥当性 • 民間参画の適切性（民間投資、事業団長の裁量権など）および成果の活用可能性
	運営・管理	• 最高専門家主導のプロジェクト推進 • 柔軟なプロジェクト管理策の策定
その他	—	• R&D に加え、人材育成などのパッケージ支援策（優遇事項）

出所：KISTEP「戦略的かつ挑戦的な研究開発のためのカスタマイズされた特定評価手法の開発」より未来工学研究所作成。

また、各トラックに合わせた特定評価については、評価手順や分析方法においても、トラックごとに差別化する必要がある。事業の推進段階、技術の難易度、目標達成の方法、予算構造など、トラックごとの事業運営方式が異なるため、評価資料の確保方法、検討手順、定性的・定量的な評価方法なども、トラックの特性に合わせて調整されなければならないとした。

本トラックの評価手続きについては、事前手続き、第1・第2段階の評価、結果のフィードバックの順で行われる。まず、事前手続きの段階では、国家戦略技術フラッグシッププロジェクトごとに着手時に策定された戦略計画書の各段階の終了年度を確認し、対象事業を抽出する。第1段階の評価は、国家戦略技術フラッグシッププロジェクトが当該分野の戦略ロードマップを反映し、事業段階ごとに計画された成果を適切に達成しているかどうかを点検することを目的としている。第2段階の評価は、第1段階の評価結果においてマイルストーン達成の可能性が低い、あるいは計画に対して成果物が十分に得られておらず、任務達成の可能性が低いと判断された場合に実施されるとした。

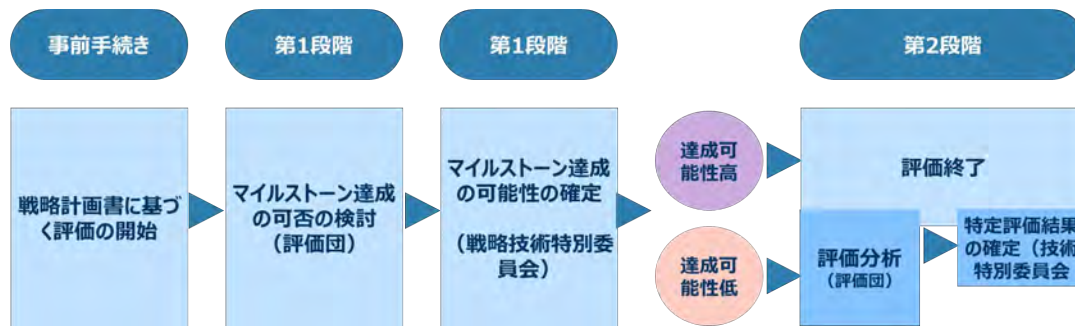


図 2-16 国家戦略技術の特定評価手順

出所: KISTEP「戦略的かつ挑戦的な研究開発のためのカスタマイズされた特定評価手法の開発」より未来工学研究所作成。

2.4.3 評価疲れについての各国・地域の現況

評価疲れに近い問題として、研究者の行政府担、資料提出負担、多重評価、短周期評価、定量偏重評価による研究への集中の阻害として捉えられている。2021年の国家研究開発課題評価標準指針の改正に伴い、研究者負担軽減のため、従来の年次評価、中間モニタリング、段階評価、中間コンサルティングなど複数の中間評価を「段階評価」に整理した¹⁸⁸。また、KISTEPでは、2025年に「研究現場を中心とした国家研究開発プロジェクト体制の改善に関する研究」にて、「国家研究開発イノベーション法」に基づき、研究者の事務負担を軽減し、国家研究開発行政体制の改善に向けた枠組みを構築するための検討が行われた。

2.4.4 その他の特徴的動向

(1) 評価における AI 活用の試行

評価における生成 AI の活用は、2022年から2023年にかけて、KISTEPの研究レベルで「ミッション指向研究開発評価のための AI 活用及び新規評価方法」の例がある。当該研究は、既存のデータ基盤 (NTIS、IRIS 等) と AI ツールを活用したデータ駆動型の新しい評価支援システムの可能性を検討するために行われており、試行的な分析が行われている。この事例では、データベースの新規評価手法のミッション指向研究開発事業の試験において、AI の適用可能性を探るため、既存の評価関連文書 (戦略計画書、中間評価上位点検の自己評価) を対象に、類似度分析、ニュアンス分析を実施した。この試験では、AI による評価の自動化ではなく、AI による評価支援を制度的にどのように組み込むかを検討したものである。

¹⁸⁸ KISTEP 「研究現場を中心とした国家研究開発プロジェクト体制の改善に関する研究 (연구현장 중심의 국가연구개발사업 제도개선에 관한 연구)」, 2025年3月27日。
https://www.kistep.re.kr/reportDetail.es?mid=a10305050000&rpt_no=RES0220250095&rpt_tp=831-001 [2026/3/25 取得]

2024年9月には、科学技術情報通信部(MSTI)と傘下のKISTEPにおいて、「国家R&D情報事業の評価指標・評価体型を提示するAIモデルの開発に着手」との報道がある。具体的には、研究開発事業の戦略計画書(1757件)を学習させることで、これまで評価者が膨大な文書を手作で読み込んで指標を設計していた部分を部分的に自動化したものである¹⁸⁹。

表 2-40 評価活動におけるAI活用の試行

実施機関	事業・サービス	概要
IRIS	IRIS2.0 (2023年)	IRIS(統合研究支援システム)の高度化構想で、AI・ビッグデータを用いて国家研究開発管理・審査・評価の信頼性、透明性、専門性を高める取組。IRIS2.0を通じて、優秀な研究者を選定し、類似・重複研究や特定研究の独占といった不適切な研究実態を防止する等、課題選定の信頼性、研究費の執行野透明性、評価の専門性を向上させる ¹⁹⁰ 。 評価支援メニューの表示:類似国家の研究開発事業の検索(BERT系)、過去の戦略計画書から成果目標・指標候補の提示、評価データ整備とNLPによる分類支援
KISTEP	ミッション指向研究開発評価のためのAI活用及び新規評価方法研究 (2023年)	国家研究開発事業の評価体系とミッション指向研究開発事業の特徴を整理し、効率的な支援体系を検討したもの。 当該研究では、既存のデータ基盤(NTIS、IRIS等)とAIツールを活用したデータ駆動型の新しい評価支援システムの可能性を検討するために行われており、試行的な分析が行われている ¹⁹¹ 。 【主な内容】 <ul style="list-style-type: none"> 評価およびミッション指向のイノベーション政策と研究開発事業の特徴 データに基づく新規評価方法 国内データ基盤プラットフォームの現状調査 データベースの新規評価手法の適用可能性の模索
KISTEP-NTIS	AIベースの成果指標設定支援サービス(2025年)	国家研究開発事業の戦略計画書を作るときに、過去の類似事業をAIで探し、その事業で使われた成果目標・成果指標の情報を提示して、指標設定を支援するサービスである ¹⁹² 。 【主な内容】 <ul style="list-style-type: none"> イノベーション政策支援事業をもとに、人工知能ベースの成果指標設定支援サービスを企画 BERTベースの類似国別研究開発事業を検索し、検索された類似事業の戦略計画書、成果目標・指標情報を提供するサービスの開発 開発された人工知能ベースの成果指標設定支援サービスの改善事項の検討

¹⁸⁹ Etnews, “AI Model to Develop National R&D Project Evaluation Indicators... “Enhancing R&D Quality””, 2024年9月19日.< <https://www.etnews.com/20240919000205> > [2026/3/25 取得]

¹⁹⁰ the official e-government website of the Republic of Korea, “Government R&D System Innovation Plan' and 'Results of 2024 National R&D Project Budget Allocation and Adjustment”, 2023年8月22日.< <https://www.korea.kr/briefing/policyBriefingView.do?newsId=156586345&utm> > [2026/3/25 取得]

¹⁹¹ KISTEP, 「Research on AI Utilization and Novel Evaluation Methods for Mission-Oriented R&D Evaluation」, 2023年3月30日。
<https://www.kistep.re.kr/reportDetail.es?mid=a10305070000&rpt_no=RES0220230111&rpt_tp=831-002> [2026/3/25 取得]

¹⁹² KISTEP「人工知能(AI)を活用した成果指標設定支援サービスの企画に関する研究」, 2025年3月18日。
<https://www.kistep.re.kr/reportDetail.es?mid=a10305020000&rpt_no=RES0220250081&rpt_tp=831-001> [2026/3/25 取得]

【参考文献】

未来工学研究所「海外の評価及び追跡調査等に関する最新動向調査」（2022年度国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構委託調査），2024年3月.

(国研)科学技術振興機構研究開発戦略センター（2023）「海外調査報告書『科学技術・イノベーション動向報告 韓国編』」，<<https://www.jst.go.jp/crds/report/CRDS-FY2023-OR-01.html>>

KISTEP「2023年度業績評価方針の策定、運用および実施（2023년 성과평가 정책수립·운영 및 성과평가 실시 최종보고서）」，2024年2月22日.

KISTEP「戦略的かつ挑戦的な研究開発のためのカスタマイズされた特定評価手法の開発（2024년 하반기 국가연구개발사업 특정평가 보고서 다부처 공동추진 사업군）」，2026年2月24日.
<https://www.kistep.re.kr/reportDetail.es?mid=a10305060000&rpt_no=RES0220260051&rpt_tp=831-001>

2.5 「研究開発評価に関する実態調査・分析業務」の総括

2.5.1 調査・分析結果の比較

今後「評価指針」の改定があった場合の見直しの方向性について検討するために、まず、今年度を含めた3年間（令和5～7年度）の「研究開発評価に関する実態調査・分析業務」の成果について比較分析を行った。なお、過去2年間における調査対象国・地域については、その時点での調査結果であることに留意されたい。

(1) 評価制度における研究開発評価の位置づけ

各国・地域の評価制度における研究開発評価の位置づけを比較すると次のようなものである。

表 2-41 評価制度における研究開発評価の位置づけ

国・地域	概要
米国	<ul style="list-style-type: none"> 現在の評価制度は、研究開発評価を含め、予算制度とも連動した「政府業績成果現代化法(GPRAMA)」の下、事業等の循環的な改善を図る仕組み。 GPRAMAと調和させた「エビデンスに基づく政策形成法(EBPM法)」により、政策立案から実施、評価に至るまでの組織としての業務マネジメント能力の向上に向けた様々な取組を義務付け。
EU	<ul style="list-style-type: none"> 欧州連合機能条約において、評価をめぐる措置に関して加盟国と欧州委員会等に「何が可能か」を規定。 評価の詳細はプログラムごとに個別規則で規定。Horizon Europe 規則では、プログラムの継続的なモニタリングを義務付けているほか、プログラム評価の枠組みやプロジェクトの事前評価に関する具体的な方法、手続き等を規定。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ドイツの科学技術・イノベーションシステムは、連邦政府と州政府が分権的に関与し、研究機関や研究プロジェクトに対して共同して資金配分を行っている。 評価について府省統一のガイダンスはないが、DeGEval(評価学会)の政策横断的基準に基づき、評価を実施している(同学会の会員機関は212機関。FhG-ISIのほか、プロジェクトトレーガー、連邦政府機関が含まれる)。また、開発協力分野を所掌する連邦経済開発省(BMZ)では、OECD 開発援助委員会(DAC)の関連原則・基準、DeGEvalの基準に基づき実施している。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 評価の基本方針、考え方を定めたものとして、予算法に関する組織法律(LOLF)と研究法が存在。LOLFでは、研究開発評価を含む評価一般に関する枠組みや方法などの「やるべきこと」について、研究法では関連する政策形成・実施機関や研究開発実施機関の責務、研究に関わる国家戦略の評価や機関評価等についてそれぞれ規定。 LOLFの下、毎年秋に策定される次年度予算のための法案 PLF において、プログラムごとにプログラム評価に利用するための目標、指標、実績分析等が書かれた年次業績計画(PAP)が付される。 公共政策評価(EPP)の制度化に向けた議論が進行中であり、2008年の共和国憲法改正時に評価の最終責任が国会にあることが明示化された。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> 1979年のサッチャー政権以降、国主導による行財政改革を実施し、各種の政策評価システムを導入。大蔵省によるスペンディング・レビュー(SR)や規制評価、会計検査院(NAO)のレビューなど、多様な評価を実施。

国・地域	概要
	<ul style="list-style-type: none"> 大蔵省がプログラム評価のガイダンスとして「グリーンブック」を公表。評価結果が大蔵省による予算査定に用いられるため、事前評価が重視されている。
イタリア	<ul style="list-style-type: none"> 研究評価はイタリア共和国憲法第 97 条に謳われている善政の原則を、科学的・学術的領域において保証する。研究評価では、研究活動の厳密な科学的側面と社会経済的側面の両方が考慮される。 公的研究機関である全国科学研究センター(CNR)は国家(全国)大学システム研究評価委員会(ANVUR)から機関評価を受け、自らも実施する研究プログラムの評価を行う。 全国研究評価委員会(CNVR)は大学・研究省(MUR)の所管する研究ファンドである国益に資する研究プロジェクト(PRIN)、イタリア科学基金(FIS)のプログラム評価を行っている。
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> 説明責任法により、各省庁が政策の有効性と効率性について定期的に評価することが一般的に義務付けられている。また、一般行政法では、補助金制度について少なくとも 5 年に 1 回評価することが、財務省の「国家予算規則」では、税支出スキームについて少なくとも 5 年に 1 回評価することがそれぞれ定められている。さらに、少なくとも 7 年に一度、包括的な政策レビューの実施義務がある。 オランダでは伝統的に大学をはじめとする教育研究機関の自律性が高く、研究開発評価については、「戦略評価プロトコル(SEP)」のような学術研究の質を保証する制度が長年にわたって安定的に存在。SEP は、オランダ大学協会(VSNU)、オランダ科学研究機構(NWO)、オランダ王立芸術科学アカデミー(KNAW)が整備、運用しているものであり、オランダの公的機関における研究の質、妥当性、実行可能性を、機関ごとの戦略面から 6 年周期で評価。評価の対象はさまざま、分野全体を対象とした全国的な評価から、単一組織や組織内の分野全体の評価、単一のセンターや研究グループの評価まで、多岐にわたる。
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> 法的には財務管理法に基づいて評価を実施。特にプログラム評価については、同法第 42.1 条において、「カナダ財務委員会によって発行された指令に別段の定めがある場合を除き、各省庁は、所掌する進行中のプログラムの妥当性と有効性を 5 年ごとにレビューする」ことが定められている。具体的な評価は、2016 年 7 月 1 日以降、「結果に関する方針」に基づいて実施。
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発評価は、政府関係機関一般に課される業績管理、内部統制、会計報告、予算編成等の規律の中に組み込まれ、研究実施機関、質保証機関、研究資金配分機関、政策分析機関等の各機関が分担ないし連携する構造。
韓国	<ul style="list-style-type: none"> 上位レベルでは、2001 年に制定された「科学技術基本法」がある。同法では、1999 年に設置された国家科学技術委員会(NSTC)に司令塔機能を設置するとともに、国家の研究開発を効率的に管理・評価するための専門機関として、STEP1 から分離・独立する形で 2001 年に韓国科学技術企画評価院(KISTEP)が、国家の研究開発を効率的に管理・評価するための専門機関(基本法 20 条)として設置。併せて、「国家研究開発事業の管理等に関する規程」(大統領令)において、科学技術基本法(第 11 条)に基づく研究開発事業の運用ルール等を制定。

出所: 調査結果をもとに未来工学研究所作成

基本的にすべての国・地域において、研究開発評価、特にプログラム評価は、一般的な政策評価制度の一部として実施されており、制度間で重複的な作業が発生することはない。また、これらの政策評価制度は、アカウントビリティのためというより、政策改善やマネジメント改善を主目的として運用されており、政策立案や実施の実効性を高める上で欠かせな

いツールとして関係組織の隅々に浸透している様子が窺える。このことは、我が国における評価制度そのものの見直しが必要であることを示唆している。

(2) 国レベルにおける研究開発評価に関する規定の整備状況

国レベルにおける研究開発評価に関する規定の整備状況をまとめると、次のようなものである。

表 2-42 研究開発評価に関する規定等の整備状況

国・地域	概要
米国	<ul style="list-style-type: none"> • GPRAMA や EBPM 法等に基づく評価活動を支援するための規定を大統領府行政管理予算局(OMB)が通達や覚書といった行政文書として整備。 • 通達文書 OMB Circular No. A-11 では対象となる機関や方針の詳細を、OMB M-21-27 などの覚書では評価のための実践的なガイダンスを提供。 • OMB では、EBPM 法に基づく活動を各機関が実施していく上で、追加的なリソースや支援が必要であることを認識しており、連邦政府職員専用のウェブサイト上に相互研鑽を促すためのプラットフォームを構築。
EU	<ul style="list-style-type: none"> • それまであったインパクト・アセスメントや事後評価、実施などのガイドラインを統合し、EU の政策や法律の目的・目標を最小のコストで達成できるように、政策のデザインや準備から評価・改訂までのサイクル全体をカバーする Better Regulation Guideline を 2015 年に策定(ステークホルダー協議に関するガイダンスを含む)。 • FP のレビューを含め、EU におけるすべての政策はこのガイドラインに基づいて実施されており、ガイドラインの情報を補完・補強するためにツールボックスも提示。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> • 国レベルで、研究開発評価に関する体系的な規程等は整備されていない。研究開発評価は、個々の研究開発プログラムの特性に応じて実施されている。 • 評価について府省統一のガイダンスはないが、DeGEval(評価学会)の政策横断的基準に基づき、評価を実施している。 • ドイツの研究・イノベーション政策の評価については、研究・イノベーション審議会(EFI)が担っている。EFI は、科学技術・イノベーション政策全般を評価し、政府に対して助言を行っている(報告書の提出先は首相)。EFI は、年次報告書のほか、調査研究レポート、ポリシーブリーフ等を公表している。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> • 次年度予算のための法案 PLF に付される年次業績計画(PAP)に関し、その実務的なとりまとめを行っている経済・財務・産業・デジタル主権省(MEFSI) 予算局が詳細なパフォーマンス・ガイドを策定。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> • 研究開発関連政策に特化した規定等はないが、大蔵省が評価に関するガイダンスとして、前述の「グリーンブック」及び「マゼンタブック」を策定。 • 前者では、政策、プログラム、プロジェクトの各階層を対象に、事前、中間、事後といった各時期における評価の設計と使用に関する詳細な情報を、後者では、プログラムの実施期間中及び事後の評価方法に関して詳細な情報をそれぞれ提供。
イタリア	<ul style="list-style-type: none"> • 研究開発関連政策に特化した規定等はないが、MUR によって策定される全国研究計画(PNR)の付属文書中で、オープンサイエンスの実現のための研究評価のあり方について規定されている(PNR2021-2027 のオープンサイエンスのための全国計画)。当該計画では、研究評価のあり方について具体的な目標とアクションプランが示されている。 • MUR の所管するファンドのうち、国益に資する研究プロジェクト(PRIN)では研究提案の科学的評価及び社会経済的評価についての詳細なガイドラインが整備されている
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> • 機関評価やプログラム評価に関し、SEP では、最小限の労力で研究評価の効果を最

国・地域	概要
	<p>大化することを目的としており、機関側は自己評価書を作成し外部委員会の評価を受けるが、評価に使用する指標は画一的なものではなく、被評価者が自らの研究を評価するのに適していると考える指標を自律的に決められることができるとするなど、柔軟性に富んだ規定になっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト評価に関し、代表的資金配分機関である NWO では、NWO 補助金規則において、補助金が授与される際に適用される条件と義務を規定。特定の助成プログラムには追加条件が適用される場合があり、その場合は当該プログラムの提案募集に詳細な条件と手続きを記載。
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> 「結果に関する方針」に基づく評価を支援するために、詳細な要件を定めた「結果に関する指令」を定めるとともに、評価に携わる人材に求められる評価能力 について、役職（評価責任者、評価ディレクター、評価専門家（ジュニア、中間、上級））ごとに設定。 その他、プログラムのインパクトについて専門家によるシナリオに基づく反事実的評価を体系的に収集する手法を定めた「迅速なインパクト評価（RIE）ガイド」（事例含む）や、有効で信頼性の高いパフォーマンスデータを収集・使用することを支援するための「プログラムのモニタリング、評価、報告のためのデータリンク」、「ジェンダーに基づく分析プラス（GBA+）を評価に統合する：入門書（2019）」などを作成。
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発評価を含む行政一般の評価・フォローアップに関する基本的規律として、憲法的枠組みを定める統治法のほか、行政機関一般の運営責任を定める行政機関令、国家予算の編成・執行・フォローアップ等を定める予算法、年次報告書・予算基礎資料の提出を定める年次報告・予算基礎資料令、内部管理・統制のプロセスを定める内部管理・統制令がある。
韓国	<ul style="list-style-type: none"> 科学技術情報通信部が、各省庁が実施する研究開発課題の評価に活用できる標準指針として国家研究開発評価標準指針を策定。1) 省庁ごとに異なって適用されている評価指針の標準化および評価の優良事例の共有を通じ、全省庁の研究開発課題の評価における専門性・公正性の向上を図ること、2) 定性的指標の活用や定性評価の拡大等、事業評価（プログラム評価）の政策方向性を課題評価（プロジェクト評価）レベルにまで拡大適用し、国の研究開発の質的レベルを向上させること、3) 研究開発課題の適正な企画管理費用の確保および研究者への評価負担の軽減により、安定した研究環境を整備することが目的。

出所：調査結果をもとに未来工学研究所作成

諸外国で整備されている規定と比べて、我が国における「研究開発評価に関する大綱的指針」や「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の内容に大きな過不足があるわけではない。

一方、調査対象としてとりあげた国・地域では、評価において何をなすべきかをまとめた規定に加え、より良い評価の実践を支援するためのガイダンスを整備している。さらに、米国では、実践コミュニティの構築を意識した関係者間での相互研鑽・学習を促進するためのプラットフォーム作りも進められている。今後は、ガイダンスの整備を含めたこうした支援体制を充実していく必要がある。

(3) プログラム評価における自己評価、外部評価、第三者評価の使い分け等

プログラム評価における自己評価、外部評価、第三者評価の使い分け、及び評価者について比較すると次のようなものである。

表 2-43 自己評価、外部評価、第三者評価の使い分け等

国・地域	概要
米国	<ul style="list-style-type: none"> • GPRAMA 及び EBPM 法等に基づくプログラム評価は、基本的には自己評価により実施。そのため、外部専門機関に評価のための調査分析を委託したり、それらの機関による評価研究を参照にしたメタ評価を実施することが多い。 • これらの法に基づく定型的な評価以外にも、多様なチェック・アンド・バランスの仕掛けが存在。たとえば、ナノテク・イニシアチブのような、議会からの注目度の高い省庁横断的なプログラムについては、個別法の規定により全米科学・工学・医学アカデミーによる第三者評価や大統領科学技術諮問会議(PCAST)による外部評価が定期的に行われる場合もある。 • 機関独自に外部評価を活用するケースもあり、NSF では、外部有識者からなる委員会(COV)が 4 年ごとに各プログラムの外部評価を行い、その結果を採択審査の仕組み改善などに活用している。
EU	<ul style="list-style-type: none"> • 調査分析(評価研究)は外部専門機関に委託して実施し、それらの結果をもとに内部でメタ評価(自己評価)を実施。また、分野やテーマに沿って設置される独立したハイレベル専門家グループによるレビュー(外部評価)も並行して行われる。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> • プログラム評価は、対象プログラムの性格に応じて行われており、特定の評価体制が推奨されているわけではない。例えば、エクセレンス・イニシアティブのプログラム評価では、国際的な専門委員会を設置し、外部評価を実施している。 • 海外からの研究人材の受入プログラム等では、プログラムを所掌する府省のプログラム評価法が用いられている。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> • 評価の最終責任は国会にあり、国会には評価を関係機関に遂行させる義務があることを憲法で明記。 • LOLF や PLF などの法で評価のあり方を規定する一方、評価に用いられる具体的な目標や指標はプログラムごとに主管省・機関が主導して決定。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> • UKRI では、プログラム評価にあたって、多くの場合、外部の独立した研究者(シンクタンク等)に委託を行い、それを内部の評価運営グループが監視する、という体制で実施(外部評価の活用)。内部で評価作業を行う場合であっても、調査は独立した組織に委託を行うことを推奨。いずれにせよ、評価結果をプログラムの設計と実施に確実に反映させるために、被評価者であるプログラム関係者を最初から評価に関与させる仕組みになっており、自己評価的な側面も持ち合わせている。
イタリア	<ul style="list-style-type: none"> • 機関を対象とした研究の質評価(ANVUR の行う VQR)ではピアレビューの方法論を採用し、科学分野に応じた計量書誌学情報を併用する。評価対象の研究結果について、その独創性、方法論の厳密性、影響力に関する判断を表明する任務を専門評価者グループ(GEV)に委ねる。 • PRIN における研究評価では、採択時の事前評価は欧州を含む地域の傑出した外部評価者による評価に委ねられている。
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> • SEP に基づく研究プログラムの評価では、研究機関の自律性に配慮し、自己評価を基点として、外部評価委員会(多くの場合国際的な人選)の評価をもとにした評価案を、研究ユニットと外部評価委員会や執行部との協議の中で練り上げていくという評価者と被評価者間のコミュニケーションを重視した評価手法をとっていることが特徴。評価における具体的な評価指標を被評価者であるユニット自体が開発し選定することができるなどユニークな仕組みを有する。

国・地域	概要
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> • 評価は、財務委員会事務局の「結果に関する方針」及び「結果に関する指令」に基づく内部評価機能を中心に実施される。 • 評価の実務では、内部関係者、外部関係者、採択者・不採択者、パートナー等を対象とする調査・インタビュー、事例研究、行政データ分析等を組み合わせ、内部評価と外部からの情報収集を併用する。すなわち、「政府内の評価機能による制度的なプログラム評価」を基本としつつ、外部ステークホルダーや専門的手法を取り込んでいる。
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> • 自己評価を材料として活用しつつ、外部評価・専門家評価・メタ評価を組み合わせ、プログラム群全体の学習と制度改善につなげる点に特徴がある。 • Vinnova 等が実施する戦略的イノベーションプログラム(SIP)の9年評価では、各プログラム側の自己評価票を用いつつ、文書調査、レジスター分析、半構造化インタビュー、ウェブ調査、ケーススタディ、専門家評価等を実施。17件の個別SIP評価や年次メタ評価をもとに、SIP全体の総合メタ評価も実施されており、個別プログラム評価を横断的に統合する仕組みがある。
韓国	<ul style="list-style-type: none"> • プログラム評価は、中央行政機関長を責任者とする自己評価と、その自己評価結果を踏まえた科学技術情報通信部長官による点検の2段階で構成される。 • KISTEP は、国家研究開発評価センター等を通じて、成果評価・中間評価の企画運営、自己評価指針の策定、各省庁の自己評価計画の点検、上位点検、特定評価方法論の整備等を担う。大規模・長期・重複調整が必要な事業等については、特定評価が実施され、自己評価を超えた重点的・横断的な評価が行われる。 • 各省庁による自己評価を基礎としつつ、MSIT 及び KISTEP による上位点検・特定評価を組み合わせる、制度化・階層化された評価システムが特徴である。

出所：調査結果をもとに未来工学研究所作成

調査対象国・地域では、政策改善やマネジメント改善が評価の第一義的な目的となっており、プログラムの運営に責任を持つ主体による自己評価が多くの場合取り入れられている。その意味で、評価の独立性はさしたる論点ではなく、目的達成の観点から、国や組織の実情に照らして、より適切な形式が選択されていると言える。

ただし、こうした方式が有効に機能しているのは、施策やプログラムの立案段階において、事後的に検証・確認すべき事項やその方法などを明確に示した評価計画が合わせて立案されているからである。すなわち、仮説・検証の方法として、自己評価が有効であることがあらかじめ明確になっているからであり、こうした評価計画を持たずに自己評価を行った場合、結果の信頼性を大きく損なうことになる。

なお、自己評価が基本であっても、評価のための調査分析を外部の専門機関に委ねるなど、自組織に不足する専門性を適宜補っていることに留意する必要がある。

(4) 研究開発課題の評価（プロジェクト評価）において重視されている評価の時期

プロジェクト評価において重視されている評価の時期について比較すると、次のとおりである。

表 2-44 プロジェクト評価において重視されている評価の時期

国・地域	概要
米国	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト評価は、専門性を有する資金配分機関の裁量に基本的に委ねる。 NSF では、COV による採択審査システムの厳正な評価が定期的に行われているという前提もあり、課題(プロジェクト)に対する中間評価及び終了時の評価は、予算規模の大きなものなど一部の例外を除き基本的には実施されない。その代替として、プロジェクト実施側の義務として、研究代表者に対し、研究の進捗及び研究費の用途に関して定期的に報告書をまとめることを要求。 「Growing Convergence Research (GCR) プログラム」のようにステージゲート方式を採用するプログラムもあるが、査定的評価というより、研究チームをエンカレッジするための支援的・形成的評価という色合いが強い。
EU	<ul style="list-style-type: none"> 事前評価については詳細な定めがあるものの、中間評価や事後評価については規定もなく、基本的には実施されない。 ただし、プログラム評価のための情報源として、プロジェクトから収集される各種情報が活用される。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> DFG における研究助成プロジェクトの採択から実施までのプロセスとして、初期審査(承認)、進捗報告、終了時の評価がある。 事前評価が重視されるが、プロジェクトの種類により書面審査のみで行われる。長期のプロジェクトでは、採択後も進捗報告をもとに中間評価を行う。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト評価は、基本的には、プログラムの運営機関がプログラムごとに評価の実施要項を規定して実施。 ANR では、近年、事後評価を強化する方向で検討が進む。ただし、評価結果は、機関の方針決定や ANR のプログラム編成のレビューに活用することが想定されており、個別の課題を査定するためのものではない。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> 事前評価、すなわち採択審査が重視され、採択後もモニタリングを行うが、プロジェクト評価というより、プログラム評価の参照情報として活用される。
イタリア	<ul style="list-style-type: none"> 事前評価、すなわち採択審査が重視され、採択後もモニタリングを行う。数年にわたるプロジェクトではステージゲート評価が行われている例がある。
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> NWO では、事前及び事後評価を規定中に明記し、必ず行われるものとして位置付け。これらの評価にあたっては評価委員会または審査委員会といった諮問機関を組織(外部評価)。中間評価については研究に関するデータの報告を求め進捗を監視することが基本であり、本格的な中間評価は所管大臣の指示がある場合などに限定。
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> 採択段階の事前評価、すなわちピアレビュー／メリットレビューが中心。 採択後は、進捗報告書・最終報告書・管理データ等を通じたモニタリングが中心であり、すべての個別課題について重い中間評価・事後評価を一律に行うというより、プログラム評価時にプロジェクト成果データを活用する傾向が強い。 プロジェクト評価では事前評価を重視し、事後的には個別課題評価よりもプログラム評価の中で成果・効果を把握する構造に特徴がある。
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト単位では、採択時の専門家審査・ピアレビューが基本であり、個別プロジェクトの成果や進捗は、プログラム評価の素材としても活用される。 個別課題については事前審査を重視しつつ、プログラム全体としては中間・段階評価を厚く設計し、継続判断と制度改善に結びつける点が特徴である。
韓国	<ul style="list-style-type: none"> 韓国では、プロジェクト評価の時期が制度上明確に整理されており、事前評価、中間・途上評価、終了時評価、追跡評価が体系的に位置づけられている。 一方、評価疲れへの対応として、従来の年次評価、中間モニタリング、段階評価、中間コンサルティング等の複数の中間評価を「段階評価」に整理し、研究者の負担軽減を図っている。

出所：調査結果をもとに未来工学研究所作成

研究開発課題（プロジェクト）の評価では、一般的に事前評価が最も重視され、中間評価や事後評価は行われないことが多い。今回の調査対象国・地域もその例外ではない。ステージゲート方式のような中間段階での評価を導入する事例もいくつかみられるが、予算には限りがあるため、どの提案が最もよくプログラムの目的に貢献しうるかを見極めるための事前評価がまずは重視されることになる。したがって、プロジェクトが結果として失敗に終わった場合であっても、その原因をプロジェクト実施者に帰するのではなく、採択審査の機能不全に求めることがほとんどである。その意味で、採択後にプロジェクトから収集される情報は、プログラムの仕組み改善に活かされるものでなければならないと言える。

(5) 評価疲れをめぐる議論とそれらへの対応

評価疲れをめぐる各国・地域における議論とそれらへの対応をまとめると次のようなものである。

表 2-45 評価疲れをめぐる議論とそれらへの対応

国・地域	概要
米国	<ul style="list-style-type: none"> 米国では、評価疲れは「評価」単体の問題ではなく、申請・報告・助成管理を含む行政負担の問題として扱われている。NSF では、資金提供機会や提案要件の簡素化を通じて、申請者・受給者の負担軽減を図っている。 連邦政府全体では、Learning Agenda と Evaluation Plan を Evidence Plan に統合する方向が示されている。評価関連文書を増やすのではなく、機関の優先的な問いとエビデンス活動を一体的に整理する点に特徴がある。 NSF では、メリットレビュー改革の効果を、申請者負担の軽減や業務効率改善の観点から検証しようとしている。既存の行政データや申請者経験データを活用し、追加的なデータ収集を抑える点も重視されている。
EU	<ul style="list-style-type: none"> EU では「評価」が文化となっており、「評価疲れ」に関する指摘はみられない。一方、モニタリングにあたっては、情報収集にかかるコストは重要性に照らして適正化すること、何が必要かを事前に十分に分析した上で必要最低限のデータを収集することが求められている。 既存の法律行為の事後評価と改正案の事前インパクト評価が並行して行われる「バック・トゥ・バック」のプロセスが近年急増しており、それぞれで義務付けられているステークホルダー協議に関して、「協議疲れ」を引き起こす可能性があることが課題として認識されている。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ドイツにおける研究者の研究プロジェクト等の評価の負荷について、直接的なデータはないものの、研究開発評価の管理上の負荷が全体的な業務量に影響を与えていると考えられている。 研究者は、プレプリントの公表（もしくはプレプリント情報の活用等）が増えてきており、当該情報の発信や活用に係る丁寧な対応が必要となる。また、ミッション志向型研究開発等が進む中で、研究プロジェクトの評価では、政策介入の因果関係が評価できるよう、各種情報の提出が求められる可能性があると考えられる。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 「評価疲れ」に言及した文書等は見受けられないが、プログラムやプロジェクトの各種データの管理システムの一元化、デジタル化によって評価業務も含めた一連のプログラム管理やプロジェクト管理などの業務を合理化、簡素化するための活発な動きが見られる。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> 評価に要する膨大な事務経費と機会費用が発生することについては日本と同様の問

国・地域	概要
	<p>題意識が指摘されているが、資金配分や組織的な学習、研究戦略の策定やマネジメントへの活用等と評価が不可分のものと捉えられており、評価への不満は評価制度改善のためのある種のエネルギー源となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • Innovate UK では、評価実施者や被評価者、評価のための情報提供者の負荷を軽減するために、プログラム予算の多寡や社会的関心の程度、リスクや不確実性の程度などを踏まえて、レベル分けを行った上で評価を実施することを推奨。
イタリア	<ul style="list-style-type: none"> • イタリアでは研究評価が定着してそれほど時間が経っておらず、欧州他国との比較では研究評価の立ち遅れや実施上の課題も各種文献において多く指摘されているところである。いわゆる評価疲れの声はイタリアにおいてはそれほど大きくはない。 • CNR においてもインパクトの高い評価と研究実施のサイクルを実現するための組織改革が実行中である。 • CNR は、研究投資の重複を避けるために体系的な観点からプロセスと結果を監視することを目的とした、実施された業務の絶え間ない評価活動実施を提言している。
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> • 公的文書等において「評価疲れ」に言及したものは見受けられないが、SEP の評価に携わる大学研究者の現場の声として、評価の実効性に対する懸念が一部で表明されている。 • オランダにおける科学技術政策の最上位戦略である「科学ビジョン」の評価を担うラテナウ研究所の担当者からは、「研究者に過剰にヒアリングを行ったり、評価に関連する書類作成をさせて疲弊させる事態を避けるには、評価には常に制約が伴うことを評価者自身が自覚し、評価したいことの優先順位を明確にすることが重要である」との指摘がある。
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> • これまで評価と業績測定が並行した形で実施され、それぞれ異なる政策が存在したが、データ照合等の負担の解消も含め、「結果に関する方針」では2つを統合。 • 各省庁に対し、行政負担基準値(ABB)として、企業に課せられる事務手続き上の要件(書類の記入、計画策定、報告など)の総数を集計し、公表することを義務づけ。
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> • UKÄ の 2024 年報告書 は、高等教育セクターにおける評価負担の主要因として、短い準備期間・回答期限、時期的に集中し又は相互に重複する依頼、同一の学内環境に負担が重畳すること、評価の目的・意図の不明確さを挙げる。その上で、評価の水準・形式の見直し、目的・意図・時期の明確化、評価間の調整、並びに既存資料の一層の活用によって、同種情報の重複要求を避けるべきことを提起。
韓国	<ul style="list-style-type: none"> • 2021 年の国家研究開発課題評価標準指針の改正に伴い、研究者負担軽減のため、従来の年次評価、中間モニタリング、段階評価、中間コンサルティングなど複数の中間評価を「段階評価」に整理。 • KISTEP では、2025 年に「研究現場を中心とした国家研究開発プロジェクト体制の改善に関する研究」にて、「国家研究開発イノベーション法」に基づき、研究者の事務負担を軽減し、国家研究開発行政体制の改善に向けた枠組みを構築するための検討を実施。

出所:調査結果をもとに未来工学研究所作成

海外動向から得られる第一の示唆は、評価制度の統合・調和を進める必要性である。日本においても、各制度を個別に維持したまま作業負担を削減しようとするだけでは限界がある。政策評価、行政事業レビュー、EBPM、研究開発評価等を完全に一本化することは容易ではないとしても、少なくとも、評価目的、評価対象、指標、データ、報告時期、様式、活用先を整理し、重複を減らす必要がある。米国のエビデンス計画のように、機関としての優

先的な問いを設定し、その問いに答えるためにどの制度・データ・評価手法を用いるのかを整理する仕組みは、日本にとっても参考となる。

第二の示唆は、評価を「全件・定型・網羅」から「重点・問い・活用」へ転換する必要性である。すべての施策について同じ粒度の評価を求めるのではなく、政策判断上重要な問い、予算配分や制度改善に直結する問い、現場で不確実性が高い問いを優先的に設定し、それに応じて評価手法を選択することが必要である。評価対象を絞ることは、説明責任の後退ではなく、評価資源を有効に使い、実際に意思決定に使えるエビデンスを生み出すための前提である。

第三の示唆は、評価負担の削減を評価制度改革の明示的な目的に位置づける必要性である。日本では、評価制度が増えるたびに新たな様式、新たな会議、新たな説明資料が追加され、既存制度との関係整理が後回しになりやすい。これに対し、NSF では、メリットレビュー・プロセスそのものを評価対象とし、申請者負担や内部業務効率を測定しようとしている。日本でも、評価制度が政策現場や研究現場にどの程度の負担を生んでいるのか、また、その負担に見合う改善効果や学習効果が生まれているのかを、制度改革の対象として検証する必要がある。

第四の示唆は、既存データの活用とデータ基盤の整備である。評価のたびに新たな調査票や報告書を作成するのではなく、行政データ、予算データ、事業実施データ、研究成果データ、申請・審査・採択データ等を、通常業務の中で蓄積し、評価に再利用できる形に整備することが重要である。そのためには、制度ごとに異なるデータ項目や様式を標準化し、データの入力・更新・再利用の責任を明確にする必要がある。

第五の示唆は、評価を現場にとって意味のある学習活動として再設計することである。評価の結果が、次年度予算、制度改善、プログラム設計、研究支援方針、現場へのフィードバックに結びつかなければ、評価は作業負担としてしか認識されない。米国のラーニング・アジェンダやエビデンス計画が示すように、評価は、現場に問いを押しつけるものではなく、機関として何を学ぶ必要があるのかを明確にし、その学びを意思決定に接続する仕組みとして設計する必要がある。

以上を踏まえると、「評価疲れ」への対応は、評価を減らすことだけではなく、評価を統合し、重点化し、活用可能なものに作り替えることである。米国の制度改革は、評価・エビデンス構築を、戦略計画、業績管理、予算編成、プログラム運営に接続し、機関の学習と改善に役立てようとする方向にある。日本においても、評価制度の数を増やすのではなく、評価の目的、問い、データ、活用先を明確化し、制度間の重複を減らすことが求められる。評価が現場にとって「説明のための追加作業」ではなく、「政策や研究支援を改善するための学習の仕組み」として認識されるようにすることが、評価の形骸化を防ぎ、評価の実効性を高めるための鍵となる。

2.5.2 文科省評価指針の改定に向けた示唆

上記の分析等を踏まえ、今後「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（以下、文科省評価指針）の改定があった場合の見直しの方向性について、検討会議にて議論を行った。

(1) 検討の方針

文科省評価指針は、これまで「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（大綱的指針）の改定に合わせて見直しが行われてきた。現行の文科省評価指針は、2016年12月の大綱的指針の改定後に見直されたものである。

また、大綱的指針は、第6期を除き、基本的には「科学技術・イノベーション基本計画」（以下、基本計画）の改定に合わせて見直されてきた。今般、第7期基本計画が令和8(2026)年3月27日に閣議決定されたことを受け、大綱的指針についても2026年度中の改定が見込まれている。このため、大綱的指針及び文科省評価指針の改定にあたっては、まず第7期基本計画との整合を図ることが重要である。

ただし、本調査における検討会議での議論の時点では、第7期基本計画は策定前であった。そのため、2026年2月5日に内閣府から公表された「第7期科学技術・イノベーション基本計画」の答申素案（以下、答申素案）をもとに、文科省評価指針の見直しに向けた検討を行った。次表は、これまでの大綱的指針における改定のポイントの変遷に加え、答申素案における評価に関わる記述の概略を整理したものである。

表 2-46 大綱的指針のポイントの変遷

本調査において、主な検討対象としたのは、現行の文科省評価指針における第1部に相当する部分である。第1部では、「研究開発評価の在り方に係る特筆課題」として次の4つの課題が示されている。

- I. 科学技術イノベーション創出、課題解決のためのシステムの推進
- II. 挑戦的（チャレンジング）な研究、学際・融合領域・領域間連携研究等の推進
- III. 次代を担う若手研究者の育成・支援の推進
- IV. 評価の形式化・形骸化、評価負担増大に対する改善

検討会議では、まず、生成AIの登場をはじめ、前回改定時以降、研究開発を取り巻く社会経済環境が大きく変化していることを踏まえる必要があるとの認識が共有された。その上で、文科省評価指針の見直しの方向性を検討するに当たっては、我が国の研究開発をめぐる諸課題、社会経済情勢、国際情勢等を踏まえ、的確な時代認識の下で、国際的な水準に照らして適切な評価の在り方を示す必要があるとの問題意識に基づき、議論を行った。

また、研究現場を所掌する文部科学省として、大綱的指針の改定を待つだけでなく、文科省評価指針の見直しに向けた論点を積極的に提示していくことも重要ではないか、との観点から検討を行った。

加えて、これまでの調査で明らかになったように、各国・地域で定着しつつあるプログラム評価は、我が国では依然として十分に実施されているとは言い難い状況にある。検討会議では、プログラム評価の実効性を高めるためには、評価の在り方を示すだけでなく、評価人材の育成や評価研究の振興も重要ではないか、との問題意識も示された。

なお、検討時点における国内の重要関連文書として、「科学の再興に向けて 提言」（「科学の再興」に関する有識者会議，2025年（令和7年）11月18日）（以下、科学の再興）および「提言 研究の活性化へ向けた研究評価の具体的な改善方策」（日本学術会議，2025年（令和7年）11月27日）（以下、学術会議提言）が存在する。答申素案を含め、その概要および評価対象との対応をまとめると次のようなものである。

表 2-47 評価関連重要文書の概要

文書	概要	評価対象			
		Prog.	Proj.	機関	個人
答申素案	<ul style="list-style-type: none"> 「STI政策の効果検証と改善を行う政策マネジメント」が焦点 科学技術・イノベーション政策の進捗状況や成果を把握するため、指標・データを活用し政策体系の効果を検証する(prog) 研究資金制度や研究開発制度の改善への言及(課題) 「研究大学のガバナンス改革、研究マネジメントの強化を進め、大学の研究力を高める」(機関) 	○	△	○	
科学の再興	<ul style="list-style-type: none"> 「科学の再興の成果を測るための社会的インパクト指標」が焦点 大学や研究機関の研究環境や研究力を向上させるための改革を推進(機関) 「論文数や被引用数などの指標については解釈に注意し、研究評価の在り方を見直す」「DORA等の国際動向を踏まえた研究評価改革(個人) 			○	○
学術会議提言	<ul style="list-style-type: none"> 「研究活動の多様性や創造性を評価するシステム改革」が焦点 研究環境・研究体制など研究活動を支える条件も評価対象とすべき(機関) 「論文数、被引用数、IF等の定量指標に過度に依存している」ことを問題視、研究者評価改革を提言(個人) 	△		○	○

注:「Prog.」はプログラム評価、「Proj.」は研究開発課題(プロジェクト)評価を表す。

出所:未来工学研究所作成

これらの文書では、答申素案を除くと主に研究活動や現場に焦点があてられており、政策・制度レベルの評価との連動性を考慮する必要がある。

(2) 今後の「評価指針」改定における見直しの方向性

上記方針の下、我が国の研究開発をめぐる諸課題や社会経済情勢、国際動向等を検討した結果、検討会議では以下の6つの論点が新たな特筆課題の候補となりうるものとして指摘された。

表 2-48 STI 政策を取り巻く環境の変化と特筆課題で考慮すべき論点（案）

論点(案)	概要	評価対象			
		Prog.	Proj.	機関	個人
①「生成 AI」時代の評価のあり方	生成 AI がもたらす科学研究のあり方や社会のありようの変化	○	○	○	○
②EBPM や EBMgt への展開	日本でも政策評価や行政事業レビューの文脈で EBPM、EBMgt への取組が始動	○		○	
③経済安全保障やデュアルユース問題の考慮	経済安全保障やデュアルユース問題を念頭に、どのような評価システムを構築する必要があるか	○	○	○	○
④トランスフォーマティブ・イノベーション政策への対応	STI 政策の第 3 のフレームとして、トランスフォーマティブ・イノベーション政策 (TIP) が各国で台頭	○	○	○	○
⑤国際的な研究評価改革との調和	過度な数量評価の回避や多様な側面の評価			○	○
⑥評価の実効化	研究やマネジメントの現場にどう浸透させるか(人材育成など)。評価の基盤となる調査分析能力をいかに向上させるか(メタサイエンスなど政策研究の振興)	○	○	○	○

注:「Prog.」はプログラム評価、「Proj.」は研究開発課題(プロジェクト)評価を表す。

出所:未来工学研究所作成

以下では、これらの各論点について、その概要をまとめた。

1) 「生成 AI」時代の評価のあり方

AI は産業構造や社会システムのあり方を大きく変えつつある一方、研究プロセスのあらゆる段階に入り込み、仮説生成、実験工程、データ解析、知識統合の方法を変革し、新たな科学的発見が生まれる速度と量を飛躍的に高めつつある (CRDS2026)。

生成 AI は、評価・エビデンス構築の実務においても、文献レビュー、評価設計の補助、インタビュー記録や自由記述回答の要約、定性的情報の分類、報告書草案の作成、既存行政データの探索・可視化等に活用される可能性がある。特に、評価対象が複雑化し、行政データ、研究成果データ、顧客経験データ、自由記述、進捗報告書等の多様な情報を扱う場合、生成 AI や自然言語処理技術は、評価者の作業負担を軽減し、初期分析や仮説形成を支援する手段となり得る。2026 年 2 月に米国で開催された AAAS 年次大会でも、AI が社会や科学研究にもたらすインパクトが大きなテーマとして取り上げられており、今後の評価のあり方を考える上で欠かせない要素となっている。

各国の調査を踏まえると、評価における生成 AI 活用は、大きく 3 つの領域で有効性を持ち得る。第 1 は、評価設計・計画段階である。過去の評価報告書、ロジックモデル、関連文献、制度資料を整理し、評価課題や評価設問の候補を抽出する作業に生成 AI を用いることが考えられる。第 2 は、データ分析段階である。自由記述回答、インタビュー記録、進捗報

告、事例記述等の定性的データについて、初期コーディング、論点抽出、パターン把握、要約の補助に用いることができる。第3は、報告・活用段階である。評価結果を政策担当者、現場担当者、研究者、一般国民向けに分かりやすく整理する際、要約、表現調整、読者別説明の作成支援に用いることができる。

ただし、いずれの段階においても、生成AIの出力は評価結果そのものではなく、評価者による確認・解釈・判断の対象である。生成AIは、根拠を誤って生成することがあり、文脈に依存する評価判断を十分に理解できない場合がある。また、訓練データや入力データに由来するバイアスを含む可能性がある。したがって、評価における生成AI活用では、1) 入力データの機密性確認、2) 利用ツールの承認、3) プロンプト及び出力の記録、4) 出力結果の人手による検証、5) 出典確認、6) 評価判断の責任主体の明確化、7) 生成AI利用の開示、8) 再現可能性の確保が重要となるだろう。

なお、検討会議では、生成AIの評価利用に関し、次のような指摘がなされた。

- ・ 責任ある展開に必要なデータ基盤、監視（モニタリング）、監査、報告様式、ガバナンス等を、周辺業務ではなく研究投資の対象・評価対象に位置づけることが必要になるのではないか。
- ・ 研究から社会実装までのギャップを、成果の「移転」ではなく共同設計（現場制約を織り込むカスタム設計）として捉え、プロセス指標と学習指標（失敗からの学習）を評価に組み込むことも重要になるのではないか。
- ・ AIの普及速度が社会の受容に依存するのであれば、プライバシー、説明可能性、責任主体、雇用影響などの懸念を定量・定性で把握し、信頼を醸成する施策（透明性、第三者評価、参加型ガバナンス）を評価に加えることも重要ではないか。
- ・ AIが共同研究者化するほど、検証責任の所在、記録、研究倫理、研究者の技能（AIリテラシー）を評価項目として設定する必要性が生じる可能性があるのではないか。
- ・ 意思決定の質向上、社会課題の改善、現場導入率、再現性など「結果」を指標化し評価するアウトカム評価がより一層重要になるのではないか。

2) EBPM や EBMgt の進展

「エビデンスに基づく政策形成（EBPM）」もしくは「エビデンスに基づく法人経営（EBMgt）」は、評価制度を中心とした政策の「合理化」の試みであるともいえるが、現在、多くの先進諸国において、この概念に基づく政策運営が行われるようになっている。

次図は、日米英でそれらの関連施策がどのように変化してきたのかを年表形式でとりまとめたものである（赤字はSTI政策と関連性の強いものを示す）。

図 2-17 評価制度を中心とした EBPM 関連施策の変遷

出所: 未来工学研究所作成

評価制度を中心とする EBPM 関連施策をめぐる米英の取組からは、従来のニューパブリック・マネジメント (NPM) 的な行政経営の考え方から、組織学習を重視する EBPM、さらにはエビデンスに基づくマネジメント (Evidence-Based Management: EBMgt) へと展開してきた様子が見えてくる。すなわち、評価は、業績を測定し、外部に説明するためだけの仕組みではなく、組織が何を学び、どのように政策・事業・組織運営を改善するかを支える仕組みとして位置づけられている。

これに対し、日本における EBPM の取組は、経済・財政一体改革の一環として位置づけられてきたことや、予算編成過程への反映が強く意識されてきたこともあり、組織学習や法人運営の改善につながりにくい制度運用となっている面がある。政策評価、行政事業レビュー、EBPM、法人評価、研究開発評価等がそれぞれ展開されている一方で、それらが組織として何を学び、どの意思決定に活用するのかという観点から十分に統合されているとは言い難い。

諸外国の取組と比較すると、日本の法人評価や研究開発評価では、評価項目や指標があらかじめ固定され、年度ごとに実績値を記入する運用に陥りがちな点が大きな課題である。これに対し、米国型のエビデンス計画では、何を測るかよりも先に、何を知る必要があるのか、何を改善したいのか、そのエビデンスをどの意思決定に用いるのかが重視されている。ここから、エビデンスに基づく法人運営とは、個々の事業評価を積み上げるだけでなく、法人

全体の経営判断に関わる問いを設定し、それに答えるためのデータ、評価、分析、活用の仕組みを整えることだといえる。

そのためには、日本の法人運営において、評価・エビデンス構築を担当部門の事務作業として扱うだけでは不十分である。法人の中期目標・中期計画、年度計画、予算、事業運営、人事・組織運営、外部連携、研究成果把握をつなぐためには、評価部門、企画部門、財務部門、研究推進部門、情報システム部門等が連携し、法人全体の意思決定を支援するエビデンス機能を持つ必要がある。ここで重要なのは、評価担当部署が単に評価書を作成することではなく、経営層や現場が判断に使えるデータと分析を提供することである。

また、日本の法人運営では、評価、予算、事業管理、研究成果管理、人事、財務、広報等のデータが部門ごとに分散し、評価のたびに改めて資料を作成することが多い。この状態では、EBPM や EBMgt は、現場にとって追加的な作業負担となりやすい。法人全体として、事業単位、予算単位、研究課題単位、成果単位、外部連携単位をどのように結びつけるかを整理し、評価・経営判断に使えるデータ構造を整える必要がある。エビデンスに基づく運営を進めるためには、評価のたびに資料を作るのではなく、通常業務の中で蓄積されるデータを、経営判断や事業改善に再利用できる形にしていくことが重要である。

さらに、評価結果を法人内部の意思決定に結びつける仕組みも不可欠である。日本では、法人評価や政策評価が、外部に対する説明、監督機関への報告、予算要求上の資料作成として受け止められがちである。しかし、評価結果が法人内部の事業見直し、重点領域の選定、支援方法の改善、人材配置、外部連携方針の見直しに結びつかなければ、評価は形骸化し、現場の負担感だけが残る。米国のラーニング・アジェンダやエビデンス計画は、機関が何を学び、その学びをどの意思決定に使うのかを明確化する仕組みであり、法人運営においてもこの発想が重要である。

エビデンスに基づく法人運営では、評価対象を個別事業だけに限定せず、組織プロセスそのものを評価対象に含める必要がある。NSF がメリットレビュー・プロセス評価を年次エビデンス計画に位置づけていることは、採択審査や助成管理といった機関の中核業務そのものが、評価・改善の対象となることを示している。日本の研究開発法人や資金配分機関においても、研究課題の成果だけでなく、公募、審査、採択、モニタリング、成果把握、フォローアップ、社会実装支援といった業務プロセスが、研究者や現場にどのような負担を生み、どの程度効果的に機能しているかを評価する必要がある。

以上を踏まえると、日本の法人運営においては、まず、法人全体の優先的な問いを設定し、それに対応する評価・分析・データ整備を行うことが求められる。次に、業績指標を管理するだけでなく、指標の背景にある要因や改善策を検討する評価活動を組み込む必要がある。さらに、評価・エビデンス構築を担当する専門機能を組織内に明確に位置づけ、経営層と現場の双方が使える形でデータと分析を提供することが重要である。最終的には、評価を外部説明のための負担ではなく、法人自身がよりよく運営されるための学習と改善の仕組みに転換することが、エビデンスに基づく法人運営の中核となる。

文部科学省における研究及び開発に関する評価指針の改定に当たっては、こうした観点から、日本における評価実務の実態を詳細に把握する必要がある。そのうえで、評価が単な

る実績確認や説明責任の手段にとどまらず、研究開発法人、資金配分機関、大学等が自らの運営を改善し、より効果的に研究開発を支援するためのエビデンス基盤となるよう、国際的な水準も踏まえながら、制度設計と運用の見直しを進めていくことが求められる。

3) 経済安全保障やデュアルユース問題の考慮

近年、研究開発評価においては、研究成果の学術的価値や社会的インパクトに加え、経済安全保障やデュアルユース問題をどのように考慮するかが重要な論点となっている。科学技術・イノベーション政策は、産業競争力や社会課題解決だけでなく、国家安全保障、重要技術の確保、技術流出防止、研究セキュリティとも密接に結びつくようになっている。このため、研究開発評価においても、研究の開放性や国際協力を維持しながら、リスクのある研究領域や連携関係をどのように把握し、管理するかが問われている。

諸外国の動向を見ると、経済安全保障やデュアルユース問題への対応は、研究活動を一律に制限する方向ではなく、リスクベースで管理する方向に進んでいる。例えば、カナダでは、研究パートナーシップに関する国家安全保障ガイドラインに基づき、外国からの干渉、スパイ活動、望ましくない知識移転等のリスクを評価し、必要に応じて国家安全保障部門と協議した上で、追加的なリスク緩和策を求める仕組みが設けられている。また、機密技術研究分野や懸念関係に該当する場合には、助成申請情報が国家安全保障評価の対象となる。これは、研究開発評価や助成審査の中に、研究内容そのものだけでなく、研究パートナー、連携先、技術領域、知識移転リスクを組み込む動きといえる。

米国においても、NSFの年次エビデンス計画では、研究セキュリティ上のリスクの特定・軽減が優先的な問いとして位置づけられている。そこでは、研究者や研究機関がどのような研究セキュリティ上の課題に直面しているか、また、NSFの要件、ガイダンス、支援がリスク軽減能力の構築に有効であるかを検証することが重視されている。さらに、重要・新興技術における米国の競争力、機微技術やデュアルユース研究の保護、研究者のコンプライアンス負担の最小化が、同時に扱われている点が特徴である。すなわち、経済安全保障は、単に研究を制約する論点ではなく、研究投資の成果を保護し、研究システムの信頼性と持続性を高めるための評価・エビデンス構築上の課題として捉えられている。

このような動向から、日本の研究開発評価に対しては、第一に、経済安全保障やデュアルユース問題を、研究開発評価とは別個の管理制度として扱うのではなく、評価・審査・モニタリングの中に適切に組み込む必要があるといえる。研究課題の採択段階では、研究の学術的・社会的意義に加え、研究領域、共同研究先、データ・試料・装置の取扱い、成果の公開・移転可能性等について、リスクに応じた確認を行うことが求められる。ただし、その際には、すべての研究を一律に安全保障リスクとして扱うのではなく、研究分野や連携形態に応じて、必要な確認や管理の水準を変えることが重要である。

第二に、経済安全保障やデュアルユース問題への対応は、研究の開放性や国際共同研究を不必要に損なわない形で設計する必要がある。科学研究は、国際的な知識交流、人材流動、共同研究によって発展してきた。過度な規制や曖昧なリスク判断は、研究者や研究機関を防

衛的にし、国際連携や探索的研究を萎縮させる可能性がある。このため、守るべき技術、慎重な管理を要する連携、開放性を維持すべき研究活動を峻別し、透明性の高い判断基準と相談体制を整えることが重要である。

第三に、研究者や研究機関の負担を過度に増やさない制度設計が必要である。経済安全保障や研究セキュリティに関する要件を追加するだけでは、申請・審査・報告の負担が増大し、評価疲れや形式的対応を招くおそれがある。諸外国の事例では、リスク評価フォーム、ガイドライン、研修、相談窓口、リスク緩和策の明確化等を通じて、研究者や研究機関が自ら判断し、対応できる能力を高める方向が見られる。日本においても、評価項目を単に追加するのではなく、研究現場が利用できる判断材料、チェックリスト、標準様式、専門的助言体制を整備することが必要である。

第四に、経済安全保障やデュアルユース問題への対応そのものを、評価・改善の対象とする必要がある。制度を導入しただけでは、それが実際にリスク軽減に寄与しているのか、研究現場にどのような負担を生んでいるのか、国際共同研究や人材交流にどのような影響を及ぼしているのかは分からない。したがって、研究セキュリティ関連施策についても、リスク検知、リスク緩和、研究者支援、審査プロセス、事務負担、国際連携への影響等を継続的に把握し、制度改善につなげる仕組みが必要である。

以上を踏まえると、文部科学省評価指針の改定においては、経済安全保障やデュアルユース問題を、研究開発評価における新たな重要観点として位置づけつつも、それを単純な規制強化や制限的審査として導入することは避けるべきである。重要なのは、科学技術の開放性、研究者の自律性、国際協力の価値を維持しながら、リスクの高い技術領域や連携関係について、リスクベースで透明性のある評価・管理を行うことである。そのためには、採択審査、事業運営、モニタリング、成果公開、国際連携、研究インテグリティを一体的に捉え、研究開発評価を、研究の価値を高めると同時に、その成果を適切に保護するための仕組みとして再設計していく必要がある。

4) トランスフォーマティブ・イノベーション政策 (TIP) への展開

トランスフォーマティブ・イノベーション政策 (Transformative Innovation Policy: TIP) は、研究開発投資の拡大やイノベーション・システムの効率化にとどまらず、社会システムそのものの転換を政策目的に据える考え方として、各国で重要性を増している。従来の STI 政策では、科学技術の振興、産業競争力の強化、研究成果の社会実装等が主要な目標とされてきた。これに対し、TIP では、気候変動、人口減少、地域課題、ケア、教育、防災等の複雑な社会課題に対応するため、技術、制度、生活様式、価値観、行動、参加のあり方を含む広い意味での社会変革が重視される。

このような政策枠組みでは、研究開発評価の考え方も変化せざるを得ない。すなわち、評価は、事前に設定した目標に対して成果を測定し、達成度を判定するだけの仕組みではなく、社会変革に向けた仮説を検証し、関係者が学習し、方向修正を行うための仕組みとして位置づけられる。TIP においては、政策担当者、研究者、企業、市民社会、行政、地域主体等が

相互に学びながら、望ましい変化の方向性を探索し、必要に応じて活動や目標を更新していくことが重要となる。このため、評価もまた、統制や査定のための評価から、学習、適応、再帰性を支える評価へと転換する必要がある。

報告書で取り上げたスウェーデンの Impact Innovation Programmes (IIP) は、その具体例として重要である。IIP は、Vinnova、Formas、エネルギー庁が共同で実施する次世代の戦略的イノベーション施策であり、2030 年代の持続可能な開発目標の達成に向けたミッション志向プログラムとして設計されている。そのフォローアップ及び評価では、個別プロジェクトの短期的成果のみを測るのではなく、プログラムの学習、適応、方向修正を支える多層的かつ形成的な枠組みが採られている。各プログラムは、共通の全体的な変化理論 (Theory of Change: ToC) を参照しつつ、プログラム固有の柔軟な ToC を作成し、仮説の検証、分析、学習に応じて継続的に更新することが求められている。

この点は、日本の研究開発評価にとって大きな示唆を持つ。日本の研究開発評価では、事前に設定した目標、指標、年度計画に基づいて実績を確認する運用が中心となりやすい。しかし、社会変革を目的とする研究開発やミッション志向型のプログラムでは、初期段階で最終的な成果や経路を確定することは困難である。むしろ、どのような仮説に基づいて介入を行うのか、その仮説がどのような条件で成り立つのか、実施過程で何が学ばれたのか、どのように方向修正したのかを評価することが重要となる。したがって、TIP に対応する評価では、固定的な計画管理よりも、ToC やロジックモデルを「生きた文書」として扱い、実施過程で継続的に見直す仕組みが必要である。

また、TIP では、評価対象も個別研究課題の成果に限定されない。社会変革を目指す政策では、研究成果そのものに加え、異なる主体間のネットワーク形成、共通認識の形成、制度・市場・行動の変化、実験的取組からの学習、失敗から得られる知見、社会的受容性の変化等も重要な評価対象となる。したがって、論文数、特許数、事業化件数等の定量的指標だけでは、TIP における価値を十分に把握することはできない。定量指標に加え、ケーススタディ、プロセス評価、参加者調査、ステークホルダー・インタビュー、ポートフォリオ分析、メタ評価等を組み合わせる必要がある。

さらに、TIP への展開は、人文・社会科学の役割を再定義することを求める。従来、人文・社会科学は、科学技術の社会的影響を分析したり、社会受容性を評価したりする役割に位置づけられがちであった。しかし、TIP においては、人文・社会学者も、社会課題の定義、価値の対立の可視化、参加型プロセスの設計、制度変化の分析、行動変容や組織学習の支援を通じて、イノベーションの創造そのものに関与することが求められる。これは、人文・社会科学を外部からの評価者としてではなく、社会変革を支える共創の担い手として位置づけることを意味する。

この観点から、研究開発評価においても、評価者、研究者、政策担当者、実施主体の関係を見直す必要がある。評価者は、単に成果を判定する第三者ではなく、プログラムが何を学ぶべきか、どのような仮説を検証すべきか、どのようなデータを収集すべきかをともに設計する役割を担うことが求められる。一方で、評価の独立性や透明性を失わないためには、形

成的評価、外部評価、自己評価、メタ評価の役割を明確にし、学習支援と説明責任のバランスを取る必要がある。

欧州では、学際研究や共創型研究に適した評価システムの構築、ミッション志向・システム変化志向の政策運営、TIP に関する実践コミュニティの形成が進みつつある。スウェーデンの IIP に見られるように、プログラムごとの ToC を継続的に更新し、評価を学習と方向修正の仕組みに組み込むことは、TIP に対応した評価制度の具体的な方向性を示している。また、英国の Areas of Research Interest (ARI) のように、政府の研究関心を問いの形で提示し、アカデミアや専門家との継続的な知識交換を行う仕組みも、政策と研究コミュニティを接続する基盤として参考になる。

日本においても、TIP への展開を踏まえるなら、研究開発評価指針は、従来型の事前・中間・事後評価や業績指標管理だけでなく、社会変革に向けた学習と再帰性を支える評価の考え方を明示する必要がある。具体的には、ミッション志向型・社会変革型のプログラムについて、ToC の設定と更新、ステークホルダー参加、形成的評価、ポートフォリオ評価、失敗や予期せぬ成果からの学習、制度・行動・ネットワーク変化の把握等を評価の中に組み込むことが求められる。

ただし、TIP への対応は、既存の研究開発評価をすべて置き換えるものではない。基礎研究、応用研究、技術開発、社会実装、ミッション志向型プログラムでは、それぞれ評価の目的、時期、方法、指標が異なる。したがって、文部科学省評価指針の改定においては、研究開発の性格に応じて評価方法を使い分ける考え方を明確にする必要がある。特に、社会変革型の研究開発や複雑な社会課題に対応するプログラムについては、単線的な成果指標や短期的な達成度評価ではなく、関係者の学習、仮説の更新、制度・社会システムの変化を捉える評価枠組みを導入することが重要である。

以上を踏まえると、TIP への展開は、日本の研究開発評価に対し、評価を「成果を測る仕組み」から「変化を生み出すために学ぶ仕組み」へと拡張することを求めている。文部科学省評価指針の改定に当たっては、国際的な TIP の動向や欧州におけるミッション志向・システム変化志向の評価実践を踏まえ、社会変革型 STI 政策にふさわしい評価の目的、方法、体制、人材育成のあり方を検討する必要がある。

5) 国際的な研究評価改革との調和

答申素案を含め、前述の重要文書においても着目されているが、研究評価に関するサンフランシスコ宣言 (DORA) を含め、国際的な研究評価改革では、量的評価の見直し、社会的インパクトの適切な反映、多様な評価軸の導入が共通する方向性となっている。

機関評価や個人評価においても、論文数や掲載誌の威信に偏らず、研究内容、役割、社会への貢献等をどのように評価に組み込むかが論点となる。

図 2-18 国際的な研究評価改革の変遷

出所: 祐野恵検討会議委員作成資料

6) 評価の実効化

現行の大綱的指針では、実効性のある研究開発プログラム評価のさらなる推進が重視されている。その際、学習のための自己評価、必要に応じた外部専門性の活用、他の評価体系との調和が鍵とされてきた。これは、研究開発評価を単なる実績確認や外部説明のための手続としてではなく、プログラムの改善、政策形成、研究開発マネジメントの高度化に活用することを旨とするものと理解できる。

諸外国の動向を見ると、研究開発プログラム評価は、基本的に一般的な政策評価制度や業績管理制度の一部として実施されており、研究開発評価だけが独立して重層的に積み上がる構造にはなっていない。例えば、米国では、GPRAMA や EBPM 法に基づき、戦略計画、業績管理、エビデンス構築、予算編成が相互に接続されている。カナダでは、財務管理法及び「結果に関する方針」の下で、各省庁のプログラム評価が政策評価制度の一部として実施されている。スウェーデンでは、政策形成、資金配分、モニタリング、評価が研究・イノベーション政策の循環の中に組み込まれている。韓国では、研究成果評価法に基づき、機関評価、プログラム評価、プロジェクト評価が制度的に体系化されている。

これらの国々に共通するのは、評価がアカウンタビリティ確保のためだけでなく、政策やマネジメント改善のための手段として運用されている点である。評価は、事後的に成果を

判定するだけでなく、政策・プログラムの設計、資源配分、実施過程の改善、制度の見直しに活用されるものとして位置づけられている。そのため、評価結果が政策立案や実施に接続され、関係機関にとって実務上有用なツールとして浸透している様子がうかがえる。

これに対し、日本では、政策評価、行政事業レビュー、研究開発評価、法人評価、予算査定、監査・点検等が重層的に存在しており、それぞれの目的、対象、実施主体、評価時期、活用先が十分に整理されないまま運用されている面がある。その結果、同じ事業や機関に対して、異なる制度から類似した説明や資料作成が求められ、現場にとっては評価が改善のための学習機会ではなく、外部要求に対応するための作業として受け止められやすい。このことは、評価疲れとも密接に関係している。

日本でも、経済財政諮問会議が「EBPM アクションプラン」を策定し、「研究・イノベーション力の向上」が重点課題の一つに選定されるなど、大規模施策・事業を対象としたEBPMの取組には一定の進展が見られる。しかし、研究開発プログラム評価を実質化し、個別事業や法人運営の改善に結びつけるという観点から見ると、なお道半ばである。特に、評価結果がどの意思決定に用いられるのか、評価によって何を学ぶのか、評価結果を誰がどのように改善に反映するのかが明確でない場合、評価は形式的な実績確認にとどまりやすい。

したがって、評価の実効化に向けては、第一に、「誰が、どのレベルで、何を評価するのか」を改めて整理する必要がある。政策レベル、施策・プログラムレベル、研究開発課題レベル、法人・機関レベルでは、評価の目的、問い、方法、時期、活用先が異なる。これらを区別しないまま評価制度を重ねると、評価の重複、指標の乱立、資料作成負担の増大を招く。文部科学省評価指針の範囲を超える部分もあるが、研究開発評価を実効的に機能させるためには、政策評価、行政事業レビュー、法人評価等との役割分担と接続関係を明確化することが不可欠である。

第二に、評価を「外部説明のための作業」から「政策・事業改善のための学習プロセス」へ転換する必要がある。プログラム評価では、自己評価を単なる自己点検として行うのではなく、プログラム担当者が自らの仮説、実施過程、成果、課題を整理し、必要に応じて外部専門家の知見を取り入れながら、次の改善につなげる仕組みとして設計することが重要である。外部評価や第三者評価についても、査定や判定だけを目的とするのではなく、自己評価の質を高め、プログラムの改善可能性を明らかにする役割を担うものとして位置づける必要がある。

第三に、評価制度全体の総量管理が必要である。評価の重要性が高まるほど、評価項目、指標、報告様式、会議体、資料作成が増えやすい。しかし、評価制度が過度に複雑化すれば、評価の質はむしろ低下し、現場は形式的対応に向かう。EUでは、指標数削減、報告の一元化、ポータル統合等により行政コストの削減を目指すなど、評価・報告制度群の負担を総量として管理しようとする動きが見られる。日本においても、個別制度ごとの改善だけでなく、評価制度全体として、どの程度の作業負担を生んでいるのか、それに見合う改善効果が得られているのかを検証する必要がある。

第四に、評価結果の活用先を明確化する必要がある。評価は、実施しただけでは実効化しない。評価結果が、プログラム設計の見直し、重点領域の選定、資源配分、次期公募設計、実施体制の改善、人材配置、研究者支援、制度改正等に具体的に接続されて初めて、評価は実効性を持つ。評価指針においても、評価の実施手続だけでなく、評価結果をどのように活用するか、誰が改善責任を持つか、改善状況をどのようにフォローアップするかを明確にすることが重要である。

第五に、評価に必要なデータ基盤を整備し、評価のたびに新たな資料作成を求める運用を改める必要がある。諸外国では、行政データ、業績データ、助成データ、申請・審査データ、研究成果データ等を活用し、追加的な報告負担を抑えながら評価を行う方向が重視されている。日本でも、研究課題、プログラム、予算、成果、機関、研究者、外部連携等に関するデータを相互に接続し、評価・分析・経営判断に再利用できる形に整える必要がある。評価の実効化は、評価手法だけでなく、データ構造や情報システムの整備とも不可分である。

第六に、評価人材と評価支援機能の強化が必要である。プログラム評価を実質化するためには、ロジックモデル、セオリー・オブ・チェンジ、指標設計、定量・定性分析、インタビュー、ケーススタディ、ポートフォリオ分析、評価結果の活用設計等に関する専門性が必要となる。しかし、日本では、評価実務担当者が数年で異動することも多く、評価の知識や経験が組織内に蓄積されにくい。各機関において、評価担当者の人材育成、外部専門家の活用、評価支援組織の整備、評価実践の共有を進めることが求められる。

以上を踏まえると、評価の実効化とは、単に評価を厳格に実施することではなく、評価を政策・プログラム・法人運営の改善に実際に結びつけることである。そのためには、評価制度間の役割分担と重複回避、自己評価と外部専門性の適切な組合せ、評価結果の活用先の明確化、評価制度全体の負担管理、データ基盤の整備、評価人材の育成が一体として必要となる。文部科学省評価指針の改定に当たっては、研究開発評価を他の評価制度から切り離して論じるのではなく、日本の評価制度全体の重層化や評価疲れの実態を踏まえ、研究開発評価が真に学習と改善に資する仕組みとなるよう、制度設計と運用の見直しを進める必要がある。

【参考文献】

科学技術振興機構研究開発戦略センター（CRDS）, AI for Science の動向 2026－AI トランスフォーメーションに伴う科学技術・イノベーションの変容（CRDS-FY2025-RR-05）, 2026年2月.

3. 文部科学省研究開発評価人材育成研修の開催

3.1 開催概要

3.1.1 趣旨・目的

研究開発評価にあたっては、評価に関する制度・枠組みに対する理解や知識が必要であるが、行政や研究助成機関、大学、研究機関等では、評価の実務担当者がジョブローテーションや任期のため数年ごとに変わり、評価の経験・知識が組織内に蓄積されにくく、業務の継承がなされていないことが課題となっている。

このような背景の下、文部科学省では、研究開発評価の効率化及び質の向上に資するとともに、各機関における研究の推進や評価に関わる教職員の質の向上を図る観点から研究開発評価人材育成研修を開催してきた。今年度も、大学、大学共同利用機関法人、研究開発法人及び行政において研究開発評価の業務に従事している教職員を対象に、研究開発評価の業務に関する知識等の習得や実際の事例に係る情報共有を目的として「研究開発評価人材育成研修」を開催した。

3.1.2 日程・会場

開催日程及び会場は次のとおりである。

<開催日>

2026年2月24日(火)～2月25日(水)

<開催場所>

新虎安田ビル NIKAI カンファレンス

3.1.3 対象者及び募集方法

対象者及び募集方法は次のとおりである。なお、受講料は無料とした。

<対象者>

大学、大学共同利用機関法人、研究開発法人及び行政において、研究開発評価に関わる業務¹⁹³に1年以上従事している教職員を対象とした。なお、過年度の同研修の受講者も再受講可能とした。

¹⁹³ 研究開発評価に関わる業務とは、各機関における組織的な研究戦略の策定、戦略に基づいて実施される研究活動及び研究評価活動等に関連する業務を広く意味する。具体的には、以下のような業務を含む：競争的資金のプログラム設計やプロジェクトの募集選考、マネジメント、プログラム評価業務；競争的資金の獲得支援や採択後のマネジメント、学内ファンドのマネジメント・評価業務；研究機関の戦略立案、IR業務。

<募集方法>

科学技術振興機構サイエンスポータルで広く一般に募集をかけるとともに、大学、大学共同利用機関法人、研究開発法人及び行政といった対象ごとに情報展開先を選定した上で周知を行い、未来工学研究所ウェブサイトに応募専用ページを置いて受付を行った。

具体的な情報展開先は次のようなものである。申し込み状況をみながら、検討会議委員に個別に関係者への周知を依頼したり、対象を拡大したりした。

表 3-1 情報展開先（対象別）

対象	情報展開先
大学、大学共同利用機関法人、研究開発法人	リサーチ・アドミニストレーション協議会
大学、大学共同利用機関法人、研究開発法人、行政	大学評価コンソーシアム
大学、大学共同利用機関法人、研究開発法人、行政	研究・イノベーション学会
大学、大学共同利用機関法人、研究開発法人、行政	JST プログラムマネージャー研修受講生・修了生メーリングリスト
大学、大学共同利用機関法人	研究大学コンソーシアム
行政	文部科学省担当課等から連絡
研究開発法人	文部科学省担当課等から連絡

出所：未来工学研究所作成

3.1.4 参加者

定員 30 名に対し、34 名からの参加登録があった。最終的な参加者数は 29 名であり、うち 26 名が 2 日間の全日程に参加した（3 名は初日のみ）。申込時の情報から受講者 29 名の属性等を整理すると次のようなものである。

(1) 所属機関

回答者の所属機関は国立大学法人が半数を占めている。

表 3-2 回答者の所属

①国立大学法人	65.5%	(19 名)
②公立大学	13.8%	(4 名)
③私立大学	3.4%	(1 名)
④国立研究開発法人	10.3%	(3 名)
⑤その他(大学共同利用機関法人、文部科学省)	6.9%	(2 名)

出所：参加申込フォームをもとに未来工学研究所作成

(2) 主な職務内容

受講者が従事している業務を見ると、最も多いのは「研究機関の戦略立案、IR 業務」であり、29名中16名（55.2%）を占めている。次いで、「競争的資金プログラムの設計・募集選考・マネジメント・評価業務」が13名（44.8%）、「競争的資金獲得支援（プレアワード）」が12名（41.4%）、「産学等連携支援業務」が11名（37.9%）、「競争的資金獲得後の支援・マネジメント（ポストアワード）」が10名（34.5%）となっている。

このことから、受講者は特定の業務領域に偏っているというよりも、研究評価、研究推進、外部資金支援、産学連携、機関戦略・IR といった幅広い研究マネジメント業務に関わっていることがうかがえる。とくに、機関レベルの戦略立案・IR 業務に従事する者が過半数を占めている点から、個別プロジェクトの評価実務だけでなく、組織全体の研究力分析や戦略形成に評価を活用する関心が高い層が参加していたと考えられる。

また、競争的資金に関する業務については、プログラム運営・評価、プレアワード、ポストアワードのいずれも3～4割程度の回答があり、資金獲得前後の支援から制度運営・評価まで、研究資金をめぐる一連のプロセスに関与する受講者が一定数含まれていた。以上から、本研修は、研究開発評価を単独の評価業務として学ぶ場にとどまらず、研究マネジメントや機関戦略の実務に接続して理解しようとする参加者層に受け止められていたといえる。

表 3-3 主な職務内容

①競争的資金(学内ファンド含む)のプログラムの設計やプロジェクトの募集選考、マネジメント、評価業務	44.8%	(13名)
②競争的資金獲得支援(プレアワード)	41.4%	(12名)
③競争的資金獲得後の支援・マネジメント(ポストアワード)	34.5%	(10名)
④産学等連携支援業務	37.9%	(11名)
⑤研究機関の戦略立案、IR 業務	55.2%	(16名)
⑥その他	10.3%	(3名)

出所：参加申込フォームをもとに未来工学研究所作成

(3) 業務の合計経験年数

受講者の業務の合計経験年数についてみると、「1年以上、3年未満」が16名（55.2%）と過半数を占めており、比較的経験年数の浅い層が中心であった。一方で、「3年以上、5年未満」が5名（17.2%）、「5年以上、10年未満」が3名（10.3%）、「10年以上」が5名（17.2%）となっており、中堅層・ベテラン層も一定数参加している。

このことから、本研修の主な受講者層は、研究開発評価や研究マネジメント関連業務に携わり始めて間もない実務者であり、基礎的な知識や考え方を体系的に学ぶニーズが高かったことがうかがえる。とくに、経験年数3年未満の受講者が半数を超えている点から、業務上必要となる評価の基本概念、制度的位置づけ、実務上の留意点を早期に習得するための研修として期待されていたと考えられる。

他方で、5年以上の経験を有する受講者も合計8名(27.6%)含まれており、既に一定の実務経験を持つ層にとっても、自らの業務経験を整理し直し、評価の考え方を再確認・更新する機会として期待されていた可能性がある。

表 3-4 主な職務内容

①1年以上、3年未満	55.2%	(16名)
②3年以上、5年未満	17.2%	(5名)
③5年以上、10年未満	10.3%	(3名)
④10年以上	17.2%	(5名)

出所:参加申込フォームをもとに未来工学研究所作成

3.1.5 受講理由

事後アンケート(参加29名中28名が回答)の結果をみると、受講理由としては、「職務上必要と感じたから」が15名(53.6%)と最も多く、受講者の過半数が業務上の必要性に基づいて参加していた。次いで、「研修内容(講義)に興味があったから」が9名(32.1%)であり、研究開発評価に関する知識や考え方への関心を背景とした自発的な受講も一定程度見られる。

一方、「上司に勧められたから」は4名(14.3%)にとどまった。このことから、本研修への参加は、組織からの指示・推薦よりも、受講者自身が担当業務との関連性や必要性を認識したうえで選択している傾向が強いといえる。

表 3-5 受講理由

①職務上必要と感じたから	53.6%	(15名)
②研修内容(講義)に興味があったから	32.1%	(9名)
③上司に勧められたから	14.3%	(4名)
④その他	0.0%	(0名)

出所:事後アンケート結果をもとに未来工学研究所作成

3.1.6 プログラムの構成

プログラムは、初日の講義(座学形式)と2日目の演習(ワークショップ形式)からなる。演習では、プログラム評価の事例を取り上げ、ロジックモデルの作成や評価を実施する上で、の問い、分析手法の検討などを通じて、研究開発評価において着目すべき基本的な観点等について学ぶ内容とした。

具体的なプログラムは好評を得た昨年度のものを基本的に踏襲しており、次のとおりである。

表 3-6 プログラム（第1日目）

開始	終了	時間	内容
13:00	13:10	10分	趣旨説明
13:10	13:35	25分	【講義1】研究開発評価を巡る現在の状況 講師: 祐野 恵(京都大学) 内容: 国の研究開発評価の全体像や文部科学省の評価指針等を紹介
13:35	14:20	45分	【講義2】研究開発評価の意義と枠組み 講師: 伊地知 寛博(成城大学) 内容: 評価の意義や基本的な概念等、習得すべき基礎的な知識を解説
14:20	14:30	10分	休憩
14:30	15:15	45分	【講義3】研究開発課題(プロジェクト)の評価 講師: 安藤 二香(未来工学研究所) 内容: プログラムにおけるプロジェクト評価について事例に基づき紹介
15:15	16:00	45分	【講義4】研究者等の業績評価、研究開発機関等の評価 講師: 鳶田 敏行(大学改革支援・学位授与機構) 内容: 研究者の評価や機関評価、IRについて事例を交えて紹介
16:00	16:10	10分	休憩
16:10	16:55	45分	【講義5】プログラム評価 講師: 田原敬一郎(未来工学研究所) 内容: プログラム評価について事例に基づき紹介
16:55	17:00	5分	事務連絡

出所: 未来工学研究所作成

表 3-7 プログラム（第2日目）

開始	終了	時間	内容
9:30	9:35	5分	事務連絡
9:35	9:45	10分	演習の目的・タイムスケジュール等の説明
9:45	10:00	15分	自己紹介(各グループ): 評価業務の現状や課題認識、参加目的等の共有
10:00	10:10	10分	事例の説明
10:10	10:50	40分	【ワーク1 課題の設定】個人及びグループワーク
10:50	11:00	10分	【ワーク1 課題の設定】全体共有と解説
11:00	11:05	5分	【ワーク1 課題の設定】理解の深化
11:05	11:25	20分	【ワーク2 有効性の検討】個人及びグループワーク
11:25	11:35	10分	【ワーク2 有効性の検討】全体共有と解説
11:35	11:40	5分	【ワーク2 有効性の検討】理解の深化
11:40	12:40	60分	昼休憩
12:40	13:40	60分	【ワーク3 ロジックモデルの作成】個人及びグループワーク
13:40	13:50	15分	【ワーク3 ロジックモデルの作成】解説
13:50	13:55	5分	【ワーク3 ロジックモデルの作成】理解の深化
13:55	14:15	20分	【ワーク4 仮説および検証方法】個人及びグループワーク
14:15	14:30	15分	休憩
14:30	15:10	40分	【ワーク4 仮説および検証方法】全体共有と解説
15:10	15:20	10分	【ワーク4 仮説および検証方法】理解の深化

15:20	15:40	20分	振り返り
15:40	15:55	15分	講評・閉会挨拶
15:55	16:00	5分	アンケート協力要請、事務連絡

出所: 未来工学研究所作成

3.2 開催結果

研修終了後に、出席した計 29 名に対して事後アンケート（オンラインアンケート）を送付し、28 名から回答があった。以下、結果の概要を示す。

3.2.1 講義内容に対する評価及び意見

事後アンケートでは、講義別に満足度と参考の程度をその理由とともにたずねている。以下では、それぞれについて結果をまとめた。

(1) 講義 1：研究開発評価を巡る現在の状況

講義 1 では、祐野恵氏（京都大学）に、国の研究開発評価の全体像や文部科学省の評価指針、DORA 等の国際的な研究評価改革の動向等を紹介してもらった。

1) 満足度

講義 1 に対する満足度は次のとおりである。

表 3-8 満足度（講義 1）

①とても満足した	50.0%	(14 名)
②やや満足した	42.9%	(12 名)
③やや不満であった	7.1%	(2 名)
④不満であった	0.0%	(0 名)

出所: 事後アンケート結果をもとに未来工学研究所作成

自由記述欄をみると、講義 1 は、研究開発評価の制度的背景や政策上の位置づけ、評価対象・評価手法の全体像を把握する導入講義として、受講者におおむね高く評価されたといえる。とくに、研究開発評価をめぐる現在の状況や、プログラム、プロジェクト、研究者、研究機関等を対象とする評価の枠組みを体系的に整理して学べた点が、満足度の高さにつながっていた。

また、基礎知識が十分でない受講者からも、大枠や位置づけの説明があったことで理解しやすかったとの意見が見られた。講義 1 は、後続講義の前提となる全体像を提示する役割を果たしていたと考えられる。

一方で、研究開発評価の変遷、EBPM、ロジックモデル、国際的な研究評価改革の動向など扱う範囲が広く、初学者には難易度が高い部分もあった。

2) 参考の程度

講義 1 に対する「参考の程度」への評価は次のとおりである。

表 3-9 参考の程度（講義 1）

① すぐに活用できる部分が多い	50.0%	（ 14 名）
② 将来的には役立ちそう	46.4%	（ 13 名）
③ あまり役立ちそうにない	3.6%	（ 1 名）
④ まったく役立ちそうにない	0.0%	（ 0 名）

出所：事後アンケート結果をもとに未来工学研究所作成

自由記述欄をみると、講義 1 は、単なる知識提供にとどまらず、プログラム設計、研究評価、申請書作成、評価制度の見直し、組織内での研究評価システムの検討など、受講者の実務に接続しうる内容として評価されていたことがうかがえる。とくに、研究開発評価に関する政策動向や制度的枠組み、ロジックモデル等の考え方を把握できたことが今後の業務に活用可能な知識として受け止められていた。

また、現在の業務に直結する受講者だけでなく、現時点では研究評価に直接関わっていない受講者からも、将来的な異動や大型プログラムへの関与を見据えた基礎知識として有用であるとの評価が見られた。この点から、講義 1 は、直近の実務課題への対応と、中長期的なキャリア上の備えの双方に資する内容であったといえる。

一方で、内容の理解が追いつかなかった、現在の業務への活用イメージが十分に持てなかったという意見も一部に見られた。

(2) 講義 2：研究開発評価の意義と枠組み

講義 2 では、伊地知寛博氏（成城大学）に評価の意義や基本的な概念等、習得すべき基礎的な知識を解説してもらった。

1) 満足度

講義 2 に対する満足度は次のとおりである。

表 3-10 満足度（講義 2）

① とても満足した	60.9%	（ 17 名）
② やや満足した	39.3%	（ 11 名）
③ やや不満であった	0.0%	（ 0 名）
④ 不満であった	0.0%	（ 0 名）

出所：事後アンケート結果をもとに未来工学研究所作成

自由記述欄をみると、講義 2 は、研究開発評価を実施する前提となる「評価とは何か」という基本的な考え方を整理し、受講者の理解を深める講義として高く評価されたといえる。

とくに、評価の多義性、評価の目的、アウトプットとアウトカムの違いなど、実務上混同されやすい概念を明確にした点が、受講者の満足につながっていた。

また、評価を単なる判定や査定としてではなく、関係者間の認識をそろえ、改善や意思決定につなげるためのコミュニケーションツールとして捉える視点が示されたことも、重要な学びとして受け止められていた。これにより、研究開発評価に関わる実務者が、評価の目的や使い方を改めて確認する機会となったことがうかがえる。

一方で、評価対象の整理や、ロジックモデルと評価の関係については、一部の受講者にとって理解が難しい部分もあった。

2) 参考の程度

講義 2 に対する「参考の程度」への評価は次のとおりである。

表 3-11 参考の程度（講義 2）

① すぐに活用できる部分が多い	46.4%	(13 名)
② 将来的には役立ちそう	50.0%	(14 名)
③ あまり役立ちそうにない	3.6%	(1 名)
④ まったく役立ちそうにない	0.0%	(0 名)

出所:事後アンケート結果をもとに未来工学研究所作成

自由記述欄からは、講義 2 は、研究開発評価の基本的な考え方を、受講者が自身の実務に引き寄せて捉える契機となっていたことがうかがえる。とくに、評価を単なる点検・査定ではなく、関係者間の認識共有や研究開発の改善に資するコミュニケーションツールとして位置づける視点は、多くの受講者にとって実務上有用なものとして受け止められていた。

また、学内ファンド評価、社会的インパクト評価、評価制度の設計、IR 業務など、具体的な業務への活用可能性も示されており、講義内容は評価実務の基礎として機能していたと考えられる。参加していない同僚にも共有したいとの意見からは、個人の学習にとどまらず、組織内での共通理解形成にも資する内容であったことが読み取れる。

一方で、アウトプットとアウトカムの違いなど、概念を実務に落とし込むには一定の時間を要するとの指摘もあった。また、評価を前向きな改善ツールとして捉える考え方と、教員が評価を負担や管理として受け止めがちな現場感覚との間にはギャップがあることも示された。

(3) 講義 3：研究開発課題（プロジェクト）の評価

講義 3 では、当研究所の安藤二香がプログラムにおけるプロジェクト評価について事例に基づき講義を行った。

1) 満足度

講義 3 に対する満足度は次のとおりである。

表 3-12 満足度 (講義 3)

① とても満足した	57.1%	(16 名)
② やや満足した	39.3%	(11 名)
③ やや不満であった	3.6%	(1 名)
④ 不満であった	0.0%	(0 名)

出所:事後アンケート結果をもとに未来工学研究所作成

自由記述欄をみると、講義 3 は、研究開発課題の評価を抽象的な制度論としてではなく、具体的な事例に即して理解できる講義として高く評価されたといえる。とくに、プロジェクトがどのような考え方に基づいて設計・募集され、どのようにマネジメントや評価につながるのかを一連の流れとして把握できた点が、満足度の高さにつながっていた。

また、プログラムとプロジェクトの違いや、ロジックモデルを用いて評価のタイムスパンを調整する視点など、研究開発評価の実務で重要となる考え方への理解も深まっていた。評価者の視点だけでなく、被評価者を不適切な評価から守るための枠組みとして評価を捉える意見も見られ、講義内容が実務上の判断やコミュニケーションに接続して受け止められていたことがうかがえる。

2) 参考の程度

講義 3 に対する「参考の程度」への評価は次のとおりである。

表 3-13 参考の程度 (満足度)

① すぐに活用できる部分が多い	53.6%	(15 名)
② 将来的には役立ちそう	46.4%	(13 名)
③ あまり役立ちそうにない	0.0%	(0 名)
④ まったく役立ちそうにない	0.0%	(0 名)

出所:事後アンケート結果をもとに未来工学研究所作成

自由記述欄からは、講義 3 は、プロジェクト評価に直接携わる受講者だけでなく、プレアワード支援、学内ファンド設計、IR 業務、URA 業務など、周辺業務に関わる受講者にとっても実務上参考になる内容として受け止められていた。とくに、募集要項や公募申請を読み解く際に、プログラムやプロジェクトの意図、評価者が重視する観点を理解する手がかりになる点が評価されている。

また、評価を単なる審査・判定としてではなく、プロジェクトがより良い成果を出すための支援や改善につなげる営みとして捉える視点が、受講者の実務意識に結びついていた。評価に対する徒労感についても、評価目的や評価基準の不明確さに起因するものとして捉え直す意見が見られ、講義が評価実務の意味づけを再考する契機になっていたといえる。

一方で、インパクト評価、恒常的モニタリング、評価結果を活用した業務改善、評価文化の醸成といった、より発展的・組織的な評価実践への関心も示された。

(4) 講義 4：研究者等の業績評価、研究開発機関等の評価

講義 4 では、寫田敏行氏（大学改革支援・学位授与機構）に研究者の評価や機関評価、IR について事例を交えて紹介してもらった。

1) 満足度

講義 4 に対する満足度は次のとおりである。

表 3-14 満足度（講義 4）

① とても満足した	60.7%	（ 17 名）
② やや満足した	32.1%	（ 9 名）
③ やや不満であった	7.1%	（ 2 名）
④ 不満であった	0.0%	（ 0 名）

出所：事後アンケート結果をもとに未来工学研究所作成

自由記述欄をみると、講義 4 は、研究者評価や研究開発機関評価という受講者にとって比較的身近なテーマを扱ったことにより、高い関心をもって受け止められていたといえる。とくに、評価を単なる優劣判定や管理の手段ではなく、目標や課題を共有し、改善につなげるためのポジティブなコミュニケーションツールとして捉える視点は、多くの受講者にとって印象的な学びとなっていた。

また、研究者評価をめぐる今日的な問題点や、学内で評価を実施する際の課題が整理されたことで、受講者は自身の業務と結びつけて理解しやすかったと考えられる。具体例や講師の経験談も、評価の目的と方法の関係を理解する上で有効に機能していた。

一方で、「評価疲れ」については、共感を示す意見がある一方、概念そのものがわかりにくいという意見や、評価が優劣判断に用いられる現実との間でなお違和感が残るとの意見も見られた。また、経験談が中心に感じられ、実務上どのように活用すべきかが見えにくかったとの指摘もあった。

2) 参考の程度

講義 4 に対する「参考の程度」への評価は次のとおりである。

表 3-15 参考の程度（講義 4）

① すぐに活用できる部分が多い	39.3%	（ 11 名）
② 将来的には役立ちそう	57.1%	（ 16 名）
③ あまり役立ちそうにない	3.6%	（ 1 名）
④ まったく役立ちそうにない	0.0%	（ 0 名）

出所：事後アンケート結果をもとに未来工学研究所作成

自由記述欄をみると、満足度と同様に、全体として有用性は高く評価されているが、直ちに活用できる内容というよりも、将来的な業務や制度設計の際に参照される基礎的・応用的知見として受け止められている傾向が見られる。

具体的には、研究者評価や研究開発機関評価に関する考え方を、学内評価制度や研究力強化施策の設計に活用しうる内容として高く評価されていたことがうかがえる。とくに、評価疲れを生じさせる要因を意識した制度設計や、評価において問題となりやすい点を明示的に整理する視点は、受講者にとって実務上の参考になるものとして受け止められていた。

また、講義内容は教員評価にとどまらず、職員評価、URA の業績評価、学内ファンド評価、各種学内ステークホルダーの評価にも応用可能なものとして理解されている。評価制度を自ら設計・改善する立場の受講者にとっては、具体的な検討材料を得る機会となっていたといえる。

一方で、評価制度の見直しは人事部門や大学執行部の関与が不可欠であり、受講者個人の立場では直ちに変更しにくいという実務上の制約も示された。

(5) 講義 5 : プログラム評価

講義 5 では、当研究所の田原敬一郎がプログラム評価について事例に基づき解説した。

1) 満足度

講義 5 に対する満足度は次のとおりである。

表 3-16 満足度 (講義 5)

① とても満足した	53.6%	(15 名)
② やや満足した	46.4%	(13 名)
③ やや不満であった	0.0%	(0 名)
④ 不満であった	0.0%	(0 名)

出所:事後アンケート結果をもとに未来工学研究所作成

自由記述欄をみると、講義 5 は、プログラム評価の中核的な手法であるロジックモデルについて、受講者が理論と実践の双方から理解を深める機会として高く評価されたといえる。とくに、ロジックモデルについて「聞いたことはあるが、十分に学ぶ機会がなかった」という受講者にとって、その構造や考え方を具体的に把握できたことが満足度につながっていた。

また、翌日の演習に向けた前提知識として有効であったとの意見が複数見られ、講義と演習の接続が適切に機能していたことがうかがえる。講義 2~4 で扱われた評価の基本概念や評価対象に関する内容を踏まえ、プログラム評価の観点から総括する位置づけとしても理解しやすかったと考えられる。

一方で、研究開発は不確実性が高いため、ロジックモデルを固定的な因果図として用いるだけでなく、仮定や外部要因、制約条件、リスクマネジメントと結びつけて運用する視点も重要ではないかとの指摘もあった。

2) 参考の程度

講義 5 に対する「参考の程度」への評価は次のとおりである。

表 3-17 参考の程度（講義 5）

① すぐに活用できる部分が多い	53.6%	(15 名)
② 将来的には役立ちそう	46.4%	(13 名)
③ あまり役立ちそうにない	0.0%	(0 名)
④ まったく役立ちそうにない	0.0%	(0 名)

出所:事後アンケート結果をもとに未来工学研究所作成

自由記述欄からは、講義 5 は、ロジックモデルを中心としたプログラム評価の考え方を、受講者が自身の業務に具体的に引きつけて理解する機会となっていたことがうかがえる。とくに、学内ファンドの評価、競争的資金への応募、国プロを含む公的資金申請、学内プロジェクトの社会的インパクト評価など、多様な実務場面で活用可能な手法として受け止められていた。

また、翌日の演習と組み合わせることで、講義内容が単なる知識の習得にとどまらず、自分の関わる事業に当てはめて考える実践的な学習につながるとの評価が見られた。ロジックモデル作成において、関与者やステークホルダーを意識する重要性が理解された点も、実務への接続を高めていたと考えられる。

一方で、ロジックモデルや評価の考え方を組織内で定着させるには、受講者個人だけでなく、組織全体や評価者側の理解水準を高める必要があるとの指摘もあった。

3.2.2 プログラム評価演習に対する評価及び意見

演習では、プログラム評価の事例として「元素戦略プロジェクト<研究拠点形成型>」を取り上げ、ロジックモデルの作成や評価を実施する上での問い、分析手法の検討などを通じて、研究開発評価において着目すべき基本的な観点等について学ぶ内容とした。

演習は、「課題の設定」「有効性の検討」「ロジックモデルの作成」「仮説および検証方法」の 4 パートで構成され、それぞれについて、5 グループに分かれてのグループワークと全体での解説をセットにして行った。また、各グループでのワークの様子を観察し、適宜全体でコメントを行うようにした。

以下は、事後アンケートの回答者のうち、演習に参加した 26 名の回答結果をまとめたものである。

(1) 満足度

演習に対する受講者の満足度は次のとおりである。

表 3-18 満足度（演習）

① とても満足した	69.2%	(18 名)
② やや満足した	23.1%	(6 名)
③ やや不満であった	7.7%	(2 名)
④ 不満であった	0.0%	(0 名)

出所:事後アンケート結果をもとに未来工学研究所作成

自由記述欄をみると、演習は、ロジックモデルやプログラム評価の考え方を知識として理解するだけでなく、実際に作成・検討することで、その難しさと有効性を体感する機会として高く評価されていた。とくに、ロジックモデルを用いてプログラムの構造を整理し、評価の問いや検証方法につなげて考える一連の流れを経験できた点が、満足度の高さにつながっていた。

また、異なる業務経験や専門性を持つ受講者同士で議論したことにより、多様な視点を得られたという意見が多く見られた。グループワークは、単なる作業ではなく、研究開発評価において複数の関係者の視点を取り入れる重要性を学ぶ場としても機能していたといえる。

一方で、演習時間の不足、参加者間の前提知識の差、専門性の高い題材による議論のしにくさ、アウトカム概念の整理不足といった指摘も一部になった。

(2) 参考の程度

演習に対する「参考の程度」への評価は次のとおりである。

表 3-19 参考の程度（演習）

① すぐに活用できる部分が多い	73.1%	(19 名)
② 将来的には役立ちそう	23.1%	(6 名)
③ あまり役立ちそうにない	3.8%	(1 名)
④ まったく役立ちそうにない	0.0%	(0 名)

出所:事後アンケート結果をもとに未来工学研究所作成

自由記述欄をみると、演習は、ロジックモデルやプログラム評価の考え方を実務に落とし込む上で、非常に有用な学習機会として受け止められていた。とくに、単に概念を学ぶだけでなく、実際に手を動かして課題設定、有効性の検討、ロジックモデルの作成、仮説・検証方法の検討を行ったことで、受講者は自身の業務に応用する具体的なイメージを持つことができたと考えられる。

活用場面としては、学内ファンドの設計・評価、競争的資金応募、提案書作成、社会的インパクト評価、拠点事業型プログラムの検討、異分野融合型研究チームの支援など、多岐にわたる業務が挙げられている。このことから、演習で扱ったプログラム評価の視点は、研究

開発評価に限らず、研究支援や研究推進の幅広い実務に応用可能なものとして理解されていたといえる。

一方で、ロジックモデルから評価の問いを設定し、適切な検証方法や指標を導くプロセスについては、なお難しさがあることも一部指摘されていた。

3.2.3 研修全体に対する評価及び意見

(1) 満足度

研修全体に対する満足度は次のとおりである。

表 3-20 満足度（研修全体）

① とても満足した	71.4%	（ 20 名）
② 満足した	25.0%	（ 7 名）
③ やや不満であった	3.6%	（ 1 名）
④ 不満であった	0.0%	（ 0 名）

出所：事後アンケート結果をもとに未来工学研究所作成

研修全体としては、研究開発評価に関する基礎概念、制度的枠組み、ロジックモデル、プログラム評価等を体系的に学べる機会として高く評価されたことが自由記述欄からも読み解ける。とくに、講義による知識習得と、具体的事例を用いた演習が組み合わせられたことで、受講者は研究開発評価の考え方を実務に引きつけて理解することができたと考えられる。

また、グループワークを通じて他機関の参加者や同じような立場の実務者と交流できたことも、研修の大きな価値として受け止められていた。研修は、知識・スキルの習得に加え、視野の拡大や今後の人脈形成にも資する場として機能していたといえる。

一方で、講義の進行が速く、内容を十分に消化しきれなかったとの意見や、質疑応答の時間が不足していたとの指摘も一部に見られた。

(2) 研修への参加推奨意向

以下は、同僚や友人などに本研修への参加を勧めたいかについて、たずねた結果をまとめたものである。

表 3-21 研修への参加推奨意向

① そう思う	78.6%	（ 22 名）
② どちらかといえばそう思う	21.4%	（ 6 名）
③ どちらかといえばそう思わない	0.0%	（ 0 名）
④ そう思わない	0.0%	（ 0 名）

出所：事後アンケート結果をもとに未来工学研究所作成

本研修への参加推奨意向については、「そう思う」が78.6%、「どちらかといえばそう思う」が21.4%であり、回答者全員が肯定的に評価していた。

自由記述からは、評価業務や競争的資金応募、学内施策立案に活用できる実践的な知識・スキルを得られる点が高く評価されている。とくに、ロジックモデル等の考え方はURAや研究支援人材にとって有用であり、同じ立場の職員にも勧めたいという意見が複数みられた。また、個人の能力向上にとどまらず、組織内で共通理解を持つ人材が増えることで、学内での評価対応や関係部署との調整が円滑になるとの期待も示された。

一方で、一定の実務経験がある参加者により適していることや、所属業務との関連性にばらつきがあることも示唆された。

(3) 研修実施希望時期

事後アンケートでは、希望する研修の実施時期についてもたずねている。その結果、6割以上が「1月～3月」に集中し、「4月～6月」の年度はじめは希望者がゼロであった。

表 3-22 研究実施希望時期

① 4月～6月	25.0%	(7名)
② 7月～9月	14.3%	(4名)
③ 10月～12月	14.3%	(4名)
④ 1月～3月	14.3%	(4名)
⑤ どの時期でも構わない	32.1%	(9名)

出所:事後アンケート結果をもとに未来工学研究所作成

参加者28名に希望する研修実施時期をたずねたところ、「どの時期でも構わない」が9名(32.1%)で最も多く、実施時期に強い制約を持たない参加者が一定数みられた。具体的な時期では、「4月～6月」が7名(25.0%)で最も多く、次いで「7月～9月」「10月～12月」「1月～3月」がそれぞれ4名(14.3%)で同数であった。全体として、特定の時期に大きく偏る傾向はみられないものの、年度前半、特に4月～6月の実施にやや高いニーズがあることがうかがえる。

3.2.4 今後とりあげてほしいテーマなど

事後アンケートの最後の設問では、今後とりあげて欲しいテーマや講義内容を含め、研修に対する意見、感想を自由記述で求めた。

9名から回答があり、その内容をみると、感謝や肯定的な感想に加え、今後の研修内容や運営改善に関する具体的な意見が寄せられている。

まず、内容面では、ロジックモデルを固定的な成果物ではなく、継続的なモニタリングと見直しを通じて改善していく「Living Document」として位置づけることや、評価を組織学習・コミュニケーションの手段として活用する視点をより深めたいという要望がみられた。

また、ボトムアップ型研究や異分野融合研究を支える研究環境、若手研究者育成の仕組み、定性的評価の方法など、研究開発評価をより実践的・発展的に扱うテーマへの関心も示された。運営面では、座学研修に関するアンケートを当日に実施することで、より有用なフィードバックが得られるのではないかとの提案があった。

3.3 今後に向けての示唆

これまでのアンケート結果から、本研修は全体として高い満足度と参加推奨意向を得ており、特にロジックモデルを中心とした評価の考え方や、グループワークを通じた実践的な学びが高く評価されているといえる。

以下では、事後アンケートの結果及び検討会議における議論をもとに、今後に向けての示唆をまとめる。

3.3.1 講義について

1日目の講義については、全体として高い評価を得ており、大きな改善を要する点はみられなかった。一方で、事後アンケートでは、複数の講義間で内容の重複があったとの指摘や、質疑応答の時間が十分に確保されていなかったとの意見もみられた。

これらの指摘について、検討会議では、受講者の所属、業務内容、経験年数等が多様であることを踏まえると、とくに初学者に対しては、複数の講義において異なる観点から繰り返し説明することにも一定の意義があるとの認識が示された。また、遠方からの受講者もいることから、開始時間を早めるなどして研修全体の時間枠を拡張し、質疑応答の時間を確保することは容易ではないことも確認された。

対応策として、反転学習を導入する可能性も検討されたが、委員からは、日本では反転学習の成功事例が必ずしも多くなく、事前資料の確認や動画視聴の実効性には課題があるとの意見が示された。以上を踏まえると、現行の時間的制約の中で、プログラム内に十分な質疑応答時間を新たに確保することは難しい。そのため、今後も講義終了後に講師への個別質問を歓迎することを明示するなど、プログラム外でのフォローアップ体制を充実させる方向で対応していくことが適当である。

3.3.2 演習について

2日目の演習については、グループワークが高く評価されており、参加者間の意見交換やネットワーク形成の面でも有用であったことが確認された。一方で、当日ファシリテーターを務めた検討会議委員等からは、5人編成のグループでは比較的発言時間を確保しやすかったのに対し、6人編成のグループでは時間的制約が生じやすかったとの指摘があった。このため、今後は1グループあたりの人数について、より慎重に検討する必要がある。

また、現在のグループ編成は、主に所属とジェンダーバランスを考慮して行っているが、今後は、申込時に把握した業務経験等の情報をより積極的に活用することが課題として示

された。受講者の経験年数や業務内容を踏まえてグループを編成することで、議論の偏りを抑えつつ、相互学習の効果をさらに高められる可能性がある。